

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2008.12 No.118

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



基礎研40周年

- ①基礎研の40年と人間発達の経済学の発達
- ②ワーキングプアの構造的要因と経済学の未来
- 後期高齢者医療と税／日雇い派遣労働者／橋下府政
- 北京オリンピック／新疆ウイグルのデモ・テロ

2009年春季研究交流集会のご案内

——哲学・経済・金融——

基礎研は、勤労者に立脚した、人間中心の経済学はいかにあるべきかを探求してきました。いま、米国に端を発した世界金融危機・円高の中で、企業は、業績低迷により生産調整の名で勤労者を切り捨て、政治は、財政再建の名で福祉、教育の切り捨てを行うなど、人間の生存基盤は、ますます危うくなっています。このような時代を、人間中心の経済学の視点をかけてどのように乗り切るかを模索する重要性はますます高まっています。

基礎研では、2008年12月の40周年記念大会の成果を受けて、多くの方々とともに研究成果を交流しあいより深い理論の構築を目指したいと、下記のように2009年春季研究交流集会の開催準備を進めています。

皆さんの参加をお待ちしております。

日 時：2009年3月14日(土)～15日(日)

場 所：阪南大学 本キャンパス8号館

大阪府松原市天美5-4-33 TEL:072-332-1224 (代)
(近鉄南大阪線 河内天美駅下車徒歩6～7分)

企画の詳細は進行にともない、順次ホームページに掲載いたします。

並行セッションの報告者を募集します!!

お問い合わせは基礎研事務局へ

Tel/Fax: 075-255-2450 e-mail: office@kisoken.org

経済科学通信

Letters of Economic Science

第118号 (2008年12月)

NEWSを読み解く

後期高齢者医療と税	藤岡 純一	2
生活保護基準以下で暮らす日雇い派遣労働者		
—ワーキングプア問題についての一考察—	高野 剛	7
「橋下知事への対案」を踏まえて求められる市民共同体の質的発展	横溝 幸徳	11
北京オリンピック与中国映画	黒川美富子	16
新疆ウイグル自治区のデモ／テロ現場を調査して	大西 広	20

座談会① 基礎研の40年と人間発達の経済学の発達 23

司 会：中谷武雄

出席者：森岡孝二、小沢修司、大西広、藤岡惇、柳ヶ瀬孝三、井内尚樹

座談会② ワーキングプアの構造的要因と経済学の未来

　　—人間発達の経済学の担い手をめぐって— 42

司 会：阪本将英

出席者：高野剛、中野裕史、森本壮亮

春集会分科会論文

菜園家族レボリューションの可能性

一大地と人間の再統合による「家族」と「地域」の再生—	伊藤 恵子	54
人間の本質・私の所有・共同所有—理論と歴史—	山本広太郎	60
資本主義と人口再生産様式—本源的蓄積論の再検討を中心に—	青柳 和身	65

特別寄稿

裁判員制度の背景と本質について—「市民」的治安政策との関連で— 小田中聰樹 78

学界動向

関西唯物論研究会20周年	牧野 広義	86
『アダム・スミス「法学講義Aノート」を読む』完成記念講演会	服部寿子／田中幸世	89

読書ノート

グローバル経済社会を読む（上） 増田和夫 93

書評 98

トニー・フィッツパトリック著（武川・菊池訳）『自由と保障—ベーシック・インカム論争—』／松尾匡著『「はだかの王様」の経済学—現代人のためのマルクス再入門—』／中野一新・岡田知弘編『グローバリゼーションと世界の農業』

勤労・実践を捉えかえす学び（14）

『格差社会の構造』を通過点として—大阪第三学科で学んで— 高田 好章 106

後期高齢者医療と税

FUJIOKA Jun-ichi
藤岡 純一

I はじめに

本年4月より後期高齢者医療制度がスタートした。国民からさまざまな疑問が出され、大きな政治問題になっている。この制度は、何よりも、75歳以上の高齢者が独立した保険制度に一人ひとりが加入することになり、他の医療保険制度と切り離されるところに特徴がある。そして財源の一定割合をこの制度の加入者の保険料で賄うことになった。保険料は今後引き上げられていくと見込まれている。

本稿では、旧老人保健制度を概括して後期高齢者医療制度の特徴をあきらかにしつつ、その改革の方向を探る。

II 老人保健制度の変遷

高齢者医療費自己負担の無料化は、すでに1960年代から始まっていた。初めて実施したのは岩手県の沢内村（現在の西和賀町）であった。貧困・多病・豪雪という3重苦の中で、沢内村では、村長の努力と村民の協力で、これらを逆手にとって、1961年に乳児医療費と老人医療費の無料化を行い、1962年には乳児死亡率ゼロという偉業を達成した。他の自治体にもこれらの経験が波及した。

都道府県レベルでは、1960年代後半のから70年代初頭にかけて誕生した革新自治体（大阪府や東京都）を中心に、65歳以上の高齢者の医療費自己負担の無料化が実施された。これらの都道府県では、産業基盤重視型の行政から生活基盤重視型の行政への転換が試みられた。

老人医療の無料化の動きを全国レベルで70歳以上に限定して行われたのは1973年（老人福祉法の改正は1972年），いわゆる「福祉元年」であった。この年には、健康保険の家族給付率の7割への引き上げと高額医療費制度の創設が行われた。他にも、公的年金における物価スライド制の導入などが行

われた。

このような社会保障の充実の方向が大きく転換したのが1980年代であった。1982年に老人保健法が制定され（翌年2月実施），老人医療費の再有料化が行われた（外来が1ヶ月400円，入院は2ヶ月を限度として1日300円）。また、同法では、国民健康保険財政の改善のために、各医療保険制度による財政調整が図られた。これ以降、次々と負担の引き上げと財政調整の強化策が打ち出されていった。

1984年には、健康保険本人1割負担の導入（それまでは初診時800円，入院時1日500円），退職者医療制度の創設などが行われ、1986年には、老人保健法が改正され、一部負担の引き上げ、加入者按分率の引き上げ（当初は医療費按分率と加入者按分率の割合は50：50であったが1990年より加入者按分率が100%となった。）による財政調整の強化が行われた。1997年には、被用者本人の2割負担への一部負担の引き上げ、老人医療の一部負担の改定が行われた。

2002年の改正で、老人医療の受給対象年齢が70歳から75歳に引き上げられ、原則1割負担（一定所得以上は2割、2006年10月より3割）となった。2003年からは被用者本人も3割負担となった。

表1 老人医療受給対象者数

千人、%

	1990	1995	2000	2005
総数	9,732	11,853	14,778	14,176
政府管掌健康保険	1,650	1,976	2,087	1,572
組合管掌健康保険	900	947	894	619
船員保険	27	24	19	12
国民健康保険	6,691	8,430	11,342	11,623
共済組合	464	476	436	350
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
政府管掌健康保険	17.0	16.7	14.1	11.1
組合管掌健康保険	9.2	8.0	6.0	4.4
船員保険	0.3	0.2	0.1	0.1
国民健康保険	68.8	71.1	76.7	82.0
共済組合	4.8	4.0	3.0	2.5

資料：厚生労働省保険局『老人医療事業年報』

表2 老人医療費の負担状況

単位：億円、%

	公費				保険者			患者負担	合計
	国	都道府県	市町村	小計	被用者保険	国保	小計		
1990	11,466	2,867	2,867	17,200	25,868	14,264	40,132	1,937	59,269
1995	18,207	4,552	4,552	27,310	36,732	20,483	57,215	4,627	89,152
2000	20,916	5,229	5,229	31,374	44,326	27,770	72,095	8,528	111,997
2003	23,657	5,914	5,914	35,485	41,844	28,874	70,718	10,320	116,523
2005	29,280	7,320	7,320	43,920	36,624	25,986	62,610	9,913	116,443
1990	19.3	4.8	4.8	29.0	43.6	24.1	67.7	3.3	100.0
1995	20.4	5.1	5.1	30.6	41.2	23.0	64.2	5.2	100.0
2000	18.7	4.7	4.7	28.0	39.6	24.8	64.4	7.6	100.0
2003	20.3	5.1	5.1	30.5	35.9	24.8	60.7	8.9	100.0
2005	25.1	6.3	6.3	37.7	31.5	22.3	53.8	8.5	100.0

資料：厚生労働省保険局『老人医療事業年報』

旧老人保健制度の下で、老人医療費は、老人保健制度の対象者が病院等の窓口で払う一部負担と、各医療保険制度からの老人保健拠出金そして租税で賄われてきた。一部負担金を除いた費用の負担割合は、制度発足当初から2002年9月までは拠出金7割・公費3割であったが、2002年10月から公費負担割合を毎年4%ずつ段階的に引き上げ、2006年10月から拠出金5割・公費5割（公費負担は国・都道府県・市町村が4:1:1の割合）となった。

表1は、老人医療受給対象者数の推移を制度別に見た表である。総数は大きく増えている。2005年には1990年の約1.5倍になっている。制度別に見ると、政府管掌健康保険や組合管掌健康保険などの被用者保険が対象者数で減少するとともに、構成割合を大きく下げているのに対して、国民健康保険における対象者数が大きく増加し、割合でも1990年の68.8%から82%まで増加した。圧倒的多数が、国民健康保険加入者である。

負担割合の推移をみたのが表2である。合計老人医療費は、1990年から2005年に約2倍に增加了。なかでも患者負担が大きく増加し、2003年には1990年の約5倍に達した。構成比でも増加しているのが分る。発足当初、患者負担は老人医療費の1.6%であったが、1990年に3.3%となり、現在は8%を大きく超えている。これとは対照的に被用者保険の保険者負担の割合は低下傾向にある。国民健康保険の保険者負担の割合は大きく変わっていない。国民健康保険会計は慢性的な財政赤字にある。公費負担はほぼ30%で推移していたが、公費

負担が段階的に5割に引き上げられることが決まった後、2005年には構成割合が増加し、37.7%になった。

後期高齢者医療制度は、このような自己負担増加と財政調整の強化の延長線上にある。

III 医療費の抑制

後期高齢者医療制度の背景には、一方で、社会保障費と医療費の抑制がある。

国民医療費の大きさを国民所得に対する割合で見ると、1980年代に一時抑制されていたが、1990年代より漸増傾向にある。1985年に6.1%であったが1990年に5.9%に下がった。その後、1995年に7.2%となり、1998年に8%を超えた。2000年の介護保険制度施行により従来国民医療費の対象となっていた費用のうち介護保険の費用に移行したものがそれ以降含まれなくなってしまった。そのため2000年には若干減少したが、その後また増加し2005年には9%に達した。

政府の医療費抑制は顕著である。表3は、ここ数年間の社会保障費抑制策である。毎年2200億円が削減目標とされてきた。医療だけではなく、年金、介護、そして生活保護にまで及ぶ。所得格差が拡大するなかで、今後ともこのような削減を続けていくと、最低生活の保障という社会保障の役割がますます後退することになる。

医療保険に関して、2006年に、診療報酬が引き

下げられたが、この中には、リハビリテーションの日数制限が含まれている。心大血管疾患は治療開始日から150日、脳血管疾患等は発症、手術または増悪から180日、運動器は発症、手術または増悪から150日、呼吸器は治療開始日から90日と決められた。この日数を超えると保険の適用ができなくなる。これは機能維持のためのリハビリテーションに制限を設けることで、リハビリテーションを受けることでADL（日常生活動作）を維持している患者から生活能力を奪うことである。政府は、国民の批判にあい解釈を変え、「標準的算定日数」を超えたリハビリテーションは「選定療養」として自費徴収の対象とした。しかし日数制限は残されており、患者負担は大きい。

2006年の診療報酬改定で、療養病床の入院点数も引き下げられた。療養病床とは「病院または診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するための病床」で1992年の医療法改正で制度がスタートした。現在、医療保険の医療型療養病床と介護保険の介護療養型医療施設がある。介護型（13万床）は2011年度末までに全廃、医療型（25万床）は2012年度までに15万床までに減らす計画である。新たな診療報酬として、24時間体制で患者を往診する「在宅療養支援診療所」の創設や在宅での終末期ケア加算が盛り込まれたが、他方で、医療型の診療報酬について、必要度が低い患者を多く抱えた病院に支払われる診療報酬が、大幅に削減された。

日本の医療費は、現在、増加の一途をたどっているが、国際的に見るとまだ低い水準である。平均寿命が長く、乳幼児の死亡率が低いことなどを考えると、医療費の効果は大変大きい。

IV 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度の概要は以下のとおりである。

第1に、後期高齢者医療制度によって75歳以上の高齢者が独立した保険制度に一人ひとりが加入することになり、他の医療保険制度と切り離されることである。74歳までは、国民健康保険、組合管掌健康保険、政府管掌健康保険等に主としてそれぞれの職域に応じて加入している。

第2に、後期高齢者医療制度の運営者は、都道府

県を単位とする「後期高齢者医療広域連合」である。都道府県ごとに全市町村が加入し、その運営を分担する。広域連合はこの制度の財政運営に責任を持つ。保険料は都道府県により異なる。保険料の徴収は市町村が行う。

第3に、医療費の1割を患者が負担する（現役並みの所得者は3割）。それ以外の医療費の50%を租税などの公費で賄う。国、都道府県、市町村が4：1：1の割合でそれを負担する。残りの50%のうち10%を被保険者の保険料で、40%を現役世代の保険料からの「後期高齢者支援金」で賄う。

第4に、75歳以上の人ひとりが保険料を支払うので、被用者保険の被扶養者だった人も保険料を支払わなければならない。年金の年額が18万以上の人々は年金から保険料が天引きされる「特別徴収」が行われる。年金の年額が18万円未満の場合は納付書または口座振替等の「普通徴収」になる。普通徴収の人は保険料を滞納すれば保険証から「資格証明書」に切り替えられる。

第5に、保険料は、被保険者全員が均等に負担する比例部分と被保険者の所得に応じて負担する定額部分からなっている。保険料をどの水準に設定するかは都道府県ごとに異なる。基本的には医療費を多く使う都道府県ほど保険料も高くなる。一人当たり平均保険料（年額）は、最も高い東京で

表3 最近の主な社会保障費抑制策

単位：億円

年度	削減目標	分野	内容
2002	3,000	医 療	診療報酬などの引き下げ 高齢者の一部負担の見直し
2003	2,200	年 金 介 護	物価連動で給付減額 介護報酬引き下げ
2004	2,200	医 療 年 金 生 活 保 護	薬価引き下げ 物価連動で給付減額 老齢加算の段階的廃止 扶助基準の引き下げ
2005	2,200	介 護	費用の計算変更など
2006	2,200	医 療 年 金 介 護	診療報酬・薬価引き下げ 自己負担増などの制度改革 物価連動で給付減額 介護報酬引き下げ
2007	2,200	生 活 保 護 雇 用	母子加算の段階的廃止 雇用保険の国庫負担削減
2008	2,200	医 療	薬価引き下げ 被用者保険から政管健保支援 後発医薬品の使用促進

10万2900円、もっと低い宮崎で5万3676円である。最近の調査（厚生労働省6月4日発表）では、低所得者ほど負担増になる。国民健康保険から移った人のうち、年金収入177万円未満の低所得者ほど保険料負担が増えた割合が高い。特に大都市では低所得者の約8割が負担増であった。逆に、年金収入292万円以上の高所得世帯の約8割は負担が減っていた。

第6に、定額部分（全国平均で月額約3500円）には、低所得者対象の軽減措置がある。妻の年金収入が135万円以下の夫婦世帯では、夫の年金収入が238万円以下192.5万円超で2割軽減、192.5万円以下168万円超で5割、168万円以下で7割の軽減となる。政府はこれにさらに9割軽減措置を加えることを検討している。保険料を支払うのは個人個人なのに、この軽減措置は世帯所得を基準にしていることに疑問がある。自治体によっては、追加の公費投入がすでに行われ、保険料が軽減されている。

第7に、後期高齢者医療制度の発足にともない、75歳以上の慢性疾患の患者を対象とした「後期高齢者診療料」が新設された。この診療料は、医学管理等、検査、画像診断、処置を包括して、料金が1ヶ月6000円（患者の窓口負担はその1割または3割）と決められた。しかし、この額は実際よりも低く、患者が必要な医療をきっちりと受けられるかどうか危うい。高齢者に対する医療の抑制になる可能性がある。

以上が概要である。この制度は、1982年に創設された老人保健制度の老人医療に代わるものとして制度化された。旧制度では、医療費は、老人保健制度の対象者が病院等の窓口で払う一部負担と、各医療保険制度からの老人保健拠出金（一部負担を差し引いた額の50%）、そして租税（残りの額）で賄われてきた。老人保健拠出金の多くが若年中年層の保険から構成されており、租税も若年中年層が支払った税金が多い。今後、少子高齢化がさらに進み、高齢者にかかる医療費がさらに増加するので、後期高齢者の独立した保険制度をつくり、その保険料を財源の一部として応分の負担を求めたものである。後期高齢者医療の保険料は、将来上がるところが見込まれている。

2008年4月から、65歳から74歳までの前期高齢者は、被用者保険と国民健康保険に加入したまま、その医療費について、各医療保険制度の75歳未満の加入者数に応じて財政調整する仕組みが導入さ

表4 高齢者医療への拠出金額の増減
(07年度→08年度)

	負担増減額	加入者数	一人当たり 増減額
健保組合	4096億円	2943万人	1万3920円
政管健保	271億円	3429万人	790円
共済組合	1307億円	905万人	1万4440円
市町村国保	▼4496億円	3729万人	▼1万2060円

出所) 朝日新聞2008年8月15日

れた。75歳未満の加入者は、市町村国保42%，被用者保険58%であるので、国民健康保険の財政負担が著しく軽減された。前期高齢者医療制度には、公費負担がない。

2007年度から2008年度への変化として、高齢者医療への被用者保険の負担は、前期高齢者の医療費への納付金が影響して、大幅に増加した。これに対して、市町村国保の負担は大幅に減少した。これは、前期高齢者医療制度が75歳未満の加入者に応じた負担になったことと合わせて、75歳以上が独立した後期高齢者医療に移行した結果、国保加入が大幅に減少したためである（表4）。

V 改革の構想

(1) 独立方式か突き抜け方式か

後期高齢者医療制度の代替案には2つの案がある。第1は、75歳以上の高齢者の独立した医療を堅持し、それを全額税で賄う方式である。第2は、75歳以上の高齢者を独立させることをやめて、各保険に一体化する案である。第1を「独立方式」第2を「突き抜け方式」を呼ぶ（朝日新聞2008年5月16日）。前者（広井良典氏）は、後期高齢者医療制度には保険と税という異質な原理が混在しているのが最大の問題で、病気のリスクの高いお年寄りに保険原理をあてはめるのは困難であると主張する。そして、高齢者の8割が国民健康保険に偏在する問題を、財政調整でやりくりしてきたが、複雑すぎて限界に来ているとして、医療は税でまかない保障を強化して安心感を高めるのが良いとする。この場合、消費税の引き上げが避けられない。これに対して、後者（堤修三氏）によると、後期高齢者医療制度を「うば捨て山」になるのは確実であるとし、現役世代は職場で健康保険に入ってきた

NEWSを読み解く

サラリーマンが、退職後、市町村の国民健康保険に大量に流れ込み、医療費が過重になっているのが問題なので、現役世代と退職者をまとめて面倒を見る被用者年金受給者のための健康保険を創設するのが良いと主張する。また、みんなで保険料を払ってかかった費用を負担しあうのが保険制度なので、「一定額以上のサラリーマンの年金」という同質な集団で構成するのが合理的だとする。

「独立方式」では、高齢者は税、現役世代は保険という制度全体では税と保険が混在する。「突き抜け方式」では、基本は保険であるが、高齢者医療には現在税金が投入されていることを考慮すると、現役世代の保険料を相当額引き上げるか、そうでなければ税なしの保険だけで賄うのは困難であろう。いずれにせよ税金を主財源とする公費投入は避けられない。最大の問題は、75歳以上の高齢者の独立した制度を維持するかどうかである。また、後期高齢者医療だけでなく、年金や他の医療保険制度などの社会保障全体の見直しが避けられない。

(2) スウェーデンの税方式

医療費の全額を税で賄っているのは、スウェーデンである。スウェーデンの制度について概括しよう。

スウェーデンの医療保障の特徴は、基本的に公的セクターが提供主体になっていることである。開業医などの民間部門は約5%である。そして、全住民を対象としている。保健医療サービスは、主として県によって提供され、地方所得税を主な財源としている。一部国庫補助がある。県の役割のほとんどが保健医療サービスである。県は、地方所得税（県税）を財源として、地区診療所や病院を運営している。公的医療機関の医師や看護師は公務員である。予算は毎年県議会で決定される。患者の一部負担はあるが、上限が決められている。

1992年より実施されたエーデル改革で、高齢者の保健医療サービスの一部がコムニーン（市町村）の権限に移された。その目的は、①社会的入院を減らし、入院待ちを減らすこと、②高齢者や障害者用の住宅の質を向上させること、③コムニーンに責任を一元化し、在宅サービスの一層の充実を図ることであった。地区看護師、看護師、作業療法士、理学療法士、ケースワーカーなどの高齢者

ケアを担当する職員が県からコムニーンに移り、同時に、コムニーンのケアスタッフの増強が図られた。また、県が医療施設として所有していたナーシングホームはコムニーンに移管された。さらに、社会的入院患者の入院費をコムニーンが県に支払うこととし、県の医療施設からコムニーンの介護の付いた特別な住宅への高齢者の移行が促進された。これらの変更に伴い、地方所得税の一部が県からコムニーンに移管された。

なお、スウェーデンにも医療保険はあるが、これは、疾病によって就業できなかった期間の所得保障（疾病手当）である。歯科診療の一部などは社会保険方式を採用している。保険料は、主として、雇用主が支払う。

スウェーデンの医療保障は、このように税方式でかつ基本的に一元化された制度をとっている。高齢者のプライマリーケアについては、福祉と医療の一体化のためにコムニーンが提供している。

VI おわりに

日本では、保険制度を基本にしている。保険制度のもとでは保険料を納めなかつた人には、給付は行われない。その結果、高齢者や低所得者などには、公費を投入して負担を軽減し、給付を行うことになる。一方、税方式では、年齢や所得の差にかかわらず、住民に必要な医療が提供される。現行の日本の制度をただちに税方式に転換することは困難であるが、低所得者や高齢者・障害者には、大幅な公費負担が必要になる。特に、所得格差が拡大し、ワーキングプアなど保険料を納めていない人が増えていることは重大である。後期高齢者というカテゴリーで独立した制度にするのではなく、被用者保険と国民健康保険という制度の枠内で、高齢者や低所得者に、大幅な公費を投入することが必要になる。保険料や医療費・介護費を支払っても、一定の年金額が手元に残るようなスウェーデンの制度は見習うべきである。日本では、社会保障の持つ所得最低限保障機能が、今、失われつつある。

（ふじおか　じゅんいち　所員　関西福祉大学）

生活保護基準以下で暮らす日雇い派遣労働者 —ワーキングプア問題についての一考察—

TAKANO Tsuyoshi

高野 剛

I ワーキングプア問題

ワーキングプアという言葉は、1980年代の欧米諸国で使われていた言葉であるが、2006年7月と12月にNHKで『ワーキングプア～働いても働いても豊かになれない』と『ワーキングプアⅡ～努力すれば抜け出せますか』というスペシャル番組が放送されたこともあり、日本でも一般によく使われる言葉となった。日本語では、「働く貧困層」と訳されており、眞面目に働いているにも関わらず生活保護基準以下の収入で生活している人たちのことを意味している。公式な統計がないため、ワーキングプアと呼ばれる人たちがどれくらいいるのかについては定かではないが、一般には500～700万人程度と推計されている。こうしたワーキングプアが増加するようになったのには、グローバル化の中で日本政府が労働市場の規制緩和を推し進めたため、パートタイム労働や派遣労働で働く非正規労働者が増加したということが関係している。中でも特に日雇い派遣労働者が、15～34歳の若年世代を中心に急増したことがよく言われている。彼らは事前に複数の派遣会社に登録しておいて、仕事のある時だけ携帯電話で呼び出されて、派遣先企業で日々雇用（スポット）か数日間の期間雇用（定番）の仕事に従事している。給料は派遣元企業が支払うが、6千円程度であり、そのうち交通費（一律1,000円）の不足分などを差し引くと手元に残るお金はわずかにしかならず、最低生活費にも満たない。このため、住んでいたアパートやマンションの家賃が払えなくなり、派遣会社の宿泊施設や24時間営業のインターネットカフェで寝泊まりしている者もいる。1日単位で派遣先がかかるため、以前どこかの派遣先で会ったことのある顔見知りの派遣労働者はいても、困った時に頼りにできる友人はおらず社会的に孤立しがちで不安定な日々を過ごしている。一晩1,500円程度のインターネットカフェでソファーに座りながら寝泊まりするよりもアパートを借り

た方が快適で安上がりにも関わらず、保証人になってくれる人がいなかったり、まとまったお金が準備できないため、インターネットカフェで寝泊まりせざるを得ない状況に陥っている。こうしたインターネットカフェなどで寝泊まりする非正規労働者たちを、「ネットカフェ難民」と呼び、政府も昨年の夏に実態調査を実施するなど、見過すわけにはいかないようになってきている。

そこで以下では、ワーキングプアが増加するようになったこれまでの経緯と労働者派遣法の見直しなどについて、特に日雇い派遣労働者に焦点を当てながら見ていくことにしたい。

II 日雇労働者の社会保障

日本では高度成長期以降、「貧困はなくなった」と捉えられ、貧困が社会問題として注目されるることは減少になかった。確かに、肉体的生理的な意味での再生産が困難な絶対的貧困は少なくなったが、日本で「貧困は解決した」と言うことはできない。豊かな社会の中で、自己責任として貧困は忘れられたり見えにくくなっていただけであり、依然として貧困は存在していたと言わなければならない。その意味でワーキングプア問題は、忘れられていたり見えにくくなっていた貧困を再発見することで、貧困を社会問題化する契機になったと言うことができるであろう。

それでは、貧困は豊かな社会の中でどのような形で存在し続けていたのであろうか。日本では憲法25条で、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を保障すると規定されており、国家は貧困を予防したり救済するために責任を持って社会保障制度を管理運営している。具体的には、社会保険制度と公的扶助制度による所得保障を中心として、貧困に対処することになっている。この社会保険と公的扶助の組み合わせは、日本で考案されたものではなく、もともとはイギリスでウイリアム・ベヴァリッジが発表した報告書（『社会保険及び関連サービス』）を参考にしたものである。

NEWS を読み解く

ベヴァリッジが考案した社会保障体系は、夫が正規労働者で妻が専業主婦という家族モデルを前提としている。ベヴァリッジにおいては、正規労働に従事している夫の毎月の給料から少額の社会保険料を拠出させておけば、もしも貧困に陥る事故が発生しても社会保険から給付を行うことで貧困を予防できると考えられていた。具体的には、夫が高齢や障害で働けなくなった時や死亡した時には年金を支給したり、病気や怪我で働けなくなれば健康保険や労災保険を支給し、失業した時には失業保険を給付することで貧困に陥らないようにするというものである。このベヴァリッジの体系は、日本でも1950年に社会保障制度審議会が発表した「勧告」の中にも取り入れられており、現行の日本の社会保障制度も（介護保険等もあるが）基本的にベヴァリッジの体系が踏襲され続いているといつてもよいであろう。

しかしながら、現行の日本の社会保障制度には幾つかの問題点が内在しており、高度成長期以降の豊かな社会の中でも貧困が存在し続けることになった。その一つに、日雇労働者の貧困問題についてあげることができるであろう。日雇労働者とは、日々雇用か1～2ヶ月の期間雇用で主に建設・土木関係や港湾関係の仕事に従事している人たちのことであり、日本各地にある寄せ場と呼ばれる地域で生活していることが多い。彼らは、早朝に寄せ場周辺で手配師と呼ばれる人から仕事の紹介（相対方式）を受け、日給制で建設現場などへ行って肉体労働に従事している。中には建設現場の近くに設けられた飯場と呼ばれる所で、数十日間寝泊まりしながら働く場合（出張）もある。飯場で寝泊まりしない場合は、寄せ場周辺にある簡易宿泊所（ドヤ）と呼ばれる所で、1泊1,500円程度で寝泊まりしたり、野宿をしている。彼らの大半は独身の男性であり、日払いの給料では妻や子供を養うことは難しい。彼らもまた、家庭の事情などで保証人がいなかったり、まとまったお金が準備できないため、アパートを借りて生活するということができない。このような意味で、近年、増加している日雇い派遣労働者は、かつての建設・土木関係や港湾関係の日雇労働者と非常に類似した不安定な生活をしていると言われているのである。

それでは、日雇労働者はどのような点で貧困に陥りやすいのであろうか。例えば、公的年金は最

低でも25年間は保険料を拠出しなくてはならないが、日雇労働者が長期にわたって保険料を納付できる見通しがないことや、賞与や各種手当がなく保険料の負担が重いということなどから、日雇労働者が老後に公的年金を受給できる可能性は非常に低いと言わざるを得ない。また、正規労働者のように毎月の給料から社会保険料が自動的に納付されているわけではないので、日雇労働者は公的年金や健康保険（日雇特例）を滞納する人が多い。ひとたび病気や高齢で仕事ができなくなれば、社会保険が受給できず、貧困に陥る可能性が非常に高い状況にある。

一方、貧困に陥った時の公的扶助制度はどうであろうか。現行の日本の社会保障制度では、貧困な人を救済するための最後の砦として生活保護が設けられている。生活保護は租税を財源としているため、受給の条件に社会保険料の拠出は必要ではない。生活に困窮している日本国民は、無差別平等に生活保護を受給できることになっている。しかしながら実際は、貧困であっても一定の要件を満たさなければ受給することができないようにになっている。それらは、保護の補足性と稼働能力の活用と呼ばれるものである。まず、保護の補足性とは、貯金や資産などを全て活用して、なおかつ親族からの援助も活用した上で、それでも貧困から抜け出しができないという場合に、生活保護を受給できるようにするというものである。次に、稼働能力の活用とは、稼働能力を最低生活の維持のため活用していると認められる場合に限り、生活保護が受給できるようになっており、65歳以上の高齢者や障害者や病気の人以外は貧困であっても受給できないようになっている。また、生活保護は（一部地域ではドヤ保護があるが）居住保護を原則としているため、アパート等を借りることができない日雇労働者は、生活保護が受給できないようになっている。さらには、生活保護の財源に制約があるため、高齢者か障害者か病気の人以外は、福祉事務所のケースワーカーが生活保護の申請をさせないという運用（水際作戦）をしている。このため、現行の日本の社会保障制度の下では、65歳未満の健康な日雇労働者は貧困に陥る可能性が高いにも関わらず、貧困になってしまって生活保護を受給することはできず、ときどき紹介してもらえる日雇い仕事をしたり、野宿をしながら不安定な生活を強いられているのである。この

ことは、近年、増加している日雇い派遣労働者についても当てはまることがある。

III 派遣労働の規制緩和

それでは、近年、増加している日雇い派遣労働者が若年世代を中心に急増するようになった背景について、労働者派遣法のこれまでの経緯などについて見ていくことにしたい。

そもそも労働者派遣法は、1986年に施行されている。中間搾取や強制労働の禁止（労働市場の前近代的な性格の払拭）という観点から、労働基準法6条や職業安定法44条で労働者供給事業（間接雇用）は禁止されていたが、高度な専門技術を持った労働者を内部労働市場と外部労働市場の中間に位置づけるという中間労働市場論をもとに、ソフトウェア開発など専門的な13業務（+3業務）に限り労働者派遣事業を労働者供給事業から切り離して合法化することになった。

その後、バブル崩壊で経営が苦しくなった企業は、人件費を削減するために、派遣労働の対象業務を拡大するよう強く要望するようになる。大企業の労働組合も雇用・就業機会を増やして失業者数を減らすという観点や、中高年の男性組合員の雇用を守るという観点から、派遣労働の対象業務を拡大することに強く反対はしなかった。このようなことから、1999年には労働者派遣法が改正され、対象業務をポジティブリスト方式からネガティブリスト方式へと転換することになったが、これにより専門的でない業務にまで派遣労働が広く普及することになった。特に、派遣労働には常用型と登録型の二つがあるが、常用型は派遣会社に當時雇用されており派遣の仕事がない時も給料が支払われるが、登録型は派遣の仕事がある時だけ派遣会社と雇用契約を結ぶことになっており、派遣期間が1~2ヶ月程度の細切れ契約や1日単位で契約される日雇い派遣労働者が急増することになった。厚生労働省が2007年夏に行った調査では、日雇い派遣労働者数は、一日あたり約5万3千人であると発表されている。このような日雇い派遣労働者は被用者の社会保険に加入できず、仕事の契約が途切れたりすることもあり、不安定な生活を強いられているが、2007年9月には日雇い派遣労働者であっても土木・建設関係や港湾関係

の日雇労働者の雇用保険に加入できることとなり、失業手当（日雇労働求職者給付金）として日額4,100~7,500円が給付されることになった。しかし、失業手当を受給するには、直前2ヵ月間に26枚以上の印紙を保険適用事業所と認定された複数の派遣会社から集めなければならず、受給に至る日雇い派遣労働者は多くはないと言われている。

IV 派遣労働の見直し

1999年の原則自由化により派遣労働者が不安定な生活を強いられるようになったと言われるなかで、2006年7月31日付の朝日新聞で始まった偽装請負追求のキャンペーン報道により、派遣労働の違法な実態が社会問題として注目を浴びるようになる。

労働者派遣事業であれば、派遣労働者は派遣元企業と雇用関係があり派遣先企業から指揮命令を受けて働くことになるが、請負事業では労働者は請負会社と雇用関係があり請負会社の指揮命令を受けて働くなければならないことになっている。そのため、偽装請負とは、発注企業の正社員が請負会社の労働者を指揮命令して働くことであり、実際は労働者派遣事業であるにも関わらず、請負事業と偽装しているのである。これ以外にも、発注企業の正社員と請負会社の労働者が同じラインに混在して働いていたり、別々の請負会社の労働者同士が同じラインで働いていたりする場合も偽装請負に含まれている。

もともと日本では、1952年に職業安定法施行規則を改正し、請負事業を労働者供給事業の規制対象から外したため、鉄鋼業や造船業で社外工制度が普及することになったが、2004年まで製造業での労働者派遣事業が認められていなかったため、製造業では請負事業が普及することになった。特に、キヤノン、シャープ、パナソニックなどでは、デジタルカメラや薄型テレビの生産技術を海外に流出させたくなかったため、地方自治体からの補助金と請負事業の活用で国内生産を続けていたのである。偽装請負が発生する理由には、労働者派遣事業では派遣期間に上限があり派遣期間後に直接雇用の義務が発生するが、請負事業であれば労働者の雇用期間の制限がないということや、高品質の製品であるため発注企業の正社員が請負会社

NEWS を読み解く

の労働者を指揮命令して働くさせなければならなかつたということなどがあげられるであろう。偽装請負が社会問題として取り上げられたことから、厚生労働省も2006年9月に通達を出し、偽装請負の取り締まりを強化するようになっている。また、翌月には、厚生労働省がクリスタルのグループ企業へ事業停止命令を出すことになり、クリスタルの創業者は保有する株式を全て売却し、人材サービス業から撤退することになる。この時、クリスタルを買収したのが、グッドウィル・グループである。

しかしながら、派遣労働の違法な実態は、偽装請負だけにとどまらず、データ装備費や業務管理費などの名目で日雇い派遣労働者の給料から200円程度の不当な天引きが行われていることが発覚した。日雇い派遣労働者の労働組合は返還の要求をしたが、フルキャストが全額返還を約束したのに対し、グッドウィルは賃金債権として過去2年分だけであり訴訟にまで発展している。実は、日雇い派遣労働者の給料からの不当な天引きは、偽装請負と無関係ではない。労災保険では、事故が発生しなかつたら保険料率が安くなるメリット制があったり、全治4日以上の死傷病事故が発生した場合は労働基準監督署へ届け出なくてはいけないことになっているが、被災労働者が労働基準監督署へ事故の申告をすると、保険料率が高くなったり偽装請負や禁止業務（建設、港湾荷役、警備など）への派遣が発覚するため、派遣会社は労災隠しをしようとする。そのため、労災が発生した時に備えて民間の傷害保険に加入させるため、労働者の過半数を代表する労働組合との協定もないまま給料から不当な天引きを行うことになるのである。

さらには、残業代の未払いや派遣会社が日雇い派遣労働者の風貌に関する個人情報を管理しているといった問題や、二重派遣や禁止業務への派遣といった問題も明らかとなった。その結果、フルキャストは再三にわたる禁止業務への派遣により事業改善命令を受けたにも関わらず、新たに禁止業務への派遣が発覚したため、厚生労働省から事業停止命令を受けることになった。また、グッドウィルはクリスタルの買収で多額の借金を背負っていたにも関わらず、コムスンの介護報酬不正請求問題が重なり経営状態が悪化していたが、2008年6月には二重派遣を帮助した容疑で従業員が逮

捕される事態となり、事業許可の取り消しが確定となつたため、2008年7月31日に廃業している。

V おわりに

2008年7月には、厚生労働省の有識者研究会が、労働者派遣法改正の基本的な方向を示す報告書を発表し、派遣労働の規制強化をめぐって、①日雇い派遣、②登録型派遣、③グループ内派遣 ④違反した場合の派遣先への罰則、⑤派遣会社の手数料の規制といった点が議論されており、中でも日雇い派遣の禁止が議論の焦点となっている。報告書では、日雇い派遣労働者について、「危険業務などを中心に契約期間が30日以内の派遣を禁止」と提言されているのに対し、経営者団体は「禁止は日雇い派遣労働者に頼ってきた中小企業への影響が大きく、数日以上の契約なら認めるべき」と主張している（『朝日新聞』2008年8月7日朝刊）。また、八代尚宏・国際基督教大学教授は、「2007年に厚生労働省が実施した『日雇い派遣労働者の実態に関する調査』の結果を参考に、日雇い派遣をやむを得ずやっている人は3割程度しかいない」とし、その上で二重派遣や給料からの不当な天引きなど派遣会社の違反の取り締まりを強化することで、労働者保護を強化して派遣労働をよりよい働き方にすることが必要である」と主張している（『朝日新聞』2008年8月3日朝刊）。一方、大企業の労働組合は、「2ヵ月以上だと解雇予告や被用者の社会保険への加入義務があるので、契約期間が2ヵ月以内の派遣は禁止」と主張しており、労使の意見は対立している（『朝日新聞』2008年8月7日朝刊）。あるいは、脇田滋・龍谷大学教授のように、「日本ではEU諸国のような同一労働同一待遇の保障がないと指摘しながらも、1999年改正以前のポジティブリスト方式に戻すことや、登録型そのものの廃止」を主張する意見もある（『朝日新聞』2007年10月21日朝刊）。

厚生労働省は、フルキャストへの事業停止命令とグッドウィルの廃業などにより、2008年7月時点で日雇い派遣労働者数は約1万人にまで減少したと発表しているが、パートタイム労働や派遣労働で働く15～34歳のフリーターのうち、15～24歳の若年組は景気回復で減少しているが、25～34歳の年長組は停滞気味であり、35～44歳の層が2005

年から3年連続で増加している状況である。また、2008年度版の『労働経済白書』によると、「正規労働者の削減と非正規労働者の増加が労働生産性の停滞を招いており、長期的視点に立った人材育成が必要である」と述べられている。その意味で、

今回の労働者派遣法の見直し論議は、これまでワーキングプアの増加に依存してきた日本経済の今後を大きく転換するものでなければならないと期待されているのである（2008年9月3日脱稿）。

（たかの つよし 所員 広島国際大学）

「橋下知事への対案」を踏まえて 求められる市民共同体の質的発展

YOKOMIZO Yukinori

横溝 幸徳

I 橋下知事による大阪府 破産論とゼロベース見直し

2008年2月、橋下氏は圧倒的な得票数を得て知事に就任しました。若さ、弁護士、しがらみのなさ、府民はこのような視点から橋下氏を選択しました。橋下氏の公約は2つの点で府民に評価されたと思います。

一つは子育て重視の公約です。橋下氏は「大阪を笑顔にするプラン」を発表しましたが、そこには「中学校給食の導入促進」「出産子育てアドバイザー制度の創設」など府民の期待にこたえる政策が並んでいました。

もう一つは財政再建の公約です。「府政全事業をゼロから徹底的に見直します」「事業の必要性と効果を徹底的に吟味します」としています。2004年から4年間で3500億の借換債の増発など太田前知事の不透明な財政運営が報道された直後でもあり府民の期待が寄せられたのでしょう。

知事就任後、橋下氏は、「大阪府は破産状態」「収入の範囲内で予算を組む」「負担の先送りはしない。今の世代が泥をかぶるべき」とのべ、プロジェクトチーム（以下「PT」という）に財政再建案の作成を指示しました。4月にまとめられたPT試案では中学校給食はどこかにきえ、「35入学級廃止」「私学助成の削減」「4医療費公費負担事業の削減」「出産育児応援事業の削減」「子育て支援保育事業の廃止」などが並んでいました。

これは、橋下知事が、財政危機という課題に対して自己責任と市場重視を基調とする新自由主義的解決への道を直進することを明確にしたもので

あるとともに、大阪府を府民からより遠い中間政府（州）に再編する橋下維新案へのレールを引くものでした。しかし、後に見るように、府民は必ずしもこの方向に賛成ではありません。本稿では、府民の暮らしを守りつつ財政危機に対応するもう一つの道「橋下知事への対案」の概略を説明し、府県を地域社会における市民共同体の統合の主体として発展させる方向で、市民共同体の質の向上に向けた課題を提起します。

II 財政状態の二つの見方、 単年度収支と持続可能性

大阪府の財政危機の内容はどのようなものでしょうか。その第1の特徴は、金利を含む公債費が2000年度以降2025年まで長期にわたり3000億円を超えるほどの高水準を維持すると見込まれることです。その原因是、1993年度から2002年度まで大規模な建設事業が行われ、ピーク時の1995年には5540億円にも及んだこと、その資金の60%以上を起債に依存していたことです。公債は30年償還を原則とするのでその影響は30年後まで及ぶわけです。もっとも、2006年度の普通会計負債残高4兆3千億円は府民1人当たり49万6千円で、全都道府県中41番目ですから、この問題は大阪府に限ったものではありません。

第2の特徴は、団塊の世代が退職時期を迎える2007年度から2015年まで毎年1000億を超える退職金支出が見込まれることです。

第3の特徴は、2007年度以降三位一体改革の影響による収入減も見込まれることです。

このため、2008年度で1080億円、2009年度で

NEWS を読み解く

1060億円の赤字が見込まれるとPT試案は予想しています。そのうえ、いずれ返済が必要な減債基金からの借り入れ累計額は5335億に上っています。

従って、地方財政法第5条で許された減債基金からの借り入れや負債（行政改革推進債等）の発行を禁じ手として、「各年度の赤字をその年度で解消する」橋下知事の方針では、債務返済のために財産売却やサービス切捨てをすることが不可避となってしまいます。

しかし、大阪府の財政は負担を年度間で平準化しても持続可能性がない程度の収入不足にあえいでおり、減債基金からの借り入れや負債（行政改革推進債等）の発行という手段を用いることは問題を先送りするだけだといえるでしょうか。

自治体が長期にわたって存続することを前提に、各世代はその利益に応じて費用負担をするべきだという観点から、各年度に割り当てられるべき経費を算出し、これが税等の実収入で賄える範囲内にあるかという視点から、大阪府の財政を見てみましょう。

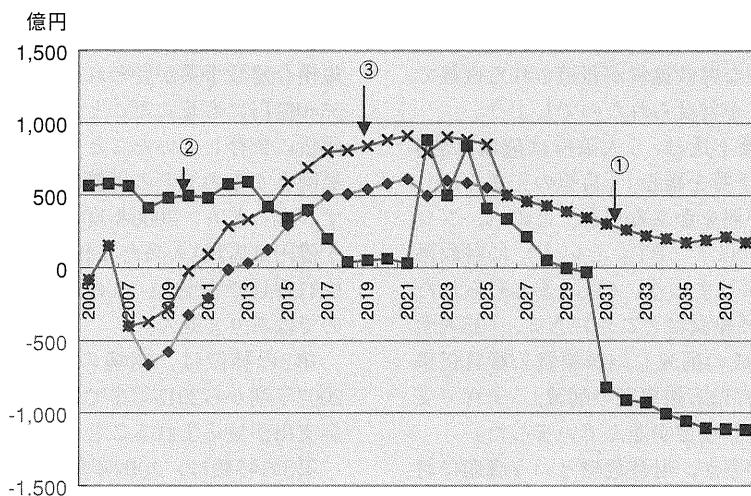
この場合、多年度にわたって使用する固定資産については、公債費ではなくその価値を存続期間で割った減価償却費を、退職金については、各年

度の退職金ではなく退職時に予定される退職手当の額に応じた在職者の各年度の給与の一定額を、各年度に割り当てられるべき経費と扱って各年度の経常的経費を算出し、各年度の税等の実収入がこれを賄うに足りるものであることが確認されるならば財政は持続可能な能力を持っているといえます。なお、北欧では、この収支が赤字になると税率を変更すべきものとして取り扱われています。

まず、PT試案の収支内訳を基に、投資的経費のための特定財源（補助金収入と府債収入）を除く収入総額から、公債費元本を減価償却費、退職手当を退職手当引当金に置き換える投資的経費を控除した支出額を差し引いて、大阪府のおよその経常的財政余力を測定します。すると、経常的財政余力は、三位一体改革の影響を受けて2008年度には大きく低下しますがマイナスとなることはなく、その後、職員の年齢構成が若返るに伴って2014年度には1000億円台を回復します。この経常的財政余力は、建設事業を2250億円程度に抑え、起債依存率を40%程度の抑制したときの自己資金900億円を負担した場合2007年から2011年の間マイナスになるもののその後はプラスを維持します（図1の①）。そして、建設事業についてこのルー

図1 PT試案を基にした収支予測

◆①=経常的財政余力－投資的経費自己資金
■②=公債費元本・退職金の経常超過支出計
×③=（経常的財政余力－投資的経費自己資金）+300億円改革



資料) 2021年度までのPT試案将来推計値をもとに、2038年度まで筆者が推計

ルを守れば、将来の公債費負担を大きく減らすこともできます。つまり、大阪府の財政力は、長期的に見れば増税を必要とはしないし、将来の公債費を減らすことも出来るものだということです。

では、各年度の経費と資金需要の時期的ずれにより、減価償却費を超える公債費元本額と退職引当金を超える退職手当額の合計（図1の②）が2016年度まで300億円を超える、経常的財政余力から建設事業の自己資金900億円を差し引いた余剰（図1の①）を上回っていること、つまり、借金をしなければ単年度収支が赤字になることをどう考えるべきでしょうか。不足のときに借りて、退職金が退職引当金を下回る年度や、公債費元本が減価償却費を下回る年度に返すための金融は、世代間の負担の平等を図るだけのもので、これを許さない理由はありません。

従って、大阪府の財政は増税をしなくても持続可能であり、財源不足を年度間で調整する範囲で減債基金からの借り入れや負債（行政改革推進債等）を発行して対応できるといえます。

しかし、過去の減債基金の借り入れ累計額5335億円をどのように負担すべきかの問題は残ります。検討委員会では、この負担を大規模開発の効果が及ぶ2025年度までの18年間で公平に配分することとしました（図1の③）。この方針の下に、地方財政健全化法で定める財政健全化団体とならないよう実質公債費比率を25%未満に抑えるという条件を守りつつ、借換債の増發で維持された減債基金からの借り入れと減債基金への返済による借換債の償還、調整的な負債（行政改革推進債等）の発行によって財源過不足を年度間で調整すれば、2025年度まで300億円程度の改革取り組み（各年度の歳出を予測値から300億円圧縮すること）をすることで対応できます。

III 財政再建の二つの道

（1）財政危機を道州制に解消する橋下知事

民間企業の再建のためには、債権者に債権放棄してもらい、財産を処分することで負担を軽くして、企業の目的である利潤獲得能力を回復します。

しかし、自治体の場合は、サービスの切捨てや財産処分は、自治体の目的である府民の共同生活

条件としてのサービスの削減になってしまいます。従って、自治体に長期的な財源不足が生じれば、対策は、無駄を見直すか、税収増を図るほかありません。

ところが橋下知事の手法は、各年度の赤字をその年度で解決できないことをもって破産状態と規定し、自治体の目的である共同生活条件としてのサービス提供を削減することで財政再建を図ろうとするものであるため、財政再建の目的を否定することになっています。

すでに発生てしまっている財政的負担について、橋下知事は今の世代が泥をかぶるべきだといいますが、増税により今の世代に公平な負担を求めているわけではなく、社会的サービスを必要とする府民と声を上げにくい職員に犠牲を求めるものです。

しかし、これによって府民は、人々が潜在能力を十分に發揮して生きるために共同生活条件の貧困という問題に改めて直面することになります。必要な職員の確保にも支障を生じるでしょう。つまり、府民の活力を一層そぐことになるし、地域の魅力も損なってしまいます。

問題はそれだけではありません。PT試案で検討課題となっていた大型プロジェクトは、6月の維新案では全て推進することとなりました。

橋下知事は、この維新案の理念として、自己責任と互助を基本とすること、道州制を目指して大阪府の事務を上下に仕分けすることを打ち出しました。つまり、府県は住民サービスから手を引き道州という広域での開発に責任を持つ体制へと移行すること、財政再建でなく大阪府解体が分権の理念であり、橋下知事はその推進役を担うというわけです。

しかし、自治体は、住民の共同が弱い地域社会を基礎とするほど、効率性や応答性が弱まり、知識の総合化と創造性の発揮を通じて経済発展に寄与することを期待できなくなります。このことは、ロバート・D・パットナムにより確認されています。

（2）分権を住民自治の発展に結び付ける流れと 公会計制度の課題

日本では戦後、自治体の事務の大半が法律によって決められ、そのための自治体收入は、標準税率によった場合の地方税及び一般財源保障のため

の地方交付税、そして補助金によって保障されてきました。このため自治体は与えられた収入によって、法で決められた事務を地域の実情に応じて執行する機関という性格を強く持っています。加えて、従来は自治体の首長を国の機関とする機関委任事務も多く、地方議会の関与を排除した自治体への国の支配は細部に及んでいました。この下では、国が自治体の収入を保障する反面、支出の適切さを監督するのも国の権限という関係が成立していました。収入を保障された自治体が財政危機に陥るのは、放漫経営の結果に他ならないというわけです。

橋下知事の対応も、国の推奨文に過ぎない内かんを絶対視して借換債の増発を否定している点、地方財政健全化法の実質公債費比率でイエローカードに当たる財政健全化団体になるおそれを根拠に、再建団体に当たる財政再生団体と同じリストラを進めようとしている点で、自治体を国の下部機関と見てその中の優等生を目指しているように思われます。

こうした国への従属性は会計制度にも反映しています。自治体会計は資金需要とこれに対する資金の手当てを示しますが、税の十分性について判断資料を与えるものとなっていません。財政運営を指導する各種の財政指標は、国が自治体を監督するためのものです。このため、改革は財源を保障している国に対する責任という性格を帯びます。

しかし、地方分権一括法により機関委任事務が廃止されたことで、自治体のあり方についての理念は大きく変化しました。事務と財政を住民のコントロールの下に置くことが課題となる一方、地方交付税は税率格差や需要額格差を埋めるための自治体共有財源であるという認識や、補助金は自治体のコスト判断をひずめるので、出来る限りこれをなくして自治体に税源委譲るべきであるという認識が自治体間に広がりました。

しかし、三位一体改革では地方交付税は「どの地域でも標準税率の下では同じ程度のサービスが得られる」よう地域間格差を埋め合わせることから遠のき、ナショナルミニマムを超えるサービスが住民の選択に依拠して発展するよう自治体が税率操作権を適切に行使する前提となる会計制度も未発達です。

私は、住民が税収の十分性を判断したり、自治体金融を適切にコントロールするのに適切な会計

制度として、北欧のように、行政作用収支（税等の実収入と行政コストのバランス）と資本収支（貸借、財産の購入・売却、基金の活用など資産の増減を引き起こさない取引）を区別し、行政作用収支について発生主義（現金主義との主たる違いは、建設事業にかかる経費を公債費元本でなく減価償却費で、退職手当にかかる経費を退職手当引当金で捕らえ、公債費元本や退職手当は資本収支として扱う点にある）をとることが望ましいと考えています。

これによって、行政作用収支について各年度に割り振られるべき経費とこれに対する実収入のバランスとともに、公債費の支払能力が把握でき、住民に対して責任をもつ財政運営が可能になるとと思われるからです。

IV 橋下改革に対抗した住民運動と府民の共同体意識の現状

橋下PT試案に対して、各分野の府民運動は急速に発展し、公の施設と文化を守る運動、府PTA協議会の「35入学級署名」、高校生が立ち上がった私学助成削減反対運動など、340団体から300万筆以上の署名が集められました。

橋下維新案は、都道府県合併や道州制を目指す行政効率追求の立場をとっていますが、皮肉にもこれが都道府県を地域統合の主体として期待する住民運動を呼び覚ますこととなったのです。

これにより、35入学級、市街地整備総合補助、障害者福祉作業所運営助成、市町村振興補助金、4医療公費負担助成事業、地域健康福祉推進事業などの削減が、見直されたり、21年度の検討課題に先送りされたりしました。また、与党を含む全会派の要求で、非常勤職員の賃金削減の撤回や私学助成削減幅の圧縮がなされました。

とはいって、自己責任論や道州制への移行論の下でPT試案の大幅削減方針は維新案に基本的に引き継がれ、各種文化振興事業、子育て支援関係事業、男女共同参画関係事業、高齢者の生きがい支援や生活支援、地域見守りコーディネーター事業、障害者就労支援関連事業など、府民の共有財産として文化を支える事業や互助活動の支援などは大幅に削減、廃止されることになりました。

では、この橋下改革への一般府民の反応はどう

だったでしょうか。注目されるのは、橋下知事の政策決定過程のマスコミへの公開が府民の主権者意識をよびさましたことです。

産経新聞によれば、維新案の発表後橋下知事の支持率は80%を超えていましたが、大阪維新案の内容についての態度から、府民が何に共感を寄せたのかが伺えます。

同紙の調査では、府民が最も共感を寄せたのは、職員らの人事費削減（「賛成」85.8%）、議員定数（112人）の見直し（「賛成」88.4%）、全国の都道府県で4番目に高い議員報酬（月額93万円）の削減などでした。

また、VOICEの電話による世論調査によれば、大相撲春場所が行われている府立体育会館の廃止・売却や、大阪センチュリー交響楽団への補助金廃止などについては、支援縮小に「賛成」59.8%が、「反対」29.3%、また、市町村に対する79億円の補助金削減案では、「賛成」が55.8%、「反対」34.0%で、府民が財政危機を突きつけられてやむをえないとしていることが伺えます。もっとも、互助活動の支援や文化を支える大阪府の役割への小さな評価は、「何を削るべきか」というテーマ設定の下になされたものであり、多様な府民がその潜在能力を發揮して生活していくうえでいかなる共同生活条件を充実すべきかという前向きなテーマを含まないことに注意する必要があります。

他方、大阪府警の警察官の人員削減「反対」67.0%、乳幼児・高齢者・障害者に対する医療費や補助金の削減「反対」75%、知事自ら企画した「御堂筋周辺のライトアップ」事業に「反対」は79.8%となっています。

端的に言えば、府民は、提示された選択肢の中

では財政危機の解決策を主に職員や議員の人権削減に求めざるを得なかったのであり、施策の削減に積極的な支持を寄せたわけではないのです。つまり、橋下知事への支持率が高い原因は、政策決定過程の公開で府民がその議論に参加出来たことと、職員の人事費や議員の定数・人件費を直接府民の議論にさらしたことにあるといえます。

しかし、人件費削減への府民の支持については、次の点を指摘せねばなりません。

第1は、教員や警察官が府県職員の80%を占めているという認識が低いことや、公務員は何もしていないのに高給をもらっているといったイメージ認識を反映したものと考えられることです。これは、大阪府の業務や賃金実態について府民への公開なしし周知が十分でないということでもあります。自治体としては深刻に受け止めるべきものと考えられます。

第2には、公務員の賃金水準が人事委員会勧告や労使交渉によらずに、知事と議会によって決定されたこと、つまり、公務員の労働基本権が多数決原理によって無視されてしまったことです。これは、不安定雇用や不払い残業の横行など、働くルールや労働者の権利が使用者の権力によって侵害されている社会状況への怒りが、公務員の処遇に向かった側面を持つことを否定できません。

V これから問われる 市民共同体としての質

橋下維新の影響は、21年度に本格的なものとなります（表1）。私立授業料の値上げ、4医療費の

表1 橋下知事の財政再建プログラム

単位：億円

年 度	橋下維新の最終案（7月）			P T 試案（4月）		
	2008	2009	2010	2008	2009	2010
一般施策経費	234	330	345	330	520	520
建設事業	75	75	80	70	90	90
人件費	329	475	475	300～400	450～600	450～600
削減計	638	880	900	700～800	1060～1210	1060～1210
歳入確保	462	a	a	300～400	a	a
合 計	1100			1100		

(注) 大阪府提供資料に基づき筆者が作成

NEWSを読み解く

窓口負担の増加だけではなく、府民の互助的活動も縮小を余儀なくされそうです。

しかし、ミニマムの確保だけではなく、市民が共通の利益を追求できたり、相互的な活動が可能となるような条件を整えることも、市民共同体と社会経済の発展を支える自治体の重要な役割です。そのためには、支出に応じた財源確保が欠かせません。

市民の共同生活条件の後退が現実的問題を引き起こすにつれ、隣人の困難を放置すべきでないと考えるのか、やむを得ないと受け止めるのかという問題に府民は直面するでしょう。自治体の側も、増税の必要性の有無などの経営判断ができる公会計制度を持ち、透明性や応答性が高く市民に信頼される存在であることが必要になってきます。

住民と自治体労働者が協力して都道府県自治の質を高めるのか、橋下知事が目指すままに大阪府解体、府民からより遠い中間政府（州）への再編を容認するのか、今後、大阪という地域社会の市民共同体としての質が問われることになると思われます。

参考文献

- [1] ロバート・D・パットナム『哲学する民主主義』NTT出版、2001年

イタリア各州の状況を比較することで、地域社会の市民的伝統の強さが、自治体の制度パフォーマンスを規定するとともに、社会経済的発展にも影響を与えていていることを明らかにしている。なお、市民性の特徴については、マイケル・ウォルツァーの「公共問題への関心と公衆への帰依が、市民的徳の決定的な指標である」(p.105)、ベンジャミン・バーバーの「市民はただ乗りをしないしできない。というのも彼らは自分たちの自由が、共同で者を決め、決めた事柄を実際に行動に移すことに参加する行為の結果だということを理解しているからである」(p.132)という見解を支持し、市民的伝統に立脚した「市民共同体」の性格をうまく捕らえたものとして、ベンジャミン・バーバーの「強い民主主義」(「そこでは同質な利益よりも公民教育で市民が結びつき、また他愛主義や善良な性格よりも市民的態度や参加促進的な諸制度によって、共通の利益を追求できたり、相互的な活動が可能となる」(p.141)を紹介している。

- [2] City of Helsinki, "City of Helsinki Annual Report"

- [3] 自治体問題研究所編『橋下知事への対案』せせらぎ出版、2008年

(よこみぞ ゆきのり

大阪府職員労働組合財政研究会代表)

北京オリンピックと中国映画

KUROKAWA Mifuko

黒川 美富子

I はじめに

2008年、北京オリンピック。チャン・イーモー監督はどのように、開会式を演出するのか。監督作品の多くを見てただけに、期待が大きかった。

とりわけ、漢族が9割りを占めるとはいえ、56の少数民族の住む多民族国家。それが、どのように表現されるのか。

9万人を収容するという、熱気のオリンピックスタジアムの鳥の巣。

開会式は、中国式の日時計のカウントダウンから始まった。

会場の照明が落とされ、テレビ画面いっぱいに、デジタルのキーボードのような無数の四角な光を見たときは、一瞬、なにが起こるのかと疑った。超現代的な二つの光の集合体。やがて、さざ波のように音が響き、それが2008人が一斉に打ちならす古代銅鼓を模したものだと、数人のアップが写し出された。一糸乱れぬ太鼓の舞台は、デジタル画面のように刻々と色彩を変化させ、数字を表示する。

「友有り遠方より来る…」、銅鼓の2008人が一斉に唱和する孔子の言葉。世界の友への歓迎メッセージ。北京オリンピックははじまった。

2008年の年明け、まもない2月の天洋食品の農薬混入事件、3月のチベット自治区ラサの暴動さ

わぎ、6月には貴州省で、大会直前には新疆ウイグル自治区で、近代化を駆進する中国の政治・経済の綻びが露出する事件が相次いだ。

開催前には、北京の開発を支えてきた農村労働力の出稼ぎ100万人を帰し、見せたくない所には匂いをして、立ち入りさせない。世界を回った聖火リレーにも、ものものしい警備を必要とした。なにかと、マイナス報道の多いなかでの大会開催だった。問題や悩みのない国は、世界のどこにもない。問題は、そこにある国家権力の姿だろう。

どうこう言っても、歴史のくに中国が、ようやく世界の晴れ舞台、夢のオリンピックを現実にする日はやってきた。

II 思いでの盧溝橋

大同の雲崗石窟を訪ねる目的で、初めて北京を訪れたのは、15年前の1993年10月だった。宿舎はアジア大会の選手村だったという五州飯店。この時、北京は名乗りをあげていたオリンピック候補から落ちたばかりだった。街路や道路フェンスには、傾いて半分落ちかけた五輪マークが、排気ガスに汚れたまま、あちこちにぶら下がっていた。マークの上で咲いていたらしい花は、ほとんど枯れていた。スマッグで空はどんより曇り、景色は薄いシリガラスを通して見ているように、ぼんやり淡かった。

『東方見聞録』にも描かれて、別名をマルコボーロ橋とも呼ぶ盧溝橋には、すっかり磨耗した古い敷石も保存され、欄干には可愛らしい獅子像がいっぱい遊んでいた。この橋の完成は1192年、日本では源頼朝が征夷大將軍に任じられた年である。

橋の袂の、胡同（フートン）に入ると、住人たちはこころよく見学させてくれた。ちょうど夕刻。どこの家でも夕餉の支度が始まっていた。そんな一軒では、老人が食事の支度をすませたばかりだった。食卓のお菜を指さして「一緒に食べていかないか、どうぞ、どうぞ」と椅子をすすめてくれた。独り住まいのおじいさんの食卓にはキャベツとピーマン炒め、麻婆豆腐がのっていた。

見知らぬ日本人の突然の訪問にも、自分のために用意した物を「どうぞ」とすすめる、昔のままの人の姿がそこにはあった。

1993年、日中全面戦争の発端となった盧溝橋事件が起こった所で、橋の袂には「抗日戦争記念館」も建っている。そこで、半世紀前のわだかまりを一掃させてくれるような、老人の一言、今も胸が熱くなる。

あれから……15年。

III 映画『胡同の理髪師』

オリンピックに向けて、北京の街は建設ラッシュ。新しい都市計画の下、旧い建物はつきつぎと取り壊されていった。紫禁城の周辺に広がる胡同（フートン）には、四合院という中国式の建物があって、ご近所さんが向かいあって生きる庶民の街だった。90年代の訪問のころ、その横町から大通りに豚が出てきたりする懐かしい所だ。

今年上映された『胡同の理髪師』（ハチスロー監督）は、胡同に生きてきた95歳の本物の理髪師チン爺さんを主演にその日常と、様がわりする街と人の風景を描いている。

中国の散髪屋は多くが露店で、故宮の城壁の



下などで店を開いていて、北京の風物詩でもあった。チン爺さんも毎朝、散髪道具を持って、お得意さんのお年寄りたちの家を訪問する出前散髪屋さんだ。同じ時代を共に生きた仲間たちも、老いて息子に引き取られたり、亡くなっていく。

やがて、爺さんの家にも役人がやってきて、測量し、取り壊しを示す「拆」の文字が書かれる。爺さんの息子には間もなく孫が生まれるが、失業中。一人の老理髪師を描きながらオリンピック前の胡同が描かれている。京都新聞のシネマ紹介には、「チン爺さんの家には毎朝5分遅れる古時計がある。時計は緩く時を刻み、いずれ止まるだろう。人生も同じ。いつか消えゆくものへの愛情をハチスロー監督が優しく紡いだ」と三好吉彦記者が書いている。

IV 中国の歴史パノラマ

スタジアム天空を、足跡形の花火が歩く。世界四大文明の発祥の一つが、黄河文明。西安でみた半坡遺跡を思い出す。黄河の支流産河のほとりに6000年ほど前といわれる母系制集落の遺跡がある。すでに立派な土器をもち、骨を小さく小さく磨いた縫い針が281本も見つかっている。陶器の底にはしっかりとズック程度の麻の織物の痕跡があった。すでに人々は織物をもち、衣服も縫っていた。さらに1000年ほど遡るかもしれないといわれるのが、浙江省の河姆渡（かほと）遺跡だ。農耕が盛んで、人々は稻を作っていた。漆塗りの木器や、蚕をあしらった土器も出土し、中国人の絹との出会いを予測させる資料となっている。

やはり、中国は歴史のロマンを彷彿とわきたさせてくれる国だ。足跡はそんなことを思い出させてくれた。

飛天は、敦煌壁画から脱け出してきたかのように、ワイヤーの宙づりで、花びらのようにヒラヒラとスタジアムの天空を舞う。

しかし、赤い服を着たお人形みたいな少女が歌いはじめると、「9万人の前で、ものおじもせず、歌う少女がいるのか？」と首をかしげた。数千人のオーディションで選ばれたとコメントされると、ここに登場させる子どものシンボルとして、「かわいい」とか「美しい」という基準に疑問がわく。

多民族国家の演出部分は、民族衣装の子どもた

ちに国旗を持たせて登場させることだった。その子どもたちの表情を見たとき「ほんとうの少数民族なのか？」と思った。

後に、赤い服の少女はほんとうには歌っていなかったし、少数民族の子どもたちは多くが漢族であったことが報じられた。

感じたのは、子どもが子どもでないような、妙な違和感だった。バラバラの可愛いさ、子どもらしい失敗みたいな自然な楽しさがない。ドキドキして泣きだす子どもがいたっていい。「どうだっていいから、国旗を支えて、てんで歩いて、あそこの兵隊さんまで届けてね」みたいな、愛らしさが欲しかった。

チャン・イーモー監督は、『あの子をさがして』（1999年）で、とても個性的で可愛い子どもたちを撮っている。オール素人キャストで、自然な演技になるようにと台本も見せず、ストーリーの順に撮影した。一日の撮影で、無駄にするフィルムの価格が、農民の一ヶ月の収入よりずっと多いことが言えなかつたという、貧しい農村で。その農村に育つ子どもたちの現実をえがいた。

『あの子…』の子どもたちは、垢に汚れていても、清らかな天使たちだった。登場する素朴で真面目な村長さんや、放送局受け付けの威張ったおばさんまで、全部本物で、それこそ中国そのものだった。一生懸命に「テレビで行方不明の教え子を探したい」と訴えるミンジを、シッショと追い出す、官僚的なおばさん。そのシーンに、私は、1990年代の訪中の度にいやな思いをした、入国審査官を苦く思ひだすのだった。パスポートを「ホイッ」と、野良犬に餌をやるように投げる、この国の役人体質。

さて、オリンピック物語の方は、子どもが運んできた国旗は人民解放軍に手渡されるのだ。

発売されたばかりの朝日新書『加油（ジャアヨウ）……！ 五輪の街から』に作家の重松清氏は書いている。「国旗は掲揚台の前で、人民解放軍に引き渡される。最後は軍なのだ。意地悪く解釈すれば、五十六の民族の上に、軍が君臨している」「もし逆だったとしたら…軍が頼もしく運んできた国旗が、すべての民族の子どもたちに『あとは頼んだよ』と渡される演出だったら…」印象は違っていたと。

さて、開会式は…。素晴らしい映像が映しだされた。唐臼で織維を碎いて紙をすぐ。紙もまた中

国で発明されたのだ。筆を作り、墨をする。

スタジアムには147メートルという巨大な巻物が登場して、黒い人物が数人、腕には大きな筆が縛られ、身体を使って墨絵を描く。

そして古代の書物の竹巻し、活字の誕生。その活字の中にも、人が入っていて、巨大なマスゲームを展開する。やがて、活字はデジタルキーボードのように盛り上がって「和」の文字が現れる。中国の発明品はまだまだ続く。「茶」の文字にチャイナこと陶器、そして羅針盤。巨大なオールを手にした軍団が、オールを使って「海のシルクロード」を表現する。

テレビを見つめていると、茶の間にいながら酸欠になりそうな、人、ひと、ヒト……の登場だ。

V 顔のない人・ひと・ヒト

チャン・イーモーの映画『英雄』を見たときは、特撮を駆使しての決闘シーンの迫力、権力の壮大さ、映像の美しさ、とりわけ色彩のすごさ、娯楽でありながら、和平へのメッセージをずっと打ち出した演出に、「中国映画はハリウッドに達し、越える！」と感動した。

監督は次のように言っている。

「映画はまず見て面白くないと。深い意味は面白さの中に自然に感じてもらうもの」。

もう一つ、同監督のオリンピック演出に近い作品は、本年日本でも上映された、『王妃の紋章』だろう。まさに、この作品こそ、『英雄』を越えて、さらに人、ひと、ヒト…。それもほとんど兵士ばかり。コン・リーの王妃、チュウ・ユンファの王と3人の王子、侍女とその両親以外は、マンガのバックの大衆のように形があつて顔がない。

物語は王室の不義密通、裏切り、権謀術策による戦いが、「これでもか」とばかりの兵士の血で染められて展開する。倒れても、倒れても兵士は沸くように現れ、海のように血が流れる。

鉄の鎧を着た軍勢には、顔がない。つまり、兵士たちには表情がない。顔がなく、個人がないことで、強調されるストーリー。

オリンピック開会式を彩るのも、巨大な群団。キーボードになる人々、神輿を担ぐ人々、オールを漕ぐ人々。次から次から人が沸いてくる。それも、整然と登場し、整然と消えていく。あの兵馬

俑が生きて、動きだしたのではないか。始皇帝の巨大な陵墓を建設させた権力の恐しいほどのエネルギーはこうした所で今も生きているのではないか、そんなことが頭をよぎって、不気味にさえなった。

VI 映画と国の個性

かつて、大島豊監督による『アイ・ラヴ・フレンズ』が京都で撮影された。私はそのシネママイキング版を執筆した。このとき、撮影監督の岡崎宏三さんにインタビューする機会があった。氏は4本のアメリカ映画も含めて、145作品（『ねむの木の詩』や『恍惚の人』）を撮ってきた御歳82歳の老カメラマンであった。監督とカメラマンの映画制作上の呼吸など、興味深いお話を伺った中で、今も甦る言葉がある。

「いい映画にはお国の色があります。中国の『山の郵便配達』（フォ・ジエンチ監督）みたいに、その国でなければ出ないような個性と知恵で勝負している。最近の京都は新旧入り乱れてしまって、街の個性がなくなったと思いましたが…」

日本映画に、国の個性が出なくなってきたのは、岡崎氏の言葉のように、その風景も人々の風景も失われているのではないかということだ。それと対照的に、中国の映画は元気で、かつ水準が高く、まことに「お国の色」が濃厚だ。

岡崎監督があげた『山の郵便配達』は、湖南省の山岳地帯、徒歩でたどるしかない山道を、リュックに詰めた小包や手紙を背負って、2泊3日かけて配達・集品する郵便配達を描いたものだ。険しい山道、巨大な水車、鼓楼や風雨橋といった世界屈指の伝統の建物、そこに生きる人々の表情、まさに「お国の色」だ。

チャン・イーモー作品によく出演した女優のコン・リーが演じて印象深いのは『きれいなおおかさん』（スン・ジョウ監督）。耳の聞こえない息子を抱えた母親。不自由な耳に懸命に言葉を教え、やがて大学に行かせたいと願っている。いつも息子を傍らに置くため、外資系の管理職をことわり、新聞配達など3つの仕事を掛け持ちする。リヤカーの後ろに息子を乗せて懸命に働く母、コン・リー。天安門、ネオンの夜景、高速道路が貧しい親子の背景に映る。経済発展の姿と、取り残される

ものの象徴。

さて、チャン・イーモ監督といえば、『黄色い大地』、『紅い高粱』、『菊豆』など、中国の大地と人々を、『あの子をさがして』『至福のとき』など、悲しいままで貧しい中国の少女の姿と、人々の暖かさを描いた人だ。そして『初恋のきたみち』、『活きてる』など、文化大革命の影と、愛を描いた人でもある。この中で、『菊豆』『紅夢』『活きてる』などが、国内上映禁止の処分をうけている。

中国では、映画撮影開始にあたっては、事前に台本を当局に提出しなければならない。さらに仕上がりでも、上映禁止の処分を受けることもある。そうした、表現の自由のない国のオリンピックである。チャン・イーモーは、どこまで自由に表現できたのだろう。

ものものしい警備は「見せたくないものを見せない」警備だったと報道された。重松清氏は前掲書に書いている。「五輪開催の最大の狙いも『やっぱり、われわれの国は素晴らしい!』と国民に思わせることなのだとすれば——これはもう、海外に対する見栄やメンツや国の威信という以前に、なにがなんでも失敗するわけにいかない」と、海外諸国がどう見ようとかまわない、国民の喝采が大事だったと観察している。

開会式祭典に、整然と登場し退場したマスゲームの集団。「整然」の典型が軍隊である。顔のない群団こそ、軍隊である。元々アテネ市民の祭典として発祥したオリンピック。どこも開会式が夢と

ロマンにあふれてきた。対して、これほど強調されたナショナリズムはなかった。

映画で観た、もう一つの中国の「お国の色」こそ、国を越えられる普遍的な人類の豊かさだ。盧溝橋でつましい夕食をすすめてくれた老人。映画『山の郵便配達』の人々、『胡同の理髪師』のお爺さん、『至福のとき』の盲目の少女と彼女を支える失業者たち。矛盾をかかえながらも、近代化へのシンボルとしてオリンピックを迎えた中国。現実の天洋食品の失業者たち、四川省地震の被災者は、どんな思いで、オリンピックを見たのだろう。

この9月、パラリンピックの頃、『中国 貴州省少数民族の暮らしと祭り』を編集出版した。まなざしは、やはり、上記の映画のように、中国の大地とそこに暮らす人々、苗族、トン族、ブイ族、老漢族など少数民族を写真と紀行文で紹介したものだ。

出版界では、まもなく長野大学の大野晃さんの『限界集落』が、全国地元新聞社の共同で出される。

貴州省の農村を見ていても、出稼ぎが増加している。ここもやがて「限界集落」化するのではないかと、美しい棚田を見ながら思った。中国は大きい。けれども、「お国」の色はやはり少しづつ蝕まれている。

(くろかわ みふこ 文理閣代表)

新疆ウイグル自治区のデモ／テロ現場を調査して

OHNISHI Hiroshi

大西 広

今年九月中旬、西安であった統計学関係の学会に参加後、新疆ウイグル自治区のホータンとクチャを訪問、小島正憲氏よろしく報道されたデモや爆弾テロの事実確認を行なった。永年私は新疆ウイグル自治区の経済研究を行なってきたので教え子など知り合いが多く、そのコネクションを使って信頼できるウイグル族に同行を願い、彼らから現地ウイグル族に事実を聞いてもらうという方法によるものである。

実のところ、クチャであった爆弾テロの真相確

認は完全なものにはならなかったが、それでも当地にコネクションのないマスコミ記者の報道よりは数倍信頼のできる情報がえられた。このため、以下にその結果を報告したい。

3月23日発生のホータンの「デモ」について

調査対象のひとつは3月23日に南部のホータンであったウイグル女性たちの「デモ」についてである。私は少数者による爆弾テロより多数者が参加するデモや暴動の方が事件としてより大きいと

考えているので、特にこの動きには注目しており、他方の一般マスコミも、これがラサ暴動の直後にあったこと、独立派プラカードが明確に掲げられていたことから注目しているが、現実の「デモ」は「デモ」と言えるほどのものではなかった。

例えば、この「デモ」で逮捕された者が500名に上るとの報道もあったが、現場の絨毯取引所はそれほどの人数が入るところではなく、大目に見て200名が限界と見えた。また、聞くところでは現場でプラカードを掲げたのも場合によれば数名、大目に見ても十数名ということであった。

ただ、それでもそうした少数者の行動がなぜ多数者のものと見えたかと言うと、日曜日ということで農村家庭で絨毯を作った主婦たちが販売目的でここに集まって来ていたからである。普段は男性の取引業者のみが集まるこの場所に、日曜日だけは農村家庭の女性たちが直接販売を目的に来るということとなっており、独立派がその群集に紛れて一斉にプラカードを掲げたということである。これが真相であった。

但し、この行動は開始後五分ですべて鎮圧されたという。そして、その理由は、この隣りに丁度警察署があったためである。逆に言うと、多くの女性たちはそれほど強力に警察に抵抗しなかったものと思われる。この地ホータンでは、四年前にモスクに集まった群衆が人民政府前までデモ行進をし、人民政府ビルに投石したということがあった。現地のウイグル族はこの四年前の行動をしっかりと記憶しているが、それに比べると今回の行動は「大したことではない」との理解であった。



車から撮影した絨毯取引所前のスペース

8月10日に発生したクチャでの爆弾テロについて

もうひとつの調査対象はオリンピック開会直後の8月10日未明に発生したクチャでの「爆弾テロ」であるが、現地情報では犯人たちが全員射殺されるか自爆しており（報道では逃走した犯人がいることとなっている）、また以下に述べるように現地情報には不自然なところがあり、正直言って警察によってコントロールされた情報である可能性を全面的に否定できない。しかし、それでも、現地の人々が知る情報でこそ真相に迫れるものもある。そして、この事件の場合には、犯人たちが犯行の数ヶ月前にこの地に入り、エイズの撲滅運動をしていたということである。13人と現地では言われている犯人たちの大部分は若い女性で、大学生や卒業したての若者であって、その内1人は留学経験もあったという。また、三人が現地クチャの人間で他はカシュガルから来たのだということであった。

実際、クチャには風俗店が多く、このためエイズ患者も多いという。また、私自身も長距離バスターミナルで人民政府によるエイズ撲滅の看板を見た。

また、事件の実際も中東で起こっている「爆弾テロ」とはほど遠いものであった。犯人たちは事前に多数の爆弾を作っていたが、最初の爆破ポイントであるスーパーマーケットでは事前に人々にアナウンスをして爆発時には誰にも危害が加えられないようにしている。また、その他の数箇所での爆破も深夜で人のいない道路わきに借りたタクシーから投げたものだという。この「事件」では犯人と誤認された二人の市民が射殺されてしまい、犯人の内の二人も射殺。残った11名の犯人たちはその後一ヶ所に集まって自爆したということである。

しかし、それにしても、こうしたエイズ撲滅の活動のためになぜ爆弾が必要になるのかはもうひとつはっきりしない。あるいは、何故全員が最後に自爆しなければならなかったのかも、はっきりしない。現地の説明では、捕まれば拷問によって死ぬ以上の苦痛を味わうからとなっているが、それならなぜエイズ撲滅のキャンペーンをこのような形でしなければならないかが分からない。現地では犯人たちの主張が「共産党の政策は一般に正しいがエイズ対策だけは不十分」というものだったということとなっているから、なおさらそうで



クチャでの最初の爆破がなされたスーパーマーケット

ある。殆どが若い女性たちを中心とした男女混合のグループだったということで、ひょっとするとエイズ患者であった可能性もあるが、これはただ私の推測にすぎない。

ふたつの事件の共通点

こうして二つの事件を並べてみると、やはりマスコミ報道との距離を感じざるを得ない。これは小島正憲氏の多くのレポート (<http://www.shanghai-doyu.net/report/onsyu.doc> や <http://www.shanghai-doyu.net/report/kishubodo.doc>など参照) と一致する結論である。この種のマスコミ報道には気をつけなければならぬ。

しかし、この点に加えて私はあえてあと2点、以下のような共通点があるのではないかと考えている。そのひとつは、これらの事件が自治区南半分の「南新疆」と呼ばれる地域で生じていることであり（クチャの事件に参加した10名の出身地カシュガルもまた南新疆の都市である）、もっと言うと97年のイリ暴動や89年や99年のウルムチでのデモや暴動など以前は「北新疆」で生じていたものが南下している、ということである。そして、私はこの「南下」は、以前には「北」で開発と漢

族の進出が進んでいたものが、今では「南」でもそれが始まったためであると考えている。

今回のチベット暴動もその典型であるが、チベット鉄道（青蔵鉄路）の開通で開発と漢族の進出に拍車がかかったのは「南」と同じである。私自身も今回その一方を通ることができたが、この「南新疆」の地ではタクラマカン砂漠を南北にまたぐ2本の「砂漠公路」が完成し、ヒト・モノの流通はこの間急速に増大している。「北」ではそれを以前に体験し、よって当時には厳しい民族紛争を多発させたのである。今回のチベットの事件、南新疆での紛争の頻発自身がこうした法則性を示していると思うのである。

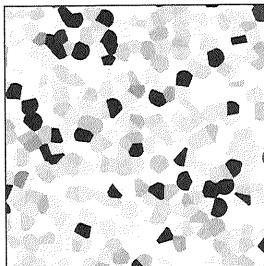
さらに第二に、「エイズ」に関わるクチャの事件も含めて、これらはやはり漢族に対する反感を背景としていると思われることである。

たとえば、前者のホータンのケースであるが、一部報道が示唆したように、農村から絨毯を販売に来た女性たちの「工賃」は非常に低く、一ヶ月休みなく働いても月に400元（6000円）になるかならないかのレベルであることが分かった（三箇所の作業所での調査の結果）。この取引所で購入していく商人の多くは漢族であるから、ウイグル族の伝統工芸でもうけ、かつ安く買い叩く彼らに反感があることは十分に考えられる。ここは完全に経済問題である。

また、もうひとつのクチャの事件も漢族と関わっている可能性がある。一般に美人のウイグル女性の性をここで買い求める者の多くは漢族であり、特に現在は近くの油田や石油化学工場で高給で働く漢族が急増中である。性を市場化する「改革開放」思想を持ち込んだのも漢族である。

こうして、この一見別々に見えるふたつの事件にも民族問題の本質に関する問題が表現されているというのが私の結論である。

（おおにし ひろし 所員 京都大学）



座談会

基礎研の40年と人間発達の経済学の発達

本座談会は、2008年8月27日に、キャンパスプラザ京都で行われました。

出席者は、森岡孝二（関西大学）、小沢修司（京都府立大学）、大西広（京都大学）、藤岡惇（立命館大学）、柳ヶ瀬孝三（立命館大学）、井内尚樹（名城大学）、中谷武雄：司会（京都橘大学）です。

記録は、笠井弘子が担当しました。

中谷 基礎経済科学研究所は今年で開設40周年の節目を迎えます。記念事業実行委員会も組織されて、着々と準備が進んでいるところです。基礎研機関誌『経済科学通信』も、第118号（2008年11月発行予定）と第119号（2009年3月発行予定）において、それぞれ特集を組む予定です。

第118号は、2つの座談会を企画しています。1つが本座談会で、これまで基礎研の開設以来、比較的長年にわたって関わってこられましたみなさまによるもの（通称：大御所座談会）で、もう1つが最近基礎研に参加し始めている若手層を中心とするもの（通称：若手座談会）です。第119号は、年末に行われます記念大会の内容が中心になります。

これまでの歩みを振り返り、またさらに今後を展望する座談会には、歴代の理事長経験者を中心に、25周年記念号『21世紀への挑戦』（1993年6月）所載の座談会「基礎研の4半世紀と21世紀展望」の参加者にお願いすることになりました。当時の参加者の内、重森暁さん（大阪経済大学）が学長でお忙しくて残念ながら本日は欠席ですが、6名のかたにお集まりいただきました。さらに今回の司会として編集局長が加わります。

では初めに基礎研40年の現状と到達点ということで森岡さんからお願ひします。

●基礎研の『資本論』研究：労働時間問題と過労死・ワーキングプア

森岡 40周年記念事業実行委員会の委員長になりました。いろいろと責任がありながら、あまりお役に立てていないんですが、今日は立場上、最初に基礎研の設立の事情や、やってきたことをかいづまんでお話して、後の議論の参考にしたいと思います。

基礎研は、「働きつつ学ぶ」というスローガンを

掲げ、とくに研究者と労働者の協同を重視して、1968年にスタートしました。当時、大学は民主化闘争というか、大学紛争の季節と呼ばれた時代で、非常に大きな曲がり角に立っていました。大学の、閉鎖的な、象牙の塔とかつて言われたような研究・教育の雰囲気が残っていた時代に、それを内部から変えようという動きができました。そういうなかで、経済学の新しい風を吹かそうと大学院に進む人々や、あるいは職場に根をはって経済学を深く学び労働者研究者となることをめざす人々が連絡を取り合って研究会を作るところからスタートしたのがこの研究所です。

基礎研の前史としては、池上惇先生を中心とした1960年代半ば以降の京都学習協の活動や経済学基礎理論研究会の活動があります。ここでは1968年に研究所が発足して以降をみると、初期の対外的活動で注目されるのは1975年に京都と大阪で開講した「資本論・帝国主義論講座」と基礎研大学院（夜間通信研究科）の取り組みでした。経済学の基礎理論をしっかりと学んで、それを日本企業の現場、あるいは日本経済の現状の分析に積極的に活かしていくためにマルクス経済学の古典を読もう。とくに『資本論』の労働日や機械制大工業の章を重視して「人間発達の経済学」を模索する。労働時間の制限と短縮が人間発達の不可欠の条件であるというマルクスの認識をベースに『資本論』を読もうということでした。1970年代には国際通貨危機や石油危機があって、『帝国主義論』にも高い関心が寄せられていました。

1980年代になると、83年頃から株価と地価の上昇傾向が強まり、85年に「円高不況」といわれた踊り場がありますが、80年代後半にはっきりとバブルが顕在化し、それが経済活動や金融の異常な過熱をもたらしました。その結果、男性では残業が異常に増えて、長時間過密労働による過労死が

座談会

多発するようになりました。他方でこの時期には女性のパートタイム労働者も急増しました。

ちなみに過労死でいうと、1968年から20年経った1988年に「過労死110番」がスタートし、メディアが注目して大きく報道したことから、「過労死」という言葉が突然誰もが知る時事用語、時代を映す現代用語になりました。今年2008年は過労死110番20周年の年です。この間に反過労死運動が大きく前進したにもかかわらず、グローバル化や情報化や規制緩和の影響で新しい働きすぎが広がって、過労死は減ったどころではありません。

私が過労死に关心をもったのも、基礎研が労働時間を重視して人間発達の観点から『資本論』を読み直してきたことがベースになっています。

40年のあいだにはいくつかの節目がありました。重森暁さんが理事長だった1983年には、『基礎研15周年』という記念冊子を出しています。1993年には「基礎経済科学研究所25周年記念号」として、『経済科学通信』の臨時増刊が出ています。当時は基礎研創立以来ご支援いただいた島恭彦先生もご健在で、この記念号には「基礎研25周年に思う」という文章を寄せられています。

基礎研活動の発信という点で大きな役割を果してきたのは『経済科学通信』です。1986年9月には「創刊50号記念総特集」が出ています。2002年12月発行の第100号では、「『通信』第Ⅱ世紀へ、百号の歩みを振り返る」ということで、バックナンバーを10号ごとに区切って総括討論を試みました。この間には、石油危機、スタグフレーション、バブル経済、ソ連崩壊、長期不況、規制緩和、グロ

ーバリゼーションなどがあり、世界経済も日本経済も大きな変化にさらされてきました。これらの問題をめぐっては学界でもさまざまな論議がありました。100号の討論はそうした変化や論議を振り返るうえでも有益です。

基礎研のもうひとつ活動に出版活動があります。これまでに労働者の書き手を含めて共同研究をいろいろと本にしてきました。大きなものとしては、40周年記念事業募金への協力のお願いに書きましたように、『講座現代経済学』全6巻がある。これは78年から82年ですね。その後、非常によく読まれてロングセラーになったのが『人間発達の経済学』(青木書店、1982年)です。これには『人間発達の政治経済学』(青木書店、1994年)と『人間発達と公共性の経済学』(桜井書店、2005年)という二つの新バージョンがあります。これらを含めて全部でおそらく三十数冊に上る刊行物があると思います。なかでも非常によく読まれたのは『ゆとり社会の創造——新資本論入門12講』(昭和堂、1989年)と『日本型企業社会の構造』(労働旬報社、1992年)です。

『ゆとり社会の創造』は、『資本論』の入門書としてバブルのいわば絶頂期に出た本です。それから20年経って、今また問いただすというので、40周年記念事業の一つとして「新しい資本論入門」を『時代はまるで資本論——貧困と人間発達を問う10講』というタイトルで準備しています。12月の40周年記念大会までにはなんとしても出そうということで、今、編集作業が進められています。時代が時代だけに面白い内容のものになります。



第6回研究大会の風景

この企画に関連して言っておきたいのは、わたしたちの関心や議論もいろいろ変遷してきましたが、それを上回る勢いで、日本経済、日本社会もずいぶん変わってきたということです。世界史的にいうとソ連崩壊などの大きな事件もありました。新自由主義が米英日を中心に吹き荒れるという時代状況があって、規制緩和、とりわけ労働分野での規制緩和が非常に乱暴に進められてきました。そういうなかで、労働市場の流動化や雇用形態の多様化の名の下に、相対的過剰人口＝産業予備軍の新しい形態が大規模に創出されてきた。生活保護基準以下の最低賃金と、女性のパートタイム労働者の非常に低い時給が底辺にあって、低賃金で細切れ雇用の非正規労働者が大量に生み出されてきた。非正規には若年者や女性が多いんですが、パラサイトや家計補助ではなく、自ら世帯を支えている人が増えてきて、労働所得格差の急激な拡大のなかで大量のワーキングプアが生まれてきたということが今では大きな社会問題になっています。

ワーキングプアは、2004年にアメリカで出たディヴィッド・シプラーの『ワーキング・プア』（森岡孝二・川人博・肥田美佐子訳、岩波書店、2007年）がひとつの触媒になって、日本でも働く貧困層を意味する言葉として使われるようになり、2006年には「NHKスペシャル」が2回にわたってワーキングプア特集を放送したことも手伝って、一挙に現代用語になりました。折しもこの頃から、小泉政権や安倍政権の新自由主義路線に対するある種の反転攻勢の流れが生まれ、「残業ただ働き制度」と言われたホワイトカラーエグゼンプションに世論が猛反発したこともあり、働き方が政治問題になり、規制緩和を見直す動きが出てきました。

最近の状況もあわせていうと、昔の派遣会社といつてもよい周旋屋によって集められた労働者たちが、船の工場に送り込まれて、あまりにも過酷な搾取を受けて立ち上がるというストーリーの小林多喜二『蟹工船』（1929年）が何十万部というベストセラー的な売れ行きを示しています。『蟹工船』ほどではないとしても、『資本論』も静かなブームになっているという状況があって、何か時代のほうが基礎研に向かって歩んできたという気もしないではありません。それだけに、今、出そうとしている新しい資本論入門書の真価が問われる

ところです。そういう状況も含めて今日の討論で深めていければと思っています。

中谷 過労死やワーキングプアを含めて、時代の流れを変えていくような言葉が社会に浸透していく場に、森岡さんが基礎研と関わりながら発言されているということが良く判かりました。現在の状況について、ある程度時代が変わるとともに、40年前のような状況が再現されるということも指摘されました。そこで次に、40年のこれまでの流れということを中心にして前理事長の小沢さんのほうからお願いします。

●働きつつ学ぶ権利を担う基礎研の発展

小沢 私は2002年から5年間くらい、ちょうど藤岡さんが倒れられたということで、ピンチヒッターだったと思うんですが、理事長を引き受けました。

そもそも私が基礎研に関わりだしたのが確か1975年に、夜間通信研究科が出来たときでした。この基礎研というのは、先ほど森岡さんがおっしゃったことをスローガン風に言いなおすと、「いきいきとした現実感覚と基礎理論の結合」というのを謳い文句にしながら、働きつつ学ぶという理想と人間発達の経済学を掲げて、人権と民主主義に基づく日本の現実に根ざした経済科学の創造活動を旺盛に展開していくんだ、ということをずっと言い続けてきたわけです。

私が75年に関わりだしたのは、ちょうど5回生で、大学院の受験に失敗した時でした。当時、基礎研には、研究者を目指す若者が全国から集まってきていて、（マスター入学前の）エム・ゼロとか言っていました。私たちは、労働者とともに学びながら経済学を新しく創造していくんだ、今は大学院に入学出来ていなくてもその気持ちは変わらない、とすごく意欲に燃えたかたちで基礎研に参加したことを私自身よく覚えています。

基礎研は森岡さんがおっしゃったように1968年に、経済学基礎理論研究所という名前で創設され、75年に夜間通信研究科が開設されました。当初は、夜間通信大学院という名称での開設を目指しましたが、当時の文部省からの指摘で、法律的に大学院という名称は使えないのそれで夜間通信研究科となった、と記憶しています。その夜間通信研究科を発足させる75年に、組織名称も基礎経済科学研究所に変更することになりました。つまり75

年というのは基礎研にとってもすごく大きな変革の年であったのですが、そういうときに私自身、基礎研に関わることができたというのは、すごく嬉しいというか誇りに思うというか、まさにこれから基礎研活動が全面的に展開していくところに、駆け出しの、研究者を目指すものとして加わることができたと思っています。

基礎研の活動の特徴というのは、研究所活動、教育活動、それに学会活動といふいわば三層構造を機能的に有しながら展開してきたのではないかと思います。とりわけ教育活動ということにおいては、先ほど言いました75年の夜間通信研究科の発足というのはすごく大きな意味をもっています。ただし、教育活動といっても一方的なものではなくて、働く者が学びながら自らも経済学の理論創造活動の担い手に成長していくことをを目指しつつ、研究者と労働者の協同の研究活動を大切にしてきたことが大きな特徴ではなかったかなと思っています。

大学院、すなわち夜間通信研究科で学び、修了論文を書くと、それが『労働と研究』というディスカッションペーパーに収録されて発行されます。一番最初、第1号が1978年に出されていますが、その『労働と研究』の第1号に修了論文を書かれた方の中には、もう既に今日、いろんな大学で活動、活躍されている方も結構おられるんじゃないかなと思います。現在、京都橋大学の小森治夫さんもそうじゃなかったかな。

それと『通信』ですね。いま116号まで出しています。経済科学の創造ということで、ここまで長い間、機関誌を編集し出し続けることができたというのも、これもまた大きな力になっているし、我々の誇るべき点であると思っています。

また最近は、再び活発にしようと共同研究にも力をいれています。出版活動では先ほど森岡さんが三十数点の出版成果と指摘されました。そうした成果の出版を目標に、「現代資本主義研究会」という名前の共同研究会を、ずっとこの間、継続的に持ち続けています。所内だけではなく所外からもスピーカーを呼んできて切磋琢磨、共同研究、交流を重視してきたことも、我々の活動の原動力、源泉になっていると思います。

あと、関連学会ということで見ておきたいのは経済学教育学会ですね。これは森岡さんや藤岡さんが力を入れられたと思うが、基礎研活動の

中で、経済学をどう教えるかということもしっかりと考えていかねばならないという議論をずっとしてきましたから、この経済学教育学会が作られたことも、直接的にはないにしても、基礎研活動が、社会的に大きな力を發揮することが出来たことのひとつの現れではなかったかと思っています。

最後に、学会化についてです。日本学術会議の登録団体になる、というかする、という決断をして今日に至っています。この辺の事情はまた井内さんから補足していただきたいんですが、登録団体になることによって、最近でいえば研究大会や研究集会を開催する際に、各大学から大きな便宜をはかっていただけるということもあります。出発は便利的ということであったかと思いますが、今日の基礎研を支える上でも重要な決断ではなかったかなと思っています。

中谷 森岡さんに、キー概念の提議や研究書の公刊、『通信』の発行という形で、いろんな理論的な論点で40年を整理していただいたのに対応して、小沢さんのほうからは、基礎研の、研究をしながら運動もするというか、教育もしていくという、運動面、社会的な活動に関わって、それぞれの時期のトピックスというものを紹介していただきました。

40年ですので、今までの歩みという内向けの、研究所員に向けての総まとめ的な側面とともに、対外的にも、今の状況に対して今後どのように社会に発信していくのかということも重要な課題になると思います。現在の理事長である大西さんからお願いします。

●全国的、国際的に高まる基礎研への関心と期待
大西 理事長になってまだ1年しかたっておりませんので、今後の思いという主旨から何点か、ごく簡単に述べたいことがあります。

その第一は、やはり基礎研への期待が我々の予想を超えてかなり大きいことを知っておきたいということです。たとえば去年の京都大学での研究大会です。大変熱心な議論を110人の参加者のもとにやっていただきました。『通信』116号にその総括が入っていますが、その報告集 자체がかつてない数の執筆者となっていて、研究大会の盛り上がりを味わうことができるようになっています。

今回の40周年記念事業に対する募金でも、本当

にたくさんの方々からお送りいただき、その募金者リストを見て、彼らもいただいたのか、こんな方からもいただいたのかと、基礎研への期待を非常に強く感じました。たとえば、基礎研はなかなか関西を超えて活動しきれていないのですが、遠く離れた関東地区の方々からもいただいている。それだけ広くから期待されていると感じました。

第三に、それとも関わるのですが、日本の民主的経済学という全体の流れのなかで占める基礎研の位置というものです。これもまた案外と大きい。今も述べましたように、我々の活動はどうしても関西中心の活動になりますが、しかしその活動は、関ヶ原の向こう側、箱根の向こう側からは非常に大きな関心をもって注目されています。私は経済理論学会の幹事もしておりますので、マルクス経済学界で全国で活躍されておられる方との交流は深いのですが、やはり東日本と西日本の間には情報ギャップがあります。そうであるだけに、東日本の方々からは西日本の動向に関心が払われ、そうなるとやはり基礎研の動向が重要になります。我々はあまり気を遣うことなく、ただ自分たちだけで勝手に活動しているようなところがありますが、実はその活動は外から非常な関心を持って見られている、注目されている、ということです。

また『経済科学通信』の発行が継続していることも、やはり大きいです。小沢さんも述べられましたけれども、100号を超えて、120号まで出ているというのは世の中にはそうありません。外から見るとどうしてそんなことができのか、という驚嘆の対象として見られています。

ですので、ここまで来ますと、こうした期待に十分に応えるという趣旨から、もっと全国的規模で基礎研を省みる必要があり、そのためには関西を越えた活動も大変大事だと非常に強く思います。たとえば、我々が育成しようとしている労働者研究者の予備軍は全国にいますよね。また、大学研究者はやはり大学の集中度からいって関東が非常に多いので、基礎研で育った人たちも相当程度、箱根の山を越えて関東で活動しております。ですが、その方たちとの研究会やその他の交流があまり出来ずに経過してきている。そこで小沢さんも来てくださいて、今年久しぶりに東京で研究集会をやったのはそうした趣旨からです。思ったよりたくさん来ていただけました。支部活動というの

でしょうか、地域や地方の活動というものが、その意味で大変大事だと最近思うようになっていました。

それから、日本の経済学の中での位置ということを申しましたけれども、もう少し大きく言うと世界の経済学の中での位置ということもあります。以前はジュリエット・ショアーさんなどに来ていただいたことがあります。そうした欧米系の民主的研究者との交流をしてきたわけですが、最近では中国から許崇正さんに来ていただいたり、こちらから南京に出向くというような交流も深めています。これは、中国にも人間発達の経済学というものがあった、ということを知ったのを契機としていますが、これは逆に言うと、向こうは向こうで日本にも人間発達の経済学があった、と驚きをもって認識したということでして、それが研究交流を生み出し、発展させようとしているわけです。日本の経済学の中での位置、あるいはちょっと大きく捉えて、世界の民主的経済学の中での位置というものを、基礎研は客観的に持っており、そのことに我々はちゃんと気づき、それを前提に活動しなければならないと思います。

最後に三点目ですが、これも今の話と関わるのですが、とはい�建築研の独自性というものについてです。といいますのは、我々はたんに民主的経済学をやっているグループだというだけではなくて、独自の特質というものを持っていて、それはやはり人間発達論を提唱し発展させて来たということ、そしてその中で労働者研究者を育ててきたことだと、改めて思うのです。労働者研究者の話から申しますと、先日の7月のアジア・アフリカ研究所との合同研究会の際、こちら側メンバーとして高田好章さんや小野満さんを先方に紹介するという機会があったのですが、私は正直申し上げて大変誇らしく感じました。この高田さんは基礎研で勉強し、論文もいっぱい書いておられます。そして、駒澤大学で非常勤講師もされています。そういうことを紹介したのですが、この特長は基礎研にしかない特長であると改めて思いました。

他方のもう一点は我々の人間発達論です。我々が人間発達論というものを一生懸命に主張し始めたのはだいぶ古い話で、これは逆に申しますと、しばらくはそれほど前面に立てて議論して来たわけではありません。ですが、私はやはりこれをもう一度柱にしてやるべきではないか、と非常に強

く考えております。去年の京都大学での大会で、改めてテーマにさせていただきました。そして、実際、我々が現在どのようなテーマを深めるべきかというサイドから議論させていただければ、たとえば将来社会はどのような人間によって構成されるのかという問題や、あるいはそのような社会を作っていくにはどのような人間が必要であるのか、とかいった問題ですね。また、どのような人間はなぜに形成されるのかとか、それにはどのような条件が必要であるのか、とかいう問題もあり、さらにはそうした人間の形成は必然なのか必然でないのか、といった問題もあります。やはり人間発達というものの周辺に深めるべきテーマはたくさんあって、既に終わっているテーマではないということです。中国にも有るということです。やはりこの二つを発展させる方向で、今後の基礎研があるのではないかと考えております。

中谷 三人の報告をうけまして、フォローをお願いします。小沢さんの前が藤岡さんだったので、遡る順で藤岡さん、柳ヶ瀬さん、そして井内さんにお願いします。

●基礎研のこれまでの役割とこれからの課題

藤岡 25周年の後の15年間を念頭において、私見を述べたいと思います。25周年はソ連崩壊の2年後のことでした。その後の15年間というのは、新自由主義の大攻勢の時代で、基礎研関係者にとって試練の秋でした。私が理事長を務めたのは、1997年から2001年までの4年間でしたから、新自由主義攻勢のピークの時期（とともに上からのグローバリゼーションに抗する社会運動が盛り上がり始めた時期）が私の任期だったことになります。今から振り返ると、ソ連崩壊からその後の新自由主義の制覇といった荒波にのみこまれず、研究者として恥ずかしくない方向に歩むことができたと思っています。

この間に主に議論したことは、ソ連の崩壊からどのような教訓をひきだすか、1990年代に日本の支配層の戦略が半ば社会民主主義的な「構造転換」を許容する路線から新自由主義的な苛烈な「構造改革」の断行路線へとガラリと変わるので、このような激変する状況をどのように認識し、どのような対抗方針をくみたてるか、そもそも新自由主義型の近代化路線をどう評価するのか、とい

うような論点をめぐってであったかと思います。共通の理解というものは、基礎研関係者のあいだでも成熟するには困難があったと思います。ただし私個人としては道を大きくは誤らなかったと思うし、その点で基礎研の果たしてくれた役割には大きなものがあったと感謝しています。

基礎研の果たしてくれた役割と何か。三点にまとめてみたいと思います。

まず第一点は、「事実」を大切にするということです。「事実」や勤労者の生き生きした「直観」から出発しなければならない。昔の中国流にいうと「实事求是」の作風＝スタイルを身に付けることができました。私ども研究者というのは、研究室にこもり、理論から出発して、事実を検証するというやりかた、あるいは研究史の盲点や手薄な部分をみつけて「空白を埋める」タイプの研究に埋没しがちです。これにたいして、基礎研に集う市民研究者の方々と学びあい支えあうなかで、社会の荒波にもまれつつ、勤労者とともに、勤労者のための経済学を創造していくことができたと思います。

二つ目は、経済システムと民主主義との関係、民主主義的ルールや民主主義的権利の有無という視点を経済研究の世界に導入することに成功したと思います。学生時代の議論には、資本主義か社会主義か、あるいは全般的危機か革命かといった風に、二分法的に裁断する考え方方が強かった。民主主義というのは政治分野に属する「不純な要素」だとして、経済分野の研究から追放されがちであった。これにたいして私たちは、狭い「経済」（モノづくりと分配）の領域を超えて、「政治」（コトづくり）や「社会」（ヒトづくり）や「文化」（ヒトの目的づくり）、さらには「自然」（イノチづくり）との相互交流を強めることで、民主主義的なルール設定の大切さという視点を経済分野に呼び戻すことができた。しかもこのような探求の手がかりは、実は『資本論』のなかにみいだすことができる。そのような「経済民主主義的変革」の基礎理論として『資本論』を読むことができるのだという展望を切り開くことができました。このことは重要な功績として評価すべきだと考えます。

三つ目は、人間（の発達）を至上の価値とみなす経済学を作ろうとしたことだと思います。マネーの蓄積や生産力の発展なども軽視しませんが、これらは「手段」であり、「目的」ではない。経済

活動を評価する根底的な基準というのは、人間の成長を促すかどうかであって、生産力の発達も経済成長も、人間の発達、地域住民の成長に貢献するかどうかという視点で評価する。人間発達の障害になるばあいは、そのような質の生産力の発展のありかたを拒否し、代替策をうちだすという視点をたてることができたと思います。米国には、デービッド・コーテンらが作った「人間中心の発展フォーラム」がありますし、フリッツ・シューマッハ流に表現すると「適正技術」の重視ということになるでしょう。「内発型の地域発展」の思想とも通底しますが、人間発達に奉仕するかどうかという視点で経済成長や生産力を評価するという思想を押し出したことは、貴重な成果だと感じます。先に「経済教育学会」設立の話も出ましたが、経済教育のばあいも、学習者の発達中心の視点というか、学生の人間的成长を育むという視点を大切にし、学ぶに値する経済教育の内容を開拓しようとした。その意味で基礎研の志と経済教育学会の志とは通底していますし、共通した摸索の二つの現われであったともいえるでしょう。

日本型企業社会と命名したように、日本にはルールなき資本主義というか、むき出し資本主義と忠誠心を競い合うアジア的な使命共同体とがからみあった体質の企業が優勢でした。このような独特の労使関係をどのようにして変えていくか、人間発達を促進する方向で民主主義的に変革する道

の探究に力を注いでいたのも、当然の結果だったと思います。

今後の課題として何があるのか。この点についても三点述べたいと思います。第一に、やはり今「構造改革」の本質をどのようにとらえるのかというテーマを深めていきたいと思います。1980年代の中葉から後半にかけて、日米貿易摩擦に直面していた日本の政府筋が中心となって「リゾート開発」だと、「ゆとり社会」への「構造転換」の時期だというふうにはやした時期があります。その背景にはアメリカの思惑がありまして、日本企業の抜群の国際競争力を削ぎおとしたい、そのため日本人も、欧米並みにもっと休暇をとって、バカンスを楽しむべきだ、福祉国家をめざして、もっと内需振興をはかれ、と説いた時期がありました。この時期に、私どもも、1987年に「講座・構造転換」全4巻を著し、このような変化を前向きに捉えて、これを機会に「日本型企業社会」をヨーロッパ型の修正資本主義のタイプに転換する機会にしようというキャンペーンをはったのですが、この構造転換の時代は、残念ながら4~5年で終わりました。

日本ではバブルの崩壊後、長く続く不況期に入り、欧州型経済社会を模倣していたのでは日本経済の競争力は回復不可能な打撃をうける、という警戒心が財界筋を中心に急激に高まった。同時に、クリントンが大統領になるとともに、アメリカ経



『経済科学通信』50号刊行記念公開講座の風景

済は未曾有の繁栄期を迎えた。そこで、日本の未来像が、歐州型の「修正資本主義」から、米国型の「むきだし資本主義」へと大きく転換した。市場経済と経済グローバリゼーションに適応して生きるほかない、「市場型社会」に転換するばあい、当初は「苦しい」だろうが、我慢して「構造改革」すると、アメリカのような素晴らしい未来が待っていると宣伝されたわけです。新自由主義グローバリゼーションや構造改革のマイナス面については、ジュリエット・ショアーさんが書いているし、最近では堤未果さんの『ルポルタージュ・貧困大国アメリカ』のなかにリアルに描かれているのですが、80年代の構造転換と90年代の構造改革の間には、決定的な違いがあること、構造転換にたいしては質を多少変えつつ、基本的に実現させていくというスタンスをとるべきだった。しかし構造改革にたいしては、まったく違う対応、もっと原則的に対決する姿勢をとるべきだったのではないか。この点がいさかあいまいではなかったか、そのために、90年代後半に進む構造改革やグローバリゼーションにたいする評価が、当初の時期、甘きに流れたのではないかという反省があります。昨今の大学の新自由主義的再編の動きを見ても、この点を痛感するものです。

二つ目の課題としては、現状分析を世界経済の動向と結びつける点では、やはり不十分ではないかと思います。これまで基礎研の場では、日本型企業社会の研究者と世界経済の研究者との間で共同研究を試みたことが何回かありましたが、なかなか成果があがらない、認識が深まらないという経験をしてきました。それはなぜか。双方ともに視野が狭かったように思えるのです。日本経済の研究者には、レーニン『帝国主義論』をどう位置付け、乗り越えるのかという視点が希薄だったのではないか。他方世界経済の研究者の間では、「経済」還元主義の傾向が強く、なかなか溶け合わなかったのではないか。規制緩和というのは、マネーの国際移動の規制緩和だけでなく、軍事力行使に対して国連や市民社会が課してきた規制を緩和することでもあり、戦争の自由化でもあったんですね。アメリカや日本の資本主義というものが、かつての「修正資本主義」（昔は国家独占資本主義という不正確な用語で呼んでいたもの）から「むきだし資本主義」、「新帝国主義」の方向へとユーターンしつつあるトレンドを、批判的に、

経済と政治・社会・文化・エコロジーを絡ませつつ、グローバルな視野で究明することが求められていると思います。

最後の点ですけれども、今日のように時代が大きく変わろうとしているときには、事実を大切にするというだけでは不十分ではないか。「事実は眞実の敵である」という言葉があります。ドン・キ・ホーテが「自己の奇矯な行動」を弁護するために語るフレーズですが、やはり「事実」だけを見ていると、自我（脳）がイノチをもっていると考えたり、あるいは自分を軸にして太陽・星の方が回っていると思いこむというように、一面的な認識に固執して大局観を誤ってしまうわけです。激動する時代にあっては、「事実」に密着するだけでは経験主義におちいり、眞実に近づけない。パラダイム（考える枠組み）を変えるためには、エコロジー的な視野をもっと重視し、宇宙哲学のなかに経済を位置付け、統合していきたいと考えています。

そういう中であるべき「未来社会」というのを考える場合、大地・自然からの人間の疎外をどう克服し、人間が自然体に復するというか、大地・自然のもとにどう帰っていくのかという視野が必要だと思います。「高度自然（主義）社会」、「ハイテク・アニミズム社会」、「半農半エックス」社会、など、未来社会を特徴付ける魅力的なフレーズがありますが、このような視野で人間の発達を保障する未来社会を構想していくべきではないでしょうか。

いずれにしても、「考えている」こと、「語っている」こと、「行動している」ことの3つが一致している生き方をしたい。晩節を汚すことなく、「マイライフ・イズ・マイメッセージ」と言いうるような生き方をしたいものだと感じています。

中谷 今までの特徴点と今後の課題ということで、要約して項目としてまとめていただきました。引き続き、その前の理事長である柳ヶ瀬さんからご発言をお願いします。

●人間発達をめぐる国際的な関心の高まり

柳ヶ瀬 基礎研の40周年ということで色々と考えることがあります。皆さんもおっしゃったところですが、人間発達の経済学がこの40年を語る上で欠かすことのできない重要なキーワードのひとつ

である私も思います。この言葉が生まれたのは、1982年のことでしたが、それは生まれるべくして生まれたものと言ってよいほどに基礎研の発足当初に目指されていたものが、大きく成長し、膨らんでいった結果であったと思います。森岡さんが話されたように、大学から「働きつつ学ぶ権利」を守る運動をすすめ、生涯教育論から大学に新しい研究と教育の風を吹き込もうということがそうでしたし、経済学基礎理論として『資本論』を据え、それを工場法から読もうということがそうであったと思います。その意味で、基礎研運動の産物であることは間違ひありません。

出版のときの経緯も、私の記憶では、夜間通信研究科での資本論講座をすすめるなかで議論されていた「所有の経済学から労働の経済学へ」ということを現代日本で考えると「人間発達の経済学」ということである、それを書いてみようではないか、という筋がひとつあったと思います。企画の最初の段階では「発達の経済学」という表現であったのが、基礎研の出版にかかわって大きくご支援していただきてきた桜井香さん（現・桜井書店当主）とのやり取りもあって「人間発達の経済学」と表現したと思います。

出版は、かなり大きな反響を得ることができましたが、今から考えるとアマルティア・センの「潜在能力アプローチ」(Sen, Amartya, *Commodities and Capabilities*, 1985. 鈴村興太郎訳『福祉の経済学』岩波書店, 1988年)よりも少し早かった。それだけ、世界が求めている大切なテーマに向って、時を同じくして登場させることができたと言つてよいと思います。

それはちょうど、時代の変わり目といるべきか、人々の欲求の高まりということがあり、個性化や多様化といったことが言われ始める頃ではなかったか、とも思います。しかしながら、新自由主義の潮流も登場し始めていた時期でもありました。発刊当初は、個人の発達か、階級としての発達か、などの活発な議論があったのを覚えています。しかし、これをさらに前進させて討論するには、まだ少し時間が必要であったような気もします。しばらくすると、冗談で「人間発達教」を唱えるばかりではないか、といった気分もあったぐらいですから。

しかし、人間発達の経済学が新自由主義と立ち向かっていくうえで重要な基礎視点を示している

といった議論は、色々と積み上がってきた。やはり、1990年から発刊された国連開発計画の『人間発達報告書』や98年にはセンがアジアから初めてのノーベル経済学賞をもらったというインパクトは非常に大きいものであったと思います。私も、99年にバース大学に行ったとき、基礎研は「人間発達の経済学」に取り組んでいるというとそれだけで理解してくれるところがあり、それに森岡さんがやってこられた「過労死」問題を言うとそれで了解、という感じでした。

それだけ市民権をもった人間発達の経済学に基づいては取り組んでいるという自覚をもとに、さらに豊かなものにしていく課題が、これから基礎研にとって重要ではないか、と思います。例えば、中谷さんたちが翻訳されたスロスビーの『文化経済学入門』は、ミクロ経済学の基礎に立ちながら苦労して経済学の中で文化経済学という市民権を獲得してきた人たちにとっても、センの功績は大変大きかったようで、「人間発達の経済学」が登場したからこそ「文化」が舞台の中央に引出されるようになったと言われています。まだ、多分に途上国の経済発展問題とかかわってということかもしれません。

内容的にも『資本論』を基礎にする点でより近いところでは、大西さんから中国にも人間発達の経済学が生まれているということを知らせていたことがあります。そして、交流できるようになった。この意味も非常に大きいものであると思います。また、それだけに、基礎研として責任をもって国際交流をすすめて行く必要があるし、その点からも研究をいっそう発展させることが必要だと思います。池上先生が提案されているように(『通信』116号, 15頁), 確かに、解説をつけて初版の『人間発達の経済学』の英訳出版をしておくことも必要になっている。もっともっと国際交流の広がりがあると思います。

また、文化経済学をやってみると面白いことも見つけ出しができるのではないかと思います。例えば『資本論』での知識の議論の仕方は、基本的に自然科学的知識が問題の中心になっているように思われます。もちろん『資本論』では労働者階級の状態をはじめたっぷりと描かれた資本主義社会の文化的基盤のもとに経済理論が描かれていることはいうまでもありません。マルクスの芸術論も豊富に語られている。しかし、現代社会のな

かで語る場合には、もっと「知識としての文化」の問題を経済学と関連させて取り上げて議論を深めることができるのでないか、と思います。

例えば、ブレーバーマンを手がかりに労働過程論の議論をした80年代、イギリスの労働過程論学派の議論では、すでに労働者管理におけるイデオロギーの役割に注目されていました。それはイギリスにおける日本の経営の導入ともかかわっていて、管理者への知識の集中からさらに進んである特定のイデオロギーを普及することによる支配が進められており、その批判が欠かせないとする議論が、大学改革とも重要な関わりをもつていています。

また最近では、大学論や都市論にとどまらず社会全体で「創造性（クリエイティビティ）」が重要な関心事となっていました。例えば、都市の創造性を考えるとき、そこでは自然科学的な創造性、アーチストの創造性、そして技術者や経営管理者の創造性などが異なるパターンをもっているとの議論があります。これは、1960年代のイギリスの大学で「二つの文化」と題する出版物をきっかけに大きく話題になったものと共通するところがあり、アメリカにおいてもそれに触れる文献が参考されているのを見ることができます。ここでも、自然科学研究者と人文科学的研究者とでは、お互いに他方が学者ではない、と言い合う不仲の理由が研究上の思考方法のありかたにかかわっていました。結論から言えば、それらは多分に職業的な背景をもつ思考方法であって、他方では、人々がそれらを交流させる能力や機会を失っていると言えるように思われます。簡単に言えば、アダム・スミスの分業論であって、それを総合化する能力や場を欠いているということです。その点では、やはり、経営学の工学化やイデオロギー化がこの間の大学改革の進行にみる特徴的な問題のひとつではなかったか、と思います。要するに大学や社会での対話の不足が深刻な教育問題や社会問題を生み出してきたということです。

この40年間は、振り返ってみれば、基礎研は激しい歴史的变化に持ちこたえてきました。そのなかでこれからに繋ぐことができる成果を手にすることができた、と言えると思います。ここでの私の意見から言えば、基礎研の40年を支えた強みのひとつは、アカデミズムにとらわれず、総合化の場をつくり、維持してきたということです。今後も、

新しい現象の今日的形態にも批判的な分析を行いながらも、その背後にあるものをはっきりさせて対話や相互の解釈の交換を活性化して行く必要があると思います。

中谷 基礎研では今まで人間発達の経済学ということが、理論的課題として中心になっていたことが明らかになりました。今、5人のお話を聞きますと、理事長をやられた方は、自分の経済学の研究という立場を堅持しつつ、最新の経済学の課題や成果というものを社会的な、構造的な背景のなかで位置づけて、それを理事長としての仕事にどう反映させるか、いかに基礎研の活動と理論的にも実践的にも切り結ぶかという問題意識が明確に念頭にあって、そういう面から基礎研にも関わってこられたという様子がよくわかり、感銘も受けました。

そういう議論の種を巻きちらしながら突き進む理事長を助けながら、舞台裏で、事務的にこういう組織を支えていくという立場で苦勞もされてきました。井内さんからお話ををお願いします。

●40年を節目に考える基礎研組織のあり方と発展に向けての課題

井内 私と基礎研の関わりは、15周年のときです。赤間道夫さんが、15年誌の編集を始めて、それのお手伝いをしながら、と始まりました。

私が中心的に関わった25周年では、とりわけカンパ活動に熱心に取り組みました。森岡先生などが、基礎研の近代化を進めるべきだということをいいました。当時は情報化が要でした。そのためにはかなりのカンパを集めることが課題でした。15周年にはあまり集まらなかったけど25周年は頑張るということで、一千万円の目標で五百万くらいはなんとか……、ということであったと思います。

25周年の頃は今出川河原町に事務所があって、そこで西田達昭さんが専従で事務を司っていました。そしてまた学会化という課題に直面していました。学会化ということは、若手がいろいろ増えてきており、基礎研という組織を少しそく知っておいて欲しい、たんなる学会だけじゃないんだよという意味を深めるためにも、まず方向だけは少ししておかなければならぬという状況がありました。

基礎研というのは先ほどから皆さんおっしゃる



座談会当日の様子

ように、働きつつ学ぶということで、教育活動に力を入れました。夜間通信研究科の活動をやっていました。そこで協同ですね、労働者と研究者の協同が組織されました。そして自腹で会費を出し合って、まあ、自主独立で、いろんな全てのことをやってきた協働の組織なんです。そこに学会化とか財団化みたいなアイデアを池上惇先生などが話を出してきて、基礎研組織の公的、社会的な方向というのをもっと強めようということになりました。前もって何度か私も、柳ヶ瀬先生や池上先生などと話しあいました。学会化の提案があったときに、名前変更だけや、登録だけやともいっていました。しかし学会化によって整理された問題もあります。

今や若い人は基礎研というのは学会であり、研究発表の場や機会であると思っている。そういう認識も必要ですが、やっぱり基礎研というのは研究者と労働者の協同組合で、働きつつ学ぶという権利を担う組織だという部分を知ることも重要です。その点は、私はずっと守っていくべきだろうと考えています。学会にしたときにその次にやっぱり出てくるのが、学会員資格は何かという基準問題です。たんなる労働者、修了論文を書いていな人は基準に満たないのか、要するに自由大学校、夜間通信科の皆さんを対外的にはどういう資格で扱うのか、などずいぶん問題が広がっていきました。

だから、このあたりの学会化の経緯も含めて、

学会、自由大学院に名前を変えたときのいろいろな議論、組織をどう整備するか、一度振り返ってまとめておく必要があると思います。法学系の中村浩爾先生などがよく言われますが、一目見たときに組織図と運営体制やルールがよく判らない、学会や大学院のルールは何か、などに關わる議論を整理しておく必要があります。だからそういう意味では、基礎研というところは労働者と研究者の協同組織で、いきいきとした現実と理論を結びつける組織であり、運動であることを確認した上で、その組織というものありようというのは、まあ40年経った中で、ある一定の総括もしながら、その到達点と課題を確認することが必要でしょう。

さらにもう少し展望を広げますと、どの方向にいくのかについては、共通の意識を高めることも重要です。池上先生が構想した以上に労働者や社会人が夜間大学院や正規の大学院にどんどん入学している事態をうけて、夜間通信研究科の使命は変わっただろうし、また終えたのかもしれない。しかし自由大学院はちゃんと力を入れて継続するという方向になっている。しかしもう一方で言わせてもらうと、修了論文を書く人がいなくなってきたことが最大の原因でしょうが、『労働と研究』が途中で発行が中断していることとつじつまが合っていないと思います。

昔、池上先生がよく言っておられましたが、労働者の論文が100本世に出る時には世界は変わっている、と。労働現場で関心をもった労働者自身が

自分のことを書いて、『労働と研究』で発表し、労働現場を変えていくことができれば、世の中は変わっていますからということでした。確かにそう思いました。しかし『労働と研究』も停滞気味になっている。ただ、他の場面も含めてもう100本は出ているのではないかという側面も存在しています。でも研究者は労働者と関わって、組織活動や教育活動に熱心に関わっていて、それが今の自由大学院が継続できていることにつながっている。その辺の射程は、私は組織問題としてはいつか引き継ぐことが必要だろうと思います。

研究に関していえば、先ほども少し言いましたように、「講座現代経済学」の第一巻の冒頭は、啄木の、「働くけど働けどわがくらし楽にならない、で、じっと手を見る」で始まっています。これをどうにかしていこうではないかという問題意識でした。その冒頭の執筆は、確かに池上惇先生か島恭彦先生、どちらかであったと思います。そういう問題意識が、富裕化論とかいろいろな議論にもなりました。しかし私なんかが「講座現代経済学」の中で一番大事に思ったのが、労働時間とか労働日とかに拘り続けたところが、「貧困と発達の弁証法」とでもいうのでしょうか、皆さんも指摘された成果が出てきたと思います。その辺、私なんかはずつといまだに現場を大事にすることを続けることができているから、あまり頭もおかしくならなかったんじゃないかなあ（笑）、と自分では思っています。周りを見るといろいろと皆さん変わっていきます。ただ、私には現場は非常に大事であり、この点で基礎研で育てられたなあという思いは本音であるし、義理も感じるところです。これが基礎となって研究を続けることができているのかなと思います。

ただ不満に思うところは、例えば福祉はどこへいったかということです。要するに日本の経営論です。中国とかベトナムをこのごろ訪問すると、やっぱり中国には日本のものづくりは絶対にできない、と私は思います。なぜかというと終身雇用制の問題です。基本的には中国人の人やベトナムの人は、キャリアがつくとすぐに仕事をやめてしまいます。これはアメリカもヨーロッパも皆そうですね。会社を次から次へと変わることが常です。キャリアアップして金儲けしたい、という人が大部分です。でも日本の中小企業の従業員さんというのは、そんなキャリアアップで自分が育ってい

くのではないと思っています。私はもう一回日本の経営は何かという経営論争を、グローバルな視点で、少なくとも東南アジアとかアジアの一定地域の特性という論点も踏まえてやっておかないと、いつの間にか能力主義とか成果主義のほうに行き過ぎてしまって、またゆり戻し、みたいな話で終わってしまうようと思われます。

しかしそうじゃないですね。今、私は名古屋にずっといますけども、ものづくりのやり方ががらりと変わっています。生産革命とまでいえるかどうかという思いはあります、やっぱり新しいものの作り方というもの、従来の工程ではないような姿が確かに出現してきています。イケてる中小企業というのはだいたいそういうなんですよ。たんに長時間縛られているだけじゃない、新しいものづくりの発想。しかもそれがまあ非常に国際的に、動き始めてきている。

これはたぶん京都におられたのではわからないと思います。ブラジル人やベトナム人が名古屋にはいっぱいいます。私は大変に多いという印象を持っています。京都にはそんなにいません。というのも街中を歩いても目立ちません。しかし私が今関心をもっているのは、なぜこれだけ多くの外国人労働力が、しかも底辺の状態に溜まるのかということです。溜まるなりの理由があるんですね。名古屋は8年になりますけども、あまりに民主主義も文化も無いようなところだと思われています。本当に汎水たらしているブルーカラーの多いところであります。したがって人間発達の問題は名古屋ではなかなか難しいように思える。だからそういう点では基礎研はまだまだやれるとも思います。

そういった意味では、ますます私どもは、昔やっていた課題に立ち返る必要がある。公務労働でも人間発達保障労働とか言いながら、ほぼ人間がパーソナル（自立した個人）になって、それを前提にしてどうしますか、などというように考えていました。皆さんでやってきた課題だけれども、もう一度読み返してみると、あの時はどのような状況を前提にしてどこまで射程に入れていたか、今では問題の存在状況がどう変わり、さらなる工夫がどのように必要か、というようなことが課題になっていると思います。

さらにもう一つ大事にして欲しいのは、共同研究体制です。僕なんか名古屋に行ってしまうと、やっぱり共同研究の基盤というものがほとんど無

いんです。関西の京都や大阪でよく見られるように、大学を超えて、学会でなくて、いろいろな労働者の方々を交えたような共同の研究会とか、学者が定期的に積み上げていくような研究会というものはあまりありません。知的な知識やコミュニケーション、現実を踏まえたような交流が無いですね。そういう意味では皆さん、基礎研でもっと頑張ってほしいと思います（笑）。

若い人、若いといったら失礼になるかもしれないけれど、若い学生とか院生諸君とかの参加が増えてきている事実に目を向けて、その意味を大切にしなければならない。そういう意味では私たちの責任というのは大きいと思います。

中谷 それぞれみなさんの個人的な思いがよくわかりました。基礎研にかなり期待が集まっていることをうけて、今までの歩みという、対内的、組織上の話題よりも、人間発達の経済学、そのような理論的な課題をめぐってどのように関わり、組織的にも教育的にも発展させていくのかということが共通の関心になっているように思えます。

そこでこれから経済学を勉強していくとしている学生諸君や若者の、また引退期を迎えている団塊世代の問題意識や関心もおそらく大きく変わっているという中で、今後の課題を中心にご意見を述べていただきたいと思います

●労働過程研究の重要性と労働組合や労働運動との連携

森岡 基礎研は政府が提起している、あるいは経済界の主流的な流れになっている議論の舞台にのって議論をしていくという方法をとっていました。80年代後半でも『ゆとり社会の創造』などはその際たるものでした。企業中心社会の問題、あるいは『日本型企業社会の構造』の問題でもそういうところがあった。そこでわたしたちが一方で取り上げた議論は、政府内における、例えばその当時であれば、政府は日米経済摩擦のなかで内需拡大を言い、1800労働時間の実現を唱え始める。政府の文献にも「ゆとり社会」や「個人中心社会」といった言葉が使われるようになる。しかし、そういう議論に安易に乗っかると、従来の「終身雇用」も「年功序列」も否定されて、その面で日本の経営が解体されていく流れに手を貸す恐れがないわけではありません。基礎研がそうだったとは言いませ

んが、相手の土俵で相撲をとることはそういう微妙な問題を抱えていることは否定できません。

井内さんの問題提起とうまく噛み合うかどうか分かりませんが、ここ20年くらいを見ると、社会人大学院が全国的に広く整備されてきました。おそらく生涯教育の一環としてのリカレント教育を含めて、社会人が大学院で研究するようになってきた。そのなかには専門研究で成果を出して大学で教えるようになった人もいます。これは、当初基礎研で考えていたことや、1975年に基礎研大学院として夜間通信研究科をつくった時とは全然違う時代状況です。

設立当初の話にもどれば、当時の時代状況としては自治体革新の大きなうねりがありました。京都から東京、大阪、と、大都市で一斉に革新自治体が広がっていました。その時期が、基礎研の初期の高揚の時期と重なっている。それは同時に国や自治体における公務労働の役割が高まった時代でした。「働きつつ学ぶ」というよりも若い夫婦が「働きつつ育てる」時代、したがって保育とか、教育に対する需要が非常に高まってきた。したがって社会制度の整備としては、医療や福祉を含む社会保障の仕組みをどう整えるか、国民の発達保障労働を公務労働はどう担うべきかが大きな課題になった時代でした。京都にはとくにそういう気運がありました。

そのことが基礎研の議論にも反映されています。さきほど言った25周年の記念冊子で島先生が基礎研は「自治体問題研究所」と共存共栄の関係があったと述べられていますが、財政学を専攻する人を含め、公務労働論や自治体論を研究する労働者や大学院生が基礎研のなかには少なからずいました。それが『資本論』の読み方をある面では方向づけたのは明らかです。資本論講義でも、工場法の意義を重視して、第8章の労働日章から始めて第13章の大工業の章に進むという読み方で、女性労働、児童労働、家族、地域、保育、教育といった問題領域を重視するようになりました。これは従来のアカデミズムにおける教育や研究にはない『資本論』の読み方でした。

従来は、単純化していくと価値、剩余価値、資本蓄積、平均利潤などのカテゴリーについて、市場の需給法則が背後にあって平均原理が貫くような次元で、経済学の原理を論ずる方法が主流でした。こうした原理論だけでは現代資本主義は論じ

られないでの、現代はもっぱら独占資本主義論と国家独占資本主義論で論じてきた。いってみれば経済学の原理論と現状分析が切れていたのです。国家独占資本主義を論じていても、工場やオフィスのなかの労働者の状態を問題にすると結局は労働過程に戻らなければなりません。基礎研は最初から技術論を重視し労働過程論をやっていたんですが、1980年代の後半に国家独占資本主義論が下火になって、あらためて労働過程に戻れということで議論を組み立て直したという記憶があります。そのことがあって、80年代末から90年代はじめにかけて、労働過程論、さらには企業社会論に行くわけです。

他方でいうと、基礎研は労働者とともにといひながら、労働組合なり労働運動について、十分に議論の対象にしていくということはできずにいた。実は気づいてみると1980年代の末の、過労死110番がスタートした時期というのは、総評が解散して連合になって、労連が踏ん張っても、結局、労働運動が壊滅的な衰退期に入る。全くストライキがうてない時代に入っていく。それがまあ、今の状況を許したものといえます。今の状況というのは、石油価格の高騰問題で漁師がストをしても、労働者の賃上げや雇用確保や労働条件改善のストは起きないという、特異な状況のことです。

私が関心をもった過労死に関していうと、労働組合がちゃんと役割を果たしていて、まともな規制力をもっていたら、こんなに深刻にならなかつた問題です。労働組合がしっかりしていて、労働者の配置や働き方や要員の確保に関与していれば、こんなことにはならなかつたと思います。ですが結局は労働組合が規制力を発揮できない、あるいはむしろ、大企業では労働組合がすんで長時間労働に手を貸していたという構造があった。1985年に労働者派遣法が制定されたときは、共産党と社会党が反対しましたが、その社会党が潰れて、1999年に派遣が原則自由化されたときは、共産党を除くすべての政党が賛成しました。結果論ですが、そういう時代状況を振り返れば、労働組合と労働運動についてもっと議論があつてよかつたと思います。

いずれにせよ、私たちの理論的立脚点はあまり大きく変わっていないけれど、日本社会はバブルの時期から長期不況を経て大転換を遂げてきた。労働運動が壊滅的に衰退し、グローバル化や情報

化や規制緩和の大波もあって、資本主義の暴走にブレーキが無くなつた。あるいは歯止めが利かず暴走するようになった資本主義が、今の非正規労働の拡大と、それにともなう格差と貧困の深刻な拡大を生んできた。こういうふうに整理すると、流れが見えてくるのではないでしようか。

しかし、今では規制緩和一辺倒の流れに対抗する流れが強まっており、アメリカ発の世界金融危機のことで新自由主義は終焉のときを迎えていました。その点を考えると、悲観論に陥る必要はありません。

●人間発達の経済学をめぐる学際的研究の発展の重要性

小沢 人間発達の経済学との関わりでは、「今、時代はまさに資本論」というか、『資本論』に関心が戻ってきてているのは明らかです。でもとくに我々からすると『資本論』をどう読むのか、ということが大事だと思います。人間発達の視点で『資本論』を読み続けてきた我々の立場は、もっと大事にしなければならないと思います。『資本論』の読み方だって、人間発達視点から読まなくて、窮屈化革命論とかそういう形で読む方法もあるけれども、『資本論』そのものは、そもそも人間発達とか貧困と発達の弁証法として書かれている、と思います。だから今『資本論』の時代というときにやっぱり人間発達の視点から読むということが求められているし、今度新しい新編の「資本論入門」の改訂版を出すことの意義はすごく大きいと思うということが一点目です。

それともう一点。柳ヶ瀬さんがおっしゃった諸科学との協同ということが人間発達を考える際に重要ではないかなということです。基礎研創設当初、人間発達の経済学を主張し始めたときに、池上さんなんかは、教育学、心理学の田中昌人さんなどとの交流を通じて人間発達というものを深めたと思います。そこからいろいろとアイデアも入ってきた。ですから、諸科学との協同という形で人間発達というものを、これからも意識的に追求しなければならないと思います。

もう一点だけ。人間発達という概念というか言葉を大切にしなければいけないと感じています。例えばセンの議論が注目されて以降も、人間開発論とか開発経済学とか言われたりしていますが、たんに訳語の問題でないような気がしています。

Human developmentは「人間開発」ではなくて、「人間発達」なのだと、私はずっとこだわりつづけてきたし、今もこだわっています。開発と表現したとたんに何か別物になるような気がします。だから柳ヶ瀬さんも「人間発達報告書」という表現をされましたけども、翻訳されて『人間開発報告書』という表題で売られています。概念的にも人間開発と人間発達は違うと思いますので、人間発達にこだわった経済学の展開というものをやっていくことが、これからも我々が果たすべき役割なのかなと思います。

●大学で経営学部に所属する立場から

柳ヶ瀬 人間発達の経済学の学際的研究という点で、少し発言したいと思います。この間、とくに90年代以来のグローバリズムや大学改革のなかで、学問領域を越えた連携が強く求められながら市場原理主義の競争圧力を受ける中で逆に壁が大きくなったり、分断されたり、視野が狭くなってしまっている現状もあるのではないかと思います。一言でいうと、大学にいる人々の対話能力が減退してはいないか、という点検が必要とでもいうべきかもしれません、これが基礎研の役割ということでもあります。

私たち自身も反省する必要があるのですが、例

えば、私は経営学部で経済学分野を担当しています。大学改革で忙しくなっただけでなくて、とくに経営学が社会や学生の期待もあってひどく競争主義的なものか、逆に手段主義に閉じこもってアカデミズムに止まろうとする傾向を強めてきたように思います。そのため、個々の教員が個別化してしまって、学問的なコミュニケーションが大きく低下しているのではないかという感想をもっています。経営学というと、どうしても利潤追求の問題が避けられないのですが、そのために「こそ」社会に有用な商品を提供しなくてはならない。社会的な意味をもった事業を開拓しなければならないという側面もあります。しかし実際に、例えば、ドラッカーもかつて発言したように事業の目的は「顧客創造」であって「利益追求」ではないということがはっきりと示されないことが多くなっているのではないか。もしくは、利益こそ目的だ、これが現実だ、とだけ強調されることが恐ろしく増えた。そのうえ、物的生産や大量生産が無条件に前提されて、テラー主義だけが語られる。知識社会と言っても、知識がどのように創造されるのかが語られない。知識は「モノ」同然に扱われる以上ではない、といった感じがします。こんな現状では、他分野との交流はできない。すぐ隣接する、あるいは経営学分野とされる非営利組織の経



84年春季合宿研究交流集会の風景

営を考える場合でも、そこに不可欠な「社会目的（経済目的でなくて）」が理解されず、それにふさわしい手段の選択が議論されないままに、営利企業と同じだ、利益が分配されないだけだ、という形で非営利経営が論じられるということが根強くあります。

要するに、学際領域を広げようすると、社会科学、さらには、学問の根本に視野を置くことが必要なではないかと思います。人間発達の経済学は、とくにそうしたことが求められているし、そうすればさらなる展望が開けてくるのではないかでしょうか。基礎研は本来そういうところへ踏み込んできたわけで、総合化するところにこそ非常に大きなメリットがあったと思います。現場に近いであるとか、基礎理論であるとか、諸科学との協同であるとかですね。これからも、そこに創造や活力の源泉を求めて、視野を広げていくことが必要ではないか、と思っています。

●経済学の領域から

大西 そちらが経営学とすれば、私たちは主流派経済学、近代経済学の主流派とつきあわなければならぬ位置におりますが、その経済学だけで世の中が一色になってもらつては困ると思うのです。我々はこの経済学に対して人間発達の経済学を対峙しているわけですが、私は、封建制の時代の人間像と資本主義の時代の人間像とはどうみても違うと思います。あるいは、同じ資本主義でも日本や中国、アメリカやラテンアメリカなどを見てみると、やはり国によっていろいろな人間のあり方があると思います。そのことに無頓着な経済学というものは、やっぱり駄目なのではないかと私は思います。

さらにもう一つは、それでも微妙に、近代経済学者のなかでも違いが生じてきているということも重要です。つまり、我々の考え方と通じる感覚の持ち主も多少はいて、主流派経済学のモデルは修正されねばならないと認識されています。そうした人々は今、「行動経済学」といった新しい経済学を形成しつつあります。彼らも多少はそういう方向で考へるようになっていきます。そうなると諸科学との協同ということになるのかも知れませんが、やはり視点というものは大変大事ですね。一つの枠組みだけではなく、いろいろと試してみることは重要で、そういう話としては主流派経済学

の一面性はやはり問題だと思います。

藤岡 地域経済論の分野でも、先ほどのdevelopmentというのは「開発」ではなくて「発展」と訳すべきだ、という議論があります。教育分野の「人間開発」と「人間発達」の関係で同様です。つまり外部の資本とか国家とが金儲けと統治のために、地域に眠る資源をどのように有効活用するのかという観点を「開発」とすれば、地域の住民自身による住民のための地域の「発展」を推進する、その総合的な地域発展のなかで、経済活動を位置付けるという仕組みをつくることが大切だと思います。

森岡 さんのおっしゃったところと関わりますが、『資本論』の論理が大変なアリティをもつ時代がやってきました。ただし、それ以前の時代には、なぜ、『資本論』の論理がそのまま「むきだし」の形であらわれなかつたのか。それはなぜかという問題も解明しておく必要があると思います。高度成長期の日本には、アジア的な「開発独裁」的な特質と修正資本主義という2つの特質がからみあい、『資本論』の論理を覆い隠すという状況があつたのではないか。それが、経済と政治との関係を軸にして観察すると、修正資本主義からむきだし資本主義への世界的回帰の現象が生まれてきた。そういうように捉えるならば、かつてはなぜ、『資本論』だけでは斬れないよう見えたのか、それが現在、なにゆえに、再び『資本論』で斬れるようになってきたのかという、そういう歴史的な段階差をともなつた全体的な仕組みが分かって来ます。この仕組みというのは、経済の中だけで、あるいは生産力の発達レベルだけを見ていても絶対に分からぬ。経済というものを政治と社会・文化によってサンドイッチし、全体を自然の大枠のなかで位置付けないと、変化の原動力は浮かび上がつてこないので。そういう総合的な枠組みのなかで、経済の大切さと限界の双方を位置づけるべきだというのが私の意見です。

中谷 時間の関係でしめたいと思います。議論をまとめるという形でお願いします。

●働きつつ学ぶ労働者研究者の発達と共同研究の発展

小沢 先ほど大西さんは、労働者研究者の高田さ

んや小野のことを紹介するときに非常に誇りに思った、と言いました。私の最初の発言では言い忘れましたが、彼らが日常的に研究交流している場が大阪第三学科でして、そこではこれまでに3冊も本が出版されています。次も計画中であると聞いています。山西万三さんにも高田さんにしても、もう今では大学で教えもしています。

ですから、多くの社会人の方が大学とか大学院に入っていく中で、基礎研の存在意義はどこにあるのかということは、明確に打ち出しておくことが必要と違うのかなと思います。そんな議論を発展させたいと考えています。

大西 一言付け加えますと、先日京都の学習協で連続講演会の一部を担当するという機会がありましたが、実はこの5名の講師は一人を除いて全部基礎研のメンバーだったのですね。これは驚きでした。そして、その時に学習協の責任者は、我々京都学習協は基礎研の先生方なしではやっていけないと率直におっしゃってました。これは以前とは状況がだいぶ違ってきてているということです。

また、その連続講演会にも会場が満員になるほどの人が集っておられまして、ここに私は労働者研究者の潜在的予備軍が多数おられると思ったわけです。実際、その多さに私はびっくりしました。学習協ではずーっとあれほど人が集まっていたのでしょうか、それとも再び増えてああいう状況になつたのでしょうか。ともかく会場が満員なですから再び増えているのかもしれません。ですので、こうした一般的な「受講生」という水準を超えて、さらにステップアップをして、研究にまで高まって行こうとする層もかなりおられるのではないでしょうか。そうした層にどう接近していくかも、今後は考えていかなければなりませんね。

小沢 研究者になる社会人院生以外では、大学院に入ったとしても2年ほどで修了です。既成の制度化された大学院では、それで終わりじゃないですか。しかし我々のところでは、既成の大学院を出て、更に研究を続けたいということで来てくれるという人は沢山とはいえないにしても、確かにいますよね。だから基礎研がやっていることは、既成の大学院ではできないことじゃないかなと思います。学びつつ、働きながら、なおかつ自分も研究を続けていけるという組織は、我々のところの

いわゆる専売特許じゃないとしても、存在意義はあるということは言えるかなと思います。

森岡 大阪の第三学科では昨年、第3冊目の共同研究として『格差社会の構造』(桜井書店、2007年)という本を出しました。今度は40周年記念出版プロジェクトで助成をいただいて、また新しい本を出そうと意気込んでいます。執筆者のなかには、定年退職して社会人で大学院に入って基礎研に加わった人もいます。非常勤ですが、大学で教えている所員もいます。第三学科に限らなければ、京大の大学院に社会人のコースができ、池上惇先生の指導のもとに修士論文を書いた人を中心に、かなりの人数の社会人が基礎研で学び正規の大学院で鍛えられてその後大学教員になっています。

これは時代の変化のなかで、社会経験や実務経験の教育における重要性が高まり、従来の大学教育の狭さが問われ、大学も、社会人学生を受け入れるだけでなく、社会人研究者を教員として受け入れる流れが広がってきた結果です。これは基礎研の先見の明だといえるのではないかと思います。基礎研と同じように考えていると大学人や社会人が増えてきたということかもしれません。社会人研究者の養成というのは基礎研の専売特許ではなくなり、時代がそういう方向に向かってきたともいえます。

しかし、学会を見ると、依然として厚い壁がある、社会人に広く門を開くというにはなっていない。多くの学会では、正規の大学院で制度としての修士論文を書いていることが基本的な会員資格になっている。それはそれでアカデミズムの世会としては当然ともいえますが、それだけに社会人に広く門を開いてきた基礎研の独自の役割というのはやっぱり重要だと思います。

藤岡 社会人の生涯学習を考えたばあい、2つの類型があります。一つは、労働能力を培う技能型の職業教育。もう一つは、教養教育というか、主権者能力を養うような学びです。19世紀にデンマーク農民のあいだにグランドヴィたちが実践した高等民衆学校の運動、昭和初期に信州上田・塩田平の農民たちを相手に高倉テルたちが開いた上田自由大学の目標は、明確に後者でした。戦後の鎌倉アカデミー、京都の関西文理学院の前身の京都人文学園も、そのような使命をかかげていた。私

たち基礎研が実践しようとしたものも、後者のタイプの社会人教育であり、そのために「学ぶにあたいする現代的内容」を探求しようと努力してきました。

●人間発達を中心に新しい学びの体系の確立に向けて

藤岡 現在、どんな学びを、一般市民や若者たちが欲しているのだろうかと考えます。それは4つの暴走、すなわち気候温暖化の暴走、マネーの国境を越えた暴走、宇宙に向いた軍事力の暴走、そして身体・自然からの脳の暴走をどうすれば抑止できるのかを探求する学び、「部分善」は、どうすれば「全体善」とつながるのかを探る学びではないでしょうか。GDPを伸ばすだけでは、地球温暖化を促進するとか、いろんな意味のマイナス面の副作用が強くなる一方です。

自然とは、万物を進化させ、イノチを生み出す場。経済とは、モノ（さらにはマネー）を生み出し、配分する場。政治とは、モノ・ヒトの管理・防衛のためにコト（関係・ルール）を生み出し、調整する場。これにたいして現代の社会（狭義）とは、ヒトを生み出し、よりよい後継者を育てる場であり、文化とは、より良い人生の目標を探求し、その成果を同胞に表現・伝達する場だと思います。これらの位置関係を自動車にたとえるとすれば、経済はエンジン。政治はハンドル。社会〔狭義〕はブレーキ。文化はカーナビ装置です。自然是自動車を走らせる道路にあたるといつてよいでしょう。マネーが暴走する社会というのは、エンジンだけ立派な車が、ブレーキもハンドルも十分には作動しないまま、道路である自然を削り取りながら暴走しているようなものではないでしょうか。バランスの回復こそが大切なのです。

豊かさとは何でしょうか。第一は、マネーの豊かさだけに還元できない。そのほかにも多様な豊かさがある。モノ（とくに水や食糧などの生存不可欠財）の豊かさ、次にコト（人間関係）の豊かさ、さらにヒトの豊かさ（人間発達のレベル）、そして人生の目的の豊かさ、六番目に自然のなかのイノチの豊かさ、最後に自由な時間の豊かさ、の7つを少なくとも統合する必要がある。ナマケモノ俱楽部の辻信一さんなどが言われているような、あるいは先代のグータン国王が言っていたような、GNH（Gross National Happiness）に注目する必要

があると思います。

子育ても、家族育ても、市場に外注していたのでは、決して成果があがらない。おやつや夕食の手作りを介して友愛の精神をたっぷりと注ぎこまないと、子どもは育ちません。そういう学びの体系を、もっと提案していきたいと思います。

「最後の樹が切り倒された時、最後の川が毒された時、最後の魚が捕らわれた時、その時あなたがたは気づくだろう。お金を食べることができないということを」とアメリカ大陸の原住民は警告しましたが、この警告がどれほど重要な意味をもっていたのかを、多くの市民が気づきだきました。このような時代にふさわしい基礎研・自由大院を作っていきたいものだと感じています。

柳ヶ瀬 その点に関わって、ちょっと言わせてください。89年に書かれたドラッカーの本を見たら、はつきりとこう言っています。「過去300年間続いてきた技術が、第二次大戦後、終わりを迎えた。この間、技術のモデルになっていたのは星の運動、すなわち物理的プロセスだった。（それは）星の内部で起こっている現象を核爆発という形で再現したとき完結した。……第二次大戦後、技術のモデルは、生物学的現象、生物的なプロセスになった。このプロセスの中心になるものは情報である」と言っています。だから、彼はベンチャーとかイノベーションとかが大事になったと説明しています。これは議論をしてみる必要があると思います。

先に私が言った、自然科学的知識だけでなく、たぶんに生物学を基礎に置いた文化的な知識の係わり合いが重要になっていると議論されています。その両方を見ないと、前のクリエイティビティの違いというものを総合化できない、交流できない、一方だけを取り上げるだけでは全体が見えなくなってしまう。だから、マルクスが言ったように、資本主義社会はモノが支配している自然史的過程として分析することがベースになる。しかし、それに対する最初の反作用が工場法であり、それが福祉国家にまで成長し、危機のなかで後退させられながらも新たな進化に向かう手がかりをつくりだしていると考えができるのではないかでしょうか。そこでの焦点のひとつは、やはり物的な過程と知的・文化的な過程との双方を眺めることが必要であり、そのなかで後者の制御能力が一歩一歩増すことができているのかどうかまで問うこ

とや、そのためにも、マルクスも言うように、人間発達とアソシエーションを発展させる必要があるのではないかでしょうか。

小沢 物理学というけど、それはニュートン力学で、19世紀段階の議論ですね。20世紀段階の議論でいえば熱力学。だからその生物学につながっていくんだけど、そういう点でいうと、我々は諸科学との総合というか協同という場合にも、自然科学であろうが文化科学であろうが人文科学であろうが、やっぱり最先端の科学というものを学ぶというか、そことどう協同していくのかという視点を堅持していかなければならない。そこから人間

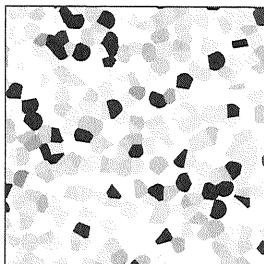
発達というものの普遍性というものが生まれるんだ、ということを、やはり見ておくことが重要であるのかなと思います。

柳ヶ瀬 物質と生命とを区別する方法をめぐっては、時間がないので、また今度にしましょう。

中谷 大きな問題が残ってしまいました。また、新しい学びの体系などについては、言い足りないところはまたあとで、研究大会や現資研でご協力いただきたいと思います。本日は有難うございました。



現在の事務所外観



座談会

ワーキングプアの構造的要因と経済学の未来 一人間発達の経済学の担い手をめぐって—

本座談会は、2008年8月12日に、基礎研事務所で行なわれました。

出席者は、高野剛（広島国際大学）、中野裕史（関西大学大学院）、森本壯亮（京都大学大学院）、阪本将英：司会（専修大学）です。

記録は、笠井弘子と大畠智史が担当しました。

●非正規社員と非常勤講師をめぐる現状

阪本 このたび、若手研究者の皆様にお集まりいただいたのは、はじめに、現在、格差社会の問題が各種の弊害をもたらしているなか、この点についてどのように考え、また、いかに対応していくべきなのか、ご自身の状況を踏まえお話しいただきたいということ、次に、以上の問題を構造的に生み出している資本主義経済システムの問題に言及しつつ、このような弊害を少しでも解消するための経済学のあり方について各々の視点からお話しいただければと思います。

まずは、格差社会の問題について、大学を巡る現状と合わせ議論していただきたいと思います。大学をめぐる現状は、正規の教職員を減らし、非常勤の教職員を雇い、いかに人件費を削減していくのかという点においては、非正規の派遣労働の問題と同一であると考えられます。

高野 経済学の未来を担う若手研究者の現状と格差社会の問題について、私は社会政策や労働経済学が専門なので、社会政策や労働経済学を担当する大学教員の現状しか分からぬのですが、労働経済学でも、かつてはマルクス経済学が主流であったのに、最近では新古典派経済学が優勢になってきているのではないかと思います。つまり、制度や法律で市場を調節制御するよりも市場原理に任せた方が上手くいくという一般均衡理論が強くなっているといふこともあって、労働市場の規制緩和が進んでいて、派遣労働でも労働者派遣法が改正されて、ワーキングプアといわれる非正規労働者が急激に増えてきました。あるいは正社員であっても非常に労働時間が長くて過労死や過労自殺があったり、そこまでいかなくても体を壊して仕事を辞めざるを得なくなったりといった人たちが多くなっています。そういう状況に対して、

マルクス経済学を基盤とした労働経済学の研究者が、何か上手くそこに対抗できるものを提示しているのかというと、影響力が小さくなってきているというのが現実であって、若手の研究者の中でもマルクス経済学を基盤に労働経済学を研究して大学の教員になろうという人が少なくなってきたという状況ではないかと思っています。

中野 労働問題研究という点で私の身辺の状況をお話ししますと、自分が所属する大学（経済学部）ではそもそも社会政策の講義がありません。また、大学院における社会政策の講義も長年休講扱いとなっています。他学部に教養科目として配置されている程度です。その他学部の講義も、カリキュラムをみると社会保障や福祉を中心とする内容で、労働問題をメインとするものではありません。関連科目としての労働経済学については、すべて新古典派経済学的手法に基づいた講義です。私が専攻している現代資本主義論が、唯一マルクス経済学の観点から労働問題を研究する科目です。あとは労使関係論ぐらいでしょうか。高野さんがおっしゃった、マルクスを基盤とした研究の影響力の低さを示していると言えます。

私はパートタイム労働を中心に研究をしており、ここでも労働経済学や人的資源管理論（経営学）を基盤とした研究がかなりの数にのぼります。パート労働というと賃金が低く雇用が不安定であるのがその特徴と言えますが、最近のこの分野ではそういった側面をまずは外において、パートが基幹労働力として組み込まれている実態の研究が主流になりつつあります。この賃金等の労働条件をあまり考慮に入れない基幹労働力化というテーマは、格差社会と大学の現状を考える上でも参考になると思います。

高野 ただ、パートタイム労働ということでは、もともと昔は男性の世帯主が正社員で働いていて、家庭の主婦が家計補助としてパートに出るというのが大半であったので、あくまでパートの賃金というのは夫の家計を補助するだけの賃金であれば良いということだったので、家計補助的ということで非常に低い賃金だったわけです。それがやはり状況が変わってきて家庭の主婦だけがパートをするのではなくて、男性や母子家庭の母親などもパートで生活せざるを得ない状況になってきたということがあって、パートの賃金だけでは生活できず、ワーキングプアと呼ばれる人たちが出てきたという社会的背景があると思います。それと同じで、大学の非常勤講師も、以前は専任の教員をしている人が、アルバイトや副業みたいな形で他の大学にも教えに行くことが多かったので、本務校が生活を保障するだけの賃金を支給していたのですが、そのため他大学に非常勤講師として教えに行くのは低賃金でもあまり問題になりませんでした。しかしながら、大学院の重点化で若手の研究者が急増したということもあって、専任の教員になれば非常勤講師の仕事だけで生活していく人が多くなったのですが、非常勤講師の賃金だけでは生活していけないということで、近年のワーキングプアの問題と大学の非常勤講師だけで生活している人の状況が同じようになってきています。

阪本 そうすると、非常勤講師の問題というのは、高野さんのお話ですとワーキングプアの問題と同質のものであるといえるのでしょうか？

高野 そういう面があるのではないかと思います。

中野 よく言われているのは、大学間の競争という話です。一般の企業でも、パートタイム労働者を雇用する上で人件費の削減を第一の理由として挙げているところが多い。ともかく企業間の競争に勝ち残っていくためには人件費を削減しなければいけない。これと同様の論理で、大学淘汰の時代に生き残っていくためにはできるだけ人件費を削減したい、といった圧力があるといわんばかりです。これを露骨にやっている大学もあります。教員だけでなく職員も切ってしまって、場合によっては職員の一部を、大学が派遣会社を作ってそ

こから自分の大学に派遣するということまでやっている。一般教養とくに語学系はほとんど非常勤でまかなってしまうところもあるようです。ただ、このような大学の非情な労務管理に対して不満をもって、非常勤の方々が組合を作つて闘つておられるという事例もあります。

高野 私立の定員割れしている大学とかの場合は、定員割れして経営が苦しくなってきてるので、やはり経費削減したりしているようですが、そのため学生が余計に集まらなくなってしまうという側面もあるみたいです。設備などでも新しいパソコンが出たら買い換えるとか、教室や校舎もきれいにしないといけないのですが、そういうのをもったいないからといってしないでいると、高校生がオープンキャンパスなどで来たときに、ちょっとこの大学は設備が整っていないなということイメージダウンして、それでまた学生が減っていくということがあったりするので、大学経営の上では経費を削減したらそれで全て上手くいくのかといえば、やはり投資するところは投資しておかないと学生も集まつてこないことがあるのではないかと思います。

阪本 なるほど。定員割れを起こしている大学については、経費削減の観点から、正規の職員の代わりに、非正規の派遣職員やパート職員の数を増やしていく、あるいは、正規か非正規かにかかわらず職員の総数そのものを減らすという傾向があるかもしれませんね。

●ワーキングプアの構造的要因

阪本 さて、非正規社員および非常勤講師をめぐる現状は、企業にしろ、大学にしろ、経営上、短期的な利潤を求め、とにかく短期的費用を削減するという方針に起因しているといえるでしょう。企業や大学が過度に費用の削減を行うことは、そこで働いている人々を育成するための時間の節約につながるため、社会全体の長期的便益から考慮すると決して望ましい選択とはいえません。この問題を考えていくうえでも、企業、さらには大学が非常に短いスパンで営利性原理を追求するようになった背景、さらには、構造的要因について、どのようなものがあるのかお話しいただければと思います。このことは、ワーキングプアを生み出

している構造的要因を多角的にみていくことにつながっていくといえます。

中野 パート労働論でよく争点になることで、正規と非正規の格差がどこまであるかと問われたときに、パート労働者と正社員の間に技能上の違いというか、そういうものは無い場合がけっこうあるということがずいぶん昔から言われている。しかし仕事が一緒でも「職責」や「キャリア」が違うのなら、格差があるのも当然というのが今の労働政策の方針です。大学の専任教員と非常勤講師についてみると、あくまでも講義の質の違いという意味なのですが、大きな差がないことはかなりある。非常勤でもクオリティの高い講義をされている先生はたくさんいると思う。

高野 その場合、全く同じ仕事を正社員とパートがしていて、それでいて賃金の格差が開いているのであれば、それはおかしいということで問題になるけれども、やはり正社員の人はパートがしている以外の仕事もしているということで、賃金がそれだけ高いのも仕方がないということになっているのではないかでしょうか。大学であれば、大学の専任教員と非常勤の教員で、何故こんなにも賃金が違うのかといった時に、やはり専任教員はゼミも担当しているし、ゼミ以外の大学内部の重要な仕事もしているから、単に講義だけを担当しているわけではないから賃金が高いと言われています。

中野 でも、講義は教育機関だったら基幹業務のはずです。講義やゼミ以外の大学の仕事をしているかどうかというその点で、今ぐらいの待遇格差があるというのはかなり無理があるような気がするのですが。

高野 以前は非常勤講師でもゼミを担当させていたる大学があったのですが、非常勤講師には担当させないという大学が増えたのではないかと思います。ゼミや講義以外の大学内部の重要な仕事も、非常勤講師は担当していないのではないかと思います。おそらく専任教員は、講義以外の重要な仕事にも臨機応変に対応しなくてはいけないため、非常勤講師とは違い、研究生活を保障するだけの賃金が支給されているのではないかと思いま

す。

阪本 お二人の話を整理すると、若手研究者の就職難については、結局のところ大学の利潤追求や経営難に起因しているところが大きく、また、非常勤講師の置かれている現状はワーキングプアの問題と類似しているといえるのでしょうか。大学のポストについては、真摯に研究をされている若手研究者の就職先が非常に厳しいなか、これとは逆に、企業や省庁から来られる多くの方が比較的容易に教授の職を得ています。大学側は、「社会に出てすぐに役立つ授業を実践する」という合言葉をもとに、一般受けしそうな、あるいは学生が興味を持ちそうな科目を設置し、企業から人を呼んでくる。これ以外にも、就職の際に企業とのパイプを持っている、文科省とのパイプを活かせるかもしれないといった打算が働くかもしれません。

大学側は、一方で、真摯に研究している若い研究者については、できる限り安い給料で雇い経費の削減を行い、かつ、当然のように彼らを一人前の研究者として育てる発想はなく、他方で、非常に高い給料を出して企業や省庁から人を連れてくる。結局のところ、大学のなかには教育機関としての役割を放棄し、教育を売りにした企業になっているところもあるのでしょうか。

森本 日本というのは、明治維新、もしかしたらその前からそうだったのかもしれません、西洋に対する羨望のまなざしのようなものがずっとあって、アメリカのシステム、もう少し前だとヨーロッパのシステムを真似ようとしていました。今はアメリカのシステムを真似ているというか、学んでいいるという言い方になるのかもしれないですが、羨望のまなざしをもってアメリカのシステム通りになろうとしている。例えば、現在のアメリカの、特に大学院のシステムはどうなっているかというと、コースワーク化されて、経済学だったらミクロ・マクロ・計量といった科目的コースワーク教育がされている。そして今、日本のほとんどの大学院は、必死になってそれを学ぼうとしているし、従おうとしている。加えて、学部はこのような大学院の予備校のような存在になろうとしている気がします。このような状況下では、アメリカで現在流行している学問のみが「真理」だという、非常に視野の狭い教育しかなされえないし、

結局「識者」からの政策提言もこの線に沿ったものしかなされず、必然的にアメリカのような社会、つまり“winner takes all”的格差社会が作り出される結果になってしまう。構造的な要因としては、このような事情が一つにはあると思います。

また、大学についても、利潤追求等の面で、市場経済化という社会の流れに盲目的に流されてしまっているという事情があるように思います。加えて、少子化という言葉が、その実態以上に大学の経営陣にとって脅威となり、突き動かしている。ビッグネームを呼ぶのも、このような事情が背後にあるように感じます。大学院生というのはもちろんビッグネームではないので、適当なところを非常勤として任すか、もう若い人は雇わないという形になる。それで、さっき阪本さんもおっしゃられたように、企業やマスコミや省庁を退職した人が、なぜか55歳から60歳くらいで教授としてやってくる。もちろんそういう人たちの経験というのは、学生にとっては魅力的だと思います。けれども、少し歳が離れすぎていて、気軽に何でも質問したり要求したりできる関係を築きにくい。いざ学生と触れ合ってみると痛切に感じるのですが、実は学生も教員に若い人が少ないことに、教員とのジェネレーションギャップが大きすぎて意思疎通がしにくいくことに、うんざりしている。このような事情で、若い研究者の育成および学問研究の再生産のシステム、さらには大学教育システム全体がガタガタと崩れているのが今の状況だと思います。これはヘッドハンティングに頼って、自社で能力のある社員を養成できない企業の病理と同じような構図であると思います。昔だったら若い人が30歳前後で就職できて、そして研究者として育っていくというシステムがあったのが、もう下手をすると30代でも就職できない。こうして、日本の高等教育の再生産システムがどんどん崩れていっているというのが現状ではないかと思います。

中野 一般企業ではという話ですが、即戦力化や成果を測る方法の短期化のような現象が起きています。以前は、若くして入ってきた社員を社内教育で育成していって、30代になってきたら企業の中心的な戦力として活用する流れがあったかと思います。若年時は低く抑えられていた賃金が、30代になると上昇幅が変わってくる。年功賃金や長期雇用に結びついてきます。もちろん、そ

こから女性が排除されているという性差別的構造があったわけですが。ともかく、年功賃金などの制度は少なくとも慣行としては消えていくか、適用される人材が絞り込まれるという方向性が出てきて、長期的な視野に立った育成をしなくなかった。そこに契約期限の定めのある雇用として契約社員や派遣労働などが入ってきて、若者労働の性格が大きく変わってしまった。大学機関でも、これと同様の流れが起きているかもしれません。期限付きポストなどはその例ではないでしょうか。

高野 私立の大学で定員割れしているとか、定員割れしそうな大学というのは少人数の教育に重点を入れていますが、その場合は、やはり若手の専任教員が講義だけでなく学生をサポートするような仕事も任されていて、研究と教育の両立が難しいというような状況もあるようです。

森本 低賃金の派遣労働を擁護する議論として、賃金を上げれば雇用が減ってしまうという議論が今でも新聞などでよくやられていますが、これは19世紀の古典派経済学の時代によくあった議論で、賃金基金説と呼ばれているものです。当時この賃金基金説は、賃金を上げれば雇用が減り、賃金を減らすと雇用が増えるから労働者階級のためになるんだという、資本家の詭弁として使われていました。マルクスの言葉を借りると、まさに「俗流経済学」の代表的な説の一つだったわけです。J・S・ミルが一時この説を唱えていたけれど、ソーントンという人の批判を受けて撤回したという経済学史上有名なエピソードもあります。その議論が姿を変えて現代に蘇っている。そしてそれがあたかも信憑性をもった正しい議論であるかのように、マスコミや経済界を席捲している。

8月6日付けの『日本経済新聞』朝刊を今日この場に持ってきたのですが、これに「『経済教室』きょう60周年」という特集があって、日経新聞で平日毎日連載されてきている「経済教室」の60年を振り返っての総括みたいなものがあります。ここに、「経済教室」と「やさしい経済学」というコーナーを、日経新聞がどういうスタンスで60年間連載してきたかということが書いてあります。その部分を読むと、「戦後日本の経済学界は長い間、マルクス経済学が主流だった。『経済教室』や『やさしい経済学』は、近代経済学の理論体系を軸に、

一貫して市場の重要性を説いてきた。近代経済学普及の『ふ化器』の役割を果たしたといえよう」と書いてあります。これからもわかるように、現在経済界やビジネスマン、そして大学生にとっての事実上のバイブルのような存在となっている日経新聞は、一貫して近代経済学の理論体系を軸に市場の重要性を説いてきたというわけです。小泉政権などに代表されるような市場原理主義とまではいかないかもしれません、近代経済学および市場主義を主張してきたと自ら言っているわけです。ここで、結局ひとつの考え方でしかないものが、あたかもそれが真理であるというふうに世の中を支配してしまっていることが問題だと思います。市場の重要性とか近代経済学というものの自体が別に悪いものではないとは思うのですが、経済学上ひとつの考え方でしかないわけで、ひとつの流派でしかないものがあたかも唯一の真理であるかのように、学生やビジネスマン、経済界の頭を支配してしまっていることが問題なのではないかと思います。

阪本 これを受けて、高野さん、どうですか？

高野 新古典派の経済学者の中には、市場で競争すればワーキングプアとかは増えるけれども、景気が良くなつてそれだけ経済が活性化したらワーキングプアや貧困という問題もそれほど問題ではなくなってくるとか、逆に下手にワーキングプアや貧困の問題に力を入れすぎて経済の活力自体が衰えてしまったら、日本国民全員が貧困になってしまふから、市場に任せれば全て上手くいって、ワーキングプアというのはそれほどたいした問題ではないという言い方をする人がいるのではないかと思います。大学の在り方もそうで、東大とか京大は日本の中ではトップクラスですけれども外国の大学と比べたら東大や京大のレベルというのはそれほど高くないので、世界の中の東大や京大というのを目指そうということで、大学間競争で東大や京大が良い研究者を集めようとか、私立の有名大学が学生をたくさんとて、そのお金で良い研究者を高い賃金で呼んで、世界の中の日本の大学はトップクラスの位置を占めるのを目指そうとしているけれども、そうすることによってその競争に乗つていけない大学が潰れていくような状況になってきているのではないかと思います。そ

れに対して、競争した方が良いと言っている人は、世界の中で日本の大学が占める位置が高くなれば、中国とか東南アジアからも学生が集まつてくるから、私立の定員割れしているような大学でも外国からの学生がその分増えるというような見方をしているのではないかと思います。

●ワーキングプア解消に向けた社会経済政策について

阪本 さて、冷戦崩壊後、米国は、日本に対して市場開放圧力を高めてきました。小泉元首相の構造改革（各分野の規制緩和政策）は、正に米国主導の市場開放路線を踏襲した形で実行されてきたといえます。このような背景のもとで、ワーキングプアの問題が深刻になってきました。先ほど、ワーキングプアの構造的要因については、皆さんから、それぞれの専門にもとづきご提示いただきましたが、次に、ワーキングプアを解消していくためには、いかなる社会経済政策が重要になってくるのか議論いただければと思います。

高野 その点について、タクシー業界がよく例に出されるのですが、タクシー業界というのは規制緩和したことによって賃金自体は減つてきているのですが、もしもタクシー業界が規制緩和していなかつたら、失業者がタクシー運転手の仕事ができずに、もっと貧困に陥つて生活していく状況になつていたという見方があります。タクシー業界の規制緩和をしたことによって、ワーキングプアは増えたけれども失業者数は減少したし、賃金は低いけれども、失業者に新しい仕事を与えたということではタクシー業界の規制緩和は上手くいっているという見方をする人もいるのではないかと思います。

中野 高野さんがおっしゃる通り、今の社会状況、つまりワーキングプアがここまで増えてきたという状況は、規制緩和のひとつの帰結です。最初の規制緩和の流れが政策的に広まつたのは日本だと1980年代からです。労基法の改正や、派遣法制定などはこの時期です。それから規制緩和の潮流がずっと続いてきています。規制緩和論者と呼ばれる人々は、そもそも機会が与えられていないのは不平等で、人々が雇用を自由に選択できる制度作りをすべきだと主張しています。

だけど、規制緩和論者はその帰結として何が起きるかを語らなかった。市場に任せればうまくいくと。結局ここ数十年で起きたことは、女性の急激な非正規雇用化と低賃金化で、男性でもパートや派遣で働く人が増えた。現在、その規制緩和論者といわれる学者の一人は、同一労働同一賃金に賛成だと言っています。高い賃金を得ている人々が既得権益で、今まさに正規と非正規の労労対立が起きている。これは、同一労働同一賃金の職種別労働市場に対応した制度を作れば問題は解決されると、『週刊ダイヤモンド』などの雑誌で語っています。そうすると、たとえば男性と女性でいうなら、女性の賃金を低く押しとどめていた男性は規制に守られた既得権益だったということになる。それなら規制をなくして、男性と同じ立場に立てるように全部取っ払ってしまえば男性と一緒に働けるし、賃金もおそらく一緒になるだろう。だから同一労働同一賃金は実現されるだろうと、こうなる。しかし、これは公正な同一労働同一賃金ではない。法の規制をなくしたからといって、これまでの性差別的な職場の慣行が解消されるわけではありません。むしろ、家事・育児をせずに男性並みに働けるのならどうぞがんばってください、しかしそれができるないのなら甘んじて低賃金を受け入れよというように選別される危険性がある。もちろん、男性並みというのは働き方がという意味で、長時間労働や広域転勤に応じられない男性も低賃金労働者になります。これが規制緩和論者のいう同一労働同一賃金です。それなりに収入のある正社員という働き方が高いレベルのものとなってしまって、そこに留まれない労働者は男性女性を問わずみんなワーキングプアの底辺層に落とし込まれる。もちろん、正規雇用といっても非正規雇用とかわらない賃金で働く人々もいますから、その境界はずいぶん液状化しているかと思います。

高野 ただし、一部の女性だけは機会の平等を推し進めたことによって、男性並みもしくは男性よりも稼ぐ人が出てきたという側面はありますね。

中野 男性並みに働くことを進歩とみたほうがいいのか、後退とみたほうがいいのか。もちろん、それが一定の進歩だったと思うし、男性職種に女性が進出する大きなきっかけであるわけですから、

歓迎すべきことです。ですが、家事労働の負担が正規・パートにかかわらず女性にのしかかっている状況を考えると、手放しには喜べません。正社員の働きすぎに対する是正がないことも、進歩だと言いにくい理由のひとつです。

森本 雇用や賃金、働きすぎの問題などを考える際に、重要なのは「再生産」という視点だと思います。古典派経済学は、賃金は労働力の再生産費で決まると主張していました。この労働力の再生産費というのは、リカードにおいてもマルクスにおいてもそうなのですが、その労働者が生きていく必要最小限の額ではなく、社会的・文化的な生活水準を維持できる額、そしてもちろん子供を生み育てていくこともできる額のことです。ワーキングプアの問題、そして少子化の問題もそうですが、これらの問題が深刻になってきている背景にあるのは、「再生産」という視点が社会経済政策に欠落していることだと思います。

先ほど中野さんから同一労働同一賃金の話がありました、今職場で起きている現象の一つに、コンピューターの導入によって若い人と中年以上の人との間でこなせる仕事量にかなり差がでてきているという問題があります。もし同一労働同一賃金を徹底するならば、若い人の賃金を上げて中年以上の人の賃金は格段に下げる、下手をすると中年以上の多くの人は解雇という結果になってしまいます。これは、労働の限界生産力で賃金を規定するという新古典派経済学通りの構図ですが、こうなると再生産のシステムが崩壊してしまう。中年以上の人の家族はどうなってしまうのでしょうか。

中野 たしかに、新古典派的な発想でいくと同一労働同一賃金は容認しかねる部分があります。とはいえる、先ほど述べた規制緩和論者のいうそれではなく、公正な賃金評価方法としての同一（価値）労働同一賃金はやはり必要です。年功賃金や査定も含めて労働市場における性差別を打破し、雇用形態間の不合理な格差を是正し、ひいては日本の働き方そのものを見直すきっかけとなる制度が求められています。できるだけ賃下げを伴わない形にすることも、労使の力関係に依存しますが可能かと思います。

ワーキングプアの問題を考える時、この日本の働き方を変えるという点は重要になってきます。

特に正規雇用者の働きすぎを問いただす視点が肝要です。というのも、ワーキングプアの問題は、一方では低賃金でしんどく、もう一方はそれなりに収入があっても働きすぎて、ある種二極化の問題があります。しかも、そこに名ばかり管理職に代表されるような、働きすぎて正規雇用だけワーキングプアという実態もあります。サービス残業を是正して、その分の仕事を非正規労働者に分配するだけでも雇用の増加や賃金上昇に結びつきますから、正規雇用の問題と表裏一体で考えるべきです。

高野 二極化の問題についてですが、同じ職場の中に同じ雇用形態の労働者というのがいなくて、正規労働者と非正規労働者が分断されていたり、あるいは同じ職場で働いているにも関わらず、派遣労働者のように雇用されている会社が違ったりしている状況ができてきています。また請負会社に雇われている人たちも同じ職場の中で働いていて、そのひとつの職場にいる人たちが本当に団結して経営者側と交渉していくことができなくなっている状況というのがあるのではないかと思います。だから本当に以前のように労働者同士が団結して経営者側と交渉すれば、それで自分たちの労働条件が良くなるという考え方方が通用しなくなっているのではないかと思います。本当にばらばらになってきているという気がします。

阪本 つまり、格差社会の根本的問題は、社会的疲弊を增幅させるという点にあるといえるのでしょうか？

高野 みんなばらばらになってしまっていて、本当に職場の中でも仲間がいなくなってしまっています。自分で孤立してしまっているのです。場所だけでみれば同じ職場の中で働いているけれども、同じ労働条件で自分の立場がわかってくれる仲間がないという状況の中で孤立していって、疲弊していって過労死や過労自殺ということになってしまったりとか、あるいは職場の中でも、いじめという状況ができていて、本来ならば労働組合などで対応しなければいけないはずですが、労働組合も各個人のいじめなどの問題に対して対応できないという状況になっていて、職場の中で依然としていじめがあるという状況になって

います。

それではどうすれば良いのかということですが、ワーキングプアの解決策についてよく言われているのは、最低賃金を引き上げるということです。しかしながら、最低賃金の決定には経営者側の支払い能力にも配慮しなくてはいけないため、大幅アップは難しいのが現実です。次に言われているのは、生活保護制度を利用しやすく自立しやすい制度へ改革するということです。また、保健・医療・福祉の分野では労働力が不足していると言われているので、職業訓練に力を入れてワーキングプアの人たちに資格の取得をすすめたりすることなども考えられます。あるいは、『ビッグイシュー』のように野宿生活者（ホームレス）の人たちのために新しい仕事を創出するコミュニティービジネスなども最近注目されているのではないでしょうか。学問的見地からのワーキングプアの解決策としては、既存の社会保障体系から脱却するために、ベーシックインカム構想などが最近よく言われているのではないかと思います。

中野 ベーシックインカムというのは、働く働かないにかかわらず、すべての人に最低限度の生活が保障される制度のことですよね。これは社会保障の拠出もなければ所得控除もなく、一括した現金給付（社会手当）の形になるので、誰にとってもわかりやすくなります。この点はかなり重要です。というのも、現行の生活保護制度などでは、その複雑性とあいまって、人々が申請方法や制度そのものの存在を知らないことで給付を受けていないことが多いですから。

目下の取り組みやすい課題ということでは、消費税どうこうなどと言わず、所得税のフラット化に歯止めをかけて、少なくとも富裕層については80年代前半の水準にまで税率を戻すことが必要です。これを貧困対策の、例えば医療支出の補填や生活保護の財源として活用することができる。それから、雇用・労働の面では、先ほどの同一価値労働同一賃金のところと関連しますが、長時間労働に応じないこと、子育て、家事、介護を優先することが、賃下げや雇用形態を分断する理由にならないようにすべきです。もちろん、男性女性に関係なくです。この点は、非正規雇用の待遇改善にも結びつくかと思います。

森本 ベーシックインカム構想については、基礎研でも小沢先生などが中心となって、この構想が日本ではまだほとんど知られていなかった頃から、研究してきました。生活保護に関しては、申請する自治体ごとに認可の基準にかなり差がありますし、この制度に詳しいか否かで給付を受けることができるかが決まってしまったりと、奇妙な部分もあるので、ベーシックインカムという公平でわかりやすい制度の方が、憲法25条でも保障されている生存権を全国民が享受しやすくなるかもしれません。これには、財源の問題も当然出てきますし、このテーマについては、今後もっと広く議論されなければならない問題だと思います。

阪本 ありがとうございます。高野さんや中野さんは、規制緩和がもたらした弊害と問題について非正規社員の現状をもとにお話いただき、かつ、その改善策について言及していただきました。森本さんからは、古典派の「労働力の再生産費」という概念にもとづき、ワーキングプアの構造的問題を捉えていくことの重要性が指摘されました。

いずれにせよ、小泉改革のもとで進んだ、社会保障に対するサービスの低下と負担の増加、教育・研究費の削減、銀行や大企業に対する減税措置、投機活動の活発化等によって格差が大きくなつたといえます。このことは、新自由主義的政策が不安定な社会経済体制を生み出していることを示しています。したがって、このような社会経済を変えていくためにも、市場原理に左右されることなく、社会保障や教育といった分野に重点的に予算を配分するための財政改革が必要不可欠になります。

●経済学の未来について

阪本 このような社会的な問題に対して、いかなる経済学のあり方が求められているのかという点について、話を進めさせていただければと思います。

さて、市場経済における経済的価値は交換価値に規定されていることから、当然といえば当然ですが、価格のついている財やサービスに対しては一定の尺度で評価できます。しかしながら、人間にとって真に重要な財やサービスであるにもかかわらず、市場では価格がつけられないため評価できないものは多々としてあります。例えば、自然

環境や人間の生きがい、あるいは、教育を受けることで得られる人間発達といったものがあげられます。現在の交換価値で規定されている資本主義経済の発想が、環境破壊の問題や再三議論してきた社会的疲弊の問題等を引き起こしている。これらの問題を解決していくために、資本主義経済のあり方、さらには近代経済学に規定されている経済的価値概念を見つめなおしていく必要があります。これらを踏まえ、経済学の未来像について各々の視点から自由にお話いただければと思います。

森本 先ほど見たように、日経新聞に「近代経済学普及の『ふ化器』の役割を果たした」と書いていましたが、一言に近代経済学といつても、いろんなものがかつてはあって、例えばマーシャルやピゲーらの「新古典派経済学」。それに対してケインズが革命を起こしたと言われていますが、そのケインズ以降の70年代くらいまでの経済学、つまり「ケインズ経済学」や「マクロ経済学」と呼ばれた経済学。この中にも、アメリカタイプの主流派と「ポストケインジアン」と呼ばれるイギリスタイプのものがありました。そして70年代以降のマネタリズムや、ルーカスに代表されるようなミクロ的基礎を重視する新しいタイプの「マクロ経済学」。その他には、ワルラスの流れを引き継いだ一般均衡理論も、もちろん大きな勢力を占めていました。これらに代表されるように、いろんな経済学がかつてはあったと思うんです。でも、現在の学界状況を見てみると、ミクロ経済学や、ミクロ経済学とほとんど変わらないような新しい「マクロ経済学」が経済学全体を席捲している。ひどいもので、大学院のマクロ経済学の教科書をみても、かつてのマクロ経済学の見る影もないというか、もうすべてが、非常に感染力の強い伝染病にかかったかのように、新しいタイプの「マクロ経済学」になってしまっている。これは「マクロ経済学」とは自称しているものの、中身はほとんどミクロ経済学です。今では、これのみが「マクロ経済学」です。それに対して、マルクス経済学があるのかというと、特に若手、20代から30代くらいの世代を見てみると、もうほとんど無い。無いというか、やりたいという人は結構いるんですが、マルクス経済学を学べる大学院がもう数少なくなってしまったことや、職を得られないとか、

いろんな理由から途中でやめていく人が非常に多い。結局、日本のマルクス経済学会である経済理論学会でも、去年の大会の記念講演である先生が、経済理論学会の学会誌『季刊 経済理論』に最近掲載されている論文は俗流経済学が非常に多い、みたいな不満を述べられていたように、純粹なマルクス経済学の論文は非常に少なくなってきた。コンスタントに載っているのは宇野派の論文くらいで、あとはもう大体ポストケインジアンとか、非主流派経済学と称されるような経済学が、かつてのマルクス経済学にとって代わってしまったという感があります。

私はいろんな学派の経済学を見てきている人間なので、相対的に現在主流派になっているミクロ経済学の弱点というか、悪い部分というのを時々考えることがあるのですが、ひとつには理論と現実の区別がついていない。ミクロ経済学にしても、現代のマクロ経済学にしても、最適化というのが非常によくされています。最適化のひとつの前提として、人間が合理的に判断し活動するというのがあるんですが、それを前提に理論が組み立てられている。そしてそれに対して行動経済学というのが一部で流行っていますが、その行動経済学の視点は「人間は合理的に行動しないことも多い」。実験などをして、本当に人間は主流派経済学が主張するような形で合理的に行動するのかということを、ゲーム論とかいろんな実験とかシミュレーションとかを使って研究しているのが行動経済学です。ただ、この行動経済学は、人間は合理的に行動するという前提から理論を組み立てている現代の主流派経済学に対して、慣習や感情にも流されるから必ずしも合理的に行動しないだとか、情報の不足から実際の人間は合理的に行動できないなどと言っているだけで、結局フレームワークとしてはあまり変わらない。

これらの経済学に欠けているのは、なぜ今までの経済学が、人間が合理的に行動するということを前提に理論を組み立ててきたのかという、その部分を知らないというか研究していないというか、すでにあるものとしてしか考えていないことです。フィジオクラート（重農学派）やアダム・スミス近辺の経済学を多少研究していれば、この辺の事情を少しは知ることができます。これらの研究から経済学研究に入っていた昔の経済学者は、経済学がなぜ人間が合理的に行動すると仮

定してきたのかということを、ある程度わかっていただいと思います。しかし、時が経つに従ってしだいにそれが忘れ去られてしまい、結局理論と現実の区別ができなくなってしまった。別の言い方をすれば、土台の部分から、経済学を学ばなくなつたために、たとえ理論と現実は違うとわかっていても、両者の関係を理解できなくなってきてしまっている。たとえば、市場にすべて任せた方が、規制緩和をした方が、理論的にはいいからそうしろというふうな議論が流行っているけれども、これは理論と現実との関係がわかっていないことからでできている議論だと思います。

ここで、現在のミクロを中心とする経済学のもうひとつの問題点を指摘しておくと、現代の主流派経済学者の多くは、分析における時間の問題をわかっていないか、もしくは軽視しすぎていると思うんです。理論的にどういうふうに均衡するか、どのような政策が望ましいかというのを計算で出すけれど、均衡するまでに時間がかかってしまう。マーシャルには、一時的、短期、長期などといったいろんな時間の区別がありましたし、オーストリア学派も時間の問題や均衡に至るまでのプロセスというのをかなり考えていたんですが、これらの経済学を引き継いだものであるはずの現在のミクロを中心とする経済学は、その時間の感覚というのですかね、例えば均衡するまでの時間ということをあまりそこまで重視していない。考えてはいるけれどもあまり重視していないから、理論的に計算したら均衡はこうだから、理想的な状態はこうなるから、ダイレクトに経済政策はこうするべきだというふうな議論になる。この結論としてでてくる経済政策は大概市場に任せろというもので、それで規制緩和がいいという議論になるわけです。しかしながらとしてもしかしたらそっちのほうが良いのかもしれないけれど、そこに至るまでの過程が非常に苦しいし長い。均衡に至るまでがたとえば2、3年だったら我慢できるのかもしれないけども、数十年とか、もしかしたら数百年かかるかもしれない。そうすると人間は苦しんでいるうちに死んでしまうわけで、日本でいうと、理想状態に至るまでに、過労死とか少子化とかで、人間、そして経済が再生産できないうちに、時間切れになって経済が沈んでしまうというか崩壊してしまうと思うんです。オーストリア学派のハイエクなどは均衡に至るまでの過程や時間を重視し

ていましたが、そういう観点が現在主流となっている経済学には無くて、結果的に痛みだけを生み出し、理想状態を待つうちに皆死んでしまうという状態を生み出す経済政策しか提案できていないというのが、現在のアメリカや日本の現状ではないかと思います。

ですから、これからの経済学は、理論と現実との関係、特に過程や時間という要素を重視しながら、多面的に、様々な理論的見地から現実経済を分析できるような形で、発展していくべきではないかと、私なんかは思います。

高野 先ほど阪本さんがおっしゃった経済学の未来像についてですが、消費者の効用を最大化すれば良いというような価値観や、市場で競争すれば全て上手くいくというような価値観を転換する必要があると思っています。例えば、最近コンビニの深夜営業を禁止しようという議論があると思うのですが、あの議論は地球環境問題だけでなく労働問題と絡めて議論する必要があると思っています。確かに深夜にコンビニが開いていたりするとか、宅配便でも一部の地域を除いて日本全国どこでも翌日配達というのは便利ですけれども、そういう便利さがある背景には、過労死や過労自殺しそうなぐらい働いている人がいるということをもっと見つめ直さないとダメではないかと思います。やはり消費が中心になってしまって、消費者の効用を最大化すれば良いというような価値観というのが、今の資本主義経済とか経済学にあると思います。企業が利潤追求のために深夜営業してまで競争したりとか、消費者が便利であれば良いというのではなくて、便利さの背景にある負の側面も踏まえた上で、消費以外の側面も考えるような枠組み（制度の束）が必要なのではないかと考えています。

中野 修士課程に入学して1年ほどして、ピエール・ブルデューの『市場独裁主義批判』（加藤晴久訳、藤原書店、2000年）という本を読みました。その中で、ブルデューが不安定就業の共同討論を行ったときに、研究者とりわけ経済学者が社会的現実を気にかけていないこと、経済学者が沈黙をするだけで経済体制の維持に手を貸すことになるから、彼らの責任は重いと語ったというのです。これは衝撃的でした。私はこの話を、経済学が不

安定就業の、あるいは非正規労働の問題に対して最も関心が薄いのだという意味として受け取りました。実際にパート労働研究をしてみると、研究蓄積が薄いばかりでなく、低賃金で不安定であるという側面が軽視されて、人によっては自由で魅力的な既婚女性の働き方だということまでもが主張されていた。このパートの低賃金問題を放置することで、パート的賃金が様々な層に広がってしまった。貧困にあえぐ人々はパート以下の賃金です。それでいて間接雇用というところまでできている。現代経済の中に組み込まれてしまったこれらの諸問題や矛盾を、経済学がどこまで批判的に研究して世に問うことができるかが重要です。私はもともと法学部出身で、大学院に入学してからは経済学の研究といつてもほとんどマルクス経済学にしか触れていませんが、その中で『資本論』を読んで感銘を受けたのは、社会的現実や既存の理論をどこまでも掘り下げて批判的に論及するマルクスの姿勢でした。この点は今後も継承すべきだし、むしろ今ほど必要とされている時代はない。

もうひとつ、先ほどから女性労働について触れていますが、経済学でも労働問題研究の分野でも、ジェンダー視点に基づいた研究がかなり少なかった。かといって、女性労働を特別視して研究すべきだというのではなく、どのような問題を考える場合にも、男性女性の両方に目を向けて研究する必要があると言いたい。貧困問題や不安定就業を研究するならなおさらです。デービッド・シラーさんの『ワーキング・プア』（森岡孝二・川人博・肥田美佐子訳、岩波書店、2007年）で登場する、貧困の淵にいる人々の多くは女性です。その女性たちは、例えば子どもの送迎や病気のときの早退を理由とされて何度も解雇されるシングルマザーであったり、幼い頃に性的虐待を受けたことで人との協力関係を築くことができず、なかなか企業に採用されない人々もあるわけです。男性と女性では貧困に陥る状況が違うことが多いので、社会的性差の違いに着目しないと問題の構造はわからない。経済学に今後ますます要請されているところかと思います。

森本 これからの経済学の課題を考えるときに二つの視点があると思います。ひとつは学問的な視点で、もうひとつは教育的な視点です。これらは、縦糸と横糸のように複雑に絡み合っていて、一概

にこれはこっちと分けることはできないんですが、とりあえず無理やり分けて話していきたいと思います。

まず学問的には、先ほども指摘したように、今、経済学はひとつの絶対的なものに収斂してしまっていて、様々な視角から分析することができなくなってしまっている点に、非常に大きな問題があると思います。現在、アメリカや日本、そしてヨーロッパでも、主流になっているミクロを中心とする経済学がシステムチックに講義されていて、それこそが唯一の経済学だというふうに教えられてしまっている。そうすると、その経済学しか再生産されず、もしかしたら十年後、二十年後となるともう、今でももうすでにそうだと思うんですが、主流派ではない経済学は知らないうちに消されてしまっていく。経済学というのは今の主流派経済学を研究するものだというふうになってしまってきている。それをちょっとなんとかしないといけないんじゃないかなと思うんですね。先ほども説明したように、別にミクロを中心とする経済学自体が悪いものだとは思いませんが、これしかなくなってしまう、これが絶対的な経済学となってしまうことは、非常に大きな問題であると思います。今の主流派経済学というのはひとつの考え方でしかないというのを意識して、かつてあったもっと別なものをも現代に蘇らせるといつたら変ですけれども、多様に経済学を発展させることを追求したら、今のような閉塞状況は生まれないんじゃないかと思うんです。今は経済学が一面的になりすぎていて、経済学自体も右にも左にも動けず、画一的な経済政策しか提言できず、経済学者に、そして経済学に人々が失望している状況だと思います。もっと自由な、多様な経済学の発展を模索すること、これが学問的な視点からの経済学の課題だと思います。

もうひとつ考えなくてはいけないと思うのが、経済学を教育するときに、これからどういうふうにあるべきかということです。今のような感じで、ミクロ・マクロ・計量とコースワーク的に教育してしまうと、「なんでこんなことをやらないといけないの?」だと、「高校までと同じような感じで、何かよくわからない問題を解いてるけど、なんのために?でもやったら一応単位はもらえるから、まあいいか」というようにしか、学生は思ってくれない。私も二年ほどある大学で復習クラス

を担当したことがあるのですが、なんでこんなことやるんだ、どこが面白いんだと言われるわけですね。高校までの数学とか受験勉強とあまり変わらないようなものだから、ある程度試験勉強はしてくれるけれども、面白みをあまり感じてくれないから、それ以外の勉強は全くしてくれない、興味も持ってくれない。このように、学部の経済学教育というのは崩壊する一途、今でももう十分崩壊していると思うんですけど、学生が離れていく一途で、それをなんとかしないといけない。ここで重要なことは、必ずしも学生たちはこのような無気力な、絶望した状態で大学に入学しているわけではないということです。学生たちはある程度学ぶ意欲をもって大学に入っているのに、教育をする側はそれに全く応えられていない。これが大きな問題だと思います。教員としてではなく、教員と学生との間の中間的な存在を二年やって感じたことは、学生が求めているのは、既存のものとしてある経済学をシステムチックにただ受動的に覚えこむというのではなく、経済学なり学問なりがどういうふうに現実とつながっているのか、経済や政治といったものがどういうふうに動いているのか、その実際の状況や理論を能動的に自らの頭で考えることができるような状態で知りたいということなのです。今の院生も含めて研究者というのは、学生は学びに来ているんだから文句を言うなと考えている人が多いように思いますが、現実にかなっていない、面白みが感じられないという学生の素直な感覚に耳を傾ける必要があります。なぜなら、学生たちの感覚は、実際はもしかしたらものすごく核心をついたものであるかもしれません、このままでは本当に経済学が無味乾燥なものになってしまうおそれがあると真摯に受け止めるべきではないでしょうか。

また、今、経営学と経済学が非常に乖離しているような気がするんですね。私は経営学のことはあまり知らないですが、派遣を増やせとか人件費削減を進めたらうまくいくみたいな新自由主義的な提言を経営学者がしているのを見たことがない。経団連やどこかの企業の経営者、新聞などがそういうふうな提言をしているのはよく見かけますが…。逆に社員、労働者を、いかに楽しみをもって自主的に動くようにさせるかとか、もっと働くものに絶望じゃなくて希望ややりがいを感じさせるようにせよとか、そういう感じで、経済

学が提言しているのとは全然別の提言をしていると思うんですね。それで、経営学のほうが実は現実にかなっているんじゃないかということも結構あって、そうすると今の経済学というのは何なんだろうと思うこともある。例えば今、先ほどからも話にあがっているように、非正規雇用が増えて、苦しんでいる人が増加している。それを経済理論がどういうふうに理論の中に取り込んでその解決策を見つけていくかという、実際的な視点というのをもうちょっと取り入れたほうがいい。いかに数学的に高度にするかとか、厳密にするかというのは、経済学者のインセンティブとして非常に大きいですが、それよりも、いかに非正規雇用と貧困の問題を解決できるか、過労死や自殺という問題はどのようにすればなくすことができるか、少子化という問題にどのように対処していくか、このような今現在人々を苦しめている問題の解決に全身全霊を捧げて取り組むことを、経済学は求められているんじゃないかと思うんですね。そして、自然や人間といった地球上に存在するものを、本当の意味で「生きているもの」として捉え、自然との共生を考えると共に、人間を資本の運動の一道具としてではなくて、苦しみや生きがいをもつ「生きているもの」として見る視点というのが、これから経済学には必要だと思います。その意味では、基礎研が唱えてきている「人間発達論」というのも、からの経済学にとってひとつの重要な支柱であるように思います。

阪本 経済学のあり方について、高野さんからは、コンビニ経営や宅配便の例をもとに、消費者を主体とした利便性の追及が、そこで働いている労働者の負担を大きくしているという経済システムの問題が述べられ、労働者の権利を保障するような経済システムの重要性が議論されました。中野さんは、現実の労働問題をベースに、経済学が不安定就労問題を含め現状認識に関心が薄いことから、経済学が現代の矛盾を解き明かす学問になっていないとの問題提起がありました。森本さんは、経済学の課題を考える上で、学問的視点と教育的視点の二点が重要であるとの指摘がありました。学問的視点については、主流派経済学の理論が絶対的なものとして再生産される現状に対して、いかに多様な学派の理論や思想を受け入れる土壌をつくっていくのか、このことが多様な政

策提言につながっていくことを、また、教育的視点については、大学が学生に対していかに経済学の面白みを伝えていくために、現実の問題と理論とかかわりの中で学問として教えていくことの重要性が述べられていました。森本さんの二点の指摘は、表現は違っても、高野さんと中野さんの指摘と同質のものであるといえます。

最後に私自身の見解を述べさせていただくとしたら、アリストテレスに始まる経済的価値概念の歴史的変遷をひも解くと、例えば、ケネーに代表されるフィジオグラート（重農学派）のように、ある意味、現在では歴史の隅に追いやられた価値学説のなかには、具体的な自然を認識するための概念が含まれているなど、これらの学説を再検討することは、市場で評価できない価値物を経済学の理論や体系に組み込むための重要な示唆を与えてくれるといえるでしょう。また、現在の資本主義経済のもとで、資源が急激に枯渇し、かつ、大量に廃棄物が排出されるなか、地球の環境容量が極端に低下しているなか、これらの自然制約の問題を経済学の理論やシステムの中はどう組み込んでいくのかということが問われています。結局のところ、経済学、さらには経済学を含めた社会科学においては、我々の生存基盤を確保するために自然の制約を前提条件としたうえで、いかに、格差社会や労働問題等の社会経済の矛盾を解消しながら発展していくのかということが求められているのでしょう。このことは、基礎研が築いてきた人間発達の理論を再構築していくうえで不可欠な要素だといえます。

若手研究者の皆様方には、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございました。



当日の座談会風景

菜園家族レボリューションの可能性 —大地と人間の再統合による「家族」と「地域」の再生—

ITOH Keiko

伊藤 恵子

I 今こそパラダイムの転換を

私たちは大地から離れ、あまりにも遠くに来てしまった。

投機マネーに翻弄される世界経済。原油・穀物価格の高騰と世界的規模での食料危機。戦後、重化学工業重視路線のもと、莫大な貿易黒字と引き換えに、国内農業と自然環境を絶えず犠牲にしてきた日本では、今や食料自給率39%，木材自給率20%にまで陥り、農山村の過疎高齢化は、もはや限界にまで進行している。

一方、都市部でも事態は深刻である。人口の集中による過密化がますます進み、生活環境が悪化するとともに、失業者や派遣などの不安定労働、いわゆる「ワーキングプア」が増大している。特に、バブル崩壊後の「就職氷河期」のさなか、職業人生のスタートでつまずいた多くの20~30代の若者たちが、労働者としての権利すら認められずに使い捨てを繰り返され、明日への希望を何ら見出せないまま、絶望と孤独のうちにさまよっている。このままこうした層が累積してゆけば、ますます殺伐とした社会になることは明白である。

同時に、正規労働者も、「国際競争に生き残るために、浅薄な成果主義のもと、過重労働に晒され、いのち削り、心病む日々に煩悶している。

今、世界は同時不況に陥っているが、市場競争至上主義のアメリカ型「拡大経済」においては、

“景気回復”的方法は、結局、消費拡大によって消費と生産の循環を刺激する以外にない。それは所詮、“浪費”的奨励にしか過ぎない。「21世紀は“環境の時代”」と言って、「地球環境の保全」を声高に叫んでも、その同じ口から“浪費”を奨励しなければ立ち直れない、どうしようもないジレンマに陥らざるを得ない。

このような時代にあって、次代を担うべき子どもたちは、「自然」と「家族」と「地域」という人間発達の大切な基盤を失い、競争にかきたてられる教育環境のもと、大人のつくり出した不条理の世界にもがき苦しんでいるのである。

容赦なく貶められる人間の尊厳。差し迫る地球環境の破局的危機。市場競争至上主義のアメリカ型「拡大経済」の弊害と行き詰まりが浮き彫りになった今、18世紀イギリス産業革命以来、二百数十年間、人びとが拘泥してきたものの見方、考え方を支配する認識の大きな枠組み、つまり、既成のパラダイムを根底から変えなければ、どうにもならないところにまで来ている。

II 「家族」と「地域」再生の基本原理～生産手段との「再結合」

大地から引き離され、根なし草となった「現代賃金労働者（サラリーマン）」という人間の存在形態は、果たして永遠不变のものなのであろうか。今、あらためて、人類史を自然界の生成・進化の

中に位置づけて捉え直し、新たなパラダイムのもとに、未来社会論の構築に力を注ぐことが求められている。

人間社会の基礎単位組織は、「家族」である。「家族」は本来、“いのち”と“もの”を再生産するための、人類にとってかけがえのない“場”であった。大地に根ざして生きる「家族」には、人間の発達を促すための、ほとんどすべての要素や機能が未分化のまま、ぎっしりと詰まっている。炊事や育児・教育・医療・介護・こまごまとした家事労働など、暮らしのあらゆる知恵、農業生産の総合的な技術体系、手工芸・手工業や文化・芸術の萌芽的形態、娯楽・スポーツ・福利厚生の芽、相互扶助の諸形態、共同労働の知恵…。「家族」は、自然と人間をめぐる物質代謝の循環のまさに結節点にあって、人間の諸能力を引き出す優れた“学校”的役割を果たしてきたと言える。

ところが、産業革命の進展とともに、人間の暮らしは、中世までの自然循環型社会から大きく変貌を遂げる。新たに登場した近代資本主義は、「家族」から農地や生産用具を奪い、自らの労働力を売るより他に生きる術のない存在につくり変えた。大工業は生産力を飛躍的に拡大させたが、繰り返される不況と恐慌は、都市部へとさまよい出た賃金労働者を失業と貧困の淵に追いやり、「家族」を破壊するとともに、他方では、人間の欲望をますます肥大化させ、その渦の中に巻き込んでゆく。

こうした中、人びとは、資本主義の弊害と矛盾を克服するために、新たな社会の枠組みを模索した。19世紀、人類が到達したこの資本主義超克の未来社会論の核心は、社会的規模での生産手段の共同所有と、これに基づく共同管理・共同運営であった。

20世紀末、ソ連・東欧の「社会主义」体制の崩壊によって、人類の理想への実験は挫折した。中央集権的専制支配によって、人間形成の基盤と主体性の喪失を招いたこの体制の欠陥と崩壊の原因がようやく明らかになってきた今、あえて、生産手段（必要最小限度の農地と生産用具など）と現代賃金労働者との「再結合」を模索する時に来ているのではないだろうか。

「家族」は、人体という生物個体のいわば一つの細胞にたとえられるものである。周知のように、一つの細胞は、細胞核と細胞質、そしてそれを包

む細胞膜から成り立っている。遺伝子の存在の場であり、その細胞の生命活動全体を調整する細胞核を「家族人間集団」と見なせば、一個の細胞（＝「家族」）は、細胞質、つまり生きるに最低限必要な自然と生産手段（＝農地と生産用具など）を自己の細胞膜の中に内包していると言える。

したがって、「家族」から自然や生産手段を奪うことは、いわば細胞から細胞質を抜き取るようなものであり、その「家族」を、細胞核と細胞膜だけからなる「干からびた細胞」にしてしまうことに等しい。生物個体としての人間のからだは、60兆もの細胞から成り立っていると言われている。これらのほとんどが「干からびた細胞」にされた時、人体全体がどうなるかは、明らかであろう。「家族」が形づくる地域社会も同じである。「干からびた細胞」が、都市部のみならず地方にも無数に出現している状態。これが、まさに現代日本にあまねく見られる地域の実態なのである。

このように考えると、地域再生のためには、まず「現代賃金労働者」に生産手段を取り戻し、その両者の「再結合」を果たすことによって、生き生きとしたみずみずしい細胞、すなわち「菜園家族」を創出することからはじめなければならないことが分かる。こうした「菜園家族」を基礎にはじめて、人間発達の基盤を備えた「自立と共生」の多重・重層的な地域が築かれ、21世紀にふさわしい自然循環型共生社会への条件が得られるのである。巨大化の道に対置して、家族小経営への回帰と止揚に基づく未来社会論が、21世紀の新たな道として、必然的に登場してくることになるであろう。

これが、週休五日制のワークシェアリングによる「菜園家族」（賃金労働者と農夫の二重化された人格）という、人類史上、未だかつて見られなかった、精神性豊かな人間の存在形態の創出であり、これを基調とする「CFP複合社会」（後述）を経て、自由・平等・友愛の「高度自然社会」へ至る道である。

Ⅲ 週休五日制による三世代 「菜園家族」構想

「菜園家族」構想では、人々は、週のうち二日間だけ“従来型の仕事”，つまり民間の企業や国

または地方の公的機関の職場に勤務する。そして、残りの五日間は、暮らしの基盤である「菜園」での栽培や手づくり加工の仕事をして生活するか、商業や手工業、サービス部門など非農業部門の自営業を営む（前者を「菜園家族」、後者を「匠商家族」と呼ぶが、本稿では、それぞれについて詳細を述べることはできないので、両者を総称して、広義の意味での「菜園家族」とする）。この五日間は、三世代の家族構成員が、それぞれの年齢と経験に応じて個性を發揮しつつ、生産活動に加えて、ゆとりのある育児、子どもの教育、風土に根ざした文化芸術活動、スポーツ・娯楽など、自由自在に人間らしい創造的活動にも携わる。

「菜園家族」が都市から帰農して自給自足を試みる特殊な家族の特殊なケースとしてではなく、社会的に一般的な存在として成立するためには、一定の条件が必要となってくる。それが「週休五日制」のワークシェアリングである。つまり、週に二日は社会的にも法的にも保障された従来型の仕事から、それに見合った応分の給料を安定的に確保し、その上で、週五日の「菜園」での仕事の成果と合わせて、生活が成り立つようにするのである。

週休五日制のワークシェアリングによる三世代「菜園家族」を基盤に構成される社会は、大きく三つのセクターから成り立つ複合社会が想定される。第一は、きわめて理性的に規制され、調整された資本主義セクターC (Capitalism)。第二は、「菜園家族」を主体に、他の自営業を含む、家族小経営セクターF (Family)。そして第三は、国や地方の行政官庁、教育・文化・医療・社会福祉などの国公立機関、その他公共性の高い事業機関や国営企業、協同組合、NPOなどから成る、公共的セクターP (Public) である。

この「CFP複合社会」の特質は、個人が投入する週労働日数から見た時、資本主義セクターCまたは公共的セクターPに二日間、そして家族小経営セクターFに五日間と、それぞれ二対五で振り分けられる点である。つまり、セクターFに所属する自給自足度の高い「菜園家族」の構成員は、同時にセクターCの企業またはセクターPの公共的職場で働く、賃金依存度のきわめて低い勤労者でもあるという、いわば二重化された人格になっている。こうした二重化された人格（賃金労働者+農夫）の存在によって、セクターCの市場原

理の作動を自然に抑制する仕組みが、所与のものとして社会全体の中に埋め込まれることになるのである。

こうした複合社会においては、今日のように国内農業を切り捨てても工業生産を拡大し、貿易を際限なく拡張して国際間の競争を激化させ、結果的に「途上国」に経済的な従属を強いなければ成立しない経済とは、まったく異なるものが想定される。科学技術の成果は、利潤追求のためにではなく、「菜園家族」を基調とする自然循環型共生社会の形成に向けられ、本当に人間のために役立つものとして生かされてゆくにちがいない。

IV 森と海（湖）を結ぶ 流域地域圏

もとより「菜園家族」は、単独では生きていけない。また、グローバル経済が席捲する今、ひとりでに創出されるものでもない。「菜園家族」を育む“場”としての地域を措定し、その再生をはかることが、不可分一体の条件として必要となってくる。

日本列島を縦断する脊梁山脈。この山脈を分水嶺に、太平洋側と日本海側へと水を分けて走る数々の水系。これらの水系を集めて流れる河川に沿って、かつては森と海（湖）を結ぶ流域循環型の地域圏が形成されていた。

川上の森には、奥深くまで張りめぐらされた水系に沿って集落が点在し、人々は山や田や畑をきめ細やかに活用し、自らのいのちをつなげてきた。森の豊かな幸は山々の村から平野部へと運ばれ、それとは逆方向に、平野や海（湖）の幸は森へと運ばれていた。森と野と海（湖）の人々は、互いに補完し合いながら、それぞれの独自の資源を無駄なく活用する自立度の高い流域地域圏を、長い歴史をかけて築きあげてきたのである。

日本列島の各地に息づいていたこうした循環型の“森と海（湖）を結ぶ流域地域圏”は、戦後、高度経済成長の過程で急速に衰退していった。「菜園家族」構想は、この流域地域圏を再び甦らせることによって、農山村の過疎・高齢化と、平野部の都市過密を同時に解消し、国土全体にバランスのとれた自然循環型地域社会を構築することもある。

この流域地域圏再生の権杆となるのが、先にも述べた週休五日制のワークシェアリングの確立である。この制度のもとで、流域地域圏社会のそれぞれの「菜園家族」は、週に五日、自己の「菜園」で多品目少量生産を営み、週に二日は近隣の中小都市の職場に労働力を拠出。その見返りに賃金収入を受け取ることによって、自己補完しつつ暮らす。

「森と海（湖）を結ぶ流域地域圏」を生物個体としての人体、そして「菜園家族」を人体の構造上・機能上の基礎単位である一つひとつの細胞と見なせば、この週休五日制のワークシェアリングのシステムは、あたかも、人体の各細胞が、細胞質内のミトコンドリアで生産されるATP（アデノシン三リン酸）といういわば「エネルギーの共通通貨」を、人体の組織や器官に拠出し、代わりに血液に乗せて栄養分を受け取り、細胞自身を自己補完しつつ生きているメカニズムにたとえることができる。

このような自然界の摂理である「適応・調整」原理に適った週休五日制のワークシェアリングを、それとは真っ向から対立する市場競争至上主義のアメリカ型「拡大経済」のただ中に確立するためには、「森と海（湖）を結ぶ流域地域圏」内の企業と地方自治体と住民の三者が協議を重ね、協定を結び、安定した制度として普及させてゆくことが必要である。あわせて、「菜園家族」を希望する家族に一定の農地を確保し、保障するために、公的「土地バンク」を市町村レベルの地方自治体に設立することが必要である。

こうした農地と勤め口（ワーク）のシェアリングを有機的に連動させる公的なシステムを構築することによってはじめて、流域地域圏内に「菜園家族」が育成され、今日の熾烈なグローバル経済の対抗軸としての自然循環型の地域の形成が促進されてゆくであろう。

この「森と海（湖）を結ぶ流域地域圏」は、近世において郡制がしかれていた地理的範囲におおむね該当する。近世の社会は、各地域で森林と平野部と海（湖）の資源を有効に活用し、森と野と海（湖）の集落が互いに交流することによって、はじめて成立していたと言われている。「菜園構想」構想が、21世紀にふさわしい自然循環型共生社会をめざすものであるならば、その基盤を形づくる地域の地理的範囲や共同性の面でも、循環型

社会が高度に発達していた近世にあらためて着目することは、至極当然のことと言える。

ただし、「菜園家族」は、CFP複合社会において、週に二日は賃金労働者、週に五日は農民家族経営の主体であるという、「労」「農」一体の二重化された人格をもつことから、地域共同のあり方も、近世までのそれとは自ずと異なるものになってくる。それは、近世農村の共同性と、資本主義の横暴から自己を防衛する組織体として現れた近代の協同組合の二つの性格を併せ持つ、「なりわいとも」という新しいタイプの地域協同組織として登場することになるであろう。

「なりわいとも」は、旧ソ連のコルホーズに見られるような、農地や生産用具など主要な生産手段の共同所有に基づく、大規模集団化経営ではなく、あくまで自立した家族小経営としての「菜園家族」が基礎単位になって、生産や流通や日々の生活、つまり「なりわい」（生業）の面で、自發性に基づき互いに補完しあい、協力する「とも」（仲間）を想定している。

この「なりわいとも」は、近世の“村”的系譜を引く集落（=大字）レベルがおそらくは基本となるものの、それ単独で存在するものではない。「菜園家族」を基礎単位に、隣保、集落、市町村、郡、都道府県レベルといった多次元にわたる、多重・重層的な相互補完的地域構造の中で、各々の力は発揮されることになるであろう。

これは、土壤学でいうところの団粒構造を彷彿とさせる。団粒構造の土は、ミミズや微生物など多様な生き物が共存し、有機物がよく分解され、通気性・保水性に富んでいる。単粒構造の砂地やゲル状の粘土質の土と比べ、はるかに肥沃でふかふかとしている。作物栽培にもっとも適した土壤なのである。そこでは、多様ないちがいが相互に作用しあい、それが自己の個性にふさわしい生き方をすることによって、他者をも同時に助け、自己をも生かしている、そんな世界なのである。

この地味豊かな団粒構造の土は、長い歳月をかけて熟成するものである。自然循環型共生社会の地域づくりも、上からの「指揮・統制・支配」によって性急に画一的なものではない。あくまでも、下から積み上げられてゆく住民・市民の力量に従って、ゆっくりと熟成させてゆくことが大切である。こうして、自然の摂理に適った地域団粒構造が形成されてはじめて、地域の一つひ

とつが花開き、国土を豊かに彩ることになるであろう。

こうした変革は、“森と海（湖）を結ぶ流域地域圏”に、「菜園家族」を基調とする自然循環型共生社会をめざす民主的地方自治体が成立することによって、いっそう進展してゆくのである。

V 低炭素社会への新たなメカニズムを探る

2008年の今年は、京都議定書の第一約束機関の初年度に入り、また洞爺湖サミットが開催されたことから、日本においても、にわかに地球温暖化対策の議論が高まりを見せるようになった。ただし、こうした議論には、際だった特徴が見受けられる。それは、CO₂など温室効果ガス排出量削減の対策が、エネルギー効率を上げる「省エネ技術」や新エネルギー技術の開発など科学技術上の問題と、経済誘導策としての排出量取引制度にもっぱら集中しており、産業革命以来の工業化社会の大増生・大量浪費・大量廃棄型のライフスタイルを根源から問い直し、市場競争至上主義のアメリカ型「拡大経済」自体の変革を通じて、エネルギー消費の総量を大幅に減少させてゆこうとする姿勢が、あまりにも希薄なことである。

このままでは、いずれ遠からず「環境ビジネス」という名の新たな巨大産業が出現し、ついには21世紀型の新種の市場競争至上主義「拡大経済」が姿を変えて世界を風靡することになるのは、目に見えている。「エコ商品」の開発、生産、販売の熾烈な市場競争が繰り広げられ、新たな「エコ商品」の生産が拡大し、国内のみならず、ついには世界市場へと展開してゆくのである。これでは、廃棄物や温室効果ガスを抑制するどころか、むしろ、増大させる結果に終わらざるをえないのではないだろうか。

今こそ私たちは、環境問題の原点に立ち返って、エネルギー浪費の元凶である市場競争至上主義「拡大経済」の変革という、いわば社会経済的側面をあえて重視し、これまでの国際的な脱温暖化の議論とその理論的成果にそれをしっかりと組み込んで、より包括的で多面的な理論と実践に発展させてゆかなければならない。

「菜園家族」構想では、経済成長と地球環境の

保全とのジレンマに陥っている、今日のこうした「温暖化対策」の限界を克服すべく、それとは異なる新たな角度から、その解決に迫まろうとしている。つまり、CO₂削減の営為が、ただ単にその削減だけにとどまることなく、同時に、次代のあるべき社会の新しい芽（「菜園家族」）の創出へと自動的に連動するような、新たなメカニズムの創設の提起である。

こうした役割を担う公的機関を仮に「CO₂^(C)削減と菜園家族創出の促進機構」（略称CSSK）と呼ぶならば、国および都道府県レベルに創設されるこのCSSKは、一定規模以上の企業を対象にCO₂排出量に課せられる「炭素税」と、企業間の排出量取引額の一定割合、そして、商業施設や公共機関や一般家庭などの電気・ガス・自動車ガソリンなどの化石エネルギー使用について、様々な条件（事業の規模や収益、家族の構成や所得、自然条件や地域格差など）を考慮した上で使用の上限を定め、基準以上の使用分に対して課せられる環境税を財源とする。

CSSKは、こうした財源を有効に運用して、先に触れた農地と勤め口（ワーク）のシェアリングを調整する市町村レベルの公的「土地バンク」と連携しながら、「菜園家族」志望者への経済支援や農業技術の指導、そして、住居家屋・農作業場や工房、農業機械・設備、圃場・農道をはじめとする、いわば「菜園家族インフラ」の整備など、週休五日制の「菜園家族」創出を目的とする様々な支援・促進事業を総合的に行う。

こうした施策のもとにはじめて、都市や地方の若者も、不安定労働に苦しむ多くの人々も、大地に根ざした暮らしの基盤を得ることが可能となり、田畠や山林の荒廃が急速に進む日本各地の農山村の集落は、甦ってゆくのである。

ここで重要な点として確認しておきたいことは、このCSSK方式においては、「菜園家族」創出そのものが、CO₂排出量削減の決定的な鍵になっているということである。つまり、「菜園家族」が全国津々浦々に広がること自体が、“浪費が美德”の「拡大経済」の生産体系とライフスタイルから大きく転換することを意味する。それは、自然循環型共生社会への着実な移行であり、「環境技術」による「省エネ」のみに頼る方法とは比較にならないほど大幅に、かつ根源的に、エネルギー消費量の削減を可能にするであろう。

V おわりに

人間は自然の一部であり、人間そのものが自然である。本当の意味での持続可能な循環型共生社会の実現とは、人間社会の生成発展を律する原理レベルにおいて、自然界への回^{レボリューション}帰を成し遂げることにほかならない。「菜園家族」構想は、この大地と人間の再統合の遠大なプロセスを、「家族」と「地域」のレベルから模索するものなのである。

「菜園家族」構想に対しては、これまでにも、「理想かもしれないが、実現不可能」との意見もしばしば受けたところである。直ちに実現するものでないことは、もちろんである。思えば、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が提起し、世界の多くの人々がめざそうとしている「CO₂排出量半減」という地球温暖化防止の国際的目標も、2050年の未来に向けて掲げられたものである。だとすれば、自然学者の知見に基づくこの国際的目標に合わせて、社会経済的変革の側面からもアプローチを強め、10年先、50年先を見据えた長期展望のもとに、総合的な視点から、自然循環型共生社会への具体的道筋を探ってゆくことが、今、何よりも求められているのではないだろうか。

地球環境は、対処を怠れば、複数の要因が重なり、互いに影響し合うことによって、その被害が増幅し、修復がきわめて困難となるpoint of no

returnに至るという。人間の側も、労働者のおかれている状況、そして、自然と人間の物質代謝の回路を結ぶ「家族」と「地域」の崩壊は、深刻である。特に、豊かな森をあずかるべき山村部では、「限界集落」が続出し、長い歴史をかけて培われてきた大地に生きる人間の知恵も、伝承不可能の危機に晒されている。今や人間社会も、point of no returnの瀬戸際に立たされている。反転への第一歩を、一刻も早く踏み出したいものである。

【付記】

本稿は、「人間発達の福祉再論」をテーマに佛教大学で開催された基礎経済科学研究所2008年春季研究交流集会において、3月16日の分科会3-A「“健康な心身を育てる持続可能な社会”とは何か、どう創造するか」でおこなった小貫雅男（滋賀県立大学名誉教授・里山研究庵Nomad主宰）と伊藤の共同報告に沿って、今回、あらためて、「菜園家族」構想と人類喫緊の課題である地球温暖化問題との関連に重点をおいて、まとめたものである。その後、報告の内容を発展させる形で、『菜園家族21—分かちあいの世界へ—』（小貫・伊藤共著、コモンズ、2008年6月刊）を上梓した。様々な分野の研究者や市民の方々の間で、自由闊達な議論が生まれ、21世紀の未来社会論に新たな局面が開かれてゆくことになればと、切に願うものである。

（いとう けいこ 里山研究庵Nomad研究員・
大阪大学非常勤講師）

人間の本質・私的所有・共同所有 —理論と歴史—

YAMAMOTO Hirotaro

山本 広太郎

I はじめに

20世紀において実存した社会主義の歴史、すなわち、その生成・発展・消滅と、マルクス社会主義論との関係をどう把握するか。マルクスは共産主義者であるが、しかし不可思議なことだが、共産主義（小論では社会主義と同義に扱う）について、『共産党宣言』、『ドイツ・イデオロギー』、『ゴータ綱領批判』などに、いくつかのスローガン程度の文言は遺しているが、共産主義研究といえるほどの具体的な分析は遺していない。マルクス、ならびにエンゲルスは具体的な共産主義研究の必要性を認識していなかった。なぜか？

「未来の革命の行動綱領の純理論的な、必然的に空想的な先取りは、現代の闘争をそらすものでしかありません」(MEW. Bd.35, S.161)。

このマルクスの回答はエンゲルスの次の発言とも照応している。

「未来社会の詳しい組織に対する予測について？あなた方は、われわれのところにその痕跡さえみつけないでしよう。われわれは、生産手段を社会の手にもたせるだけでもう満足です」(MEW. Bd.22, S.542)。

20世紀の実存社会主義の否定的な現象を知るわれわれから見れば、マルクスたちはなぜ、かくも楽天的な共産主義像を持つことができたのかという疑問が生じてくる。マルクスが共産主義を樂觀

視した理由は、2つ考えられる。

その1つは「人間の本質は共同本質Gemeinwesenである」(『ミル・ノート』, MEW. EG I.S.451) という彼の人間論であり、もう1つは、矛盾と矛盾の止揚という論理形式をもつヘーゲル由来の弁証法という彼の方法論である。とはいえて2つの理由、マルクスの弁証法と彼の人間論は次のような仕方で融合し、マルクスの理論体系の核心を形成している。すなわち、マルクスは弁証法を駆使して資本主義の矛盾を分析し、資本主義の矛盾は共産主義において解消されると主張するが、マルクスの共産主義が首尾よく機能する根拠は、「人間の本質は共同本質である」という彼の人間論にある。

それゆえマルクスにとって共産主義は共同本質という人間の本質が実現された社会、人間があらゆる矛盾・束縛から解放された社会であることから、マルクスにとっての課題は資本主義的私的所有の廃止に尽きることになる。彼の精力がもっぱら、『資本論』に結実する資本主義批判に注がれた理由もそこにある。マルクスは共産主義を「私的所有の廃止」という1つの言葉で要約した意図もそこにある。

「共産主義者は、その理論を、私的所有の廃止という1つの言葉に要約することができる」(MEW. Bd.4, S.475)。

しかし、マルクスを離れて考えてみれば、この命題は「私的所有とは共同所有の廃止である」という命題と同様、同義反復の域をでない没概念的

なものである。ところが、マルクスにとって、この没概念的な命題が有意味でありえた理由は、共産主義社会が共同本質という人間の本質を実現した社会であるという彼の「確信」があったからである。もっとも、そのため、マルクスの研究にはpositiveな内容をもつ共産主義研究が抜け落ちていたことも事実である。20世紀に実存した社会主义が遭遇した政治・経済上の種々の難問は共産主義に対する「確信」の問題ではなく、共産主義の具体的な諸問題であるがゆえに、これらの問題解決のためのヒントをマルクスの理論のうちに探しても何も見出しえない理由は、マルクスの共産主義論には具体的な内容が最初から欠けていたからである。

II マルクスの資本主義批判

マルクスの共産主義論の特徴は、共産主義をプロレタリアートの矛盾の解決形態として把握する点にある。

「ドイツ人の解放は人間の解放である。この解放の頭脳は哲学であり、その心臓はプロレタリアートである。哲学はプロレタリアートを止揚することなしに実現されず、プロレタリアートは哲学を実現することなしに止揚されない」(MEW. Bd.1, S.391)。

マルクスは賃労働者のうちに人間の本質、すなわち類的本質Gattungswesenを発見し、賃労働者を矛盾として把握する。人間一般という点から見れば、賃労働者もまた人間であり、その限り類的本質Gattungswesenである。しかし賃労働者であるという特殊性から見れば、かれは類的本質から疎外されている (MEW. EG I .S.517)。したがって現実の賃労働者は一般（普遍）と特殊の統一であるから、賃労働者は類的本質であり、かつ、ないという矛盾である（拙稿『差異とマルクス』、青木書店、1985年、64ページ）。これが賃労働者の現実の矛盾であり、賃労働者は意識的あるいは無意識的にこの矛盾を感じている。

マルクスの批判の対象は賃労働の次元に止まらず、さらに私的所有一般、私的所有に立脚する商品交換、すなわち市場経済の次元に及んでいる。その場合、批判の梃子となっているのは彼が人間の本質だと主張する、共同本質Gemeinwesenには

かならない。マルクスによれば、人間は相互に他人の労働生産物に対する欲求をもつから、それを直接実現すればよいが、商品交換はその欲求を相互に直接満たさず、利己心を前提とする商品交換という形式によって執り行う。しかし、マルクスによれば商品交換は騙しあい、「相互の略奪」であるということになる（『ミル・ノート』、MEW. EG I .S.451）。私的所有、したがって商品交換の廃止がマルクス共産主義論の核心である。

III マルクスの共産主義論

マルクスは類的本質によって、賃労働者の矛盾を把握し、共同本質によって商品交換の騙しあい、その矛盾を把握している。

マルクスの「史的唯物論」に従えば、資本主義の矛盾から、その解決形態として共産主義が生まれることになる。マルクスは共産主義が「私的所有の廃止」であるとして、資本主義批判と共産主義とは「表裏一体」の関係において把握している。しかし資本主義と共産主義とは、それぞれ独自のシステムをもつ経済体制であるから、資本主義批判は資本主義批判、すなわちその矛盾の指摘以上のものではなく、マルクスが資本主義の矛盾を論証したとしても、それは、他の経済システム、共産主義をいささかも合理化するものではない。共産主義はいかなる社会であり、そこに矛盾があるかどうかは、共産主義論独自の課題であり、それを資本主義批判に還元できるわけではない。

さきに見たが、マルクスが共産主義を合理化する根拠は2つあった。

第1の根拠は、マルクスの方法論、すなわちヘーゲル由来の弁証法である。弁証法は、矛盾と矛盾の解消というスタイルをもつが、マルクスは資本主義の矛盾を把握し、共産主義を資本主義の矛盾の解消形態として把握した。この場合、共産主義は矛盾なき合理的な形態だと認識され、共産主義に対して無批判になる。矛盾と矛盾の解消という弁証法は現存する対象の矛盾を把握するさい、マルクスが『資本論』などにおいて示したように有効な方法論となりえるが、しかし矛盾と矛盾の解消という弁証法の限界は、眼前的資本主義の矛盾とその矛盾の解消までが射程であり、次に登場する経済システム（マルクスの場合は共産主義）

合理化するものではいささかもない。

しかし、資本主義の矛盾が共産主義を生むというマルクスの「表裏一体論」は、矛盾と矛盾の解消という弁証法の限界を超えた、弁証法の「適用」であり、それは「弁証法の罠」ともいるべき陥穰である。『法の哲学』において、ヘーゲルは市民社会次元の矛盾の解消を国家の次元において見出しているが、他方、ヘーゲルを批判するマルクスは市民社会（ブルジョア社会）の矛盾と同じ次元、経済的諸関係の次元において解消しようとしているが、弁証法の射程は矛盾の解消までであって、弁証法が新しい合理的な経済システムを発見できるものではない。マルクスが実際になし遂げ、残した功績は資本主義批判までである。

マルクスが共産主義を矛盾の解消した社会として描くことができた第2の根拠は、彼が人間の本質を共同本質として把握しているからである。

「人間の本質は、人間が真にGemeinwesenであることがあるのだから、人間は彼らの本質を發揮によって人間的な共同体Gemeinwesenを…創造し、産出する」(MEW. EG I. S.451)。

『ミル・ノート』のこの一文は、あまり注目されてこなかったが、ここにマルクスの共産主義の人間論的根拠がある。問題はこの共同本質概念にある。

IV マルクスの人間論、個人概念の欠如

たしかに人間は物的あるいは人格的によって相互依存の関係にあり、マルクスが指摘するよう 「孤立した個人」というのは現実の人間の諸関係からの抽象であるが、しかし、われわれが日々感じるように、人間は直接には種々の感情・欲求をもつ一個人として、1つの生命体として実存している。経済という言葉は経世済民から派生していると言われているが、それは為政者の見地から総括したものであり、経済は生きる個々人からすれば、自分たちの生命維持活動の集積である。

A・スミスが指摘するように、神とは異なり、人間は生存するために多くの物を必要とする「不完全な被造物」であり、これに対して資源は有限であるから、生きるために利己心、自愛心は不可欠なものになる。この見地から社会を考察した

のがホップス、ヒューム、スミスなどのイギリス経験論である。資源（あるいは財）は有限であり、諸個人の欲求は無限であるから、資源をめぐる人間と人間との間には利害の相違、対立は不可避となる。人間と人間との利害関係の対立は階級の利害関係の対立に限らない。このことは階級を止揚した「革命後の社会」(Post-Revolution Society : P・M・スウィージー)においても、個人と個人、個人と国家の間には種々の利害関係が存在したことからも明らかである。個人と国家との矛盾は、私的所有を廃止すれば、一層きつくなりうることは実存社会主義の経験から容易に推測できよう。

しかし、マルクスは私的所有の廃止後の社会において、個人と個人の間の、あるいは個人と社会との間の利害の対立の存在を認識しないのは、彼が人間の本質を共同本質あるいは全体的本質であり、利己心は人間の本質ではなく、私的所有の所産にすぎないと理解するからである。

「実際的な欲望、利己主義」はブルジョア社会bürgerlichen Gesellschaftの原理であり、市民社会が自分のなかから政治的国家を完全に生み出すと同時に、純粹にそれ自身の姿で現れる」(MEW. Bd.1, S.374)。

したがって、マルクスは私的所有を廃止すれば、早晚「実際的な欲望、利己主義」も止揚され、人間の本質、共同本質が実現すると考えていた。それゆえ共産主義社会を楽天的に展望し、具体的な「青写真」の必要性を認識しなかったのである。

マルクスは人間の利己心を単純に否定的に把握し、肯定的に把握していない。とはいえたが、利己心は資源が有限な社会においては人間の本性であり、スミスの指摘するように、個人は利己心に導かれて努力することによって「意図せざる結果」として、社会のためになるのであり、したがって、経済発展の動因は個人の利己心にあるから、これを原理的に否定すれば、労働インセンティブが機能せず、実存社会主義が実証したように、経済は停滞するほかない。

ヘーゲルもそうであるが、マルクスもまた自立的な個人概念をpositiveではなくnegativeに把握している。「個々の孤立した獵師や漁夫、スミスやリカードはここから出発するが、これらのものは、18世紀のロビンソン物語の幻想のない想像物に属するのであって、…」(MEW. Bd.13, S.615)。

たしかに人間は一定の社会的歴史的存在であり、

階級社会において特定の階級規定性において存在する。マルクスがこの点を強調していることは、『フォイエルバッハに関するテーゼ』の「第6テーゼ」、すなわち「人間の本質は、その現実性において社会的諸関係の総体である」(MEW. Bd.4, S. 6)からも明らかである。

しかし、いつの時代においても人間は欲求をもつ個人として実存する。マルクスは生産関係を強調し、生産関係の変革を問題にするが、他方、経済の発展を意味する生産力の究極の根拠は個人が自らの欲求実現のための労働にあり、労働を鼓舞するのはそのインセンティブあるから、どの社会形態であろうとも個人の意識において労働と所有の関係(「労働と所有の同一性」)がどう認知されているかということが問題となる。

それゆえ古典派が出発点において個人概念は必要な概念であり、人間の本質を単純に共同本質として把握するマルクスには欠落している概念である。古典派経済学、新古典派経済学とは対極的なスタンスをとるマルクスの理論は、positiveな意味で個人概念を欠いている。

それゆえ彼の理論に従った実存社会主义による生産手段の公有化、あるいは国有化は、もとより労働インセンティブを欠くシステムとなり、経済の停滞に陥ることになり、それを「経済改革」しようとなれば、マルクスの社会主义論において原理的に否定されている利己心を多少とも密輸入することになり、遂には崩壊せざるをえなかつたのである。

V 利己心、自愛心

マルクスの人間関係論は個人と個人の関係は問題にならないのは、個人概念、感情論(感情は個人の身体を超えてない)をもたないからである。

共産主義に対する批判は様々のものがあるが、アリストテレスのプラトン共産主義批判もその一つであり、それは人間の自愛心に基づくものである。

「大多数の人々にとって共同のものは気遣われることのもっとも多いものだからである」。「子供の共有…類似…情愛…。人間をして最も多く心配し愛するようにさせるものは『自分1人のもの』という気持ちと『自分のいといしいもの』という気

持ちとの2つである」。「人はみな自分の自分に対する愛をいたずらに有しているのではないか。いやこれは自然的なものである。非難されるべきは、…必要程度以上に自己を愛することである」。「共同所有のほうが、個々の所有よりも問題が多い」(『アリストテレス全集15』、岩波書店、1969年、46ページ以下)。

A・スミスは人間の利己心を肯定したうえで、人間相互の関係を感情論から根拠付けているが、他人に対する同感は「想像上の立場の交換」を通したものである。この同感は人間と人間との血縁・地縁関係などの親近性、あるいは他人との距離などの遠近性が遠くなればなるほど、同感が希薄になっていくが、これはニュートンの「万有引力の法則」を想起させる現実的な、感情論的な人間把握である。マルクスには階級関係論があるが、この種の具体的な人間関係論が完全に欠落している。

マルクスの共同本質論は、人間と人間との関係の感情論的考察を欠いており、それは一面では共同体遺制の産物であり、他面ではそれを反映したマルクスの理論理性の要請であると思われる。マルクスが人間の本質を共同本質として把握しているから、「階級と階級対立のうえに立つ旧ブルジョア社会 *bürgerlichen Gesellschaft* に代わって、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるような1つのアソシエーション *Assoziation* が出現する」(MEW. Bd. 4, S.482) という牧歌的な共産主義像を描くことができたのであるが、問題は共同本質というマルクスの人間本質論にあった。

個人と個人、個人と全体の関係に矛盾がないという社会がありうるとすれば、その具体的な条件を示さなければ、空想的社会主義にとどまるほかない。問題はあくまでも具体的な青写真にある。

VI 社会主義における 労働インセンティブの欠如

実存社会主义の否定的現象は政治的自由の欠如と、経済停滞である。経済停滞の原因是労働インセンティブの欠如にある。社会主义が労働インセンティブを十分に組織できなかった。いわゆる「大釜の飯を食う」・「鉄碗の飯を食う」という問題である。マルクスが労働インセンティブに顧慮

を払う必要を認めなかったのは、労働を「疎外された労働」と疎外から解放された労働に分類し、前者は苦痛であるが、後者は悦びであるとしてもっぱら対立的に把握するからである。

「A・スミス等々によって骨折り、犠牲等々として把握されている。労働そのものが、その生産物と同様に、特殊的な個別化された労働者労働として、否定されている」(マルクス『資本論草稿集』2. 1857-58年の経済学草稿II, 大月書店, 1993年, p.116)

「A・スミスは労働を天罰Fluchだと把握する。『安息』が十全な状態として、『自由』および『幸福』と同一のものとして現れる」(マルクス『資本論草稿集』2. 1857-58年の経済学草稿II, p.340)

たしかに、「疎外された労働」と疎外なき労働の区別はあるが、しかしそのいずれにせよ労働一般は自己目的ではなく、消費目的の手段であるから、アダム・スミスが指摘するように、労働一般が「骨折り、犠牲」という性質をもち、労働は所有(あるいは所得)目的のためのものであるから、「労働と所有の同一性」が感知されなければ、実存社会主義に見られるように、労働インセンティブが働かないことになる。

その点では疎外あるいは搾取の問題はあるが、資本主義の方が実存社会主義よりも労働インセンティブを發揮しえたのであり、その結果、前者が残り、後者が淘汰されたのである。とはいっても、このことは資本主義の矛盾をいささかも合理化するものではない。

VII まとめ

マルクスの共産主義論は事実上、資本主義批判に還元されており、共産主義論と資本主義批判は「表裏一体」の関係において把握されていた。しか

し、資本主義と共産主義はそれぞれ独立の経済システムであり、一方経済システムの矛盾は他方の経済システムを合理化するものではない。マルクスの「表裏一体論」が成立するかに見えるのは、彼の透徹した資本主義批判の説得性にあるが、「表裏一体論」の根拠には、彼の弁証法と共同本質という彼の人間論があった。しかし、弁証法の限界は現実の批判にあり、それは新しい経済システムを創造する力をもちえない。その力をもつかに見えるのは「弁証法の罠」である。他方、マルクスの人間論、共同本質論は positive な意味での個人概念を欠落させていた。マルクスの資本主義批判は今日においても有効なものであるが、しかし、彼の共産主義論は具体的な内容を欠いていた。理論なくして実践なしという箴言は、社会主義論についても妥当する。

【文献】

- [1] 抽稿『差異とマルクス』、青木書店、1985年。
- [2] 抽稿『スミス・マルクス・社会主義』、大阪経済法科大学『経済研究年報』、第15号、1996年11月。
- [3] 抽稿「マルクスの資本主義批判と共産主義 一ヘルゲル『論理学』『本質論』との関連」、大阪経済法科大学『経済学論集』、第27卷第1号、2003年7月。
- [4] 抽稿「資本主義批判の射程 一弁証法の罠」大阪経済法科大学『経済学論集』、第30卷第2・3合併号、2007年3月。
- [5] 「経済学における人間と所有の関係」、「人間発達南京会議2007年3月」、『経済科学通信』第115号、2007年12月、所収。
- [6] 荒木武司「技術・分業・組織の構造的連関とマルクスの『社会主義』論」、大阪教育大学公民学会『公民論集』第16号、2007年。
- [7] 『アリストテレス全集15. 政治学・経済学』岩波書店、1969年。
- [8] プラトン『国家』(上) 岩波文庫、1979年、第5巻。
(やまもと ひろたろう 大阪経済法科大学)

資本主義と人口再生産様式 —本源的蓄積論の再検討を中心に—

従来十分に検討されてこなかった人口再生産様式の歴史を、資本主義が自立的発展を開始した18世紀イングランドの人口再生産の変化を中心に検討し、本源的蓄積論の再検討を行い、それを前提して20世紀末の人口再生産様式の変化にもとづいた日本の女性労働市場の変化の現局面を検討して、資本主義的人口再生産様式の歴史的意義について考察する。

AOYAGI Kazumi
青柳 和身

I 課題

マルクスは、『資本論』執筆の直前の草稿に、資本主義における労働者人口動向にかんして、次のような重大な指摘をしている。「資本主義的生産にあってはこの〔人口増加の一引用者〕仮定が出発点とされなければならない。というのは、資本主義的生産は剩余価値の、すなわち資本の不斷の増加を含んでいるからである。資本主義的生産そのものがどのようにして人口増加の一因となるのかについては、ここではまだ研究することができない」(マルクス1978, 294, 青柳2004, 163)。ここでは、資本主義的生産にとって人口増加を決定的条件として前提しながらも、人口増加要因自体の研究は『資本論』の研究範囲を超えた研究課題として、当面の研究対象から除外している。『資本論』の剩余価値論と蓄積論では、草稿での指摘の通り、労働者人口の増加が仮定されるとともに、人口減少は資本主義にとって「大洪水」的破局をもたらすと示唆し、またアイルランドの人口減少事例を引きつつ、発達した資本主義的工業国の場合の人口減少は「失血死」や「破壊的結果」をもたらすという決定的な指摘を行って、人口再生産問題の経済的重要性を強調している(マルクス1997a, 463, 1109–1110, 1198, 1202, 青柳2004, 277–278, 524)。しかし資本主義的人口再生産の研究課題はマルクスの生涯では未達成のま

ま残された。マルクス以後のマルクス経済学的研究では、マルクスが残した課題の研究を行うどころか、逆に人口再生産問題は経済学の研究対象外の問題とされ、最近に至るまでマルクス経済学領域では十分な研究はほとんど行われてこなかった(石川2006, 85–86)。マルクス経済学で主要な関心となった人口問題は蓄積論の一環としての相対的過剰人口問題であって、マルクスが将来の研究課題として残した総人口の増加要因 자체の研究ではなかった。それは、20世紀のソビエトマルクス主義が、エンゲルスの「生活資料の生産」と「人間そのものの生産」という「二種類の生産」論を、『経済学批判』序言の労働一元的土台論から見て誤謬であると断定し、その影響下で、人口再生産と性・生殖的行為の歴史的様式を、経済的土台としての生産様式の外部の問題と捉える見解が主流化した結果である(青柳2004, 165–168)。

拙著『フェミニズムと経済学』(青柳2004)は、20世紀のマルクス主義主流派が無視していた『ドイツ・イデオロギー』の土台觀を、労働様式(生産力と生産関係)以外の時間軸的次元として、性・生殖的行為の様式(生殖様式)を独自契機として導入した動態的土台觀として捉えた上で、『経済学批判』序言の土台觀を、上部構造との構造関係を考察軸とした静態的土台觀と捉え、両者の土台觀の相違を統一的に理解するとともに、マルクスとエンゲルスは性・生殖的契機を土台の不可欠の構成要素とした『ドイツ・イデオロギー』の土台觀をその後も継承しているという思想史的

理解にもとづいて、非継承説に立つ主流派の見解を批判している（青柳2004, 125–135, 150–158, 161–172, 青柳2008b, 66–67）。この動態的土台観にもとづいて、拙著では生殖様式を中心とする人口再生産様式の歴史を不可欠の構成要素とした経済史の再検討を行っている。その結論は次の通りである。

階級社会の究極的矛盾は、現在の剩余労働強制と未来の剩余労働基盤たる次世代再生産的必要労働とが対立化し、両者が二律背反化する人口再生産的矛盾を内在していることである。したがって階級社会の経済構造の再生産には、剩余労働と次世代再生産的必要労働との両立的強制の実現のための性差別的生殖強制制度すなわち性差別的土地占有による家父長制家族制度または女性の生殖権剥奪にもとづく性差別的近代家族制度が不可欠であり、この生殖強制制度を欠如した経済制度は持続的再生産可能な階級的経済体制として成立することはできない。18世紀以降の資本主義的経済体制の自立的形成と発展は、労働者人口再生産を労働者家族に強制するための女性の「生殖権 reproductive rights」（生殖的自己身体管理権）の国家的剥奪を基礎とする近代的生殖強制による労働者人口の不可逆的増加にもとづいている。また20世紀70年代以降の先進資本主義社会に同時に発生した人口再生産基準以下の低出生率化は生殖権剥奪体制の一定の弱体化による女性の生殖強制からの相対的離脱にもとづく剩余労働と次世代再生産的必要労働との二律背反化を意味している。この過程は現代史における不可避的発展方向であり、21世紀は両者の二律背反化のグローバル化による資本主義の終末の時代となる。

20世紀の70～90年代の先進資本主義では低出生率化による若年労働力人口の減少および労働力総人口の増加率の低下にもとづいて、女性のM字就業（出産育児期の専業主婦化による賃労働就業）または「へ」の字就業（未婚期中心の賃労働就業）からの離脱による逆U字就業（恒常的賃労働就業）への転換が進行した。しかし日本のみ女性のM字就業が長期持続しているが¹⁾、これは日本の若年労働力人口動向の特殊性として、その高増加率とその減少期の遅れと弱さすなわち70年代の一時的減少と80, 90年代の再増加（青柳2004, 282, 301）と結びついている。この日本の女性労働市場の特殊性は、2005～2015年の若年労働力人口減少と総

労働力人口減少の同時出現期に解体し、先進諸国と同様の逆U字雇用に転化するであろう。

以上が拙著の結論である。本稿の課題は、拙著の中心的主張としての18世紀イングランドの人口再生産様式の転換の問題にかんして、16～19世紀の人口再生産様式の歴史的変化を反映する数量的資料によって実証的に検討し、本源的蓄積論の再検討を行い、日本の女性就業の変化を示す最新資料の検討を通じて、拙著の主張を実証的に補足しつつ、資本主義における人口再生産様式の歴史的意義を考察することである²⁾。

II 16～19世紀イングランドの人口再生産様式

教区簿冊による歴史人口学研究の最新資料にもとづきつつ、イングランドの16～19世紀の人口再生産様式、特に生殖様式の変化について検討しよう。本稿では、「生殖様式」とは特定の社会的な性・生殖的行為の様式のことであり、「人口再生産様式」とは「生殖様式」を中心的に含むと同時に、育児・養育様式をも包括し、人口動態的結果をもたらす全ての人間行為を含む。

まず16世紀中葉以降のイングランドの総人口動向を確認し、その動向を直接規定している要因について明らかにしよう。

イングランド（モンマスシャを除く）の総人口は、1551年301万人、1601年411万人、1651年523万人、1701年506万人、1731年526万人であり、17世紀後半から18世紀20年代まで長期的に停滞状態であったが、1741年558万人、1751年577万人と18世紀30年代以降に人口の不可逆的増加を開始し、以後1801年873万人、1801年（イングランドとウェールズの人口）889万人、1851年（同）1793万人、1901年（同）3253万人、1951年（同）4376万人、1981年（同）4916万人と急増した（ミッセル1995, 7–9, 青柳2004, 227）。

18世紀における人口急増要因は、死亡率の低下ではなく、主として出生率の上昇にもとづいている。1701～1710年平均値から1801～1810年平均値への変化としては、出生率は31.4%から39.5%へと8.1%上昇したが、同時期の死亡率は26.6%から26.0%へとほとんど変わらなかった〔図1参照、青柳2004, 225〕。

この間の出生率の上昇は特異なものであり、乳幼児死亡率、特に女児死亡率を増大させながら進行した。10歳時の児童の生存率は、1550-99年には男子778%，女子797%の高水準であったが、1600-49年の男子730%，女子702%，1650-99年の男子736%，女子716%，1700-49年の男子723%，女子690%と低下し、1750-99年には男子765%，女子723%へと若干回復したが、1550-99年水準には及ばなかった（ラスレット1986, 152）。18世紀の「人口転換」の実態は少死化型人口増加ではなく、乳幼児死亡増加を伴う多産化型人口増加であった。古典的「人口転換」理論では、多産多死から多産少死への転換が近代的人口増加をもたらしたとされているが、その理論は死亡率が急速に低下した19世紀後半期の人口増加要因を部分的に説明するとしても、18世紀の人口増加要因には全く当てはまらない。したがって人口動態にかんする中心的検討課題は18世紀の出生率上昇要因を中心とした人口再生産様式の変化の分析に集中される。

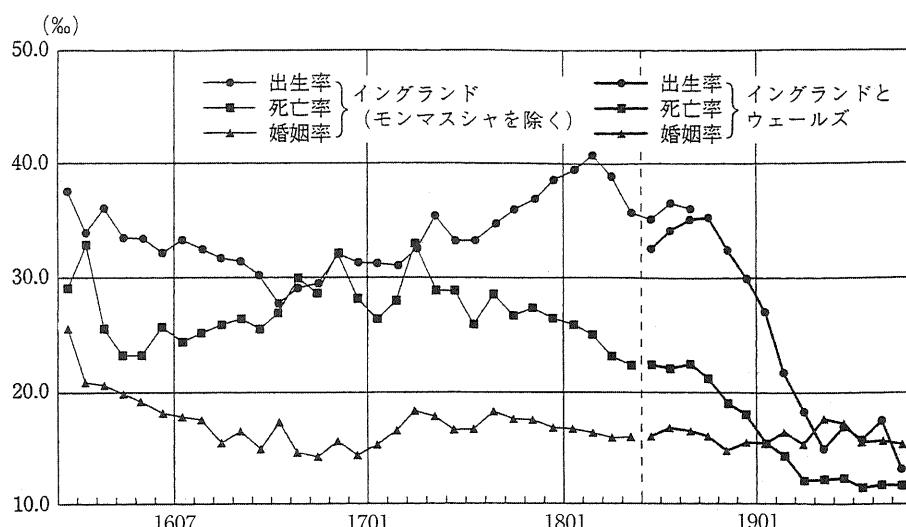
18世紀以降の人口増加は、非農業人口の増加であり、農村の労働者の下層階層を含めた労働者人口の増加であったが（メンデルス1991, 178, 安元1989, 34）、労働者生活水準にかかわる実質賃金動向と人口動向を比較しよう〔図2参照〕。

実質賃金は17世紀初頭から18世紀20年代頃まで

上昇傾向であり、18世紀30年代頃から19世紀初頭まで低下傾向である。この資料が示していることは、特に労働者層の人口動向に対して、経済生活水準が正の相関関係があったと仮定する経済人口学的理論が誤りであることを実証している。資料が示していることは、18世紀30年代以降の人口増加は、貧困化と人口増加との並進である³⁾。新古典派の家庭経済学は子どもが生産財から消費財に転化したと仮定することによって、近代的人口増加から現代的人口停滞への転換を説明する典型的な経済人口学的理論であるが（原2001, 大淵1981），この理論では賃金上昇期の人口停滞と賃金下降期の人口増加という歴史的变化を全く説明できない。この歴史的变化にかんしては、人口動向を経済動向の従属変数と捉える仮説を離れ、ひとまず人口再生産様式自体の変化を独立変数として観察し、その内的特質を分析する必要がある。

歴史人口学研究を推進したケンブリッジグループの中心メンバーであるラスレットの『われら失いし世界』（ラスレット1986）を中心とした研究は、提示された数量的資料の高い信頼性が承認され、近世の家族・人口史にかんするラスレットの見解は、現在通説的見解となっている（米山2008）⁴⁾。ラスレットがケンブリッジグループの研究にもとづいて提出している人口再生産的諸指標として、結婚（初婚）年齢、生涯独身率、粗再生産率、婚

図1 イングランドとウェールズの人口動態率動向 1541-1980



出所）青柳2004, 226.

前妊娠率、私生児出生率の諸指標の変動の相互関係について検討しよう〔図3、図4参照〕。

女性の初婚年齢と生涯独身率は人口再生産動向を規定する基本的指標である。まず両者の16~19世紀の動向を見よう。女性の初婚年齢は、1550~99年24.0歳と早婚であったが、1600~49年25.9歳、1650~99年26.2歳、1700~49年26.4歳と晩婚化し、1750~99年23.3歳、1800~49年23.9歳と再び早婚化した（図3、ラスレット1986、152）。女性の生涯独身率は、該当者が0~4歳時の年次（5年平均の中央年）の全人口に対する比率で算定されているが、該当者が30~34歳時の年次で示すと、1601年6%と低率であったが、1631年24%，1661年18%，1691年25%と高率化し、1721年13%，1751年7%，1781年5%，1811年7%，1841年11%と再び低率化した（ラスレット1986、151）。両者の数値の動向は、皆婚傾向の先行というズレはあるが、基本的に共通しており、晩婚化と生涯独身化（これを稀婚化と呼ぼう）には連動関係がある。生涯独身化（稀婚化）は晩婚化による結婚機会の逸失の結果と見てよい。人口再生産が停滞化した17世紀後半から18世紀20年代を中心とした時期が、晩婚・稀婚化が最も進行した時期であり、初婚年齢とそれに規定された生涯独身率は16~19世紀イギリンドの人口再生産動向を規定する基本的指標となっている。

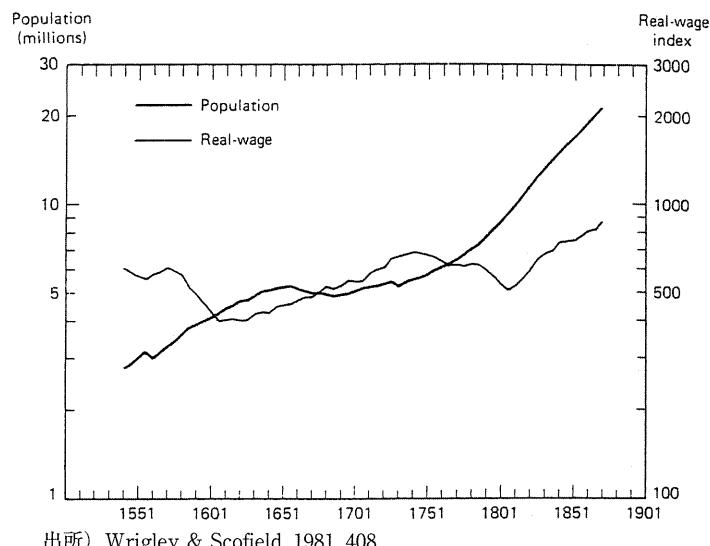
女性の直接の出産行動にかんする指標として、

ラスレットは粗再生産率（女性1人当たりの出生女児数）、婚前妊娠率（初婚出産総数に対する結婚後9ヶ月未満の出産率）、私生児出生率の動向を提示し、初婚（結婚）年齢の動向と比較している。これらの指標の顕著な特徴として、三者の指標の初婚年齢との逆相関関係と、三者の指標の密接な相関関係として三者の連動関係、特に私生児出生率と粗再生産率との密接な連動関係があることは、ラスレット作成の図3と図4から明瞭に看取される。

これらの諸指標変化の要因として、基本的に二つの見方が成立する。第1の見方は、出生率変動を性行動の変化、特に性交頻度の変動の結果を見る見方であり、第2の見方は、出生率変動を生殖（管理）行動の変動の結果として見る見方であり、端的に言えば出生率を避妊・中絶率の逆関数と見る見方である。

第1の見方から検討しよう。ストーン『家族・性・結婚の社会史』（ストーン1991）はこの見方の典型である。婚前妊娠率と私生児出生率の変動は、イギリス革命期に頂点に達するピューリタン的道徳的压力による両者の性行動の低下であり、革命後のそれらの増加は、革命後の「情愛的個人主義」の発達による未婚者の性行動の活発化の結果として捉えられている（ストーン1991、531~535、557~558、564~566）。ラスレットはこのような見解を批判する資料として、私生児出生率と

図2 イングランド人口と25年移動平均実質賃金指数



普通出生率またはそれと共に粗再生産率との密接な相関関係を示し、性行動の変化によっては既婚者の出産率動向との共通性までは説明できないとして、この種の見解を批判している（図4、ラスレット1986, 214-217）。

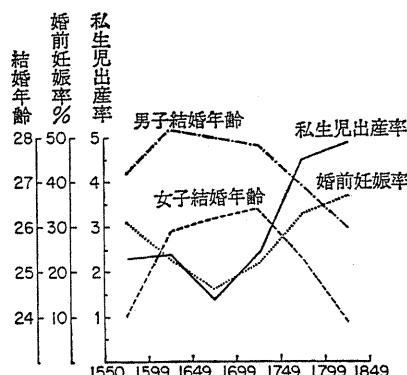
ラスレットは、私生児出生率を、婚前妊娠を通じた結婚の失敗したケースと捉え、両者の密接な相関関係を説明するとともに、「求婚欲求度仮説」を想定することによって、欲求の上昇が早婚と婚前妊娠率・私生児出生率増加をもたらし、欲求の低下が逆の結果をもたらすとして、諸指標の相互関係を説明している（ラスレット1986, 239-240）。この見解はストーンの見解より複雑な相互関係を説明しているとはいえ、基本的に第1の見方に立つものである。この見解はラスレット自身が提起している粗再生産率と私生児出生率との密接な運動的相関関係を全く説明することができず、この問題はラスレットが提起した人口再生産問題の最大の謎として残されている。

第2の見方からこの謎の問題を解明しよう。粗再生産率、婚前妊娠率、私生児出生率の変動は性交頻度の変動の結果ではなく、生殖管理行動としての避妊・中絶、特に中絶行動の変動の結果としての非計画的出産の変動の社会的共通性を仮定することで説明可能であり、それは生殖管理行動の社会的難易度の歴史的变化によって説明される。これはラスレット仮説の「求愛欲求度」を、特に女性の結婚志向性に影響を与える中絶困難度という社会的関係に置き換えたものである。また結婚年齢と三者の出生率との反比例的関係についても説

明可能である。結婚は近世・近代イングランドの場合、独立世帯の形成を必要とするが、世帯形成の難易度が等しい場合には、婚前妊娠出産すなわち「妊娠結婚」の高率化と早婚との関係およびその低率化と晩婚との関係は密接になる。

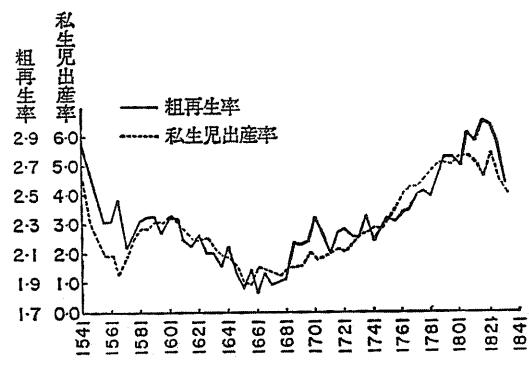
第2の見方によれば、粗再生産率、婚前妊娠率、私生児出生率の3者の数値の変動範囲の相違も説明可能である。図4によれば粗再生産率の変動範囲は約1.9~2.9であり、最大値は最小値の1.5倍程度であるが、私生児出生率の変動範囲は約1~5であり、両者の変動範囲は異なる（ラスレット1986, 215）。既婚女性が非計画的出産の回避として生殖管理行動を行う場合、子どもの一定数の出産後であるとすれば、総出産数にたいする生殖管理行動の頻度はそれほど高くならず、生殖管理の失敗による非計画的出産の比率もそれほど高頻度にはならない。それにたいし結婚可能性の低い未婚者の非計画的出産の回避行動の必要性は絶対的であり、その失敗は社会的な生殖管理の難易度を直接的に反映することになる。ラスレットは短期変動性の強い粗再生産率に比べ、私生児出生率は緩やかに変化していると指摘しているが（ラスレット1986, 216），これは私生児出生率が生殖管理の社会的難易度の長期的变化を、より直截に反映しているためである。婚前妊娠率すなわち「妊娠結婚」率の変動範囲の最大値は最小値の2倍程度であり、その非計画的出産回避の必要性は私生児出産女性より低く、既婚女性の必要性よりは高い。その変動範囲は私生児出産と粗再生産率の中間値となる。既婚者も結婚可能性の高い未婚者もその可能性の低い未婚

図3 イングランドの結婚年齢・婚前妊娠率・私生児出生率



出所) ラスレット1986, 217.

図4 イングランドの粗再生産率と私生児出生率



出所) ラスレット1986, 216.

者も非計画的出産回避の必要性では、共通しているが、その必要性の程度の相違が三者の変動範囲の相違をもたらしていると言える。

ラスレットが謎のまま残した人口再生産の諸指標の変動関係は、女性の生殖管理行動の歴史的変動によってのみ統一的な説明が可能になる。図3と図4が総合的に示していることは、イングランドにおける社会的な生殖管理行動の歴史的变化であり、生殖管理（避妊・中絶）の社会的な難易度の歴史的变化である。

拙著では記述資料にもとづいてイングランドを含む西欧における女性生殖権の抑圧すなわち生殖管理行動の社会的難易度を、教会権力による女性の自主的生殖管理行動すなわち伝統的薬草利用中絶等（シービンガー2007, 237–251)⁵⁾にたいする攻撃という第1局面と、国家による女性の生殖権の剥奪という第2局面とに総括的に規定した。具体的過程として、第1局面のとしては、16~17世紀における出生登録（早期洗礼）強制による嬰児の間引きや遺棄の排除、魔女狩り等による産婆中絶や薬草利用中絶の弾圧および避妊の宗教的禁圧であり、第2局面としては、国家主導による中絶排除のための産婆統制制度として産婆免許制や「男産婆man-midwife」すなわち男性産科医の創出による産婆営業の統制、および国家による中絶禁止法の制定として捉え、この過程を西欧近代に共通する歴史的过程として総括した（青柳2004, 249–263, 落合1989, 27–54, 82–84）。この過程はイングランドの場合、数量的資料にもとづいて、より精緻化して捉える必要がある。イングランドでは粗再生産率が最低値となった1641~1660年の時期には教会裁判所が閉鎖されていた時期であり、その後の低粗再生産率の時期は教会裁判所が復活したが往年の活力を失っていた時期に当たり（マクラレン1989, 218），全体として教会による女性の生殖管理の抑圧が低下していた時期として、第1局面から第2局面への過渡期の時期であった。イングランドでは18世紀の20年代から産婆統制が始まり、男性産科医による産婆統制とそれによる産婆の社会的凋落が始まった（Donnison 1977, 21ff.）。第2局面の開始は18世紀の20年代以降であり、30年代以降の粗再生産率の持続的増加はそれを反映している。

第1局面期と第2局面期の質的・段階的相違について検討しよう。粗再生産率や普通出生率は、世

帯形成としての婚姻の社会的難易度を反映しない。したがって婚前妊娠率や私生児出生率は、社会的生殖管理の難易度の相対的相違を反映するとしても、その絶対的水準を反映してはいない。特に17世紀前半以前の人口増加は、耕地面積の拡大を含む農民世帯の増加として進行しており、婚姻による新世帯形成は相対的に容易であった。しかし17世紀後半から18世紀20年代までの長期的人口停滞期には、耕地拡大が限界に達し（青柳1994, 345–347, リグリイ, 1982, 88），農民経営の新世帯形成が困難になり、膨大な下層階層を分出しつつ人口停滞化が生じた。この時期の社会的階層構成を反映するグレゴリー・キングの1688年のイングランドの推計資料は、中・上層階層家族の平均以上の家族規模（平均以上の子ども数）と人口で6割弱を占める下層諸階層（小屋住農・被救済民およびレイバラー・通いのサーパント）の極小家族規模すなわち3.6~3.8人以下（子ども数1.6~1.8人以下）の家族規模との併存状況を示しており、この状況は、前者の人口の拡大再生産と後者の人口の縮小再生産によって人口再生産が均衡化し、人口が停滞化していることを示している（青柳2007b, 77–81, ラスレット1986, 45–48, 米山2008, 139–140）。この場合農民経営から脱落しつつある下層のプロレタリア的諸階層は、中・上層階層からの脱落により不斷に補充されると同時に、前近代的生殖強制制度としての家父長制家族の経営基盤を喪失することによって人口再生産条件も喪失し、不斷に消滅するという回帰的階層運動をしており、それによって家父長制にもとづく小経営体制を維持している。しかし18世紀の30年代以降の人口増加は、農業経営世帯の増加ではなく、非農業的な手工業的世帯すなわちプロト工業化世帯または非農業的プロレタリア世帯の増加であって、家父長制の小経営体制を維持しないだけでなく、最終的にそれを解体し、資本主義的労働者を拡大再生産する人口増加過程である。

第1局面と第2局面との相違は、第2局面に非農業人口が著しく増加したプロト工業化村落の地域的資料によって鮮明に示される。典型的なプロト工業化村落であるレスター・シェブシェド教区では、人口の純再生産率が、1600~1699年には1.10, 1700~1749年には1.12という水準であったが、1750~1824年には1.74, 1825~1851年には1.57と急増した。第2局面期で特徴的であるのは、

若年女性の婚姻出生率であり、25歳未満の若年女性の婚姻出生率は、1600～1699年355‰、1700～1749年395‰にたいし、1750～1824年447‰、1825～1851年430‰と他の年齢層には見られない高出生率へと急増した（レヴァイン1991、151、154）。若年女性の婚姻出生率の第2局面期の特異な急増は、イングランド全体の資料でも見られ、15～19歳女性の婚姻出生率は1600～1749年の時期には280.3～386.4‰の変動範囲であったが、1750～1775年486.7‰、1775～1799年505.3‰、1800～1825年547.6‰と急増し、20～24歳女性の婚姻出生率は、1600～1725年の時期には391.7～414.5‰の変動範囲であったが、1775～1799年423.1‰、1800～1824年424.8‰と上昇した（青柳2004、254）。この若年女性の婚姻出生率の上昇は、それ以前の時代には見られない新しい特徴であり、この時期の婚前妊娠率の上昇とあいまって、この時期特有の特徴としての早婚化による人口増加と貧困化の並進という歴史的事態をもたらしている。これは生殖管理行動、特に中絶の社会的困難化が第2局面期に決定的に進行し、世帯形成のための十分な条件を欠如したままの非計画的妊娠にもとづく非計画的婚姻が、若年層で急速に進行していくことを示している。

スイスのチューリッヒ州におけるプロト工業化村落について検討したブラウンは、当時の若年層における「乞食結婚」にかんする同時代の牧師の次のような観察を紹介している。

…娘は一日の稼ぎを甘い物や火酒に使い、「ありとあらゆる欲望にふけり、そのためにはどんな恥ずかしい手段を使ってもてんと恥じず…やがて必要に迫られて結婚するが、その相手はこれまた軽薄で貧しい青二才であり、この二人にはベッドも家財道具もない…身につける衣服さえ小売商人に借りているこんな無一文の結婚生活からいったいどんな結果が予想されるだろうか」（ブラウン1991、294）⁶⁾。

このような早婚は貧困化と多産化をもたらすが、貧困化と結びついた多産化は多くの既婚女性も経験しており、このような状況の中での育児は乳幼児生存率の低下という特異な事態をもたらす要因ともなる。ブラウンは同時代人の次のような証言を紹介している。

ある貧しい女性が裕福な隣人の子供の死亡と比べた自己の不運を嘆きつつ、「彼女はいう、『隣の

人に比べれば、私なんか運が悪い。私のところなど子供の一人がベンチからころげ落ちても首を折って死んだりしない。次の二人の子供がその席を占領してしまう』。また別の貧しい女性は天然痘が治ったばかりのいとけない子供の手を掴み、「恥ずかし気もなくいう、『ああ、この子が天然痘で死んでくれてさえいたら』」（ブラウン1991、300）。

若年層の乞食結婚すなわち貧困化の中の非計画的早婚および既婚女性の貧困化の中の多産化は經濟合理的選択の結果ではありえない。このような状況は、スイスのみならずイングランドのプロト工業化地域においても、共通の社会現象となっていたと見てよい。

中絶禁止法が体系化された19世紀のイングランド労働者の生活を観察したマルクスは、労働者階級の最貧困層と多産との関係について次のように指摘している。

「彼ら〔停滞的過剰人口—引用者〕は、労働者階級のうち、自己自身を再生産し永久化しつつある一要素をなしており、労働者階級の総数増大にあずかる力は他の諸要素よりも比率的に大きい。実際には、出生数および死亡数だけでなく、家族の絶対的大きさも、労賃の高さに、すなわち労働者のさまざまな部類が使用できる生活諸手段の総量に、反比例する。」そしてスミスの次のような見解を注の中で引用している。「『貧困は出産にとつて好都合で（さえ）あるように思われる』（A・スミス『諸国民の富』、第1篇、第8章……）」（マルクス1997a、1100～1101、スミス1969、179）。

このスミスと同様な見解として、マルクスはさらに次のような指摘をしている。

「……この相対的過剰人口は、それはまたそれで（というのは資本主義的生産では貧困が人口を生み出すから）実際の急速な人口増加の温床になるのであるが」（マルクス1997b、370）。

スミスやマルクスの人口再生産様式にかんする現実認識は、チューリッヒ州の同時代人の観察と共にしており、第1局面期の17世紀末の下層階層の低出生率化とは決定に異なる第2局面期独自の特質を把握している。第1局面期には貧困化が少産化をもたらしていたが、第2局面期には貧困化が多産化と結びついている⁷⁾。

表1の婚姻出生率は、図1から作成したものであるが、普通出生率（図1）や粗再生産率（図4）

表1 婚姻出生率（推計）

年	婚姻出生率 (人)	推定再婚率 (%)	修正婚姻出生率 (人)
1541-1560	3.1	29	4.4
1561-1620	3.6	26	4.9
1621-1650	4.0	24	5.3
1661-1700	4.1	21	5.2*
1701-1750	3.9	19	4.8*
1751-1770	3.9	17	4.7
1771-1790	4.2	15	4.9
1791-1810	4.7	14	5.4
1811-1830	5.0	13	5.7

注) 1) *は過大評価

2) 修正婚姻出生率は推定初婚件数にたいする出生数の比率。1651-60年（婚姻出生率3.2人、修正婚姻出生率4.1人）を除く。

出所) 青柳2004, 225, 228-229.

の動向とは異なり、婚姻女性の出産児数の動向を反映しており、特に生殖管理の社会的困難化による非計画的出産の第2局面期における増大を反映している〔表1参照〕。

表1は期首と期末との両端の時期の数値は相対的に正確だが、中間期は不正確である。なぜなら1660年から1750年の間には、同棲傾向があらわれ、婚姻件数は実際のカップル形成より少なく、また再婚件数は両端の時期の再婚件数を基準として、その変化を直線的低下として修正婚姻出生率を算定しているため、再婚率の短期的変動を反映していないためである。しかし修正婚姻出生率すなわち再婚を除いた婚姻件数にたいする出生率は、婚姻女性の生涯出産児数の長期的動向を反映しており、その長期的増大を実証している。これは第2局面期の下層階層女性の出産児数が第1局面の少産化とは異なって多産化した結果であり、第2局面期における国家による女性生殖権の剥奪が決定的な生殖強制の契機となったことを実証している。この具体的過程は、18世紀20年代以降の産婆統制（産婆教育・免許制、産婆中絶排除）および19世紀前半期の中絶の法定犯罪化（死刑を含む）の諸立法（マクラレン1989, 229-254）を通じた近代国家と男性産科医の利害の協働による「墮胎罪体制」（藤目1999）の成立である（青柳2004, 249-261）。女性の生殖権の剥奪は、生産手段を喪失し、伝統的家父長制の経済基盤を喪失した労働者家族に生殖を強制し、剩余労働と次世代再生産の必要労働との両立的強制を実現するための唯一の手段であった。

『資本論』の本源的蓄積論では、近代的労働者の形成の歴史的性格を明示するため、人口再生産動向を所与とした上で、直接生産者からの生産手段の収奪、特に土地収奪を中心に論理が展開されている。これは農業内部における小生産者の没落過程を反映しているとはいえ、労働者人口の社会的創出の全体的過程を捉えてはいない。なぜなら17世紀末から19世紀初頭までの時期には、農業従事者人口は減少せず、むしろその絶対的増加による労働集約化を伴いつつ（約10%増）、労働強化を含む就業者一人当たりの生産性上昇による非農業労働者人口の著しい増加が進展したからである（リグリイ1991, 69）。労働者階級人口の社会的創出は、非農業労働者の場合、土地収奪等による小生産者の没落による脱農化の結果ではなく、主として既存のプロレタリア的下層諸階層自体の人口増殖の結果であり、女性の生殖権剥奪による労働者人口の再生産体制の成立の結果であったと言える。

この過程はイングランドのみならず、18~19世紀の北西欧、19~20世紀初頭の日本とロシアも同様の過程を経験した（青柳2008a, 105-119、青柳2004, 249-264）。

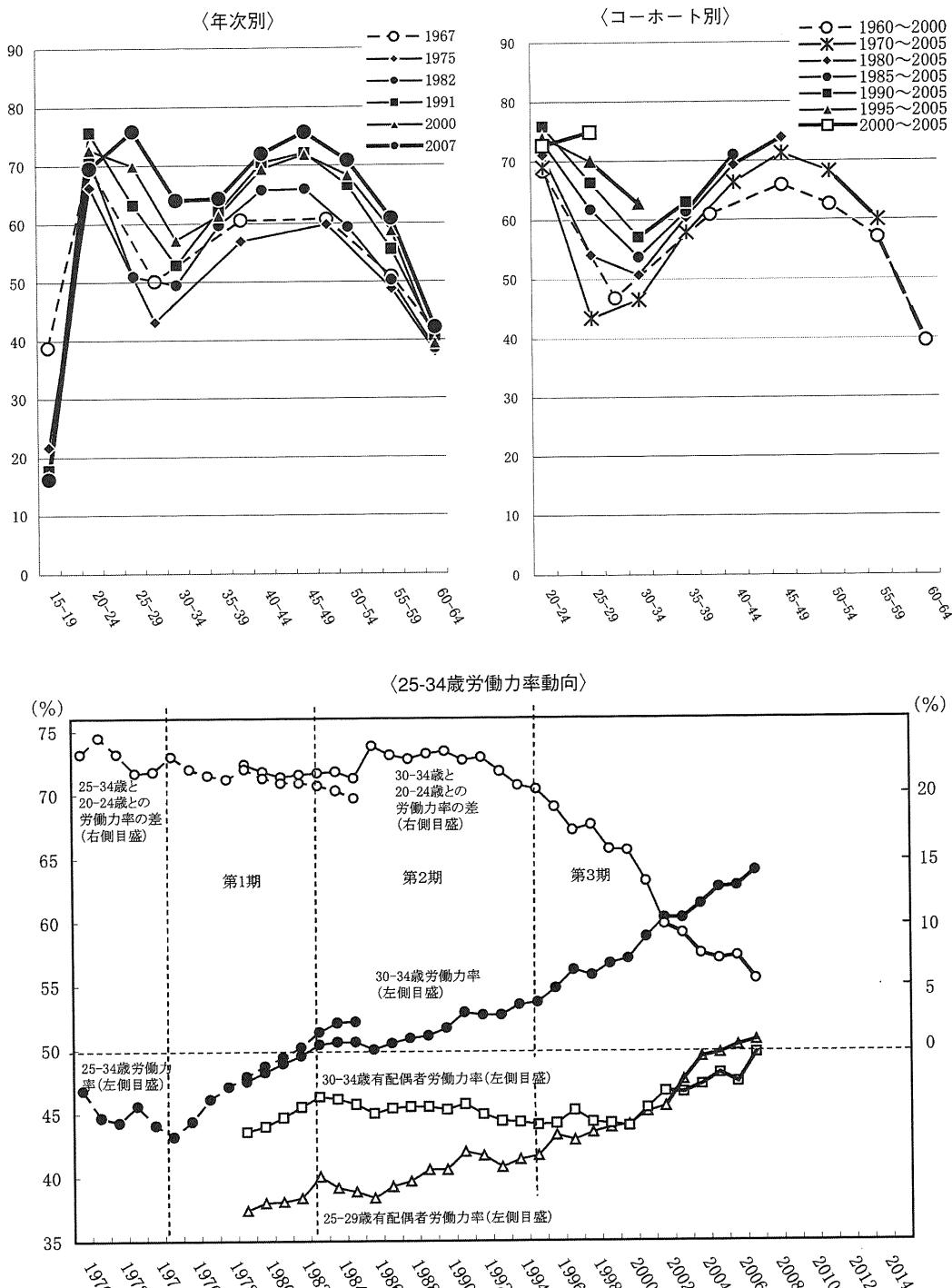
III 日本の女性就業構造の最新動向

拙著では、2002年までの動態的資料にもとづいて、2005~2015年の時期における日本の女性就業構造の変化としてM字就業から、脱M字就業としての逆U字就業化を予測している。この予測を2003年から2007年までの最新資料によって検証しよう。

欧米先進諸国では、1970~80年代に合計特殊出生率が人口再生産基準より低下し、人口の縮小再生産軌道に入った。これは中絶禁止法が緩和され、女性の生殖権がある程度回復し、剩余労働と次世代再生産の必要労働との二律背反化が生じたためであると考えられる（青柳2004, 485-495）。欧米先進諸国における女性就業の逆U字化はこの人口転換過程とそれにもとづく労働力人口供給の相対的低下と結びついている（青柳2004, 279-294）。

日本では、中絶禁止法の緩和は戦後実現されたが、性と生殖の社会的分離形態としての女性の性

図5 女性労働力率（年次別・コホート別・25—34歳労働力率動向）



注)太線は2003年以降の変化

出所)『労働力調査年報』(総務省統計局)

経験と婚姻との分離は、70年代以降進行し始め⁸⁾、出生率の縮小再生産水準への低下は欧米と同時期の1975年以降不可逆的な進行を開始した（国立社会保障・人口問題研究所2008, 53）。この人口再生産動向を前提としつつ、日本の女性就業動向を検討しよう。

図5は日本の女性就業の長期的動向を反映する女性労働率動向である〔図5参照〕。日本のM字就業の谷は、女性の出産・育児期の中心的年齢層である30～34歳階層であるが、この階層の労働率の変化の長期的動向は、1975年から83年までの第1期、83年から95年までの第2期、95年以降の第3期に分けられる。第1期はM字の谷の上昇期であり、第2期はその長期停滞期であり、第3期はその再上昇期である。この変化は労働力人口の供給動向と結びついている。新規労働力供給としての20～24歳の若年労働力人口は、1970年に1073万人のピークに達した後、1980年の784万人に減少したが、第1期はほぼこの時期に当たっている（以下青柳2004, 298, 301参照）。その後若年労働力人口は1995年の990万人をピークとして長期持続的に増加したが、この増加は団塊世代ジュニア（第二次団塊世代）の登場の結果であり、これは団塊世代男女が人口再生産基準以上の合計特殊出生率を維持し、自己の世代人口より多い次世代人口を再生産したからである。この若年労働力人口増加期は、ほぼ女性就業率の長期停滞期である第2期に当たっている。1995年以降の若年労働力人口は、2000年842万人、2005年749万人、2010年655万人、2015年602万人と急速な減少が進行する⁹⁾。これはポスト団塊世代としての親世代人口が減少すると同時に、1975年以降の合計特殊出生率が人口再生産基準以下への低下を開始し、親世代人口より少ない次世代人口しか再生産しなくなったからである。30～34歳女性労働率の再上昇期である第3期はほぼこの時期に当たっている。この若年労働力人口の急速な減少は、2001年以降には20～59歳の中核的労働力人口の減少をもたらしている。2001～2006年の時期には年々2万人から34万人の減少であったが、団塊世代の定年期である2007～2010年には年々87万人から109万人という著しい減少が生じ、2011～2015年の時期にも年々45万人から77万人の減少が進行する（青柳2004, 298）。これは人口再生産基準以下への合計特殊出生率の長期持続による必然的帰結である。

拙著では検討されていない2003年以降の女性労働率の最新動向について検討しよう。

30～34歳女性労働率の上昇は拙著で予想した動向よりやや遅れているが（青柳2004, 511）、2003年以降着実に上昇しており、1995年以降の上昇傾向を継承していることは図5の太線のグラフが明瞭に示している。2007年の30～34歳女性労働率は64.0%に達している（『労働力調査年報』2008年）。この数値は、女性のM字労働率の2050年までの長期存続を予測した八代尚宏氏の2010年の予測値（63.5%）を既に凌駕しており（八代1999, 45）、また同じくM字労働率の2025年までの長期存続を予測した厚生労働省職業安定局の2010年の予測値（63.3%）をも凌駕しており（国立社会保障・人口問題研究所2003, 140、青柳2004, 311）、両者の長期的M字就業予測が破綻していることを示している。

最新数値で特徴的なことは、2000年まで長期停滞的であった30～34歳有配偶女性労働率が2001年以降上昇を開始し、25～29歳有配偶女性労働率上昇の後を追いつき持続的に上昇していることである。このことは30～34歳女性労働率の上昇が、たんなる晩婚・稀婚化効果にとどまつてはいないことを示している。

年次別とコホート別の労働率グラフから明らかのように、30～34歳女性労働率が70%程度の水準に達した時、女性のM字労働率はほぼ解消する。30～34歳労働率の長期的推移から判断する限り、2015年までに脱M字化すなわち逆U字化を達成することはほぼ確実である¹⁰⁾。日本の女性就業構造におけるM字就業の長期存続という特殊性は、第1次・第2次団塊世代という独自の人口動態とそれにもとづく年齢別人口構成の特殊性の結果であるが、同時に21世紀初頭の若年労働力人口と中核的労働力人口の同時減少の出現という労働力供給の制約期に脱M字化すなわち逆U字化の達成が予測される点で、先進資本主義における女性労働市場の展開過程と本質的に共通する法則的傾向を示していると言える。

IV 結 論

イングランドの16～19世紀の人口再生産的諸指標の動向、特に私生児出生率と粗再生産の密接な

連動的変化は、男女の性行動や性交頻度の変化によっては説明できず、女性の生殖管理行動すなわち避妊・中絶の逆関数としてのみ統一的に説明される。特に私生児出生率動向は、中絶を中心とする生殖管理行動の社会的難易度の歴史的变化を直接的に反映している。中絶にたいする社会的統制としての女性の生殖権（生殖的自己身体管理権）の国家的剥奪は、18世紀20年代以降に進展し、それが下層階層における貧困化の中の多産化という前近代の人口再生産様式には全く存在しなかったような新たな人口再生産様式をもたらし、18世紀30年代以降における非農業的農村家族の人口増加と産業革命期以降の時期における都市プロレタリア家族の人口増加の不可逆的進行をもたらした（安元1989, 21, 34）。資本主義的生産様式の基礎としての人口増殖可能な労働者家族の形成による労働者階級の本源的形成は、17世紀のイギリス革命を歴史的前提とした18世紀以降の女性生殖権の国家的剥奪を基礎的契機としたものである。16～19世紀における人口再生産的諸指標の変化はこのことを確証している。

先進本主義では、20世紀の70年代以降、中絶禁止法の緩和措置等を中心とした生殖強制の弱体化が進行し（ポツツ1985, 226～319）、剩余労働と次世代再生産的必要労働との対立化と二律背反化による人口の縮小再生産過程が進行している。先進諸国の出生率の同時代的低下は、家事労働の機械システム化（上下水道設備、電力供給、ガス供給、機械的生活用具としての家電製品の普及、自家用車の普及等）による家事労働時間の短縮の同時代性（青柳2004, 465～470）とも関連していると考えられる。出生率の人口再生産基準以下の低下は、「第二の人口転換」と呼ばれているが、この転換は現在では世界人口の43%，28億人を擁する諸国に広がっている（河野2007, 110）。女性労働市場の本格的拡大としての逆U字就業化は、「第二の人口転換」を通じた労働力人口供給の制約化の必然的帰結である。

日本の女性労働市場は、労働力供給の日本的特殊性と結びついて、M字就業状態が長期存続しているが、低出生率による若年労働力供給の減少とその長期持続化を通じた20～59歳の中核的労働力人口の減少は女性労働市場を急速に拡大しつつあり、2003～2007年の最新の労働力率資料もこの方向を確証している。女性労働力率の全体的動向

は2015年までに女性就業の逆U字化（恒常的就業化）を達成することはほぼ確定であろう。この女性就業の本格化は、育児や高齢者介護という福祉の家族的生産を不可能なものにして、社会的福祉生産にたいする需要を急速に拡大し、福祉体制の自由主義型か社会民主主義型への転換を必然化する（エスピニン・アンデルセン2000, 35～36、青柳2004, 496～529）。

女性就業の本格化としての年齢別就業率の逆U字化は、フェミニズム運動の発展を含む資本主義の高度な発展の結果であると同時に、女性の生殖強制からの相対的離脱と生殖管理の自己決定権の拡大による剩余労働と次世代再生産的必要労働との二律背反化の結果としての人口の縮小再生産の必然的帰結でもある。資本主義が女性生殖権剥奪による二律背反化の克服を通じた労働者人口の不斷の増加によって維持・再生産されていたとすれば、労働者人口の減少は、マルクスが予測したように資本主義の破局を必然化する。本格的女性就業のグローバルな展開は、労働者人口の減少としての「第二の人口転換」のグローバル化過程として進行する資本主義の歴史的終末段階の基本的特質に他ならない。

マルクス経済学にとって必要労働と余剰労働との対立は根本的経済問題のひとつであるにもかかわらず、人口再生産問題を経済学研究の対象外にしている多くのマルクス経済学の場合、資本主義が次世代再生産的必要労働と剩余労働との対立という人口再生産的矛盾をいかにして解決し、現在その解決能力の衰退がいかにして生じているかという資本主義的生産様式の再生産にとっての根本問題の理論的・歴史的解明が欠落している（青柳2008b）。

注

- 1) 移民人口の流入の著しかったオーストラリアは、日本と同様、女性のM字就業が存続している（青柳2004, 283, 285, 290～292, 294, ILO, Year Book of Labour Statistics）。
- 2) 本稿は、本誌掲載論文「ヒックスからマルクスへ」（青柳2006）の後編に当たり、本年度の春季研究交流集会報告を拡充したものである。本稿に関連して青柳2007a, 青柳2007b, 青柳2008a参照。
- 3) ボズラップは、人口増加による人口圧が第1次要因となって、労働生産性低下を伴う労働強化によって、

- 土地生産性上昇をもたらす労働集約化と就業者生産性の進展が先行し、その発展過程で労働生産性の上昇をもたらす技術変革が後続するという過程として、人口増加と農業発展との関係を捉えているが（ボズラップ 1961, 24-31, 173-179）、図2の18・19世紀の人口増加過程と18世紀30年代以降の実質賃金低下から19世紀のその上昇への転換はこのような関係の展開の結果であると考えられる（青柳2004, 245-248）。
- 4) 米山2008は、ラスレットの通説的見解としての世帯経済論を階層分化視点から実証的に批判しているが、ラスレットが提示した人口史的資料の信憑性については承認している。
- 5) 前近代的生殖管理には、薬草利用中絶以外に、マッサージ中絶、長期授乳排卵停止利用、女性主導（女性上位型）膣外射精、膣洗浄、膣タンポン利用、嬰児遺棄、間引き（嬰児殺し）等の多様な形態があった（青柳2004, 201-204）。
- 6) なお牧師の倫理的批判にもかかわらず、婚前性交は、婚前妊娠の長期的存在からも明らかのように、プロト工業化期特有の現象ではなく、古くからの「夜這い bundling」習俗の伝統の継承である（ブラウン1991, 295-297, Braun 1978, 315-317）。
- 7) シービンガーは、「ヨーロッパの中絶は、上流階級において頻繁に行われていたとも言える」として、貧困女性の多産傾向と対比した上流階級女性の少産傾向にかんするアダム・スミスの見解（スミス1969, 179）を引きつつ次のように指摘している。「彼〔スミス—引用者〕は、『女性の贅沢は快楽への情熱を搔き立てるが、出産を弱め、ときには無にしてしまうようだ』と述べている。性に積極的な上流階級の女性においては、生殖の力を抑制していたのは、『贅沢』を超える特別なもの (something more specific than "luxury") であったのかもしれない」（シービンガー2007, 171, Schiebinger 2004, 128, 訳文一部変更）。ここでは高額な脱法的中絶という「贅沢」な方法の利用が示唆されているが、壳春の場合を除き、貧困女性はこの方法の利用から排除されていたと言える。なお19世紀イングランドの中絶の実態については、ポツツ1985, 118-136参照。
- 8) 大学（専門学校を含む）女性の性経験率は、1974年11.0%であったが、81年18.5%, 87年26.1%, 93年43.4%, 99年50.5%, 2005年61.1%と上昇した。なお2005年の女性の性経験率は17歳30.4%, 22歳以上75.6%であり、いずれも男性の性経験率より高い（日本性教育協会2007, 13, 222）。未婚女性の性経験率の急増は、「処女結婚」倫理（これは70年代以前の時期の生殖管理の高額な中絶依存—ポツツ1985, 364-365一にたいする安全保障としての女性の結婚志向性の反映である）の崩壊を含む性と婚姻の分離による生殖様式の転換を意味している。

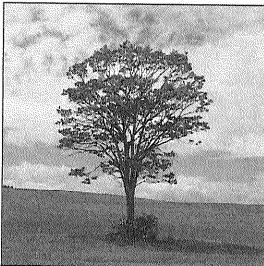
- 9) 以下、2001年以降の年齢別人口動向は、2000年時点の各年齢階級からの算定値である。
- 10) 職業安定局では、2002年作成の予測値の破綻を前提として、25-29歳を山とし、35-39歳を谷とする前例のない特異なM字就業構造の予測値（2012年以降）を公表している（国立社会保障・人口問題研究所2008, 140）。この予測値の根拠は不明であるが、おそらく35-39歳の年次別労働率動向が停滞的であることを前提とした機械的推算の結果であろう。このような予測は、総労働人口減少期に旧世代とは異なった型の就業行動を開始している最新コーホート世代（図5のコーホート別グラフ参照）が、旧世代のM字就業様式を高年齢期において機械的に踏襲すると仮定した非歴史的推測であり、この予測も早晚破綻するであろう。

[引用文献]

- 青柳和身1994『ロシア農業発達史研究』御茶の水書房
 ———2004『フェミニズムと経済学』御茶の水書房
 ———2006「ヒックスからマルクスへ—市場史と人口の交錯—」『経済科学通信』No.112
 ———2007a「ヒックス経済史の理論的意義（1）～（2）」『岐阜経済大学論集』第40巻第2～3号
 ———2007b「ヒックス経済史の理論的意義（3）」『岐阜経済大学論集』第41巻第1号
 ———2008a「ヒックス経済史の理論的意義（4・完）」『岐阜経済大学論集』第41巻第2号
 ———2008b「資本主義的生産様式は性=生殖的に中立か—『ジェンダー平等の経済学』と『フェミニズムと経済学』の比較—」『経済科学通信』No.117
 石川康宏2006「人口変動とマルクスの資本主義分析」『経済』No.132, 新日本出版社
 エスピニ・アンデルセン, G 2000『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店
 大淵寛他1981『経済人口学』新評論
 落合恵美子1989『近代家族とフェミニズム』勁草書房
 河野稠果2007『人口学への招待』中央公論社
 国立社会保障・人口問題研究所編2003『人口の動向2003』厚生統計協会
 ———2008『人口の動向2008』厚生統計協会
 シービンガー, ロンダ2007『植物と帝国』工作舎
 ストーン, L 1991『家族・性・結婚の社会史』勁草書房
 スミス, アダム1969『諸国民の富』I, 岩波書店
 日本性教育協会2007『「若者の性」白書』小学館
 原伸子2001「『市場と家族』再考」（1）『経済志林』Vol.69, No.3
 藤目ゆき1999『性の歴史学』不二出版
 ブラウン, ルードルフ1991「チューリッヒ州におけるプロト工業化と人口動態」『西欧近代と農村工業』北海道大学図書刊行会所収

ボズラップ1991『人口圧と農業』ミネルヴァ書房
 ポッツ, マルコム1985『文化としての妊娠中絶』勁草書房
 マクラレン, アンガス1989『性の儀礼』人文書院
 マルクス1978『資本論草稿集』④, 大月書店
 ————1997a『資本論』第1巻, 新日本出版社
 ————1997b『資本論』第3巻, 新日本出版社
 ミッチャエル, B・R編1995『イギリス歴史統計』原書房
 メンデルス, フランクリン・F 1991「18世紀フランドルにおける農民と農民工業」『西欧近代と農村工業』北海道大学図書刊行会所収
 八代尚宏1999『少子・高齢化の経済学』東洋経済新報社
 安元稔1989「17-18世紀ヨーロッパの人口移動」『歴史における自然』岩波書店所収
 米山秀2008『近世イギリス家族史』ミネルヴァ書房
 ラスレット1986『われら失いし世界』三嶺書房

リグリイ, E. A. 1982『人口と歴史』筑摩書房
 ————1991『エネルギーと産業革命』同文館
 レヴィайн, デイヴィッド1991「農村工業と人口」『西欧近代と農村工業』北海道大学図書刊行会所収
 Braun, Rudolf, 1978, Protoindustrialization and Demographic Changes in the Canton of Zurich, in *Historical Studies of Changing Fertility*, Princeton University Press.
 Donnison, Jean, 1977, *Midwives and Medical Men*, Heinemann, London.
 Schiebinger, Londa, 2004, *Plants and Empire: Colonial Bioprospecting in the Atlantic World*, Harvard University Press.
 Wrigley, E. A. and Schofield, H. S. 1981, *The Population History of England 1541-1871*, Edward Arnold.
 (あおやぎ かづみ 所員 岐阜経済大学)



●特別寄稿

裁判員制度の背景と本質について —「市民」的治安政策との関連で—

Odanaka Toshiki

小田中 聰樹

本稿は、2008年5月15日、日本弁護士連合会人権擁護委員会第二部会勉強会で行った「最近の刑事手続法の変容の特徴と本質」と題する報告の反訳全文のうち、裁判員制度関連部分を抜き出し、これに要約・修正・追記を施す形で起稿したものです。そのため口語体となり、文献註記も省き、概略的な記述となりました。ご了承ください。

本稿のベースとなっているのは、主として拙著『司法改革の思想と論理』(新山社出版、2001年)と同『裁判員制度を批判する』(花伝社、2008年)ですので、ご参照下さい。

また、インタビュー「あるべき『司法への国民参加』とは——裁判員制度についていま何をどう議論すべきか——」(『現代思想』2008年10月号)もご参照下さるようお願いします。なお、本報告の全容は他の機会に発表するつもりですが、これに近いものとして「『市民』的治安政策と裁判員制度の本質について」『渡辺洋三先生追悼記念論文集』(日本評論社、近刊)をご参考下されば幸いです。

I はじめに

一 裁判員制度は民主的制度か

2004年に成立した裁判員制度は、施行を約半年後(2009年5月)に控え、実施準備の作業が急ピッチで進められていますが、しかしその一方でこの制度への疑問や批判・反対の動きはますます拡がる傾向をみせ、世論の7割から8割が消極的・否定的態度を示しています。

国民の疑問や批判・反対の根本にあるのは、なぜ私たちは裁判闇与を強制されなければならないのか、裁判員制度によって刑事裁判の積年の弊害・欠陥(その主なものは、人権侵害的捜査への強い依存性と重大誤判発生です)を果たして克服

できるのか、むしろ逆に弊害を拡大するのではないか、という強い疑念です。

私は、最近出した著書『裁判員制度を批判する』(花伝社、2008年6月)の中で、この疑念が、この制度の実体に即し制度論、手続き論として精細に検討してみると、根拠があることをくわしく論証し、この制度は民主性・市民性を「偽装」し被疑者・被告人の「公正な裁判を受ける権利」を侵害する危険の大きい、構造的欠陥を持つ制度であり、重大な弊害を生むだろうことを指摘し、その実施に反対する態度を表明しました。

このような疑念や批判にも拘らず、この制度を支持・推進し実施に向って積極的に協力し準備している側からは、裁判員制度は国民主権に基づく民主的国民参加の制度であり、国民の市民的常識を裁判に反映させ、分かり易い裁判にする改善効果を持つと主張し、この制度を正当化しています。

しかし、裁判員制度は、本当に国民主権に基づく民主的制度であり、被疑者・被告人の人権の保障を強める効果を持つものなのでしょうか。

この制度導入と制度設計の枠組みづくりに決定的な役割を果たした司法制度改革審議会意見書(2001年6月)は、「統治客体意識」から「統治主体意識」への国民の意識の転換、つまり統治される者というお上依存意識から統治する者としての意識への転換を国民に促す手段として、この制度を導入することを明言しました。国民を統治側に組み込み統治主体化するというのが裁判員制度導入の動機とねらいであり、基本的理念だというのです。そしてこのねらいと目的に基づいて具体的な制度と手続を提唱・立案したのです。

しかし国民への「統治主体意識」の注入という政治的なねらいや基本的理念は、国民主権という憲法の根本原則に基づく民主的な本質を持っているとみるとみることが果たしてできるのでしょうか。

この点について私は前にあげた著書の中で、司法制な改革が行政改革をはじめとする新自由主義的改革の一環であり「最後のかなめ」をなすものとして財政界主導で行われた、政治色の強いものであって、司法民主化の発想や理念とは全く無縁のものであること、いやそれどころか逆方向の、政・財界従属の三権一体型の司法の構築をめざすものであること、国民への「統治者主体意識」注入という基本理念がこの制度や手続のすみずみに貫徹され具体化されていることなどを分析して、裁判員制度の反民主性と反人権性とを強く指摘したのですが、ここでは分析視点を少し変えて、新自由主義的統治戦略の一環をなす現代治安政策との関連でこの制度の本質を捉えるという分析方法をとって、その反民主性と反人権性とを検出する作業をしてみたいと思います。

Ⅱ 現代における新自由主義的統治の戦略・イデオロギーと「市民」的治安政策

(1) 新自由主義的統治政策と治安政策

改めて言うまでもないことですが、現代の統治政策の基本的目標は新自由主義的な政治・経済・社会体制と、これに即応・相応する教育・文化・イデオロギーの構築であり、その拡大強化であります。これは、一見自由に見えるが、実は強力な国家権力による管理・統治下にあり大企業が操作する市場のメカニズムを通じて、少数の経済的強者による、多数の一般国民に対する国家的・経済的・社会的・文化的支配を貫徹しようとするものであります。

この統治政策の特徴は、少数の経済的強者が国家権力を篡奪・操作して、自由競争の形態をとりつつ、弱者を市場メカニズムを通じて生産して強者の支配下に置き「弱肉強食」を拡大・維持・強化しようとするが、その一方で、このメカニズムの自由で円滑な作動を阻害する危険のある分子・要因を徹底的に異端視して管理、抑圧、排除、消去しようとする、一種の二重性の点にあるように思います。

この二重性に規定され、新自由主義的統治政策の一環をなす現代治安政策は、少数の経済的弱者による多数の一般国民に対する「弱肉強食」の支

配の確保・強化に向け、多数の一般国民を分断するとともに、バラバラになった一般国民を少数者が操作する権力側に取り込み包摶することにより、一般国民の間に生ずる批判、反抗、逸脱の異端化、孤立化、抑圧を図り、支配を強めることに主眼を置くものとなります。

もっとも、分断と抑圧という治安政策のテクニックは、今に始まったものではなく、むしろ伝統的な常套手段だといつていよいのですが、しかし先ほども申したように意図的、政策的に多数の経済的、社会的弱者を作り出し、貧困・格差と共に伴う社会的・生活的不安とを拡大し恒常化とともに、この貧困・格差・不安を逆利用するばかりか、それへの批判、反抗を異端化する操作を通じて弱肉強食的統治の安定化を図り、そのため多数の経済的弱者からなる一般国民の批判や敵意を異端分子に向けさせるという、分断と包摶の政策をくり抜け、一般国民の治安機関への取り込み・動員・一体化を体制化しようとする点は、すぐれて現代的な特徴といわなければなりません。この特徴を、私は治安政策の「市民的形態」と呼ぶことにしたいと思います。

このような特徴を持つ「市民」的治安政策の実体は、要するに、現実的または潜在的な経済的弱者が圧倒的に多くを占める一般国民に対し、その中の批判・反抗・逸脱・異端の行動を展開する異端分子への反感や敵意や差別的排除感情を煽り立て、治安当局側、権力層に取り込み包摶し、相互的な監視、摘発、処罰、排除、抑圧へと動員するシステムの構築なのです。

古い中国のことわざに、「豆を煮るに萁（まめがら）を焚く」ということばがあります。

これは兄弟相食のことのたえですが、今私たちが直面しているのは国民の相互監視、相互処罰への動員であり、相互の食い合いへの動員の治安戦略なのです。

新自由主義的統治政策下の治安政策のこのおぞましい実体と本質について、テッサ・モーリス-ズキというオーストラリアの歴史学者は『自由を耐え忍ぶ』（辛島理人訳、岩波書店、2004年）の中で、新自由主義が「自警団統治」への還元傾向を持ち「終わりのない監視」に向うことを警告していますが、この警告は実は1990年代から展開されている「市民」的治安政策の狙いと帰着点とを鋭く指摘する意味を持っているのです。

(2) 現代治安政策の「市民的」形態

わが国の治安政策は、1990年代に入り新自由主義的統治政策が全面的な展開を遂げるのに伴い、「市民的安全」の確保のためという「市民主義」的粉飾を施され、「市民的形態」をとり始めます。この動きについては、私は1998年に書いた論文「民主主義刑事法学の基本的課題と方法—『現代』治安法との対抗状況を中心に—」(竹沢哲夫先生古希祝賀記念論文集『誤判の防止と救済』、現代人文社、1998年)と「刑事法制の変動と憲法的近代刑事原則」(法学博士井上正治先生追悼論集『刑事実体法と裁判手続』、九州大学出版会、2003年)とにおいてかなりくわしく分析を加えたことがあります。そこで述べたことの要点は、第1に、治安政策は市民的要望・要求を掘り起こしこれに応える形で立法や施策を進めるスタイルを強めていること、第2に、治安機関（警察）が福祉・生活行政の後退によって生じている隙間や空白を埋めたり補うためと称して積極的な警察行政活動を展開し始めていること、第3に、組織犯罪対策がその対策という枠組みを超えて進展し一般化する傾向を示していること、第4に、以上の結果、警察消極原則、罪刑法定主義、刑法謙抑主義、令状主義、無罪推定、司法の独立性・人権保障性などの憲法的刑事原則に構造的な変動と修正とが生じ始めていることなどがあります。

このような動きの中でも、より具体的なものとして注目されるのは、警察による地域コミュニティ掌握の進展（生活安全警察の展開、1994年）、盗聴導入（1999年）などですが、これらの動きの背景には1990年中葉に継起したオウム関連事件（サリン事件1995年など）、山形マット死事件（1995年）、A少年事件（1997年）などをはじめとして、市民の不安をかきたてる事件がありましたし、またストーカーとかDV、児童虐待など、それ迄の社会が経験しなかった新しい犯罪類型が生起し、市民の警察依存感情を強め、これに立脚する立法を促しました。

(3) 「自警団」統治体制へ？

そして2000年代に入れると、治安政策の「市民化」の傾向は一層進展し、市民を治安維持主体化する戦略が政府レベルで政策化されるに到ります。2003年12月の犯罪対策閣僚会議で決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画—世界一

安全な国、日本の復活を目指して」という文書がこの戦略を打ち出したものです。

この「行動計画」は、刑法犯認知件数の増勢に歯止めがかかってはいるものの深刻な状況にあり、とくに街頭犯罪、侵入犯罪、少年犯罪、外国人犯罪の凶悪化・組織化、拡散、組織犯罪の脅威増大が進み「国民の体感治安」が悪化しているとした上で、治安回復のための視点として、①国民が自らの安全を確保するための活動の支援、②犯罪の生じにくく社会環境の整備、③水際対策を始めとする各種犯罪対策、の三つを掲げ、その上で「地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現」をはじめとする合計25項目に及ぶ具体的政策を詳細に提示しています。そして、「安全な社会は、自由な生活、自由な経済活動の前提」であり、「安全なくして自由なし」「安全がなければ、人はその能力を向上させることができず、その結果得られる果実を享受することもできない」とし、世界一安全な国づくり、社会づくりを目指すことをうたっています。そして警察は、この「行動計画」をうけて「治安再生に受けた7つの重点」（2006年8月）を策定するなどの動きを示しています。

これらは、1990年代から展開された「市民」的治安政策をレベルアップし一層体系化、体制化、具体化したものなのですが、この中でももっとも注目すべき点は、①で「自らの安全は自ら守る」との観点を真先に打ち出し、「国民一人一人の防犯意識の向上を図るとともに、国民と行政機関とが相携えて行動」していくことの重要性を強調している点です。これは、テッサ・モーリス-スズキのいう「自警団統治」化vigilante politics、私のいう国民の治安維持主体化戦略、または治安機関への取り込み・包摶・動員政策そのものなのです。

そしてこの基本戦略、政策目標の実現に向けて、①自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体の支援、②自主防犯活動のノウハウの全国的共有、③犯罪対策に関する条例制定の支援、④民間防犯の関連産業や警備業との連携やその育成・活用、⑤施設管理者等による自主警備の促進、⑥警察と検察との連携の一層の緊密化による厳正な科刑実現、⑦緊急通報携帯電話等の位置特定システムの整備、⑧犯罪の発生しにくい道路・公園・駐車場等の整備や管理、⑨防犯灯の整備、⑩金融機関・コンビニ・マンション・学校等の防犯確保をはじめとする、合計150項目近くの具体策を

打ち出しています。

その中で刑事司法ないし裁判員制度との関連で注目すべきは、先進的捜査技術の確立、留置管理業務の効率化、充実・迅速な公判審理の実現がうたわれていることです。また凶悪犯罪の罰則強化、共謀罪、証人買収罪の新設などもうたわれています。

このような具体的な内容を持つ「行動計画」は、現在着々と実施に移されています。触法少年に対する調査権限を警察に与えた2007年少年法改正がその例です。

またこの動きの底辺で武力攻撃事態法（2003年）や国民保護法（2004年）をはじめとする有事立法やテロ対策が進み、自衛隊の警察との共同訓練の実施（2005年）などにおける「公益」「公の秩序」による基本的人権制限の認容や、軍事裁判所の設置なども治安政策上重大な意味を持っています。

そして以上のような「市民」的治安政策と並行して、その一環、その補完的な動きとして展開されたのが、司法改革の動きなのです。

Ⅲ 新自由主義的司法制度改革 の戦略的位置とイデオロギー

（1）司法改革の動き

司法制度の抜本的な改革が国民の権利の保障と民主主義社会の発展のうえで必要であるとして司法改革への取組みを始めたのは、実は、在野法曹をもって任じ人権擁護活動を活発に展開してきた日本弁護士連合会（日弁連）でした。日弁連が、国民主権の下でのるべき司法、国民に身近で開かれた司法をめざして、司法を抜本的に改革すべきことを提言し、その一環として国民の司法参加の観点から陪審や參審を検討し、そして法曹一元の実現をめざすべきことをうたった「司法改革に関する宣言」を発表したのは、1990年5月のことでした。

この動きは、丁度その頃政財界がアメリカ政府からの要求と圧力を受けて積極的に展開した規制緩和・行政改革の動きに素早く組み込まれていきました。1994年6月に経済同友会が発表した「現代日本社会の病理と処方——個人を生かす社会の実現に向けて」と題する文書はその先触れとなるもので、規制緩和に見合う司法制度への改造を求める

とくに法曹人口（弁護士人口）の大幅な一挙拡大を要求し、司法のビジネス化、グローバル化に向け司法改革推進審議会の設置を提言したのです。そしてこの動きは翌年三月の閣議決定「規制緩和推進計画」や同じ年の12月の行政改革委員会規制緩和小委員会の意見書に取り入れられ、さらに1997年から1998年にかけて規制緩和・行政改革の動きの中にがっかりと組み込まれていきました。

このことを示す政財界の主な動きを示しますと、1997年1月の経済同友会「グローバル化に対応する企業法制の整備を目指して一民間主導の市場経済に向けたほう制度と立法・司法の改革」の発表。同じ年の11月の自民党司法制度特別調査会「司法制度改革の基本的な方針—透明なルールと自己責任の社会に向けて」の発表。同じ年の12月の行政改革会議の最終報告書への司法制度改革検討の盛り込み。1998年の5月の経団連の「司法制度改革についての意見」の発表。その翌月の自民党司法制度特別調査会の司法制度改革審議会設置の提案、などです。

そしてこの政財界の動きは、1999年6月司法制度改革審議会設置、同審議会による同年12月の「論点整理」発表、翌年11月の「中間報告書」発表、そしてその半年後の2001年6月の「最終報告書」発表、という経過を辿り、素早く司法制度改革のマスターPLANが作られました。このプランの立案化の作業は、政府内に設けられた司法制度改革推進本部の手に委ねられ、官僚主導の法案作りが進められ、2002年から2004年にかけて改革関連法案が国会で可決されていきました。

（2）司法制度改革の新自由主義的改革戦略上の位置

政財界による、規制緩和・行政改革を軸とする新自由主義的改革の一環に組み込まれた司法制度改革は、この動きを反映し、「この国のかたち」を再構築する新自由主義的諸改革の「最後のかなめ」をなし、「統治客体意識」から「統治主体意識」への国民の意識転換を図る手段として位置づけられ、司法を市場原理による「弱肉強食」の保障・推進のシステムと化した政治・経済の円滑かつ効率的な進行を法的に正当化して補完する装置に変える狙いと本質を持つものとなりました。それは、日弁連やその背後にあった一般国民の根源的、本来的な司法改革要求、すなわち国民の基本的人権を

守り发展させ、主権者たる国民の意見や要求を正しく吸收・反映し実現していく司法本来の役割を司法権に的確に果たさせるための改革要求とは、全く異なる発想、むしろ逆向きの発想と本質を持つものだったのです。

しかし、1990年代から2000年代初頭にかけて日本を席捲した新自由主義的イデオロギーの強い呪縛力が、政財界のみならず広告媒体やジャーナリズムを通じて一般国民、市民団体、そしてさらには弁護士層や学会にすら瀰漫し、強力に浸透していた当時の状況のなかでは、この本質を見抜き、批判・反対することは難しかったようです。いや、それどころか、本来はこの動きに批判・反対の立場に立つべきであった日弁連は、部分的な批判を加え、修正を求めつつも、むしろこの動きを積極的に受容し、擁護し、推進する立場に立っていました。

はじめに述べたような司法制度改革、とりわけ裁判員制度の導入をめぐって、現在一般国民の間でますます深刻化している悲劇的な混乱と混迷は、主としてこのような、司法制度改革の理念と本質とに関する「誤解」に起因しているように思います。

その「誤解」は、何といっても新自由主義の反

民主的、反人権的な本質を民主的、自由人権的と捉える「錯覚」が生み出したものであり、「統治者主体意識」という、一般国民を統治権力層に取り込み包摶し統治末端機構化することによって無批判的な被統治者に化する、巧妙で狡猾な欺瞞的論理に満ちた「支配のイデオロギー」に基づく観念操作の所産なのです。

しかし、この「誤解」は、顛倒的観念操作から生じただけではないと私は思います。これを促し支え補強したのが、Iで私が述べた「市民」的治安政策の論理とイデオロギーの浸透と、その制度的システム化の進展なのではないか。私はそう考えます。

IV 裁判員制度の市民包摶作用の本質と人身の自由

(1) 裁判員制度と「市民的」治安政策

周知のように今回の司法制度改革は、弁護士人口の一挙拡大、法科大学院制度創設、裁判外紛争解決手段の拡大、民事裁判の迅速、効率化、刑事裁判の簡易・迅速・平易化、そして裁判員制度の導入などがその主なものであり、司法への市場原



講演される小田中氏

理の持ち込みによる司法の「ビジネス化」という性格が強いのですが、それとともに、迅速・効率的処罰システム体制の強化をねらう「処罰機能強化」という性格を強く持っており、この二つの性格が「市民化」という偽装的観念によって媒介・連結され、一体的なものとされて、これ迄述べたような本質を形づくっているように思います。

この「処罰機能強化」への刑事司法の改革という基本的枠組みは、1990年代における治安政策の展開の中で用意されつつあったのですが、それを今回の司法改革の中に直接に持ち込み刑事司法改革の枠組みとしたのは、司法制度改革審議会第8回（1999年12月8日）における原田明夫法務次官のプレゼンテーション「司法制度の現状と改革の課題」、同第18回（2000年4月25日）における水原敏博委員（元仙台高検検事長）のレポート「国民の期待に応える刑事法の在り方」、同第26回（2000年7月25日）における古田法務省刑事局長の意見陳述「国民の期待に応える刑事司法（ヒアリング）」でした。この三つの意見は、ほぼ共通し相呼応して、処罰機能の迅速化・効率化・強化を図る必要があると主張し、人権侵害や誤捜査に基づく誤判頻発の現実を一切無視し、新しい捜査手法（たとえば刑事免責制度）の導入の必要を強調し、取調べの改善（可視化・適正化）や証拠開示などには強く反対する態度を打ち出したものでした。

検察筋のこのような意見は、司法制度改革審議会によって、自由な社会はルール違反への的確・効果的な制裁を必要とするという意味づけを施され、刑事司法改革の枠組みを処罰機能の迅速・強化とすることに成功しました。2000年夏から同審議会からくり抜けられた司法への国民参加に関する審議は、この「処罰機能強化」枠組みが事实上決まった後で、その枠組みの中で取り扱われたのです。

従ってこの枠組みを前提とするかぎり、陪審制度導入論が却けられ、「刑事司法の在り方」の「冷静かつ公正な視点」から見た場合の、「高密度な捜査」「慎重な起訴」「低い無罪率」という日本の刑事司法の特色（この特色とは実は、糾問的捜査とこれに無批判的に立脚・依存する起訴及び判決という糾問的働きの実体にはかならないのですが）、これを日本の特色として受容して是認し、これに立脚する形で松尾浩也氏（元東京大学教授）が第43回司法制度改革審議会のヒアリングにおいて参考人として提唱した裁判員制度創設論が、さした

る深い検討もなしに一気に大勢化し、半年も経ずして「最終報告」に、「国民と裁判官との責任分担の協働形態の新制度」として織り込まれるに至ったのは、けだし当然の成り行きであったといわざるを得ないでしょう。

そして悲劇的なことに、この働きに対して日弁連をはじめとしてそれ迄陪審制度導入を主張したり、この制度について検討価値を見出していた論者や勢力の有力な部分が、裁判員制度の持つ危険な本質や構造的な欠陥を殆ど検討することなしに、または欠陥に気付いたとしても国民参加は認の立場からこれを無視して、この裁判員制度を容認・追随・支持・推進する立場に転じていったことです。

その結果として2004年5月に立法化された裁判員制度は、この制度の必要的附属手続きであるかの如き形で立法化された公判前整理手続きの新設とあいまって、一般国民を強制的に重大事件裁判に関与させ量刑をも行わせる一方、その関与を形式的・偽装的なものとする制度となり、国民参加の制度としても公正な裁判を被告人に保障すべき制度としても重大な欠陥を構造的に抱える制度となりました。

これは、一般国民を治安機関に取り込み治安維持主体化するという「市民」的治安政策の刑事司法分野における制度化であり、その貫徹を意味するものだと私は考えます。そして、これは糾問的刑事司法の「市民化」へのメタモルフォーゼ（形態変化）をもたらすものではあっても、その根本的な糾問的な本質に変化をもたらすものではないと考えます。

（2）裁判員制度の市民包摂作用と人身の自由

以上において私は、今回の司法制度改革の一環として導入された裁判員制度が、「統治者主体意識」注入の名の下に一般国民の治安維持機関への取り込み・包摂を図るものであることを、1990年代以降展開されている「市民」的治安維持政策と関連させながら述べてきました。本当はここで、このような狙い・本質が裁判員制度においてどのように具体的に手続化され、裁く立場に立たせられる国民の良心と、裁かれる立場に立つ被告人の公平な裁判を受ける権利とを無視する制度になっているかについてくわしく述べなければならない、そうしなければ、裁判員制度の危険な狙いを制度

化・手続化しているその実体を無視して、ただ単に国民参加だからという理由で賛成する人たちの誤りを、本当に指摘したことにはならないのですが、時間の関係上思い切って省略し、『裁判員制度を批判する』で述べているところに譲りたいと思います。

そして最後に、この裁判員制度が日本の国家や社会、そしてひとりひとりの国民にとってどういう意味や影響を及ぼし、どういう事態を生み出すか、そしてさらにこの制度がどういう矛盾を生み出し歴史的運命を辿るかについて簡単に述べてしまふくりたいと思います。

それは、まず第一に、一口でいえば「人身の自由」の衰退であり、社会の警察化であり、警察（治安機関）が操作し支配する「不安」な国家・社会の出現であると考えます。

そもそも人身の自由（これは刑事司法における人権といつてもいいのですが）、これは国家や社会が、人間を人間として相互に尊重し合うまともな国家・社会として成り立つうえで絶対に必要なものであり、思想の自由と並び立ちこれの前提となるものです。だからこそ日本の憲法は、約100ヶ条のうちの十分の一にあたる10ヶ条も割いて人身の自由に関するくわしい規定をおいているのです。その具体的な主要な原則は、司法権（裁判と裁判官・裁判所）の独立と公正、そして適正な刑罰と手続（罪刑法定主義と適正手続）です。

ところが国家の最強の権限である刑罰権の発動を強く制限し抑制する人身の自由は、これ迄も政府や権力層によって統治の阻害要因として絶えずその縮小、廃棄、空洞化が図られてきました。身柄拘束下の糾問的な取調べを中心とする捜査と、これに無批判に依拠する起訴と公判審理とからなる刑事裁判の糾問的手続構造という、私たちが日常的に見聞・体験する刑事裁判はその産物です。しかし、犯罪から安全を守るためにには必要・不可欠で不可避的なものだとしてこれを容認し、それどころか積極的に支持する意見さえ強い。これは「安全あっての自由」という考え方に基づくものです。しかし本当にそうなのでしょうか。むしろ逆に自由が保障されていることの総体こそが、一般国民にとっての「安全」なのであって、「自由あってこそ安全」という考え方こそ国家・社会・個人にとっての正しい考え方なのではないで

しょうか。

このことは、近代以降にあって、自由・平等・安全が社会・國家の構成原理とされるようになってからは、時代や国によって相違や浮沈はあるにせよ、警察力による支配のもたらす陰惨な歴史的体験に学びつつ、絶えず再確認されてきた考え方だと思います。現に日本をはじめ、第二次大戦後の各国の憲法は、各国により強弱があるにせよ、等しくこの考え方を採用し、これを規範化しているのです。

ところが新自由主義の抬頭、跳梁、支配に伴い、貧困と格差が拡大し、少数の経済的強者による多数者支配による社会的分断化と分裂化が進み、その結果として反抗や逸脱、さらには犯罪やテロ行為の発生の社会的土壤がますます広く深く用意されるようになっている現代においては、「自由あってこそ安全」であるとして、人身の自由を尊重する考え方は、統治権力層によって批判・攻撃され無視され、ともすれば力を失いがちです。それどころか統治権力層は、警察など治安機関を総動員して犯罪やテロへの不安を過剰に煽り、一般国民を警察権の操る「自警団的統治」へと駆り立て、治安維持主体に取り込み、人身の自由を制限・抑圧する行動へと一般国民を訓育・馴致しようとしています。

その結果として生ずるのは、安全のために自由を売り渡し又は否応なしに奪われた「自由なき市民」が形成する、「自由なき社会」の出現であり、自律的能力を失った警察依存の「いびつな国家・社会」の出現であります。そうだとすればその出現を阻止することは私たちにとって重要な課題だといわなければなりません。

では、どうすればこのような「いびつな国家・社会」の出現を阻止することができるのだろうか。私は、何といっても人間にあって自由の持つ意味の再確認を積み重ねることが大切な第一歩だと考えます。そしてこの作業のひとつ、しかも重要なものとして、人身の自由の社会的意義の再確認の作業の重要性をここで再度強調したいと思います。

人身の自由は、人間の思想や営みや行動に対して国家権力を握る統治権力層が刑罰権をもって介入し、規範逸脱行為と正常行為とを権力的に分別して前者を抑圧することに対し、批判し抵抗し防止するツールとしての役割を果たすものであり、思想の自由に優るとも劣らぬ意義を持っています。

そして人身の自由は、警察依存化社会の出現を防ぎ、社会と個々人の自律力を強め、その正しい発展への道筋を用意します。もしこの人身の自由を軽視して相対化し無力化した場合、国家・社会・個人の陥っていく先は確実に警察国家、監獄国家であり、相互監視社会であり、警察に依存し操作される自律性なき人間集団、社会・国家なのであります。このことは戦前の歴史の教えるところです。

V おわりに

——司法制度改革の破綻の先にある道筋——

いま新自由主義的統治政策は、あらゆる面で人間の社会的存立の基礎を破壊し、一般国民との間に鋭い矛盾・葛藤・対立を深め破綻しつつありますし、その一環としての「市民」的治安政策も、裁判員制度も、早晚矛盾を深めて行き詰まり、破綻していくことでしょう。そして司法制度改革も同じ運命を辿ることでしょう。裁判員制度は、一般国民の批判と経験的事実とによってその参加の偽装性及び人権侵害性の本質を一層露わにし、根本的な改廃へと早晚向うことでしょう。

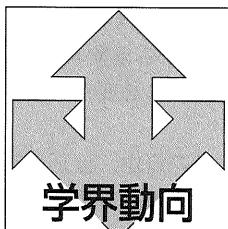
私はその日が一日も早く来る事を願うものです。それというのも何よりもこの裁判員制度によ

って被告人の公正な裁判を受ける権利が侵害され、これによる被害（誤判）が発生する危険があり、この被害をミニマムなものに抑える必要があると考えるからです。

そのためにも私たちは、人身の自由、公正な裁判を受ける権利の理念と現実的力能とを理解し体得して運動化し、これを司法改革の作り出す矛盾と弊害にみちた現実に対抗しなければなりませんが、それにつけてもこのような私たちの営みには、現実的基盤があることに私たちは注目しなければなりません。このことをよく示しているのが、裁判員制度に対し国民の間に拡がっている懐疑・批判・反発が7~8割にのぼることを示す世論調査の結果であり、全国各地に拡がっている反対の運動です。この世論や運動こそ、司法制度改革と裁判員制度の撒きちらす呪縛的幻想を克服し、司法の人権保障力を回復・強化するための真の国民参加を目指す司法民主化への豊かなエネルギーを、一般国民が持っていることを示すものであります。

そしてこのエネルギーは、全国各地で取り組まれている冤罪被害者を救援し、公正裁判の実現を求め、不当弾圧に反対するたたかいとあいまって、裁判員制度を根本的な改廃へと追い込み、真の民主的司法改革への道筋を切り開いていくであろうことを私は確信します。

(おだなか としき 東北大学名誉教授)



関西唯物論研究会20周年

牧野 広義

1 関西唯物論研究会の創立と活動

関西唯物論研究会は1987年9月6日に創立され、2007年に20周年を迎えた。2007年9月8日、9日には20周年記念のシンポジウムと講演会が行われた。機関誌『唯物論と現代』は第40号を迎え、創立20周年記念の特別号として「21世紀の唯物論」という表題で2008年3月に発刊された。私は現在、関西唯物論研究会委員長を務めており、これらの取り組みの紹介をしたいと思う。

関西唯物論研究会は20年の歴史であるが、その活動は、1932年から1938年に活動した戦前の「唯物論研究会」以来の伝統を受け継いでいる。戦前の「唯研」では戸坂潤や永田廣志らの哲学研究者とともに自然科学や社会科学の多くの研究者の共同研究が行われた。その規約には「現実的な諸課題より遊離することなく、自然科学、社会科学および哲学に於ける唯物論を研究し、且つ啓蒙に資することを目的とする」とうたわれていた。そしてファシズムの時代に科学的精神・批判的精神・合理的精神を掲げて、広範囲にわたる理論的活動を行った。その成果は約6年間に機関誌『唯物論研究』56冊と『学芸』8冊、『唯物論全書』36冊と『三笠全書』14冊の刊行にも示されている。戦前の「唯研」は思想弾圧によって解散を余儀なくされ、戸坂潤らは思想犯としてファシズムの犠牲となった。しかし第二次世界大戦後、唯物論研究者の活動が復活し、活発な研究が各地で展開してきた。現在の全国組織としては、1978年に「唯物論研究協会」(全国唯研)が創立され、その活動を展開している。

1987年に関西唯物論研究会が結成されるまでは、日本科学者会議京都支部の「弁証法研究会」や日本科学者会議大阪支部の「哲学研究会」、「ヘーゲル論理学研究会」などで唯物論の共同研究が行われてきた。関西唯物論研究会はこれらの研究会の会員が参加するとともに、関西のより広い範

囲の研究者が結集して創立された。その創立にあたって、「よびかけ」や「会則」では「自由で活発な批判と討論を通じて、現実や諸科学の提起する哲学上・思想上の諸問題を解明し、唯物論研究の発展を目指す」とうたっている。私たちはこのような趣旨にもとづいて研究会活動を積み重ねてきた。

関西唯研の特徴は、哲学の研究者とともに、自然科学や社会科学の研究者が多く参加し、また関西勤労者教育協会などで学習して唯物論に関心をもつ労働者・市民も多く参加していることである。会員は創立時は約130名であったが、現在は約180名である。関西唯研は、年1回の総会・研究大会(9月)と春期の合宿研究会(3月)を含めて毎年6回の研究例会を開催している。その成果は年2回発行の機関誌『唯物論と現代』に発表されている。

2 関西唯物論研究会の理論活動

関西唯研の研究の特徴をいくつか見ておきたい。

第一に、現代唯物論の理論的问题の解明である。これまで、「現代唯物論の課題」、「反映論」、「弁証法」、「価値論」、「心と認識」、「宗教論」、「芸術論」などについて活発な議論が行われてきた。これらの原理的問題について会員間の意見の相違も明確にして、相互の批判と討論が行われてきた。

第二は、自然科学に関わる思想的・哲学的問題の探究である。「自然の発展と階層性」、「現代の宇宙論・物質観」、「生命観・進化論」、「数学論」などについて、自然科学研究者だけでなく哲学研究者も参加して議論が展開してきた。このような自然科学とかかわった哲学的問題が継続的に議論されていることは、関西唯研の特徴の一つとなっている。

第三は、社会科学に関わる思想的・哲学的問題の探究である。「資本主義と社会主義」、「現代資

本主義分析と経済学」、「人権と福祉」、「歴史認識と歴史教育」、「グローバリゼーション、国民国家、民族」、「グローバリゼーションと労働」、「社会科学の方法」などの問題が議論されてきた。関西唯研には見田石介氏の影響を直接的・間接的に受けた研究者が少なくない。見田石介氏の学風はヘーゲル論理学の研究と『資本論』の研究を結びつけ、科学の方法について自然学者・社会学者との共同で議論するというものであった。見田理論に対する評価の違いはあったとしても、その学風は関西唯研に引き継がれていると言える。

第四は、現代社会の問題を哲学・社会科学・自然科学の共同で研究する課題である。「脳死・臓器移植と命の尊厳」などの生命倫理、「現代の社会病理と青少年」、「情報革命は人間に何をもたらすか」、「二一世紀の環境と社会」、「平和憲法と平和思想」、「教育基本法“改正”を批判する」などが議論されてきた。とりわけ「環境問題」は、環境破壊の現状・環境政策・環境倫理などにわたりて繰り返し議論されてきた。私たちは学際的に取り組むべきこれらの現実的課題に大きな力を入れている。このさい、会員以外の専門家にもシンポジウムでの報告をお願いし、最先端の研究成果も生かした討論が行われてきた。

以上のような研究活動の成果は、機関誌『唯物論と現代』に掲載されてきた。雑誌編集の基本方針は、研究例会での発表と討論を経た研究成果を中心に掲載することである。シンポジウムの多くが機関誌の「特集」となり、個人研究発表の多くが「論文」として掲載されている。投稿論文・評論等も編集委員の審査を経て掲載されている。また『唯物論と現代』では会員の著書を中心に「書評」を掲載している。その数は第40号までですでに110冊を超えており（「書評」で取り上げることのできなかった会員の著作もある）。このことからも、関西唯研は会員の旺盛な研究活動に支えられながら、また研究会活動が会員の活動の重要な源泉となっていると言える。さらに『唯物論と現代』に掲載された論文を中心とした単行本として、関西唯物論研究会編『環境問題を哲学する』（文理閣、1995年）も出版された。

機関誌『唯物論と現代』が順調に発行できたのは、本誌の発行を引き受けて頂いている図書出版・文理閣のご厚意とご協力によるところが大変大きい。また会員以外にも定期購読者がおられ、

札幌唯物論研究会・東京唯物論研究会・名古屋哲学研究会との機関誌の交換も行っている。その他、関西勤労者教育協会や鹿児島の会員が機関誌の普及に協力していただき、それらが研究会を財政的に支えることにもなっている。

3 『唯物論と現代』第40号の紹介

次に『唯物論と現代』第40号「21世紀の唯物論」について紹介したい。本書は、関西唯物論研究会20周年記念特別号として発行された。巻頭言「関西唯物論研究会創立20周年にあたって」に続いて、ベテラン会員である有尾善繁氏、菅野礼司氏が関西唯研の活動をふり返りながら現代唯物論の課題や現代科学の課題をまとめている。平野喜一郎氏は日本仏教（空海、親鸞、道元）の思考方法をヘーゲル論理学から読み解く「研究ノート」（掲載は「論文」の後）を寄稿している。

2007年9月9日に関西唯物論研究会20周年記念の講演会が開催された。ここでは坂東昌子氏（愛知大学教授）に「科学者の社会的責任と物理」、森岡孝二氏（関西大学教授）に「過労死とワーキング・プアの社会をどう変えるか」という講演を行っていただいた。このうち本書では森岡孝二氏の講演が掲載され、現代社会の緊急の課題が浮き彫りにされている。坂東昌子氏の講演は録音状態が悪く、氏にはご迷惑をおかけしたが、次号で文章化をお願いすることにした。

特集は二つ組んでいる。第一の特集は、関西唯物論研究会20周年記念シンポジウム「21世紀の唯物論の課題」である。ここでは宗川吉汪氏が「自然淘汰・選択による生物進化」、佐藤春吉氏が「存在論からの社会科学の刷新——批判的实在論を参照点にして」、牧野広義が「マルクスの哲学と現在」を論じている。ここには、自然科学・社会科学・哲学から共同で唯物論の研究に取り組むという本研究会の特徴の一端が示されている。

第二の特集は「21世紀の社会科学と方法論の課題——見田石介生誕100年記念シンポジウム」である。ここでは、角田修一氏が「マルクスとメンガ——二人のカール」、吉田浩氏が「『科学論』から『資本論の方法』にいたる見田石介氏の理論的発展について——『資本論の方法』の意義を再確認するために」、大西広「『資本論の方法』中国語版の出版と見田方法論」を論じている。この討論では、見田氏の社会科学方法論の継承の仕方と今

日の課題意識の多様性が浮き彫りになっている。

小特集「ヘーゲル法哲学と現代」では、尼寺義弘氏が「ヘーゲルにおける富と貧困の対立と社会的な調整機能——ポリツァイ論の分析」、伊藤信也氏が「ヘーゲル法哲学における国民精神と憲法体制」、鰐坂真氏が「ヘーゲル『法哲学』研究の現段階——R.R.ウイリアムズ編『リベラリズムとコミュニタリアニズムを超えて』をめぐって」を論じている。ここでは、尼寺氏らによって次々に翻訳されているヘーゲルの法哲学講義録を使った新しい研究成果が報告され、またアメリカヘーゲル学会の動向を伝える翻訳書の意義などが論じられている。

特別寄稿として、劉奔氏の論文（尤維芬氏訳）「経済のグローバル化時代の文化問題——“文化的グローバル化”の観点と価値的動向を論じる」が掲載されている。グローバル化をめぐる現代中国の理論動向を批判的に検討した中国人学者（中国残留日本人孤児）の議論として貴重である。

論文は6本掲載されている。鈴木富久氏が「“人間の本性”の問題と“実践の哲学”——グラムシのマルクス解釈」、上田浩氏が「マルクスの人間概念——“人間の本質”と“人間的本性”的考察」、南有哲氏が「多文化共生と環境思想」、伊藤敬氏が「所与と受動——比較文法から自意識の形成をさぐる」、谷口義治氏が「定量と数について——ヘーゲルの教説の検討」、村瀬裕也氏が「王夫之における存在の弁証法——ヘーゲル弁証法との比較研究」を論じている。ここではグラムシとマルクスの人間論、環境と文化、言語論、ヘーゲルの

量論、中国哲学とヘーゲル弁証法の比較研究という、いずれもユニークな力作が掲載されている。

書評は、いずれも会員の6冊の著作を取り上げ、会員間の討論の場となっている。

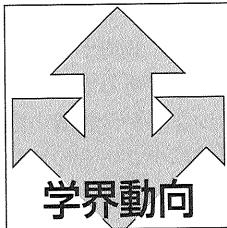
関西唯研は今後もこれまでの成果のうえに活発な研究活動に行っていきたいと考えている。今日、私たちにとって重大な理論的課題が山積している。とりわけ、21世紀の日本と世界をどのようにつくりあげていくべきかが問われている。21世紀を平和・環境・人権・民主主義の世紀にしてゆくために、私たちの理論的な探究をいっそう進める必要がある。またそのための唯物論や弁証法の基礎理論をいっそう深めていきたいと思う。

基礎研と関西唯研との関係では、その双方で活動している所員・会員も少なくない。今後、基礎研と関西唯研との協力関係がいっそう発展することを期待したいと思う。

【付記】

2008年度の一ベル物理学賞を関西唯研の会員でもある益川敏英氏が受賞された。心からお喜び申し上げたい。益川氏は関西唯研のシンポジウムに2回にわたって参加され、『唯物論と現代』の創刊号に「関西唯物論研究会に望むもの」、および第16号に「物質の基本法則と時空」を寄稿していただいた。氏の受賞を励みとして研究会活動をいっそう発展させたいと思う。

（まきの ひろよし 所員 阪南大学）



『アダム・スミス「法学講義Aノート」を読む』完成記念講演会

服部寿子／田中幸世

表記の記念講演会が、2008年7月13日（土）午後2時～5時、京大会館において下記のとおり開催された（基礎経済科学研究所自由大学院社会思想史ゼミ主催）。講演会次第は以下である。当日は大西理事長や高田副理事長はじめ15名の所員・所友・研究生の方々にご出席をいただいた。

1部 出版セレモニー

挨拶／祝辞／メッセージ紹介／ゼミの経過

2部 記念講演会

アダム・スミスの法学講義覚え書き

中谷武雄氏

コメント

中村浩爾氏

ゼミからの研究報告

服部寿子氏

3部 懇親会

上記、中村浩爾編『アダム・スミス「法学講義Aノート」を読む』（基礎経済科学研究所自由大学院、2008年）は、社会思想史ゼミが、中村浩爾氏の指導の下に、3年半がかりで、Adam Smith *Lectures on Jurisprudence 1762-63* の私法編・所有権の部を翻訳し、それに2本の論説を加えて上梓したものである。

第1部 出版セレモニー

まず、指導担当の中村氏から、編集には全員がかかわり、「まえがき」で「読むから書く」へと書いたように、教養主義から脱することを目的にしたが、内容的には大学院レベル以上のものを発信することができた。欲張りすぎたという反省もあるが次の発展への基礎としたい、と挨拶があった。

次に、高田副理事長から、今回の出版は基礎研の自由大学院・社会思想史ゼミの名においてされたことが嬉しい。学びは書かなければ半ばにすぎない。自分の書いたものはもう見たくないと思うこともあろうが、見つめなければならず、それが書くということの責任である。高田氏が所属する

第3学科では、すでに4回目の出版を40周年記念事業出版プロジェクトで進めている、との祝辞があつた。

続いて、大西理事長からのメッセージ、「まさに3年半の活動の集大成であり、基礎研の研究活動の幅を広げた貢献は大きい。書名はA.スミスの『法学講義』となっているが、ここから初めて経済学が分岐するというところに位置する研究書として経済学研究の重要な対象である。基礎研の1セクションがこのような研究しているということは我々の誇りである。私自身はこの目次をぱらぱらとめくりA.スミスは意外と史的唯物論だったのだと驚いた。それ以上に意外と人間発達論かもしれないということ。我々の人間発達論は歴史的に形成される新しい人間像を問題としているという意味では、人間が法や所有制とどのようにかかわっているかを論じているこの部分にこそ、我々の人間発達論かもしれないと思う。この成果を基礎研でさらに輪を広げ一層の集団研究を進められることを望む。」（要旨）が披露された。

1部の最後に、田中幸世氏が、社会思想史ゼミの発足は人間発達ゼミとの交流の中でうまれたこと、発足は2004年12月25日であるが、法学講義（Aノート）の初回講義をスミスが行った1762年12月24日に因んで、クリスマス・イヴの日（アダムのイヴ？）にプレ・ゼミを行ったエピソードなどを「人間発達ゼミ通信13号」の記録で紹介。それ以降、250年前の英語を読むという困難に、月一回のペースで立ち向かってきたこと、少しづつ読むペースを速めてきたことなどを報告した。

第2部 記念講演会

記念講演「アダム・スミスの法学講義 覚え書き」
中谷武雄氏（京都橘大学教授）

上記出版書収録の論文と、最近の研究業績の内容紹介を中心に述べられたものであるが、非常に興味深いものであったので以下に要旨を記したい。

《記念講演 要旨》

1. 中谷氏とA.スミスとのかかわり

財政学と経済思想史の研究から、翻訳・出版されていたJurisprudence Bノートを読んで、「A.スミスの国家と経済」をテーマに修士論文を書き、国家と経済あるいは経済と政府のかかわりからスミスを研究テーマにしてきたこと、またそれは国際的にも、またジャーナリズムの世界でも、ケインズ批判としてスミスが注目され始めた頃であった、との話から始められた。

2. アダム・スミスをめぐる最近の2つの研究

(1) 最終講義としての法学講義Bノート (LJB)

1) 山崎怜『アダム・スミス』(イギリス思想叢書6, 研究社, 2005年)による財政思想史と経済思想史の関連を引きながら、今日スミスの名をかりて安価な政府を唱える論議があるが、これはスミスのいうレッセフェールとは文脈が異なるものが独り歩きしているのである。今日いわれている小さな政府とか安価な政府というのは相対的に捉えるべきもので、政府の予算規模をGDPに占める予算の大きさによって考えることが必要である。政府の予算は民間の成果の一部を税として使うもので、国家論・政治論・財政論にかかる。現在の国民経済が公共部門と民間部門で成立していると考えるならば、安価な政府というからには政府の規模が小さくなければならないことになる。

しかし、一方で、スミスが『国富論』のなかでは社会が発展すると政府自身も膨張するといっているのは、安価な政府と矛盾すると捉えなければならないことになる。例えば、日本政府の予算が今年80兆円だとして来年84兆円になると5%増えることになる。5%の4兆円分絶対的に経費が増えているのだから、これは安価な政府とはいえない。しかしGDPが今年は500兆円で政府予算が80兆円、成長率が現在のように0.5%だとすると政府予算5%拡大は大きな政府の出現ということになるが、しかしもしGDPの成長率が高度成長期のように2ヶタ、10%成長したとすると、GDPは550兆円になり、550兆円における84兆円というのが500兆における80兆とは相対的に比重が下がったといえる。これがスミスのいう「相対的な安価な政府」であって、予算規模の絶対額がどうなるかではなく、政府が民間の成果である国民生産物の一部を税金として予算にして政府の役割をはたして

いるという関係を基礎に、政府支出（の比重）が将来どうなるかという問題である。政府が安易に市場に介入することは避けるべきであるが、防衛費等の経費の膨張を内包しつつなおかつ経費の削減を図り、政府の役割を相対的に小さいものにしていく、公共部門の役割を低めていくことがスミスの安価な政府論の主張である。

スミスのレッセフェールは一般的に理解されているものとは違うことを、早い時期から提唱されたのが山崎氏の経済思想史論であり、それが中谷氏の研究の出発点である。スミス研究が一段落した時点で、ここまで国家論、政治論を中心にコミットしながらスミスを見ていたので、経済理論や法学も視野に入れてさらに哲学論にもかかわるような、人間のコミュニケーション論を扱ったスミスの思想体系全体を、経済や法学から離れて今後進めようかと考えている。

2) 次に、スミスの時代の大学講義の状況を考えると、当時の大学教育は特權階級の再生産のためのものになり、卒業証書は上流階級へのパスポートであった。その権威を背景に教授の講義も形骸化していた。スミスはオックスフォード大学に留学したが、教授も講義をするふりをすることすらやめてしまっていると批判している。(最近は中谷氏の大学では一回でも休講すると必ず補講することになっている。大学の授業料と履修登録はそういう関係である。)

スミスの時代の学生は講義を筆記することが仕事であった。その後学生は必ず清書し直して、まずは保存用に、メモから講義ノートに編集しなければならない。当時はきれいな字を書く専門の人気がいて、皮表紙もつけて、さらには記念品や贈り物用としても立派に製本することもあった。スミスの「法学講義」Bノート (LJB) の表紙に1766年とあるのは、そのような事情を反映していると考えられる。おそらくそういうものが当時の研究書として流通する形であったとも考えられる。そしてこのノートができ上がった1766年には、スミスはすでにフランスに渡っていた。

それ故、スミスの講義での思い違いや学生の筆記の間違い、流通するなかで代書屋が書き間違うとか、二重三重の欠陥が入るということがありうる。Bノートは、信憑性の点で、またそのボリュームからしても、Aノートの前で影が薄かったといえる。Aノートには講義日の日付があるのに対

してBノートではなく、講義経緯が不明でもある。さらにBノートは、当初は渡仏する前の限られた時間内の(簡略化された)集中講義とみられていた。

しかしこれらスミスの法学講義録に関しては、水田洋氏の以下の3点が注目される。「40歳のアダム・スミス：法学講義LJ（B）の成立」(岩波書店『思想』999, 2007年2月), 「アダム・スミスの法学講義LJB：幻の第3の主著」(『日本学士院紀要』62-2, 2007年12月), Mizuta, Hiroshi, "Towards a General Theory of Government: As a Possible Third Magnum Opus of Adam Smith" (『日本学士院紀要』62-2, 2007年12月)。

水田氏は、Bノートはスミスが63年冬に大陸旅行に出る前に集中講義形式で短時間にシラバスを作成し、原稿（の1部）は後継者が代読したのかかもしれないが、Bノートは最終講義として、またさらには（公刊に向けた）中間総括として、スミス法学の到達点を表示する位置にある、とその重要性を強調している。何よりもBノートは最終講義として（Aノートと）どう変わったのかが問わなければならぬ。そしてその法学論の到達点が、スミスの意図に反して（かつての彼の後援者）ケイムズがつれてきた後継者トマス・リードによって、スミスの道徳哲学論について同感論を強く批判していく流れの中で、問われなければならぬという問題提議をしている。

(2) 『国富論』体系の基盤としての『道徳感情論』

スミス研究の新しい展開は、上記に加えて、田中秀夫『原点探訪：アダム・スミスの足跡』(法律文化社, 2002年) や、竹本洋『『国富論』を読む：ヴィジョンと現実』(名古屋大学出版会, 2005年) があげられる。ここでは、（スミス法学論で取り上げるべきものは迷うところもあるが）堂目卓生『アダム・スミス：『道徳感情論』と『国富論』の世界』(中公新書1936, 2008年) に触れる。

堂目氏によれば、『国富論』(1776年) に対して『道徳感情論』(1759年) はその秩序を導く基盤をなしているとみることができる。競争の自由を与えられても、共感の原理から是認されるかどうかが問われる。ホップズの近代市民社会論に対比すると、スミスは人間の独立性を認めても、他人が自分の行動を認めてくれるか、立場を共感してくれるかということによって行動するものだから、平和な状態は得られるものであると主張した。自然状態とは平和状態であるといえる。当時、英仏の植民地戦争が続いているなかでアメリカの独立を認めることになったスミスの先見性が伺える。

堂目氏のスミス論で着目すべきは、市場はモノとモノが流通するところであるが富は人と人を繋ぐものであるという指摘である。商業の発達は人間の相互理解と信頼関係を築き、これによって富が蓄積していく。現在では経済学の発達が進んで、富の追求が先行するようになった。市場の発達により繁栄が得られた結果、富への道と徳への道が



完成記念講演会後の記念撮影

分かれ、後者が後継に退く。経済学においても、人間の相互理解を追及していくという人間が成長していく基盤は、マーケットメカニズムを通じて、ものとともに加えて人と人との交流によって形成されるということを堂目氏は指摘している。

1789年スミスの亡くなる前の年に『道徳感情論』の第6版の改訂版が出たが、これは初版とはかなり違う大きな変更が施され、彼が死ぬまで著作の推敲を続けていたことを示す。1759年の初版で読者に約束した法学の著書の出版を目指すという文章は、第6版でもそのままにしておいたと書き加えているぐらい、彼は最後まで法学の研究書執筆に執着していた。しかし翌年の90年に亡くなってしまったので、その夢は叶わなかった。

最後に、なかでも日本経済新聞社から出された山岡洋訳、アダム・スミス『国富論：国の豊かさの本質と原因についての研究』（上・下、2007年）は経済学者でない翻訳専門家による初めての邦訳の試みであり、これまでの経済学者による翻訳で「富」とされていたのを「豊かさ」とした点で象徴されるように、読みやすさに留意したものとして注目されている。スミスが、研究者だけでなく、多くの人々に浸透することにより、また新しいスミス研究が芽生えることを期待することができる。

3. フロアからの質問に答えて

田中幸世からヨーロッパにおける『法学講義』の位置づけについての質問があり、新自由主義に対してスミスの公共圏の考え方を見直されているとの回答があった。

中村浩爾氏のコメント

まず、ゼミ指導担当者として、この度の翻訳・出版に至った経緯の紹介や、ミークら編者による解説、Aノート、Bノートの書かれた時期についての歴史的考察に関する興味が述べられた。

《コメント要旨》

水田氏の「40歳のアダム・スミス」は、Bノートを重視しているが、Aノートを抜きに考えられるのか。

スミスが新自由主義の立場からよく引用されるが、市場はモノとモノとの交流の場であると同時に人と人の交流の場であり、コミュニケーションの場である。スミスは、欧米ではアカデミズムの場だけでなく、全体に広まっていると思われるが、

日本では、民間では注目されているが、学者の間ではそうでもないような感じがある。スミスはよく取りざたされる割に誤解が多い。経済界ではリーダーがスミスを引用して『道徳感情論』から惻隱の情？の重要性を説いている。市場では自由競争の結果勝敗が決するからそこに参加する個人の倫理観が問われるといっている。これはトリックあるいは誤解のある言い方である。スミスの共感の原理はむしろ市場で経営者が勉強して、先を読んで経営することが重要だと言っているはずで、経団連のリーダーが言っているレベルとは違うものである。勝ち負けの場に持ち込むことではない。またそれらに対して、単にスミスを知らないというような批判の仕方にも問題があるといえる。

昔から問題になっている『国富論』と『道徳感情論』の関係について、どちらが主であるかといった問題の立て方そのものに歪曲された面がある。新村氏によれば、スミスは『法学講義』抜きには語れない。これを基軸としてスミスの著書を考えなければならない。またスミスの重点はどこにあったのかとか、経済学者なのか、法学者なのか、道徳哲学者なのかといった問題の立て方がおかしいのであって、修辞学を重視したのは人とひととのコミュニケーションを大切にしたからそのような方法論をもって臨んだのであると考えるのがいいのではないか。

その他、中村氏より、A. センとの関係、スミスの共感の原理、方法の学者としてのスミス、スミスが大切にした修辞学についてなど興味深いコメントがあったが誌面の都合で割愛する。

ゼミ員による研究報告

最後に服部寿子氏が、『法学講義』を読み始めてスミスが4段階論にたち、人間社会の生産力の発達に伴い所有権が発生し、人格形成と人間発達に結びついているとの考えを持っていたことを知った。

『資本論』では冒頭で‘資本主義的生産様式における「富」は「巨大な商品のかたまり」として現れる’と記述されている。このことからスミスが4段階説において最終段階を‘商業時代’としていることを理解することができた。これを入口に今後もスミスの経済学とマルクスとの関わりなど、さらに研究したいとの希望を述べた。

（はっとり ひさこ／たなか さちよ 所員）

グローバル経済社会を読む（上）

MASUDA Kazuo

増田 和夫

I はじめに

グローバル経済社会を考えるための基本的な二つの著作から基本的な論点を引き出すことにしよう。



森岡孝二編『格差社会の構造——グローバル資本主義の断層』（桜井書店、2007年）では、アメリカ発の働きすぎの震源地をさぐるなかでグローバル資本主義が位置づけられている。「生産過程だけでなく、流通過程でも事務労働でも、業務や機能のグローバルな統合と分割が進む」（p.62）なかで、多様な資本主義が、その部分構造を相互乗り入れするなかで、「新しい働きすぎ」が生まれていることが指摘される。

仕事は正社員のみに、手当はアルバイト給という「ワーキング・プア」が拡大するのが、グローバル経済社会の特徴であるととらえている。

「衣服も部品の組合せ」として認識し、中国工場へのネットワーク発注によって製造小売りシステムで成功したとされるユニクロの柳井社長は、ユニクロブランドを、労働者の制服からワーキングプアの作業着にまで高めたのである。

このように、いたるところで、組み合わせ可能であり、かつ分離・分解可能な部品（モジュール）によって結びついているグローバルな労働過程の展開をベースとした新たな資本主義の発展段階を、

筆者（＝増田）は、「ケータイ資本主義」と呼んでおきたい。労働現場から、さらに高度な政治的・法的な仕組みにいたるまで、社会構成の原理が取付・切断可能で、その結節点がつねに移動していくという特性を、モバイルでどこでも接続可能というケータイの特質にもとめた考え方である。



碓井・大西編『格差社会から成熟社会へ』（大月書店、2007年）では「国家をこえた労働条件のルールづくり」を最重要課題と位置付けている。そこでは各国の資本主義的特質は消え去り、世界標準としてのグローバル・ガバナンスの重要性が説かれている。グローバル化に伴う規制緩和・自由化が「市民社会的諸力の活性化の条件」となっていることが強調される。進行中のグローバル化を避けがたいものとらえ、その能動的および積極的な側面を把握して、グローバルな社会変革のための基盤を見出そうという考え方である。「ケータイ資本主義」においては、資本主義そのものも取付・取外し可能で、その問題点を自在に修正可能とする見方は、驚きも含めて魅力的といえるが、グローバルな資本主義の現実からみたとき、グローバル資本主義の断層と副題をつけた前著のリアリティーが際立つようにも思われる。

さてそれでは、グローバル経済社会の現状分析と変革可能性を統一させて理解するにはどのような問題把握が必要なのだろうか。以下、グローバル経済社会に関する近年の研究成果を鳥瞰するなかで、この問題を深めてみたいと考える。

II グローバル経済社会の理論的把握

「グローバリゼーション」・「グローバル化」・「グローバリズム」というように、グローバル経済社会は多様な理解のもとにあると思われるが、この三者はどのようなコンテクストのもとで使われているのだろうか。

「グローバリゼーション」という場合には、基本的で抵抗し難い傾向性によって事態が進行しており、そのこととかかわって、さまざまな社会問題がグローバルに出現し始めていることを示唆する表現であったと思われる。

グローバル化という場合には、それまでの国民国家や地域社会が衰退・解体されて、それに代替するグローバルな体制（システム）が成立してきていることを示唆する表現であった。

グローバリズムという場合は、グローバルな経済社会の成立のみならず、その思想的な基盤が問われることになり、単なる強制と支配の関係性をこえる、ヘゲモニックな関係性としてグローバル経済社会の進行が問われることになった。



『グローバル化理論の視座』（中谷義和編著、法律文化社、2007年）においては、グローバル経済社会が「偏差状のグローバルな資本主義」（p.5）として把握されている。そこで主張される「偏差状資本主義（variegated capitalism）」とは、多様な、変異体、まだらの、雑色の、といったような意味合いの、Variance 分散および差異を内部に含みこんだ、「ゴツゴツした資本主義」がグローバル経済社会の実体であることが強調されている。

これまでのグローバル経済社会を把握する二つの潮流を整理し批判している。

世界資本主義の統合化は、圏域における「補完性、矛盾、危機傾向」を調整したり転移しうる「資本主義の多様性」からのアプローチを不十分なものとともに、グローバルな分業が「単一の偏差状資本主義」という「内的統一形態」を生み出していると見る見解は「資本主義の多様性」をネグレクトしていると評価するのだ。

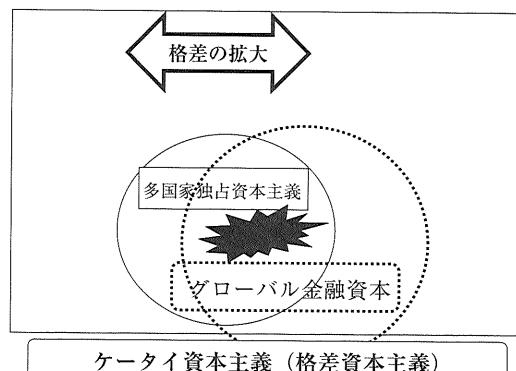
多様であって、分裂しているものが、ある統一のなかにある。ということはどういうことなのだろうか。

上記の論理的な矛盾を解決する視点がマルクスの「世界市場」論であるという。世界市場とは「すべての関係諸力が交差するアリーナ」であり「生産はすべての契機を備えた統一体として現れるとともに、その内部において、すべての矛盾が浮上することになる。」（p.6）

グローバルな分業と圏域の調整メカニズムが交差するところに「世界市場」が成立しており、その内的な矛盾と運動法則の解明が求められている。特定の空間から流出した抽象的労働（価値・貨幣・資本）と特定の場所および地域に住みかを求める価値実現（価値形態）の条件の間に生まれる諸矛盾を注視するということである。

「多数の決定要因の具体的な総合」（p.20）が成立するグローバル経済社会において、「抽象的労働が展開し、具体的労働は世界労働を包括する多様な労働様式の全体となる。」

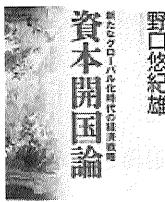
この場合の資本の具体的な形態としては、「多國家独占資本主義」「グローバル金融資本」などが考えられよう。このような資本形態が機能する資本主義を以下に図示しておこう。



III グローバル経済社会の現状分析

グローバル経済社会の現状分析について、まず三つの主要な著作を取り上げ、その主張するところをまとめてみた。

まず、野口『資本開拓論——新たなグローバル



化時代の経済戦略』（ダイアモンド社、2007年）を取り上げる。

野口は格差問題の根本には、グローバリゼーションとIT化による可動労働力の爆発的増加という世界経済の構造変化があり、これに対応するには産業構造の変革以外にはないと論じて

いる。世界賃金の平準化傾向と利子率の低下傾向が格差問題の原因だという。また、ゼロ金利下では、家計から企業へ、この10年間で200兆円が所得移転し、家計の貧困化と企業の富裕化を促進したことが指摘される。野口は論じてはいないが、このような家計の貧困化が労働市場を圧迫して、賃金の下落傾向を強めたということも指摘しておきたい。

野口によれば、低金利政策は企業の負債を減らすという後ろ向きの効果しか持たず、結果として従来の産業構造を温存させることになった。この金融緩和は、デフレ対策を目的として、2000年以降も継続されたが、物価の下落は世界的な構造変動のなかで生じたものであり、貨幣供給量の増大が国内物価へ直接に影響を与えるという金融政策の前提は崩れ去ったのである。

デフレ現象は、中国やアジアからの安い商品（消費財）の流入の結果生じており、かつまた、国内企業は原材料価格の高騰という、輸入品の相対価格の大幅な変化という事態に直面して収益を悪化させ、雇用の流動化や賃金の低下を結果することになった。

上記の問題の解決には、従来型の産業構造を改革し、より付加価値の大きい商品・サービス群への生産のシフトが必要だという。従来の産業構造を前提とした需要側・供給側に対する政策は無効となったのである。

また同様に円安政策も旧来の輸出主導型の産業構造を温存させ、日本への資本投資を抑制したのみならず、海外からの資金需要を促進させることによって世界的なバブルの発生源となってしまったのである。

単一のグローバルな経済社会の進展のなかで、一方では国際標準に準拠して自国を再構成させながら、他方で差異（高付加価値化）を生み出せなければ、退場するしかないという矛盾した要請にこたえるための決定的な媒介項は見いだせていない

ままである。



第二に取り上げるのが、武者隆司『新帝国主義論——この繁栄はいつまで続くか』（東洋経済新報社、2007年）である。

武者による従来の経済常識では解けない20の謎は、すべてが21世紀の新しい「帝国」の出現

によって説明されている。経済学的にいえば、以下の4点にまとめることができる。1) 金利と国民所得との因果関係（LM曲線）が断たれたこと。2) 投資＝貯蓄という一国分析の枠組み（IS曲線）がなりたなくなってしまったこと。3) 失業率と物価の因果関係（フィリップス曲線）が失われたこと。4) 規模や範囲の経済性（国民国家の経済性）が働くなくなったこと。

これらの現象は、国家による国民経済の総括という20世紀的常識を覆す、多国籍企業の帝国（国民国家を臣下・従属国として従える）が出現したというものである。

武者が強調するのは、国際取引統計が多国籍企業の活動を補足できなくなっているというものである。海外での超過利潤（低賃金活用によるコストダウンやキャピタルゲインの取得）が過小評価されているというのだ。また、生産性の上昇を享受できる国とできない国が存在しており、独占価格によって交易条件を安定させることのできる国と、生産性の上昇が直接的に商品価格の低下と現れることで、生産性上昇の利益を商品価格に織り込めない国が存在することを指摘している。この価格のアンバランスが投機的な活動によって増幅される場合、独占価格を維持・拡大できる帝国への剩余の集中が生じるということになる。

また帝国による債務の拡大は、新興国において資本として活用され低賃金の労働力と結合することによって、「資本の前貸し」として機能する。その結果得られる剩余が債務の利払いを支払ってあり余るものである限りで、この債務循環はグローバルな「資本の前貸し」として機能することになる。帝国の債務の拡大はグローバルな資本蓄積に媒介されているかぎり無限に実行可能となっている。

武者はこのような構造が超過利潤によってさえられており、「大きな不均衡と矛盾の蓄積」があることを認めている。これらの矛盾のなかで、と

りわけ重要なのが比較優位の原理を成り立たせないような「非対称性」の存在である。収穫過増産業と収穫過減産業において、それぞれに特化した国が相対価格の変化を通して、各国間・地域間の格差をさらに拡大していく方向で調整が行われる。

武者は、「地球帝国の基本矛盾」を3点にまとめている。

- 1) 恒常的デフレ圧力の存在（過少消費）
- 2) 格差の拡大が繁栄のエンジンであること（寄生性）
- 3) 利潤率上昇と利子率低下（投機の時代）

帝国主義は資本主義を弱めるものという認識を提示しており興味ぶかい。「『地球帝国』経済から『共和国』経済へいかに脱皮していくか、人類の知恵がためされる」という結論で終わっている。

武者によれば、帝国の繁栄の終焉は辺境（フロンティア）の消滅によって差額地代が遮断・消滅することによって、インフレの発生と金利の急上昇が生じる可能性を指摘している。その場合、発展途上国に生じるであろう収穫過減構造（利潤率の低下）が引き金となる資本逃避によって、対外資本依存度の高い、ようするに外資主導型の経済発展の途絶が帝国の息の根を止める可能性を指摘する。「地球帝国」の繁栄がロシアの資源と中国のチープリバーナーに依存するという構造に由来するかぎり上記のリスクは拡大傾向をたどるであろうと締めくくっている。上記のリスク要因をコスト化する仕組みを要請しているのである。

グローバル経済社会の進展が、超過利潤を媒介として、差異の構造（格差）を拡大再生産しているという現状認識には学ぶべき点が多い。しかし帝国の超過利潤に替えて、共和国の適正利潤（民主主義）を求めるという改革方向は、あくまでもグローバル経済社会が、その支配構造の変革なしに改革可能という楽観論に結びつかざるをえない。このような傾向は、ロバート・B・ライシュの近著『暴走する資本主義』に顕著にみられる。

第三に取り上げるのが、水野和夫『人々はなぜグローバル経済の本質を見誤るのか』（日本経済新聞社、2007年）である。

水野はグローバリゼーションの本質を、資本による利潤率回復運動）であると定義している。そのグローバリゼーションの

もとで生じている構造変化を三つに分類している。

- 1) 帝国の出現と国家の退場
- 2) 金融資本の圧倒的優位性
- 3) 格差=二極化の進展

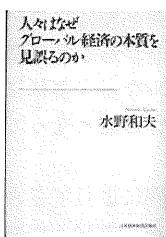
まず第一の帝国の出現が国家の退場とイコールであるかどうかを検証してみよう。

国境をもって確定されていた「近代」が、ITとグローバル化によってその前提を覆された結果、従来（近代）の経済常識が通用しなくなつたことが指摘される。はたして本当にそうなのだろうか。東証の商いの60%が外資によるものといわれ、水野もオイルマネーが日本の株価を決定しているカラクリについて論じている。しかしグローバル化とはあくまでも国民経済の装いのなかで、国際化した資本がその姿を実現させていることを意味するのではないだろうか。

国家が消滅する場合、利潤率低下に反対する運動であるグローバリゼーションも衰退するのであり、帝国が興隆するなかで国家が消滅するという単純なものではないと思われる。いわゆる帝国の超過利潤は、各国間の利子率や利潤率格差を前提にして存在するのであり、この格差が消滅する場合、帝国の超過利潤も消えてなくなるのが裁定取引の常識なのである。

水野は、先進国での投資が利潤率の低下に伴う利子率の下落をもたらしている点を指摘し、「先進国では資本を実物に投資しても儲からなくなった」と述べ、「通貨価値が過小評価されている国に実物投資が集中」したことをグローバリゼーションの実態として取り上げている。利潤率の上昇は、新興国・国民国家の通貨が実勢よりも安く維持されていることが原因であり、日本やアジアの過剰貯蓄が利子率の長期的低下を恒常化させる結果、この両者を結び付けるファイナンスは裁定取引の性格を帯び、金融商品の持続的な価格上昇に結びつくということになる。

水野は「中流階級が台頭して中国が内需主導型経済に転換するまでの間、先進国の消費ブームによって吸収しないと、需要（消費）と供給（投資）が一致せず、世界的な過剰生産に陥ってしまう」（p.46）危険性を指摘している。これに関しても、その消費ブームが先進国の低金利を前提とする信用メカニズムによってファイナンスされるという仕組みによって問題が先送りされるならば、長期において過剰生産が露呈しないという可能性も残



されている点が注意されるべきであろう。

このような構造を水野は、「金融経済が頭で、実物経済が尻尾になった」と特徴づけている。2004年時点での金融取引の規模は実物取引の93倍になったことが指摘されるが、これは、剩余価値1単位を実現するためになんとその100倍近いリスクヘッジが必要となっているということではないのだろうか。世界実質利子率が1%の水準まで低下していることを意味するのではないだろうか。

つぎに、第二の金融資本の圧倒的優位性について検討してみよう。

国際金融資本によるワールドなファイナンスを実現するために、米国は金融自由化に代表される「フロー戦略」と外国の内政に干渉する「ストック戦略」を用いていることが指摘されている。金融資本が諸国家を従属させているという姿であろうが、さまざまなグローバル・スタンダードの事実上の強制に怯える日本の実業・金融界は第二の敗戦処理の過程で国際金融資本に対する金融的従属か、さもなくば自ら国際金融資本となって行動するかの選択を問われていることになる。

資産価格の上昇がGDPの成長率や消費の増大と相関関係を強めていることが指摘されており、国内においても金融資本に対するその他の資本や国民生活の従属性が強まっているという議論となっている。

石油価格の上昇も、その売買代金が米国市場へ余剰資金として還流してくるかぎり米国の資本市場の底上げにつながり、それが国内消費を促進することによって、米国の景気は長期的な拡大をつづけることができるという論調になっている。現在（2008年8月）においては、石油先物の市場と米国内の証券市場でのプラス方向での連動性は断たれ、マイナス方向での動きがはじまっているように見受けられる。実物経済に根拠をもたないストックベースの金融資本主義的蓄積がどこまでもつくものではないことを証明しているかのようである。水野のいう金融資本の圧倒的優位というのが一時的現象であるのか、あるいは継続的な現象となるのが予断はゆるされないと思われる。

第三に、格差・二極化の時代についてみてみよう。

まずは、世界経済の二極化論についてである。水野によれば帝国は、米国・中国・インド・ロシア・トルコ・ブラジルであり、その他の先進国・国民国家との対立が生まれ、2050年には世界GDPの60%をこれら帝国が占めるようになると論じている。

「ボーモルの収斂仮説」を用いた実証を簡単に否定することは難しいが、水野も指摘するように(p.92)、旧来の国民国家は、巨大都市を中心として国民国家化していく可能性が大きいのではないかと思われる。都市帝国の成立によって、国民国家そのものの編成替えが生じるのではないかだろうか。水野が指摘する帝国も、これらの都市帝国に対して金融的・社会的・文化的なポジションを明確にしていかないかぎり従属帝国としての地位を脱することができないということになるのではないかだろうか。

また日本国内の二極化にしても、大企業・製造業VS中小企業・非製造業という括りがそのまま通用するかどうかが問題となってくるだろう。大企業・製造業がグローバル経済圏で、その他がドメスティック・経済圏にとどまるという考え方もそのまま首肯することはできないのではなかろうか。むしろ水野のいうグローバルに転換できる産業群としてのIT産業（非鉄・電気機器・精密機械・一般機械・情報通信）に関しても、その優位性が長期のものである保証はない。むしろサービス業のグローバルな展開が日本の主導産業そのものを様変わりさせる可能性が大きいのではないかと思われる。

水野によるグローバル経済社会の実証分析は、最初に提起したグローバルな矛盾を展開させる重要な論点を引き出させる。グローバルな実物資本の蓄積と貨幣資本の蓄積を媒介する契機に関する問題である。

（まだ かずお 所員 京都経済短期大学）

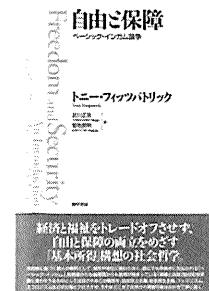
編集局注：つづきは、119号に掲載いたします。

書評

トニー・フィッツパトリック著／武川正吾・菊池英明訳

『自由と保障 —ベーシック・インカム論争—』

勁草書房 2005年4月 本体価格3600円



I BI論争の諸相

本書は、著者のトニー・フィッツパトリック（Tony Fitzpatrick）が1999年に出版した *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate* の翻訳書である。

本書は、ベーシック・インカム（以下BI）構想に関する“俯瞰的な見取り図を手に入れたい場合には非常に役立つ”と評されており、BI論の入門書として高い評価を与えることが可能である。本書を貫く基本的姿勢は「BIはイデオロギーの産物である」（225頁）という指摘に見られるように、急進右派、福祉集合主義、社会主義、フェミニズム、エコロジズムなどの思想的立場の各々が、BIに何を求め、何を拒否するかを明らかにしようと臨むことである。本書は、それぞれの立場からのBI構想のなかにどのような政策パッケージが用意されているのかをパラレルに分析していくなかで、結論として、BIがすでに現実の政策課題になっていることを明らかにしている。

では、本書の具体的な内容に目を移して行こう。本書は第I部「周辺視」と第II部「誰にとっての自由か？誰にとっての保障か？」という2つの部分から構成される。第I部の表題は、原書では *Peripheral Visions* とあり、これは「周辺からの見解」という意味であると解される。著者は、論争の当事者としてではなく、周辺にいる者として論争を観察した方が、議論をより深く理解できると指摘する。

第1章の「基本に進め」というタイトルは、非常に含蓄に富んでいる。「基本に戻れ」ではなく「基本に進め」という言葉は、BI構想をめぐる社会保障制度の分析を行う指針として、非常にシンボリックなコピーである。

次いで、第2章「社会保障の給付と負担」ではイギリスの給付システムに焦点を当てた、現状分析が行われる。

BIそれ自体が、どのような内容を持つ政策であるかについて知りたいという読者には、第3章「ベーシック・インカムの原理」を読むことをお勧めしたい。第3章では、「BIとは何か」「BIにはどれだけの金額が必要になるのか」「BIの提言に関する歴史はどのようなものか」「BIが注目に値するのはなぜか」という4つの問い合わせに答えてい

く。まず、BIとは、各市民に定期的に無条件で支払われることが保障された所得のことである。この場合、無条件とは、労働上の地位、雇用の有無、労働意欲、婚姻上の地位とは関係がないということを意味する。筆者によると、社会配当、参加所得あるいは負の所得税といった所得保障政策は、BIのイデオロギー的な変種として位置づけられている。

BIの導入のために必要となる金額として、本書においては、1995-96年度のイギリスの社会保障支出をもとに、具体的な数値が試算されている。まず、年間社会保障支出総額の808億ポンドをイギリスの全人口である5,500万人で割ると、1人当たり1,469ポンドのBI額が算出される。週に直すと約28ポンドである。この額はさほど多くないが、BIを導入することで不要となる制度的支出も財源へと追加される。ここでは、①社会保障制度の管理費用36億ポンド、②奨学金総額22億ポンド、③所得税控除355億ポンド、④社会保険料割引201億ポンド、住宅補助96億ポンド、が挙げられている。これらを前掲の社会保障支出と合計すると1,518億ポンドとなる。これを全人口で割ると、1人年間2,760ポンド、週約53ポンドとなる。しかし、この額のみでは、いまだ本来のBIと呼べるものではなく、部分BIにすぎない。本書では、週約50ポンドというBI額は、平均勤労所得のおよそ15%の水準の所得にすぎないと指摘されている。したがって、完全BIの実現のためには、更なる財源の確保が必要となる。なお、日本における社会保障支出のBIへの置き換えについては、小沢修司著『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平—』（高蔵出版、2002年、169-176頁）において、日本の諸制度に則した試算がなされているので、ご参照いただきたい。そこでは部分BIではなく、1人当たり月8万円という完全BIを導入する場合の具体的な財源計算をみることができる。

さて、BIの歴史的な展開を踏まえる際に読者が最も関心を向ける事柄は、「なぜ今、BIが注目を浴びることになったのか」という点であろう。著者はその答えを、ケインズ・ベヴァリッジ主義福祉国家の衰退→新しい福祉の未来を予測する動き→その中におけるBIへの注目、という文脈で捉えている。ここで、注目すべきは、今まで

の歴史においてBIが政策論争の中において傍流にあり続けた理由として、BIのもつ「中範囲の効果」を指摘している点である。著者によると、BIの効果は中範囲であるため、低賃金・失業・貧困等の個々の政策別では他の政策に敗れてしまうという。したがって、政策決定者が社会的目標を単独で吟味する傾向がある段階では、BIは政策として導入され得ない。しかし、逆に言うと、全ての政策を見渡せば、BIは高得点であり、全ての社会的目標を射程範囲に置くことが可能な政策という側面をもつ。

加えて、ここでは、現代でBIが取り上げられる理由として市民権との関連も論拠として挙げられている。本書では、受給資格と市民権の原理を重要視するBI構想は、「市民権の原理を社会保障システムに導入する最初のものとなるであろう」(54頁)という展望が語られる。この点は、BI制度の存在の哲学的正当性・規範性を問う論点であろう。

第Ⅱ部では、各イデオロギー的立場とBIとの関連についての議論が展開されていく。本書の前提是、「BIが、どのような特性、意義、効果を持つかは、BIの実現されるイデオロギー的社会環境がどのような性質をもっているかによって異なってくる」(5頁)という点にあった。したがって、第Ⅱ部の第5章から第9章では、それぞれ「急進右派—普遍主義的資力調査」、「福祉集合主義—選別主義的な保険を超えて」、「社会主義と社会配当」、「フェミニズムとBI」、「エコロジズムとBI」といったタイトルのもと、どのイデオロギー的立場にあるかによってBIの政策的な特徴や社会的含意がどう変容するか、という疑問を解明する作業が行われていく。

分析の方法としては、各章（各イデオロギー的立場）とも、「①市民権をどのように定義しているのか？」、「②福祉国家をどのように批判しているのか？」、「③給付システムをどのように批判しているのか？」、「④以上の三点を踏まえたときBIの主な利点と欠点は何か？」、「⑤このイデオロギーは、どのような種類のBIを支持するのか？」という5つの問い合わせるべく、それぞれ5つの節から構成されている。

書評としての紙幅が限られているので、ここでは第8章「フェミニズムとBI」について評してみたい。まず、フェミニズムにとっての市民権とは「平等の差異の調停」(179頁)であると考えられている。これは、性の平等を保障するためには、性の間で異なる取扱いをする場面が必要に応じて生じてくるということである。したがって、フェミニズムにとっての権利と義務は、広い定義をもった、包括的なものが求められるという。次いで、福祉国家は次のように批判される。「福祉国家は男性の自立の名の下に、女性の依存を生み出す」(180頁)と。フェミニストは、福祉国家のもつ一般的な諸原理については

支持しているのであるが、「現在の形態に対しては非常に批判的」(181頁)である。給付システムについてはどうであろうか。フェミニズムは、そこにも男性依存という想定がそのまま残るものである、として高い評価を与えていない。

さて、ではBIについて、フェミニズムはどのような点数を与えるであろうか。著者は、BIが女性に対して与えると思われる4つのメリットと3つのデメリットについて検討し、給付の場面での男女の扱いを平等にすることで女性の地位の平等が実現するが、「BI 자체はセックスとジェンダーにおける差異について何も言わない」(194頁)とみている。ただし、BIとジェンダー平等のためのいくつかの政策をパッケージとして組み合わせることで、BIがフェミニズムにとって検討に値する魅力的な政策であると結論づけている。

これらの第Ⅱ部の分析のなかでは、各イデオロギーの要点が的確に纏められており、読み進むにつれて、読者は、欧米で行われているBI論争の概要が非常に明瞭に理解できるようになるだろう。

Ⅱ われわれの論点

以上、本書の内容をごく簡単に紹介してきたが、以下、紙幅の許す限り、われわれが本書を通して感じた論点を纏めておきたい。

まず、本書全体を通じて、フリーライダーを容認するか否かが、各イデオロギーの立場に共通する大きな論点であると感じた。働くなくとも所得が貰えるBIに対して、拒否反応を示す意見が多数寄せられるであろうことは予想に難くない。どの立場であれ、多くの人々が、BIの考えに初めて触れたときには、無条件の収入はフリーライダーを産み出し、働くない傾向のある怠け者たちを大量に生み出すだろうとの感想を抱くだろう。

しかし、ここで、BIの導入が決まった世界を想像してみよう。自分の預金口座にBIが振り込まれていれば、自分自身はどんな使い方をするだろうか。指摘しておきたい重要な事実は、BIの導入により、“自分自身であればどう生きるか”と考える機会が提供されることである。これは生活の主体性の問題であるとも言える。重要な点は、働くにせよ怠けるにせよ、それらの行動が強制ではなく各人の選択により行われたということなのである。

また、BI構想の提案は、日本においても、所得税制や消費税制、諸手当、企業内福祉などの既存の諸制度について、世代や階層を問わない幅広い議論を引き起こすだろう。本書でも述べられているように、BI論争が現在の社会保障制度の抱える問題点を炙り出し整理していく役割を果たしているという側面に、BI構想の大きな成果と存在意義を認めることができるのである。その意味で、

BI構想は、実現不可能な理想社会を論じる雲の上の話ではない。BI構想は、既存の諸制度が機能するなかでの日常の現場を省みるための理論装置でもある。

最後に、なぜわれわれがBIに魅力を感じるのか、なぜそれを研究対象として取り上げるのか、について述べておきたい。それは、端的に言えば“貧困”的問題にある。小泉構造改革以降、社会的格差の拡大は単なる差異の意味を超えて、貧困ないしそこから生じる貧困現象として認識され始めている。今日の日本社会で深く進行している貧困問題をどのように解決するかが、社会保障、社会政策を考える上で不可避の問題となっている点は、もはや論を待たない。格差の問題は程度の問題であるが、貧困問題は程度の問題ではなく解決すべき問題である。

本書によれば、「BIの支持者たちは、政治的信条の違いを越えて、救貧という目的を望ましいものと考え」(39頁) ており、「BIは、貧困や失業の罠を取り除くか、かなりの程度軽減する」(4頁) ものであるとみなされている。したがって、どのイデオロギーの立場にあっても、BIを導入しようとする構想の根底には、貧困をなくすという明確な目的意識が読み取れるのである。

この事実は、今日の日本社会の行方や種々の社会保障制度改革に関する議論に一定の方向性を与えるものとなるだろう。社会保障制度改革に関する議論は、制度の有する様々な矛盾を指摘してはいても、その制度が本来果たすべき役割と惹起している問題、とりわけ貧困問題に向き合っているとは言い難い。ベヴァリッジが目指したように、社会保障の目的には貧困をなくすことがあった

はずである。しかし、そうした理念の下に生まれた福祉国家体制は、結局は貧困を取り除くことができなかった。

BIの導入が、賃労働を通じて自らの生活を成り立たすだけの収入（賃金）を得ることが困難な人々（貧困者）をなくすことは、論理上確実である。ただし、ここで注意しておかねばならないのは、人々が貧困の深刻さを認識させられるのは収入の少なさによってではなく、そのことによって引き起こされる様々な貧困現象を通じて認識させられている、という点である。したがって、われわれは、最低限度の生活を営むに足る所得をBIによって個人に保障し得たとしても、そのことが貧困現象を直接的に解消することにはならないのではないかという疑念を抱いている。もし貧困をなくすことが実現するのならば、BIは魅力的な構想である。しかし、給付のあれこれを議論するだけに留まっている状況では、BI導入後の社会が貧困をなくすことが可能かどうかについての確信が、いまだに持てないのである。また、BIの支給により得られる余暇時間を、人間の発達のための活動を行う自由時間として位置づけていくと、そこには、BIの人間発達論的展開が可能となる。

したがって、今後のBI論争の方向としては、一次元上のレベルの議論として、生活に資する所得を個人に保障した上で、社会的排除などの貧困現象を生まない仕組みと発達に資する仕組みをどのように構築するかについての検討が求められる。

(梶原太一・小林伸考・中村美樹子・橋本慶一)

書評

松尾匡著

『はだかの王様』の経済学 —現代人のためのマルクス再入門—

東洋経済新報社 2008年6月 本体価格1900円

I はじめに

筆者は数理マルクス経済学の分野で日本を代表する学者である。社会主义が崩壊しマルクス経済学やマルクス主義の退潮がいわれたなかでも、あくまでその正当性を主張し、従来の解釈の誤解などについても指摘してきた。いわばスジガネ入りのマルキストである。また筆者には、マルクスを現代の経済学や他の社会科学などとも関連さ



せて論じる能力において、他に追随を許さないものがある。そのような人物がマルクスの理論体系を解説する書物を書いた。このような本の出現を鶴首していた人も多かったであろう。

本書は、ネットの世界においてもたいへん話題となつたようである。多くの人々の間で激しい議論の応酬があったようだが、それは、筆者がそれだけ注目されているということの証であろう。今や筆者は、多くの人々にとってその発言がいちいち気になるオピニオン・リーダー

的存在なのである。

まず、まだ読んでいない人のために全体の概観を与え、それから本書の意義等、若干の私見について述べる。

II 内容

全体は、「はじめに」と「おわりに」をのぞくなら八つの章で構成されている。全体を四つに分けるならば、第1章、第2章、第3章はいわば疎外の原理論とでも呼ぶべきパート、第4章、第5章は、疎外論によってマルクス経済学を読み解くパート、第6章、第7章は、疎外論をゲーム理論的に解説したうえで、それを使ってマルクスの社会理論や史的唯物論を読み解くパート、第8章は、これまでのマルクスの議論を踏まえたうえでの将来社会への筆者の展望についてのパート、ということができるようか。

第1章「『はだかの王様』で世の中を見ると」は全体の導入部分である。タイトルの「はだかの王様」の話やさまざまな歴史的な出来事などをとりあげて、はだかの王様のロジックを説明している。疎外とは観念が人々から自立化することによって逆にそれを生み出した人間を縛ってしまうことであり、それは自由なコミュニケーションが実現しないがゆえに生じる。

第2章「おカネはどうして通用するのか」においては、貨幣をめぐるさまざまな問題について疎外という視点から解説している。貨幣が流通するのはそれ自体に価値があるからではなく、人々がそれぞれ、他人が受取ってくれるだろうという期待をもつからである。それでは、なぜそれ自体何の役にも立たない貨幣が受取られるのかというと、それは人々の間に自由なコミュニケーションがないために各自のニーズや能力をわかりあえないからである、と述べられる。

第3章「『疎外』ということ—『はだかの王様』の哲学」では、マルクス疎外論にいたる哲学の系譜について説明される。ここを読む際に押さえておくべきことは、疎外そのものと疎外の生み出す結果とが区別されることである。よく国家＝暴力装置といったことが語られるが、それはあくまで疎外の結果にすぎない。根本的な問題は、すでに実現されている人間の社会性という本質が、貨幣や国家という形をとることによって逆に人間を苦しめる「疎外」という事態そのものにある。そして、本書を読み解く鍵となる重要な「マルクス疎外論の公式」(93ページ)が提示される。

第4章「資本主義経済の仕組みを疎外論で説く—価値・価格・搾取」においては、これまでに説明された疎外論のロジックで『資本論』における価値と価格の関係や搾取論が説明される。そしてヒトとヒトとの関係がモノとモノとの関係として外化されてあらわれるタイプの

疎外が「物象化」であると述べられる。

第5章「資本主義経済の仕組みを疎外論で説く—資本の蓄積」においては、そのような物象化の結果としてモノの側の肥大化が進む一方、ヒトのほうはそのための手段になるという事態（資本の自己増殖）について説明している。それこそが現代社会における「壮大な本末転倒」(155ページ)である。

第6章「ゲーム理論による『はだかの王様』型制度分析」では、まずゲーム理論や制度分析が簡単に説明され、次に、それが従来の方法論的個人主義や全体主義よりも疎外の説明力において優れていることが述べられる。そしてマルクス流の疎外が、ゲーム理論におけるナッシュ均衡の概念で再定式化される。

第7章「制度の変化のゲーム理論分析」では、制度変化の理論をとり上げ、複数均衡の問題やS字型の反応曲線による制度変化の動力学が説明される。均衡から均衡への移行が実現する場合としない場合などについて、それをS字型反応曲線の形状などから解説する。

第8章「疎外なき社会を求めて—今できることとできないこと」では、疎外のない社会を求めて今なにができるのかを、身近な例をあげ、また筆者自身携わった久留米市での町づくり活動などを紹介しつつ説明している。疎外なき社会の実現のために、一挙にそれをめざすのではなく、日常生活のなかで足下から取り組むことの意義を強調している。

III 特徴・意義

まず、歴史などについての膨大な知識を駆使しつつマルクスの理論を一冊の本にまとめきった、筆者の力量に敬意を表し、またその労をねぎらいたい。その知識の該博さや論理的展開の巧みさ、難解な理論を例を交えつつわかりやすく説明していくその手際のよさには、ただただ脱帽させられるばかりである。

本書は、久留米市の市民講座で筆者がおこなった連続講義がもとになっているようである。タイトルの副題に「再入門」とあるので、マルクスについてある程度知っている、あるいは過去に学んだことがある人を読者に想定しているのかもしれない。しかし、とりたてて予備知識が必要というわけでもなく、はじめて入門するという人も面白く読めると思う。

評者は次のような点が本書の意義であると感じた。

まずは、マルクスの体系を「疎外論」という視点から統一的に解説したことである。非常に明快な疎外の公式（マルクス解釈からでてきたというよりもゲーム理論からでてきた？）が提示され、これによってマルクスのさまざまな議論が、すべて一貫性をもつものとして理解できることが示された。このことの意義は大きい。

また、それによって疎外論の理解が刷新された。筆者は疎外論を、“主体vs客体”といった哲学的タームから解放し、社会科学的な概念へ鍛えあげることに成功した。疎外された状態は、コミュニケーションができない個人の間のゲーム論的な安定状態としてとらえ直される。このような、経済学において主流となっている知見とマルクス理論との関連性を見出そうとする試みは、たいへんユニークである。新しきをもって古きを知ろうとする試みとしても非常に興味深く感じた。

IV 疑問、提言

最後に疑問点などについて述べておきたい。紙幅の都合上、一点にとどめる。

一言でいえば、筆者自身がマルクスをどこまで受容しているのかがわかりにくかったということである。マルクスについての解説書なのだから、筆者自身がどう考えているかということは副次的な問題とも思われる。しかし第8章で筆者みずから見解を述べているので、一つの論点とはなりえよう。簡単にいえば、それまでの内容と第8章で語られていることの間に、筆者が書いている以上の違いがあるのではないかということだ。

字面だけを追えば、マルクスの歴史や社会の認識そのものは受け入れるが疎外の克服の方法論は異なる、と筆者はいっているように読める。つまりマルクスのように一挙に疎外を克服するのではなく、「自分たちの手の届く範囲から」(236ページ) 徐々にそうするのだというように、である。そこから、筆者はマルクスの社会認識の枠組み自体は無謬であると考えているようにとれる。

だが、そこで書かれているのは単なる方法論の転換というものではないと思う。むしろ、これまで述べてきたマルクス的な歴史・社会観にいくらか修正を迫るようなものではないだろうか。

つまり実質的には、疎外の克服よりも疎外の結果としてのその暴走を防ぐということが重要だといっているの

ではないかということである（もしかしたら筆者は、“克服”という部分にこだわる点にマルキストの証しがあると考えているのかもしれないが）。筆者は、現在起こっているさまざまなこと（NPOの活動など）に疎外の“克服”という意味を読み取ろうとしているが、すこし違うようだ。第8章で筆者のいいたいことは、要するに、自分たちの日常生活のなかで民主的に自己決定できる領域を広げていこう！というであろう（273から274ページにかけて書かれていることはそういうことだろう）。

だがそれならば、疎外の“克服”という言葉にそれほどこだわる必要はないのではないか。それよりは、むしろ、その必然性は認めた上で、暴走しないように民主的な決定によって疎外を統治（ガバナンス）していく、ということのほうが筆者の議論からすれば重要な気がする（先のいい方では“疎外の結果”が重要ということだ）。それでは不十分なのだろうか。自己完結したアソシエーション社会ではなく、市場や国家といった外部を許容しつつ、その暴走を防ぐものとしての、それらへの対抗原理としてのアソシエーション社会、という構図になるのではないか。そのような意味では筆者の議論は、むしろ、J・ハーバーマスのいう“システムと生活世界の対抗関係”的な議論と重なるところが多い、と評者には思えるのだが。

V おわりに

なにか、IVのところは書評というよりも筆者への提言？のようになってしまった。力量不足を恥じるばかりである。また誤解があれば（あると思うが）、筆者にはご寛容を乞いたいと思う。

本書は、マルクスの解説書として非常に斬新なものである。また、読み物としてもたいへん面白い。ぜひ一読されることをおすすめしたい。

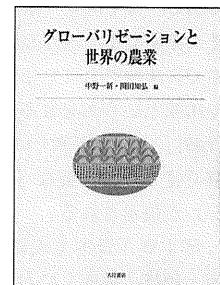
（西 淳 大学非常勤講師）

書評

中野一新・岡田知弘編

『グローバリゼーションと世界の農業』

大月書店 2007年8月 本体価格3000円



本書は中野一新、岡田知弘氏を中心とした「現代農政研究会」による5年にわたる共同研究の成果である。

同グループは、これまで、共訳書R.バーバック・P.フリン著『アグリビジネス』(1987年、大月書店)、中野一新

編『アグリビジネス論』(1998年, 有斐閣), 大塚茂・松原豊彦編『現代の食とアグリビジネス』(2004年, 有斐閣)などを出版している。

本書の問題意識は、経済のグローバリゼーション化が進むなかで大きく変貌しつつある各国農業と農政を俯瞰することにあるとしている。これまで同グループを中心にカーギル社など多国籍アグリビジネスの戦略や個別商品分析の精緻化がすすめられてきたが、他方で世界の農産物市場や各国農業の全体像を総体として把握する構造分析が希薄であったとの認識のうえに本書は書かれている。多国籍アグリビジネスが主導するグローバル化によって、世界各国の農業がいかなる構造変化を引き起こしているかを豊富な資料でもって示したものが本書である。以下、各章について簡単に内容を紹介する。

第1章では、経済のグローバル化が進展する中で世界農産物貿易構造がどのように変化したのかについて90年代の世界農産物貿易に関する品目別および輸出・輸入国別分析をおこなっている。90年代の世界農産物貿易の構造変化の方向性として、米を除く穀物貿易は停滞的であったのに対し、米、大豆、植物油は倍増またはそれ以上の成長を遂げている。また、果実・果汁・野菜の輸出も順調に伸長した。食肉市場では牛肉貿易はBSE問題で停滞的に推移したのに対し豚肉貿易は堅実に成長、さらに鶏肉貿易は米国中心に急速に成長している。90年代の世界農産物貿易は米を除く穀物貿易で旧来の貿易構造を基本的に維持しつつ、大豆や植物油、果実・果汁・野菜、食肉といった高付加価値部門で成長を遂げてきたと分析している。

第2章と3章はアメリカ農業について農産物輸出戦略と国内農業の構造変化について分析している。第2章では「2002年農業法」に代表されるように米国では昨今、農業保護を求める活動が活発化しているが、筆者はその背景に深刻な米国の「農産物輸出不振」があると見て、その原因を分析している。その原因としてNAFTA諸国との相互依存関係の強化による純輸出額の減少、EUの「アメリカ離れ」の加速、アジア通貨危機を背景とした穀物部門での東アジア市場への輸出減によって引き起こされたことなどがあると見ている。今後これを克服するには中国や東南アジアを中心とした新規輸出市場にかかっているとしている。また90年代の米国農産物貿易の構造変化は、多国籍アグリビジネスの海外移転など経済のグローバリゼーションによって引き起こされているとし、米国の競争相手国として、アルゼンチンやブラジルが台頭してきた背景に多国籍アグリビジネスのこれらの地域の輸出拠点化があると見ている。筆者は米国政府が主張する「自由貿易」の利益は米国の農業生産者の利益を意味せず、「グローバリゼーション」は米国農業にとって

「諸刃の剣」になって指摘している。

第3章では米国農業の農政全体の動向と家族的農業経営の典型地帯のアイオワ州の養豚経営の有畜複合経営の変容を分析している。近年の米国の農政は保護色を強め、「2002年農業法」の価格変動対応型支払いの導入は事実上不足払い制の復活といえ、酪農も酪農市場損失支払いの実施で保護されることになった。またNAFTAによる農産物輸入の拡大に対し原産地表示など規制を強化している。後半部分ではアイオワ州農業の構造変化について北西部地域と東部地域に区分し分析している。同州では近年、養豚経営の大規模化が急速に進んでいるが、特に北西部地域では繁殖・肥育一貫経営から肥育に特化した大規模経営への転換が進んでいる。その要因として生産過程の分割と一元管理といった技術進歩と近隣国カナダからの肥育素豚の移入があるとしている。他方、東部ではトウモロコシと畜産の有畜複合経営から大豆生産への転換、正確にはトウモロコシと大豆の連作という形に転換しつつあるとみている。

第4章、5章、6章はEU農政改革下でのドイツ、イギリス、フランスの農業構造の急減な変貌を分析している。4章では近年のEU農政改革の基本的特徴についてふれて、この改革がドイツ農業にもたらした変化を中小農民経営地帯であるバイエルン州を中心に分析している。EU農政改革は「92年CAP改革」に始まり、97年の「アジェンダ2000」を経て、03年の第3次CAP改革合意で新たな段階に入り、これまで作物別の生産高ベースであった直接支払いを、デカップルされた「単一支払い」に転換するなど、これまでの地域農業保護体制を転換し農業環境政策や地域政策・農村開発政策に重点が置かれる方向で進められている。この農政改革下でドイツ農業は激しい構造変化を起こしており旧西ドイツ地域では91年から03年のわずか12年間で農業経営の3割が姿を消した。中小農民経営が支配的とされてきたバイエルン州でも大規模経営が借地による農用地集積で農用地の4割を集積し大規模化が進んでいる一方で、主業経営数は減少し副業経営数が上回るようになり農業就業者数も大幅に減少している。また近年、ドイツ農業は直接支払いなど助成金なくして農業経営は不可能になってきている。バイエルン州では1ha当たり所得に占める助成金の割合は70%を超えており、これはバイエルン州だけでなく他の旧西ドイツ地域でも所得の6割から7割が助成金によるものになっていると指摘している。

5章ではCAP改革の旗頭であったイギリスで改革がイギリス農業に何をもたらしたかを検討している。イギリスの国内農業所得は1995年から2000年にかけて激減し3分の1以下までに減少した。CAP改革は国際市場価格が上昇する局面では有利になったが、価格が下がると域内

市場価格も大きく落ち込み価格低下がもろに生産者を襲うことになると指摘している。さらに筆者はイギリス独自の事情もイギリス農業を苦境に追い込んだと指摘している。通貨統合に参加しなかったイギリスはポンドの対ユーロ・レートが変動すると介入買い入れ発動期にはイギリスの市場価格に影響し、96年頃からの急激なポンド高によって国内市場価格低下が加わって大きく落ち込むことになった。EU域内諸国との貿易依存度が高いイギリス農業にとって対ユーロのポンド高は輸出不振と輸入増加をもたらした。このような中でイギリスの農業経営の階層分化・分解が加速し、大規模経営が生き残りをかけての規模拡大と農業経営の専門化を通じて生産の集積を強める一方、中小規模層の分解が加速化した。経営合理化をめざした雇用縮小により、農業労働者も苦境に立たされている。こうした事態のなかブレア政権はモジュレーションの導入等を通じて農村振興政策を実施し、離農する中小農業経営者や農業労働者の雇用確保を進めようとしていると指摘している。

6章では90年代初頭から今日までのCAP改革の中でEU最大の農業国であるフランスにおける農業実態を実証的に検討している。フランスでは06年から「單一支払い」が始まったが、06年で直接支払いの合計額に対する農業純所得の依存度は77%に達している。フランスの農業予算も大きく変化し、市場調整額（価格支持）は大きく減少し、他方で種々の直接支払いは急増し、農業予算に占めるその割合06年には80%（うち「單一支払い」だけで42%）を占めるに至っておりフランス農政の財政支出の中心になっている。このような農政改革のなかでフランス農業は90年代以降、今まで農業経営数がほぼ半減しており中小・零細農業経営の急落と最上層経営の規模拡大、農地集積の過程が予想を超えて進展していると指摘している。またCAP改革は農業地帯によって影響が異なっており、パリ盆地のボース平野にあるサントス地方の大規模畑作経営地帯ではCAP改革が大規模畑作経営に有利に作用していると指摘している。他方、中小家族経営の酪農生産が中心のバス・ノルマンディ地方では、農業経営数が1988年～2005年でほぼ半減し、零細経営は一挙に落層し、中規模層までも巻き込んで経営数の激減が生じていると分析している。

第7章と8章は途上国農業についてチリとインドの農業構造の変化を考察している。7章では近年のチリ農業について論じている。現在、チリ農業は多国籍アグリビジネスに主導され生鮮果実の輸出で成功をおさめた途上国のひとつみなされている。チリの果実輸出は64年のキリスト教民主党から始まり70年に誕生した人民連合政権による農地改革によって農地を獲得した農民の生活改善・安定化施策として推進された。その後生鮮果実の輸

出が拡大する中で、80年代初頭以降に米国系多国籍アグリビジネスが進出し、現在では川上から川下へ生産・集出荷施設・冷蔵施設・輸送・販売網に至る垂直的統合体制を確立している。輸出企業と生産農家の間では契約生産が定着しており、生鮮果実農家の輸出企業への依存度は非常に大きい。後半部分ではチリの輸出用生鮮果実生産地域の農業構造分析をおこなっている。これらの地域では近年、作付面積で穀物・畑作物が大きく減少し、樹園地が急増し、両者が拮抗するまでに至っている。経営としては個人生産者が大半であるが、軍事政権以降に企業的農業経営が増大し、その多くが輸出果実地域に集中している。チリ農業全体では、農地改革以降、大土地所有の経営数は一貫して減少傾向にあり、小・中規模経営が経営数でも面積でも増加している。現在、生鮮果実経営では資本集約的な農業経営に乗り出す専門的農業エリート層が台頭し、中核を担う存在になっていると指摘している。

8章は経済改革下のインドの農業政策の転換とインド農業に与えた影響について考察している。インドでは長らく基礎食糧の自給政策を基本としてきた。自給政策として農業技術の開発と普及、価格支持政策、保護貿易政策、農業投入財の価格抑制、農村部における制度金融などの政策であった。その結果、インドは一応、穀物の自給を達成した。ところが90年代に入って、これらの政策は転換されることになる。ひとつは米や小麦の過剰在庫問題がおこり、穀物輸出にのりだすが03年に米・小麦の買い上げ価格の据え置きを決定した。さらに農業投入財補助金の増加が財政赤字の元凶とされ、その削減が取り組まれた。また、90年代になって食用油需要が急増したため94年に主要な食用油の輸入自由化をした。後半ではこれらの政策転換がインド各地の農業にどのような影響を与えたかについて政府主導で農業の近代化が進んできたパンジャブ州と80年代以降落花生生産が盛んであったアーンドラ・プラデーシュ州（AP州）内陸部南部地域の農業構造に与えた影響を分析している。農業先進的なパンジャブ州、後進地域のAP州内陸部とも農業政策の転換で、農業所得で生計を維持できないような農家の割合が高まっており、非農業部門の雇用機会が限定されているなかで農家は非常に厳しい状況に追い込まれていると分析している。

第9章と10章は日本農業の問題として土地所有・利用構造の劇的な変容と日本の農村の衰退危機と農村再生の課題について論じている。8章では日本農政の国際化への移行が農地の保有・利用構造をどのように変容させたかを実証的に明らかにしている。グローバル化が本格化する1985年以降、農地の減少のテンポが急速に速まり、95年には戦後初めて耕作放棄地が転用による農地潰廃面積

を上回ることになった。さらに農地の移動も所有権移動から利用権設定によるものが圧倒的に多くなった。筆者は、グローバル化の進展は、多数・零細・賃労働・不耕作の新しい「地主」的土地位所有と、他方における少数・大規模の借地農的土地位保有への分化の過程であったと分析している。借地による利用関係でも低額小作料が増加し地代ゼロが出てきており、設定利用権の存続期間の短期間化がすすんでいると指摘している。耕作放棄のメカニズムについて筆者は、その地域の土地需要力が弱まった時、耕作されることなく荒廃化に向かうと分析している。現在、政府が進めている「扱い手経営支援」は上層農の数が極めて少なく、かつ経営を継承する扱い手が育っていないなかで面としての農地を保全することはできないと批判している。その上で筆者は農地「過剰」を前提とするとき何を作つて農地を保全するかについて、畜産の本格的自立に向けた対応と関連させつつ、飼料稻やフォールクロップサイレージ化および放牧的土地利用の道を財政支援とセットで考えるべきであると提案している。

10章では近年の日本資本主義の蓄積構造の変容との関係で農村の位置および内部構造がどのように変化したかを地域経済論の視角から分析している。筆者は現代では、経済のグローバリゼーションが集落という最も基礎的な地域単位にも直接間接に貫徹あるいは再現しており、それは「人間の生活領域としての地域」と「資本の活動領域としての地域」との空間的背離と矛盾を究極までに推し進めていると指摘している。そのうえで農村の産業衰退、就業機会の縮小を生み出した最大の要因として「二重の国際化」の問題を指摘している。これは、ひとつは海外直接投資の急増に象徴される資本蓄積の国際化、グローバリゼーションであり、これによって国内農村部に展開していた分工場や下請工場の閉鎖、リストラ、廃業を促進した。もうひとつは「政策の国際化」である。資本と商品の積極的輸入を促進する経済構造調整政策によって農産物輸入は大幅に増大する一方、国内農業の産出額は大幅に低下した。筆者は現在の農村地域経済の衰退の原因は地方自治体の大きさや制度にあるわけではなく、何よりもこの「二重の国際化」が最も大きな原因であるとし、地域経済の「活性化」は「地域内再投資力」の形成が決定的に重要であるとしている。そして、地域内再投資力を育成し、組織することが、経済のグローバル化

のなかで産業空洞化がすすむ現代において地方自治体がおこなわなければならない産業政策の基本であるとしている。

本書は90年代の経済のグローバル化の進行、とりわけ94年「ガット・ウルグアイ・ラウンド合意」以降の各国の市場主義的農政改革が各農業構造のどのような変化をもたらしたかを分析している。そして米国、EU、日本とも97年から00年代前半にかけての国際農産物価格の大幅な下落の中で、国内農業・農家が大変な苦境にさらされていることが明らかにされている。市場主義にもとづく農業政策がいっそうの農民層分解を激化させ、小・中規模農家の大量の脱落を生み出すことは明らかである。現在進められているWTO農業交渉は、これをいっそう促進することは間違いないであろう。

同時に本書を見れば、各国の国内農業が苦境に立たされている中で、それを救済するやり方も国によって大きく違っていることがわかる。米国政府は、97年からの国際農産物価格の暴落に対し農場への緊急融資を実施し、「2002年農業法」で価格変動対応型支払いの導入で事実上の「不足払い制」を復活させるなど、農業保護政策を復活させている。他方、EUではCAP改革で市場主義を維持しながら市場機能ではカバーできない環境問題、地域格差問題に対する直接的補助金を増加させることで対応している。市場主義的農政を堅持したまま、これらの政策がどこまで成功するかは疑問であるが、これらの救済政策で当面、各国農業は維持されている。これに対し日本政府は、「二重の国際化」が推進されるなかで農業所得、農外所得が大きく減少しているにもかかわらず何ら有効な政策をとらず、その結果農業の扱い手の高齢化、耕作放棄地の増大が進み日本農業は解体の危機に瀕している。

本書は「あとがき」でもふれられているように執筆者の事情で出版が遅れたため章によってデータが少し古いところがあるが、全体としてグローバル化、市場主義が各国農業にどのような影響を与えるかについての基本的方向の分析としては成功していると思う。最後に注文としては、今後の世界の農産物市場に大きな影響力を与えると思われる現代の中国農業の分析があればよりよかつたと思われる。

(江尻彰 所員 関西大学非常勤)



『格差社会の構造』を通過点として —大阪第三学科で学んで—

高田 好章

昨年2007年9月28日、基礎研自由大学院のゼミのひとつ、私の参加する大阪第三学科のメンバーが執筆した本、『格差社会の構造—グローバル資本主義の断層—』桜井書店が出版された。この「勤労・実践を捉えかえす学び」欄には2005年4月、第107号に私は既に一度書いているが、今回は視点を変えて、この度の出版までに至るさまざまな事柄を中心に書いてみたい。また、1999年7月、第90号の「基礎研だより」にこのゼミの紹介をしているが、これはその続編もある（本誌2006年6月、110号にも当ゼミのことを小野満さんが書かれている）。この本の執筆者は、編者森岡孝二先生以外全ての人が働きつつ学ぶ人たちであり、または働きつつ学んだ人たちであった。この本の出版までの経過を書くこと自体が、まさにそれぞれ執筆者たちの「勤労・実践を捉えかえす学び」のひとつ道であるといえる。

この出版の話が持ち上がったのは、2004年7月31に行われた「森岡孝二先生還暦お祝いの会大阪第三学科の夕べ」の席上であった。「大阪第三学科」、別名「金融・流通・協同組合論ゼミ」は1977年10月20日に発足し、爾来31年間、550回を越える開催回数を数える基礎研自由大学院の有力なゼミのひとつであり、その発足当初から現在まで変わらず指導をされてこられたのが森岡先生である。実は、そのお祝いの会の一年前、2003年3月に、大阪第三学科開講25周年記念誌として、『変化のなかの企業と社会—労働者の経済科学を求めて—』を自費出版の冊子の形で出した。この

冊子では、ゼミに参加している人たちが、それぞれが得意とするテーマで論稿を書く以外に、これまでに参加された人たちにも思い出を書いてもらい、また第1回のゼミから参加されている唯一の人、小野満さんの資料により、25年間のゼミの開催日・テキスト・ゼミ合宿などの記録を収めた。そのお祝いの席で、森岡先生は自費出版の冊子を発展させて、出版社から出版して世に問うてはどうか、との提案があった。

大阪第三学科では、これまでゼミが中心となって二つの本を出している。1986年に森岡孝二編『勤労者の日本経済論—構造転換と中小企業』法律文化社、1994年には森岡孝二編著『現代日本の企業と社会—一人権ルールの確立を求めて—』法律文化社である。これに続く第3弾の出版物として企画しようとの森岡先生からの提案であった。この席に集まった11名は、美味しい料理とうまい酒を前にして異論なく、早速取り掛からうと盛り上がったのはいうまでもない。これまでの出版の間隔が10年間もかかっているので、集まった人達の年齢から積算すると、今回が最後のゼミの出版物になるのではないか、との声も出ていた。

早速その年の暮れ、2004年12月22日の第1回報告会（テーマ発表）を皮切りに、翌年からの新緑合宿、緑陰合宿、3回の一日合宿、通常ゼミを切り替えての9回の個別報告会、また前後3回森岡先生との打ち合わせで執筆の進捗状況を点検しあい、当初の計画では最終稿を持ち寄る合宿を、2006年7月1日に二料山荘で行った。会の名称と

は違ひまだ最終稿ができあがっていない。働きながら学ぶ人は、職場や回りでの体験から書きたいことがたくさんあり、いろいろな思いから様々なる論点を列挙してしまい、研究者からみれば「大風呂敷」になり、それらを絞りきることがなかなか難しい。私の最初の執筆構想では、とても粗くてそして論点があまりに広すぎて、とうていこの本のひとつの章をはるかに越えるものとの批判を最初の合宿でいただき、その中からいろいろな項目をそぎ落とし、テーマを一つの論点に絞込み、それを深く追求して様々な課題を設定していく、そのような過程を経ることによって、粗雑さがとれてまとまりのある物になったように思う。なかなか思い通りに進まない中、合宿や個別報告会という当面の目標を与えられ、それに向けてなんとかまとめてみると、文章にしてみると、そこで参加者からいろいろな批判や注文を受け答えし、考える、考え合う。こういう作業を通じて、時にはメールで長文の批判と助言をいただき、何とか形にしていくことが出来た。まさにこの本は皆が一緒に作り上げていったものである。

基礎研の研究集会や現代資本主義研究会での報告も、論稿をまとめると一つの節目になった。私の場合は、職場で大きな問題となっている派遣労働の問題を取り上げた。職場の実状を見聞きし、社内の資料を集め、この間様々に取り上げられた派遣労働をめぐる新聞記事の切り抜きなど、多くの

資料を使って書いていった。書きたい内容を仕事中も頭の中で反芻しながら、休日に一気に書き上げていくというスタイルである。一気に書いていくうちに、不思議と新たな課題や問題点、文章などが出てきた。後日出来上がった草稿は、森岡先生から1章の分量としてはあまりに長すぎるということで、重複している箇所や横道に入り込んだ文など、どんどん切り捨てたりまとめ直したりしたが、切り捨てるときには大きな覚悟が必要で、せっかく書いたのに、ここは残しかったのに、という思いを残しながら削っていった。しかしながら、後から読み返すと、そのほうがすっきりとまとまった文章になったように思う。私を含め原稿が遅れる中で、早くに書き上げた人には待ってもらいうような形になってしまい、時事的な事象を扱う人には、原稿の執筆時期と出版時期との関係でご迷惑を掛けてしまった。

この年の暮れには執筆打上会兼忘年会を行い、翌年2007年7月に初稿ゲラ校正が終わり、その年9月22日と23日に行なわれた基礎研研究大会に刷り上ったばかりの本が受付に並べられた。執筆者である私たちも、この時初めて出来上がった本を手に取った次第である。最初の構想から世の中の変化を追うように本の題名も変遷した。当初は「変化のなかの企業と労働」であったが、グローバルという論点を生かそうと「グローバル化時代の企業と労働」に変わり、さらに格差問題が焦点



1988年 第三学科の飛鳥学宿

になるにつれて、初稿が出揃ったときには「格差社会の構造」をメインの書名とすることで落ち着いた。森岡先生によると、サブタイトルに「グローバル化時代の企業と労働」を当初つけていたが、新幹線の中で「グローバル資本主義の断層」を思いつかれたとのこと、「この断層は『格差』という意味と『断面』（切り口）『断想』（断片的考え方）という意味を込めています」と送られてきたメールにある。いつも思うことではあるが、森岡先生の書名のつけ方は本当に的を得ていて、うまいなと思う。この本が世に受け入れられたことのひとつに書名の的確さもある。なお、この出版に対して基礎研から出版助成をいただいた。これは基礎研内のゼミでの活動のひとつとして出版活動を活発に行なおうとの主旨のものである。その年の10月8日、森岡先生はじめ執筆者やゼミの仲間、それに引き受けていただいた出版社桜井書店の桜井香さんも東京からお出でいただき、出版打上会を行なった。その場所はくしくも3年前に出版へ向けて雄叫びをあげた同じ所「阿もちん」であった。さらに、11月24日に合評会合宿を行い、それぞれの執筆者が別人の章を報告しあい、森岡ゼミの院生にも参加してもらって活発な討議をして、これから課題を探りあつた。ただ単に書きっぱなしにするのではなく、それが執筆の過程で切り捨てたこと、深く追求できなかつたことなど、からの勉強の方向性を考えるとてもいい機会となった。特にここで思ったことは、仕事の内容

を原稿に生かす、仕事でしか知りえないことを書く、ということが働きつつ学ぶもの、労働者研究者の重要な使命であり、書く事の最大の動機となる。その努力の甲斐もあり、周りの評判もよく、出版社の桜井さんから2刷に行きますとのうれしい連絡もあり、世に問う意義があつたと自負している。

今年の4月から7月まで母校の駒澤大学で非常勤講師として、この本を使って講義をした。毎週の講義でひとつの章を取り上げていったが、講義内容をまとめるためにもう一度その章を詳しく読んで行くと、そこで今まで気がつかなかった筆者の意図がわかることが多々あった。これまで合宿や個別発表会であれほど発表をきき討論をしているのに、新たな発見をするということに、勉強のおもしろさと奥深さを知った。学生へのアンケートには、この本を通して今の世の動きをよく学ぶことができた、とのうれしいものもあった。派遣労働のことを私がこの本に書いたことがきっかけとなって、熊沢誠さんが中心になってやっておられる「職場の人権」研究会で今年2月に「人事・労務20年—中小企業の役員からみた労働現場」と題して話すことになった。ここでは職場での守秘義務などで出版物としての本に書くことが出来なかつたことや、社内の資料を積極的に使って製造業における派遣労働を経営の立場からどう考えているのか、ということを話した。この時の話は、研究会の会誌『職場の人権』第52号（2008



2007年10月8日の出版打上会、「阿もちん」にて

年5月)に掲載されている。なお、本誌前号にこの研究会が紹介されている。

さらに話は続く。これがゼミでの最後の出版になるのでは、との話を書いたが、今年2008年が基礎研発足40周年にあたり、40周年を記念して出版企画に対して補助が出ることとなり、森岡先生から応募してみてはどうか、と問い合わせられたゼミの人達は、目を輝かせて即座にイエスとの回答で応じ、早々と次の出版計画がスタートすることになったのである。というわけで、我らが同士での出版はこれが最後とならず、新たに若い人も参加されて「乞うご期待! つづく」ということになった。

ところで、大阪第三学科は月に2回のゼミを行なっている。これは基礎研が出来た当初の学科のスタイル、古典と現代物を同時に学ぶということを今も踏襲している唯一のゼミである。古典は発足時に『金融資本論』から始まったが、その後『帝国主義論』、『資本論』、『要綱』と進み、今年3月には3度目の『資本論』3巻を終わり、再び1巻に戻って学び始めている。現代物は参加者が読みたいものを持ち寄り決めている。今は『21世紀とマルクス』を終わり、ハーヴェイ『新自由主義』を読んでいる。

私の一ヶ月は2回のゼミを軸として動いている。毎回のゼミの予習、当日の議論と終わった後の食事をしながらの面白い話、情報交換。翌週の初めに前回のゼミでの報告と討議の様子、予定などを掲載した「ゼミ便り」を作り、ハガキに刷ってポストに投函、それを所内のメーリングリストに流す。ゼミのホームページにも掲載して、予定を更新する(もっとも最近は忙しくて即時に更新できずにいるが)。このゼミ便り、最初は事務局をやっておられた西田達昭さんの手書き、それから仲野組子さんのハガキ版に代わり、その後私が引き継いでいる。月2回ハガキで届く便りが、長く続いているゼミのひとつ車輪ではないかと思っている。ゼミの報告を要約し、討議の内容を記録するのだが、参加者からは報告要約は短くていから、討論を詳しく書いて欲しいとの要望があ

る。自ら参加している討論を記録することは至難の業、メモ書きをたよりに書いていくが、正確かどうかは不明、独断のそりをまぬかれない。しかし、ある限られたスペースに報告と討論をまとめるのは非常にいい勉強になっている。送信しているメーリングリスト上では時にいろいろな人からご意見をいただぐが、先日は高名な先生から間違いを指摘され、恐縮しつつ書く事の責任を思った。ゼミ便りの冒頭になにか一言、いつも時事物を書いているが、このテーマを探すのにひと苦労。もっともこちらにはまったく反応なしではあるが、時代を映す鏡になればと書き続けている。

私がこのゼミに参加したのは1979年だから概ね30年になる。いつの間にか参加者の多くが職場を退職し、気がつけば職場で働いている人は少数派になった(もとい、若い人も参加されている)。しかしながら、私よりも前にゼミに参加された人たちはツワモノぞろいで、私はいつもゼミでは新参者気分である。教えられることがたくさんある。仕事をしたことを勉強に生かすことを実践している人たちを見て、ゼミに入った頃森岡先生から、自分の足元(つまり自分の仕事)を見て勉強しなさい、と言われたことを思い出す。それから今思うことは、勉強してきたことを仕事に生かすこと。仕事をしているとき、いつも目の前には勉強する、研究する材料がいっぱい転がっている。そのままでは見過ごしてしまうこともある。通り過ぎてしまうこともある。それを拾い集めれば、新たな研究対象になりうる。それを単に研究対象にするのではなく、その研究と勉強を通じて、仕事が良く見えてくる。いまやっている仕事の背後に何があるのか、この仕事の意味はどういうことなのか、この仕事をどうすすめればいいのか。その時、「働きつつ学ぶ」ということの真価が問われるときである。

大阪第三学科のホームページ

<http://homepage1.nifty.com/ytakada/kisoken/>

(たかだよしあき 所員 化学会社勤務)

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数	論文、研究ノート、読書ノート：200字詰50枚以内 研究動向、書評：同 20枚以内 いずれも、図表、注などを含む。
原 稿	・投稿は、編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMs-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。 ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。 ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。
掲 載 料	下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。 論文・研究ノート・読書ノート5000円、研究動向・書評2000円

編集後記

▼ 117号に続いて、休む間もなく、118号をお届けします。前号の発行が大幅に遅れました。このことについて編集局長として皆様に深くお詫びします。今号は基礎研40周年記念号の一環でもあり、また12月の記念大会に間に合わなければならぬ内容を含むので、何とか大会までに発行できればと努力してきました。

▼ 今号は、記念号第1弾の企画として、2つの座談会を収録しました。基礎研の40年の歩みを振り返りつつ、今後の経済学の発展について、意見を交わしました。若手が自由に意見を出せるようにという配慮もあって、また40年にあたって多くの人の発言の場にもなるようにと考えました。初めて、また本当に久しぶりに『通信』に登

場する人もいるのではないかと思います。皆さんにとっての40年（もっと短い期間でしかない人が多いことを期待もしますが……）とも対比をして、そのころの自分を思い出しながらお読みいただければ幸いです。

▼ 少しずつでも最近は書き手の幅も広がり、内容も多様な領域をカバーし、内容も充実してきています。96頁だけでの発行が続いています。しかしとくに書評の書き手が圧倒的に不足しています。今の水準で発行を継続するには皆さんの協力をお願いするしかありません。

▼ 次号も40周年記念特集で、12月の記念大会の内容を中心にお届けする予定です。ご期待下さい。

（中谷武雄）

現代資本主義研究会

シンポジウム「米国発の現下の金融危機をどうとらえるか」

報告者1 岩橋昭廣（阪南大学）

報告者2 藤岡 悠（立命館大学）

コメンテーター 中本 悟（大阪市立大学）

司会 大西 広（京都大学）

とき： 12月23日（火・祭日）

じかん： 午後2時～5時半

ところ： 京都大学経済学部

経済科学通信 第118号 2008年12月5日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL http://www.kisoken.org

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

中谷 武雄

大西 広

編集局長

副編集局長

編集局員

神谷 章生 藤岡 悠 岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子

田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史 形岡亮太郎 森本 壮亮

佐々木雅幸 阪本 将英 大畑 智史 中野 裕史

印 刷 所

モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301（代）

購 読 料

一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 価格税別表示

R・パクストン[著]瀬戸岡紘[訳]

四六判上製・4500円

ファンズムの解剖学

ファシズムとは何か ファシストとは誰か 複雑な過程、多彩な行動と実態を綿密に追跡、かつ膨大な個別研究を検証して、全体像に迫る。

ファシズムは過去形で語ることができるか！

ベンノ・テシイケ[著]君塚直隆[訳]

A5判上製・5200円

近代國家体系の形成

ウェストファリアの神話 資本主義と国家の形成・発展と人類史の geopolitics 的転換を追究して新たな近代世界史像を提示。

J・ローゼンバーグ[著]渡辺雅男 渡辺豪子[訳]

A5判上製・4300円

市民社会の帝国

近代世界システム
の解明
国際関係に対する資本主義のもつ意義を論じて、新たな近代世界システム論を展開。

古野高根[著]

A5判上製・3500円

20世紀末バブルはなぜ起つたか

日本経済の教訓 バブル経済を金融ビジネスの第一線で体験した著者が理論的・実証的に問い合わせる。元金融マンが書いたバブル論！

岩田勝雄[著]

四六判上製・2600円

現代世界経済と日本

長島誠一[著]

四六判上製・3700円

格差社会の構造

グローバル資本主義の断層

森岡孝二[編]
菊本義治ほか[著]

四六判上製・2700円

日本経済がわかる経済学

R・ヤツクーシ・ヴォネンほか[編] 關二文字[監訳]

フィンランドの先生

どうがちがうのか？ フィンランドの教員養成の初紹介

四六判上製・2600円